



0057365-000

特205-409

步兵操典詳説

干城堂

第1巻

昭和17

AJF

426

71

初級幹部研究用

步兵操典詳說

第一卷

千城堂發行

特 205
409

序

歩兵操典は歩兵訓練の經典である。而して其の一條一項にも幾多先輩の鮮血が充溢して居るのであつて、簡單なる一語と雖も決して輕視することは許されないのである。之が研究は蓋し容易なりとしない。是我が熱心なる初級幹部諸君の參考資料として敢て本書を提供しようとする所以である。

今茲に少しく操典の歴史的回顧を試みるなれば、明治の初年専ら歐米文物の輸入に是急なりし時代に於て、軍隊訓練の範を獨佛に採つたのは自然の然らしむる所であつて、

其の後日清殊に日露の戦役を経て漸く皇軍獨特のものを制定するの氣運となり、爾後數次の改定を経て現行のものとなつたのである。然らば其の所謂獨特のものとは果して何であらうか。之を今日の戦場に於ける彼我兩軍の戦績に觀るとき、大は運用の方略より小は一兵の動作に至る迄恰も別箇の原則に立脚するか之感が深いけれども、暫く之を形



426
71

初級幹部研究用

步兵操典詳説 第一卷 目次

研究の方針	一
第一篇 各個教練	五
第一章 基 本	五
第二章 戰 闘	七
要 則	八
第一節 射 撃	一〇
要 旨	一〇
小 銃	一四
輕機關銃	一六
擲 彈 筒	一六
第二節 運動、運動ト射撃トノ連繫	一七
第三節 手榴彈ノ投擲	二三
第四節 突 撃	二三
第三章 夜間ノ動作	二五

式に就て考へると、縦ひそれは如何程改定されたとしても、結局歐洲式であり、決して雲泥の差のあらう筈はないのである。唯之が建國三千年の歴史を背景とする所謂日本精神に依つて活用され進展せしめらるゝ所に一大特色がある。即ち日露戰役以後の改定は、如何にして我が國民性を發揮せしめ得るかの研究に在つたと歸納し得るであらう。此のことは、新操典に於て特に其の感を深うするものである。本書の筆者は此の點に特に留意して研究し又之を強調せられてある。職に訓練に従事せらるるの士は、深く思を茲に致されねばなるまい。其の他の解説に就ては、詳細丁寧の一語に盡くべく、其の只管後進を思うて止まざるの至情を多とするものである。

昭和十七年五月

干城編輯部主幹

第四章 戰團間兵一般ノ心得	二七
第二篇 中隊教練	三一
通 則	三三
第一章 密 集	三四
第一節 隊 形	三五
第二節 密集ノ動作	四一
第二章 戰 闘	五五
第一節 分 隊	五五
第一款 攻 撃	五七
第二款 防 禦	一六
第二節 小 隊	一三〇
第一款 攻 撃	一三〇
戰闘ノ爲ノ前進	一三一
展開、運動及射撃	一五二
突撃、陣内ノ攻撃	一七六
第二款 防 禦	一〇一

初級幹部研究用

步兵操典詳説 第一卷



研究の方針

昭和十五年二月十九日特筆の新步兵操典が發布された。之より先其の草案を配賦せられ各隊に於ては其の趣旨に依り従前訓練と研鑽とを重ね、其の制式は既に一般學校教練に迄普及したのであるが、新操典は其の研究の結果殊に最近實戦の経験は練り固し其の改正の徹底を期せられたのである。そこで今步兵操典の研究を行ふに方りては、此の改正の要旨を先づ検討するを必要と信ずる。蓋し步兵訓練の制式は多少たりとも國民に知られあるのみならず現在の幹部の多くは草案又は其の以前の訓練を施されたるものであり、又改正の要點即ち新操典の強調しようとする所何處に在るかば、之を草案に比較することによつて的確に知ることが出来るからである。

一、改正一般の要點

一、國軍歩兵の一大強化である、
即ち編制、裝備が非常に鞏化されて、之ならばといふ所まですゝみ、之に基き原則法則が大に加へられ、又従つて

重點を徹底されてゐる。

二、嚴正なる軍紀、旺盛なる責任觀念、不撓不屈の熱意等を益、強調され、教練に於ては此等の精神的要素を涵養することを非常に要求されて居る。

三、歩兵戰鬥の根本目標は肉弾決勝なりとし、歩兵の本領は突撃を以て敵を殲滅するのだと宣明されて居る。

四、輕快なる指揮と自主的戰鬥指導とを特に要求されて居る。之は編制の複雑なると戦力の増大との關係上當然の要求とみるべきであらう。

五、近接戰鬥就中突撃戰鬥の訓練を特に強調して居る。之に關しては作戰要務令と步調を同じくして懇切周到にかいてある。就中突撃準備の徹底、○軍の特性に應ずる陣内戰の對策に就て仔細に示されてある。

六、歩砲の協同に就ては、必勝の方法としての確にされて居る。即ち歩兵は砲兵の最後の突撃支援射撃の開始と同時に敢然出發、砲兵射程延伸の最後の彈丸に膺接して突入すべきことを小隊以上の凡てに於て要求して居る。歩戰の協同、歩戰砲の協同等亦實に徹底して居る。

七、夜間戰鬥を更に一層強調し、飽くまで奇襲とし、中隊は通常全力を以て突入するのを主義とする。

八、資材の節約、補充等を具體的に示してある。是編制裝備の改編上非常に必要なることであるが故であらう。

九、建制を重視し分割を避くるの主義である。是今回の編制、裝備ならば此の必要はなく尙又分割しないのが有利であるが故であらう。

十、防禦に於ては火力急襲を強調し、輕擧の突撃を戒めてある。是日本軍が死守してあれば何十倍の敵が來ても敗れないことは戰例が澤山之を示して居るからであらう。

十一、手榴彈の投擲法が附録から本文の方に移され、自動砲教練、通信隊教練の新設等が目立つて居る。

十二、附録に於て肉薄攻撃が加はり、十一年式輕機關銃の操法、九四式眼鏡照準具の操法、鞍馬編制大隊砲及速射法教練、平射歩兵砲教練等は皆此等の現に使用されつゝある限り必要と認めて殘置されたのであらう。

十三、附圖の關兵分列隊形は制式の變更に伴ふ改正である。

二、總則中改正の要點

第一 本操典は歩兵の訓練及戰鬥實行の爲の準據を示したことを明かにされて居つて、從來會てなき宣明である。

第二 歩兵は本操典に據り指揮官以下を訓練して諸制式諸法則に習熟せしむべきこと、軍紀嚴正精神鞏固なる軍隊を練成して戰鬥百般の要求に應ずべきこと、特に戰時に在つては實戰の經驗と將來の變化とを洞察して克く本操典を活用し且教へ且戰ひ以て戰捷を得ることに遺憾なきやうにと懇切に示され、綱領第十二、總則第一と相伴うて創意工夫を積み千差萬別の狀況に處し活用すべきことを強調されて居る。

第三 輕重本末を稽へ重點に徹底せよといふことは、從來同様(章三)であるが、主要事項は終始演練を反復徹底せしめよと要求して一層の重點主義を強調されて居る。

第四 歩兵編制の改編に伴ふ如く基礎教練の完成、歩兵各種部隊及戰砲工等との協同教育に就て示されて居るが、其の精神に變化はないやうである。(章四)

第五 歩兵戰鬥は敵に近接するに従ひ激烈困難となり、而も其の成否は實に軍の勝敗を左右するのであるから、歩兵は近距離戰鬥就中突撃準備以後の訓練を大いにやれと從來に比し徹底的に要求して居る。(章七)

第六 夜間行動の要求を一段と強調し、晝間に於ける如く演練を重ね其の精到を期せよと示して居る。(章六)

第七 短期教育に於ては先づ緊急の訓練を進め、時日の餘裕を得るに従ひ逐次に擴充せよ、だが基礎訓練は十分に

示して居る。

第八 教練に於ける指揮官の位置と姿勢とに關し實戰の通りにすべきことを絶対に要求し、上級指揮官等の教練上の姿勢と位置とに關しても制限をして居る。之は平素の悪習慣が戰場に於て赤裸々に現はるゝ實驗からであることは明瞭である。又實戰の姿勢を以て指揮することに慣熟する必要がある。(草一八)

第九 記號若くは號音を以て號令、命令に代ふることのあること、指揮官は狀況に應じて下すべき號令、命令の徹底竝に記號に依る指揮に熟達すべきこと、此等命令、號令の實行を確認すべきことを強調して居る。(草二四)

第十 教練の計畫と實施上との注意を一纏めにして示し、特に實戰の光景感想經過、精神的要素の涵養、狀況の變化及支障に應ずる指揮、工事の勵行、想定は併立する場合と獨立せる場合種々なる狀況を現はすこと等を極めて的確に示されて居る。(草一五、一六、一七、一九等)

第十一 記號規定中各篇共通のものを一纏にされてある。(草二五、二六、二七)

以上の外草案中に在りし事項中當然のもので特に操典に記述の要なきもの、或は他に規定しあるもの等省かれたものもある。

第一篇 各個教練

第一章 基 本

不動の姿勢、右(左)向、半右(左)向、後向、行進

第十五 不動の姿勢中「左臂を自然に垂れ(徒手に在りては兩臂を自然に垂れ掌を股に接す)指は軽く伸ばして竝へ中指を概ね袴の縫目に當て」とされて、草33の「左臂(徒手に在りては兩臂)は自然に垂れ掌を股に接し……」に比し「掌を股に接す」ることをやめられたのは、防毒面を携行する際困難であるからの修正であらう。

第十七 右(左)向、半右(左)向に於ては「右手にて銃を少しく上げ腰に支へ左踵にて九十度或は四十五度右(左)向き銃を靜に下ろす」とし、草35の「左足尖と右足とを少しく上げ」といふ細部を削られ、又後向に於ては草35の「兩足尖を少しく上げ」といふ細部を削られて、途中の動作の細密なる要求を緩和されて居る。

草49斜行進を削られた。制式として必要のない爲であらう。

第二十三 行進間の後向に於て「兩足尖にて後ろに廻り續いて行進す」とし、草49の「兩足尖にて百八十度右に廻り」の「百八十度」の語を削られて要求を緩和されて居る。

草512の「折敷、伏せ及起て」は各個教練から削られ、中隊教練密集の動作(九八)に移された。之は恐らく膝射、伏射の動作さへ修得さすれば容易な課目である故であらう。

著劍、脱劍及裝填

草38「著劍及脱劍は停止、行進間如何なる姿勢と場合とを問はず之を行ふ、著劍及脱劍は注目して之を行ふものと

す」の一項を削られて、行進間如何なる場合でも行ふことの要求を緩和されて居る。

第二十九 装填に於て「左手にて概ね銃の重心の所を握り」とし、草42の「左手を以て概ね銃の重點の所を握り」を修正されて居る。

又草41「装填は通常停止間に於て行ふものとす兵は如何なる姿勢と場合とを問はず確實迅速に之を行ひ得ざるべからず」の一項を削られて、要求を変更されて居る。

射撃

第三十一 「但し逆射の姿勢は其の要領を、立射の姿勢は單に其の概要を修得せしむるを以て足る」とし、又「射撃教育に方りては装面して演練すること亦必要なり」として、草55の「但し立射及逆射の姿勢は其要領を會得せしむるを以て足れりとす」に比し、立射の方を緩和し装面射撃を強調されて居る。

第三十二 「良好なる射撃姿勢は精熟せる据銃、照準、撃發と共に命中を良好ならしむるの基礎なり」とし、草55に比し「精熟せる据銃、照準、撃發と相俟つて」然ることを加へられて居る。

第三十三 「射撃姿勢を取らしむるには目標を示し左の號令を下す但し對空射撃に在りては方向を示し射撃姿勢を取らしめたる後目標を示すことあり」とし、草59に比し但書を加へられて居る。之は實際上斯くの如くすることが適當なることが多いのであらう。

第三十三 膝射の姿勢を取るに方り「左手にて彈藥盒を左右に開き……」と加へられた。之は膝射に於て防毒面の待機姿勢に依る窮屈を緩和する爲のやうである。(草59)

第三十三 「逆射の姿勢を取るには膝射に準じ臂を地に著けつつ左手にて概ね銃の重心の所を握り指を銃床の溝に置き仰臥し床尾を右腋下にし床嘴を地に著け銃口を上にし装填したる後右手にて概ね右側面より銃把を握り銃を地面

に對し約六十度に保つ後盒を有するときは先づ左手にて左に廻はす」とし、草59に比し、銃の保持を容易ならしめたること、地面と銃との角度を六十度としたること、左手を以て銃の重心を握る如くし据銃を迅速ならしめ、姿勢の安定を圖る爲後盒を左に廻はすこととせられた。

第三十四 狙撃眼鏡の装脱に就いて新に加へられた。

第三十五 草61の「据銃、照準及撃發を爲し要すれば彈藥を装填し爾後之を連続す」を削られたが、之は射撃教範に在るからであらう。

第三十六 「撃方待て」の號令にて「据銃前の姿勢に復し次發の準備を爲す」とし、草62の「銃を構へ次發の用意を爲す」に換へ、「撃方止め」に於て膝射に在りては彈藥盒を舊に復することを示されて居る。

第二章 戰闘

改正の要旨

戰闘各個教練に於ける改正の要點を摘記すれば次の如くである。

一、戰闘各個教練は分隊内の一員たる散兵としての基礎の動作を教育するの趣旨に徹底し、其の動作は確實に分隊長の號令命令に應ずるを第一主義とする趣旨に改められ、其の要求程度を若干緩和せられてをる。

1、自ら戰闘を實施し得るに至らしむべき要求を號令に依ることなく戰闘を實施し得る如くと改正せらる。

2、兵は自ら照尺を選定すること及射撃速度を狀況に適應せしむるに至らしむべき要求を削除せらる。

二、常に敵の狙撃に對するの著意を明かにし、所要の修正を加へられてをる。

1、射撃の爲地形地物を利用する際遮蔽の効果を重視せらる。

- 2、敵をして目標を捕捉し難からしむるの趣旨を、「運動、運動ト射撃トノ連繫」の部の要旨的事項を記述せる條に明示し、之に關する著意を強調せらる。
- 3、散兵の停止に方りては先づ迅速に地形地物、陰影等を利用して停止したる後射撃の爲地形地物を利用して的確なる射撃を爲す趣旨に改めらる。
- 4、敵彈下に在りては早駈を以て躍進するを通常とし、且一躍前進すべき距離は一層短縮する趣旨に改めらる。
- 5、輕機關銃手の運動と射撃との連繫に於ける對狙撃動作を小銃手、擲彈筒手にも適用し得る如く改めらる。

要 則 (番號の)の數字は草案の番號を示す

第四十九(75) 戰鬪各個教練の目的を明示されたものである。

一、舊草案の「攻撃精神ヲ養成シ……」を「特ニ攻撃精神ヲ養成シ……」と、「特ニ」の二字を加入し、攻撃精神の養成を強調せらる。

戰鬪に攻撃精神の重要なことは今更喋々する迄もないことであるが、今次事變の經驗に徴するに、火器の發達、築城術の進歩、民族(國民)的意識の昂揚等により、戰鬪は愈々、艱強慘烈を極むるに至るであらう。従つて將來戰に對しては確乎不拔の攻撃精神を培ふの要愈々、切なるものあるを痛感せずには居られない。而して此の目的達成の爲には、諸種の手段方法あらんも、要は、動もすれば陥り易き口頭に依る戰況の説示の如きは絶対に避けねばならない。戰況の現示を實戰的ならしめ、實感の誘起により散兵をして戰況中に没入せしむると共に、指導者の周到なる計畫と潑刺たる意氣と熱とを以て其の訓練に精進するにあると思ふ。

二、草案の「但隣兵トハ連繫協同ニ關スル動作云々」の字句は削除せらる。

戰鬪各個教練は、前にも述べた通り分隊内に於ける散兵の動作を教育するにある。決して單獨の獨立した兵の教育ではない。従つて戰鬪各個教練に於ても常に隣兵に關する事項を念頭に置きつゝ動作せしむべきであつて、分隊教練に於て始めて隣兵との連繫協同を教育する如き誤つた觀念を懐かしめ易い草案の字句を削除せられた。

第五十(76) 戰鬪各個教練の教育要領を明示したものである。

一、草案の「習熟スルニ從ヒ自ラ戰鬪ヲ實施シ得ルニ至ラシムルヲ要ス」を、新操典に於ては「要領ヲ會得セバ號令ニ依ルコトナク實施セシム」に修文せらる。

一、草案の「習熟」と云ふ字句は、初期の教育(號令に依る動作)に於ては適當を缺くが如くに思はれる。「習熟」は寧ろ後期の教育(號令に依ることなき動作)に於て要求すべきものであらう。従つて新操典に於ては初期教育に於て先づ其の要領を會得せしめ、之を基礎として漸次向上進歩を圖りつゝ後期教育に入り、以て遂に其の習熟の域に到達せしむる如く修文せられたものと思ふ。

二、草案の「自ラ戰鬪ヲ實施シ得ル云々」の字句は、動もすれば斥候兵の如き獨立した戰鬪兵を作るが如き廣範圍の獨斷を散兵に要求しあるものの如く誤解せられ易いのみならず、事實亦草案に於ては可なり高度の獨斷を要求して居つたのであるが、本事變の教訓に依り斯る高度の獨斷は兵に對し過重なることを發見し、分隊長の號令命令に應じて動作せしむるの主義を採用するに至つたのである。

新操典の「號令ニ依ルコトナク實施セシム」と云ふ字句は、操典に於て散兵に許されたる範圍内の動作に限られたものであつて、分隊長の號令命令から獨立した動作ではないのである。例へば分隊長が各個躍進を命令し爾後に於ける散兵は自ら前進の好機を看破して躍進するが如き、或は停止後地形地物を利用して射撃するが如き動作を示して居るものである。

三、草案の「教育ハ各期ヲ通シ……又屢、装面シテ實施スルヲ要ス」を、新操典に於ては「瓦斯内ノ戰闘ニ習熟セシムルヲ要ス」に修文せらる。

瓦斯内の戰闘を一層重視せられ之に對する要求程度を一段と高上し習熟せしむることを要求せらるゝに至つた。
草案(77)の「射撃及運動ハ先ツ各別ニ教育シ……訓練スルヲ要ス」は、單なる教育の手段方法なるを以て削除せられたであらう。

第一節 射 撃

要 旨

新操典に於ては、「射撃の節」に「要旨」を新に設け、小銃、輕機關銃、擲彈筒の射撃に關する共通的要求事項を取纏められたのである。従つて本要旨の條文は小銃、輕機關銃、擲彈筒の何れにも適用せらるべきものである。而して射撃教範に示されある教育に屬する事項は削除せられ條文を簡明に修文せられて居る。

第五十一(78) 戰闘各個教練に於ける射撃教育に關し演練すべき主要なる事項を示したものであるが、之が訓練に際しては、射撃教範の射撃豫行演習、基本射撃及各個戰闘射撃等と密接に連繫せしむべきものと思ふ。

一、草案の「射撃ハ教育ハ初期ニ在リテハ動作ハ正確ヲ主トシ漸次教育ハ進ムニ從ヒ迅速ヲ要求シ」は、新操典に於ては削除せらる。

右の様な部分的な基礎教育は、寧ろ射撃教範の教育に讓るべきものと思ふ。即ち「射撃教範第二部第九」に

射撃豫行演習ハ勉メテ戰況ノ下ニ實距離ニ設置セル諸種ノ目標特ニ觀エ難キ目標ニ對シ之ヲ行フベキモノトス之ガ爲先ツ膝射、伏射ヲ以テ基礎ノ教育ヲ行ヒ次デ各種ノ地形、地物ヲ利用スル射撃動作ヲ教育シ射手ノ習熟スル

ニ從ヒ漸次距離ヲ大ニシ目標ノ状態ヲ實際ニ近似セシメ又屢、實兵ヲ用フル等ノ手段ニ依リ逐次其ノ程度ヲ向上スルヲ要ス

とあるが、此と密接に連繫して、戰闘各個教練に於ては戰況の下に於て其の射撃を現況に即應する如く活用の技能を教育訓練すべきものであつて、非實戰的に流れ易い基礎的部分教育に墮することを慎まねばならぬ。

或る時代に於ては微に入り細に互る部分教育を賞揚されたことがあつて、分割すべからざるものまで強ひて分割するの風があつたが、戰闘各個教練の如き散兵をして全く状況中に没入せしめ實戰的訓練を施すべき教育に於ては、狀況を無視した豫行演習的教育は禁物である。草案の本文の如きは全く射撃教範の豫行演習と混用せられ易いので、削除せらるゝに至つたものと思ふ。

二、草案の「兵ハ自ラ照尺及照準點ヲ選定シ」は、新操典に於ては「照尺」を削除せられ、單に「適切ニ照準點ヲ定ムルコト」に修文せらる。

戰闘各個教練改正の趣旨は、從來の分隊長の指揮を脱逸し易い高度の獨斷に抑制を加へ、分隊長の號令命令に應ずるを第一主義とせられたのであるから、「照尺の選定」の如き重要な事項は總べて分隊長の權限とせられたのである。新操典分隊教練戰闘の部第一二四を参照すれば「照尺の選定」は分隊長の絕對權なることが明瞭である。

元來「照尺の確否」と云ふことは、射撃威力に重大なる關係を有することである。斯様な重大な責任を兵に一任するが如きは、過望に屬する。照尺の改装と云ふことは容易な動作の様であるが、状況中に入ると中々難かしいものである。演習に於て屢、實見する様に、分隊長の號令があつてすら尙且改装を忘るゝ者があるが、況んや實戰場裡に於て照尺の改装を散兵各人に任せて居つたならば、恐らく混亂状態に陥るは當然のことであらう。

三、新操典に於て「特ニ狙撃手及輕機關銃手ニ在リテハ此等ニ熟達セシメ且隱顯、移動目標ヲモ機敏的確ニ狙撃シ得

シム」を新に増補せらる。

「狙撃手」を新に認められ(草案には此の名稱なし)、狙撃手、輕機關銃手に對する訓練の要求程度を高められると共に、狙撃の重要性を強調せられたものと思ふ。

草案に於ては、「狙撃手」と稱する特別な射手を認めて居らなかつた關係もあるが、射手の優劣に關係なく皆一樣に教育訓練を施す様になつて居つたのである(草案に於ても狙撃の必要を認め實際に於ては「狙撃手」の教育をやつて居つたのである)が、新操典に於ては公然と「狙撃手」を認めた結果、一般銃手と狙撃手を區分して其の訓練程度に差別を設けたのである。

然らば中隊に於て如何にして「狙撃手」を選定するかと云ふと、それは射撃教範第二部第六に次ぎの様に記述してある。

中隊長ハ初年兵基本射撃ヲ終リタルトキ小銃手中射撃技能優秀ナル者十五名ヲ選拔シテ特別射手ト爲シ狙撃ノ技能ヲ向上スル如ク教育ヲ行フモノトス

又分隊戰闘射撃の所(第一百十)には狙撃手の訓練に關して「機敏的確ナル狙撃動作」を要求されて居る。従つて戰闘各個教練に於ても射撃教範の教育と連繫して狙撃手としての特別教育を必要とする譯である。

第五十二(80)

地形地物利用の要旨を明示せるものである。

一、草案の「射撃ノ爲地形、地物ヲ利用スルノ要旨ハ……主トシテニ遮蔽ノ效用ヲ顧慮スルニ在リ」を、新操典に於ては「射撃ノ爲地形地物ヲ利用スルノ要ハ銃、筒ノ最大威力ヲ發揚スルヲ主トシ併セテ遮蔽ノ效果ヲ收ムルニ在リ」と改修せられ、特に遮蔽の價値を重視せられたものである。

草案時代迄は、「遮蔽ノ效用ヲ顧慮」なる文句に拘泥して居つたわけでもなからうが、兎角「射撃第一主義」に隨して

動もすると遮蔽を輕視し、甚だしきに至つては遮蔽を以て憶病者のすることの様に思はれたものである。極端に言ふならば、射撃威力の發揚の爲には銃や射手が暴露すること等は當然だと云つた風であつた。然るに本事變の教訓に鑑みると、斯かる主義(遮蔽輕視若くは無視)の地形地物の利用法は、敵の堪能なる狙撃に對して好目標となり、可なり無益の損害を受くるに至つたのである。従つて戰場に於ては遮蔽は馬鹿に出來ぬものであることが判つて據など利用して居るときなど頭を出さなくとやかましく幹部が注意する様になつたものである。勿論、火器の最大威力の發揚は昔も今も變らぬ地形地物利用の鐵則ではあるが、其の利用に際しては、特に遮蔽の價値を重視し積極的に其の効果を十分に收むる様に努めねばならぬ。併し遮蔽價値が重視せられたからとて、之のみに囚れてはならない。要は射撃と遮蔽との調和を地形地物に應じ適切ならしむることが肝要で、戰闘各個教練に於ては斯かる判別能力を十分に訓練すべきであらう。

二、草案の「故ニ此趣旨ニ基キ兵ヲシテ目標ノ景況ニ應シ……其價値ヲ判別シ」を、新操典に於ては「故ニ兵ヲシテ目標及敵火ノ状態ニ應ジ各種ノ地形地物ニ就テ價値ヲ判別シ」に増修せらる。即ち新操典に於ては地形地物の價値を判別するに際し「敵火の状態」を顧慮すべきことを増補せられたのである。

草案時代に於ては地形地物の價値を判別するのは一に目標の景況(諸種の目標、視え難き目標、瞬間隱顯する目標、移動する目標等)によつて居つたので、敵火を無視するの傾向なきにしもあらずであつた。

一體「敵火の状態」と云ふものは、我が射撃威力の發揚に重大なる關係を有するものである。即ち射撃威力の發揚に好適の地形地物ありとするも、若し此の地形地物附近に敵の集中火を誘致する様な場合には、其の敵火の爲に我が射撃威力の發揚に尠からざる妨害を受くることは當然のことである。場合に依つては我が威力の發揚に先だつて敵から多大の損傷を受けることになるかも知れない。そこで斯様な地形地物は勉めて避けねばならないのである。新

操典第六十二、「散兵の停止」に於て「著明ナル地形地物ノ附近ニ位置セザルヲ要ス」と教へられて居るのは、之が爲である。之に反し、縦ひ平凡な地形地物であつても、敵火を誘致するの虞尠き場合には利用價値の大なるもので、散兵は敵火の損害を避けて沈著して正確なる射撃を実施することが出来大いに我が射撃威力を發揚することが出来るのである。従つて地形地物の價値を判断するには、單に目標の景況や地形地物其のもののみならず、其の當時に於ける「敵火の状態」と云ふものを特に顧慮すべきである。

三、新操典の「地形地物ヲ改修シ適切ニ利用シテ射撃スルコトニ習熟セシム」に就て

地形地物の改修は、草案に在りては(81)小銃手にのみ要求せられてあつたのであるが、新操典に於ては要旨の部に移記し、小銃手、輕機關銃手、擲彈筒手何れにも適用し得る如くせられた。

「地形地物の價値判別」と「適切に利用」との字句には、特に相關的に著意すべきである。此の二つがすつくりと連接されて始めて眞に地形地物の利用が活きて來るのである。即ち散兵は先づ地形地物の價値を判別し其の利用法を決定するや、直ちに巧に動作して敵火を誘致することなく之を利用し敵の不意に乗じて發射し得なければならぬ。是地形地物の利用教育の重點とも謂ふべきものであつて、大いに頭腦的訓練を必要とするものである。尙ほ斯かる頭腦的訓練には特に戰況の現示に工夫を凝らすの要があるであらう。

小銃

第五十三(81) 小銃手の地物利用の要領を示したものである。新操典に於ては「銃ノ脚ヲ用ヒ」の一句を増補せられたる外趣旨に於ては草案と何等の變化なし。

一、「銃ノ脚ヲ用ヒ」は、極寒地に於ては銃の脚を使用するを有利とするを以て新に増補せられたのである。

二、草案にありては胸墻に依る射撃に於て「左手ヲ以テ床尾ヲ握リ……射撃スルヲ可トス」と示されてあつたが、新

操典に於ては削除せられてゐる。

元來胸墻は一定の形式を備へて居つても其の部分々々によつて或は照準高に或は内斜面の傾度に或は臂坐の状態に夫れ／＼多少の相違を有して居るものである、のみならず之を利用する射手其のものに於ても體格を異にして居るものであるが、之が利用に一定の形式を與ふことは不自然である。從來斯くの如く一つの型を操典に示して居つた爲に、隨分無理をしても迄此の型に嵌らうとする傾向が多分にあつたのである。新射撃教範には射撃教育の根本原則として次の條項が示されてある。

徒ラニ外形ノ齊一ヲ望ムコトナク綿密周到ナル注意ヲ以テ眞ニ克ク射手ノ性質、體格ニ適應スル教育ヲ施シ云

々(第二部第二)

胸墻利用に於ても此の原則が適用されなければならない。胸墻の状態、射手の體格等に依つて散兵個々に適當した姿勢が顯はれ來るべきであつて、草案の如き一定の型を要求することは、反つて有害の結果を招來することになるであらう。

第五十四(82) 膝射、伏射の應用姿勢の適用に就て記述したものである。

新操典に於ては其の重要なもののみを記載し訓練に必要なものを削除し簡明にせられてあるが、其の内容に於ては草案と何等の變化はない。

第五十五(83) 對空射撃の姿勢に就て記述したものである。

草案の「……通常膝射ノ應用姿勢若ハ逆射ヲ用ヒ狀況ニ依リ立射若ハ伏射ヲ用フルモノトス」を、新操典に於ては「通常逆射若クハ膝射ノ應用姿勢ヲ用フ狀況ニ依リ伏射ヲ用フルコトアリ」に改修せられた。

即ち新操典に於ては草案と記述を逆にし「逆射……膝射ノ應用姿勢」とせられてある。恐らく對空射撃に於ては逆射

を重要視せられたものであらう(第三十三基本教練に於ても草案と記述を逆にして居る)。蓋し敵彈下の散兵としては地形地物の特別な掩護、遮蔽等なければ地上の敵火に對する顧慮上逆射を用ふるのが通常であらう。又敵機の低空飛行(小銃射撃は低空飛行に對して行ふ場合が多い)や爆彈投下等に對しては、地形地物を巧に利用して目標を暴露せざることが肝要であるから、此の意味からしても逆射を用ゆるのが當然のことであらう。従つて戰闘各個教練に於ては逆射を重視して訓練すべきであらう。膝射の應用姿勢は、安定比較的良好にして動作も亦容易なるを以て、地上の敵火に對し地形地物の掩護十分なる場合、散兵壕内、濕地等にして逆射の利用困難なる場合には多く利用せらるゝであらう。

立射は、其の利用稀有なるのみならず彈藥浪費の弊多きを以て新操典には削除せられた。

輕機關銃

第五十七(86) 照準高の變換の方法に改正を加へられたる外何等の變化ない。草案に於て照準高を變換するには「脚桿ノ位置ヲ移動スルコトナク銃ヲ僅ニ前方ニ出シ且體ヲ少シク前ニ進メ……體ヲ後退シ銃ヲ後方ニ引ク」を、新操典に於ては「銃ヲ後方ニ引キ右手ニテ提把ヲ握リ左手ノ拇指ニテ脚桿頭駐子ヲ壓シ脚桿ヲ前(後)方ニ移シ銃ヲ舊ニ復ス」に改正せらる。九六式輕機關銃採用の結果當然の歸結にして別に説明の要はない。

擲彈筒

第五十九(84) 草案に在りては「小銃及擲彈筒」の科目内に記述せられてあつたが、新操典に於ては擲彈筒の一科目を新に設け獨立して記述せられた。其の内容に於ては左の一項を増補せられたる外草案と何等の變更はない。
胸墻ニ據ル射撃ハ身體ノ前部ヲ内斜面ニ接シ伏射ニ準ジ行フ

第二節 運動、運動ト射撃トノ連繫

第六十(89) 運動と射撃との連繫に於ける要旨的事項を抽出して記述し且速かに敵に近接するの趣旨を増補せられた。元來散兵の運動及射撃は、速かに敵に近接して皇軍獨得の白兵戰により一舉に勝敗を解決せんが爲の方法手段たるに過ぎないのである。従つて散兵の運動も射撃も皆速かに敵に近接することを主眼として實施せられなければならない。即ち散兵は地形地物の利用を巧にし、動作の機敏と射撃威力の發揚とにより我が損害を避け、敵に打撃を加へつゝ速かに敵に近接し、白兵を揮つて勇奮敵陣に突入するの趣旨を明瞭にせられたものである。

第六十一(92) 散兵の前進運動の制式を記述せられたものである。
草案と新操典との記述法を對照すると次の通である。

草案 射撃中ノ兵ヲ駈歩(早駈)ニテ前方(斜前方)ニ前進セシムルニハ左ノ號令ヲ下ス

駈足(早駈)

前へ(斜ニ右(左)へ)

新操典 早駈(駈歩)(匍匐)ニテ前進セシムルニハ左ノ號令ヲ下ス

早駈(駈歩)(匍匐) 前へ

一、新操典に於ては「射撃中ノ兵」なる字句を削除してある。

分隊の散開の状態を見るに、縦散開に在りては全員射撃の任務を有して居らない、又傘形散開に於ても輕機關銃と一部の小銃手が火戰に任じて居るのみで、他の小銃手は射撃の任務を持つて居らないのであるから、「射撃中ノ兵」なる字句は全く實際に適せぬものである。随つて削除は當然の歸結である。

二、歩度の記述の順序を變更して居るが、之は新操典に於ては敵彈下に於ける歩度は早駈を本則とせられた結果に依るものである。(新操典第六十四参照)

三、新操典に於ては匍匐前進を一層重視し其の制式を新に設けられた。匍匐前進は草案時代に於ても其の必要を認められ、制式としては示されて居らなかつたが其の前進法は要求されて居つたので、各隊に於ても盛んに訓練されて居つたのである。而して本事變の経験に鑑みるに、實戰場裡に於ては其の利用極めて多く、且其の効果も亦大なるものがあつたから、將來戰に對しては其の訓練の必要愈、切なるものあるを痛感せられ、茲に本制式の設定を見るに至つたものである。

操典に制定せられた匍匐の制式に三つの方法を掲げてあるが、其の何れの制式を利用するかは、當時の敵火の状況、地形地物の状況等に應じ散兵各個に決定すべきものである。隊によりては此の制式に對し匍匐第一法、同第二法、同第三法等の名稱を附して居るものもある。

匍匐前進の銃筒の保持法に就ては「適宜保持シ」と示されてありて散兵に一任されて居る。併し散兵は早駈(駈歩)前進時の「銃口ヲ上ニスル」の精神を活用し銃口を地面其他の地物に打つけない著意を必要とする。匍匐第二法兩肘を支點として前進する法に在りては、銃を兩手にて水平に保持して居るが、此等は此の著意の表はれの一例である。

四、新操典に於ては散兵の斜行進を削除して居るが、散兵には必ず目標がきまつて居る、新に目標に向ふを要する場合には其の目標が指示せられるのであるから、直ちに其れに向つて前進すればよいのである。従つて斜方向に向ふ前進の規定を必要としない。但し之を用ひても差支はないのである。

第六十二(93) 散兵の停止に關する制式を記述せられたものである。特に敵の狙撃に對し停止に方り兵は先づ遮蔽の爲

迅速に地形地物、陰影を利用して次で射撃の爲地形地物を利用する趣旨に改正せられて居る。

一、草案の「射撃ノ爲兵ヲ停止……」を新操典に於ては「停止セシムルニハ……」に修文せらる。

新操典に於ては「射撃ノ爲」なる字句を削除して居るが、之は射撃の任務を有すると否とに關せず同一の號令に改正せられたのであるから、斯様な字句は不要となつたので、削除は當然のことである。

二、草案の「兵ハ利用スヘキ地形、地物ヲ臨時ニ選擇シ之ニ適應スル射撃姿勢ヲ取り射撃ヲ開始ス」を、新操典に於ては「速カニ地形地物、陰影等ヲ利用シテ停止シ適當ナル位置ト姿勢トヲ選ビ射撃ス」に改正せられた。

從來は停止後の第一發射の迅速を喧しく要求され、散兵は遮蔽などを顧慮する餘裕が全くなかつたが、本事變の教訓により敵の狙撃に對する顧慮を重視することとなり、散兵の停止時の動作を明確に示さるゝに至つた。即ち散兵は先づ第一に自己を遮蔽する爲に地形地物、陰影等を利用し、然る後に射撃に適する位置を求め、更に姿勢を選定して發射することになつたのである。

斯様な停止法を採用された結果次の利益を擧げることが出来るのである。

- 1、停止位置の暴露を防止することが出来る。
- 2、無益の損害を防止することが出来る。
- 3、敵の思はざる地點に移動し敵の不意に乘り射撃を加ふることが出来る。
- 4、射撃の粗漏を防止することが出来る。

新操典に於ては、停止に陰影の利用を増補せられて居るが、草案に於ては、運動全般に對し要求せられてあつた(81)ので、實際に於ては何等の變化がないものである。

三、草案の「射撃ノ目的ヲ有セシテ兵ヲ停止セシムルニハ「伏セ」(折敷)ノ號令ヲ下ス」を、新操典に於ては

「射撃ノ任務ヲ有セザルトキハ伏臥、折敷ニ準ジ適宜姿勢ヲ取り遮蔽ス伏臥ニ在リテハ勉メテ姿勢ヲ低クシ輕機
關銃射手ハ通常銃ヲ傍ニ置ク」に改正せらる。

草案當時に在りては、射撃の目的を有せざる散兵を停止せしむるに「伏セ」「折敷」等の號令を下して居つたのであ
るが、散兵線の運動に密集教練の號令を用ひて散兵線に一樣の動作を要求するが如きは、事實に於て難かしいこ
とであつた。従つて從來とても實際に於ては自然に「止レ」と云ふ號令が用ひられ勝ちであつた。

分隊の散兵線の状態を見るに、輕機關銃手あり狙撃手あり小銃手あり而も火線に出て火戰に任ずる者もあれば後
方にあつて射撃の任務を有せざる者もあると云ふ有様で、分隊の散兵線は幾多の異なつた任務を持つ散兵に依つ
て成形されて居るのであるから、密集式の一號令で同一動作を要求するが如きは、不自然の甚だしいものと謂は
ねばならない。従つて新操典に於ては、散兵の任務の如何に拘らず「散兵の運動に關する號令」を適用することに
單一化し、其の運動を輕快ならしめられたのである。又各散兵は「止レ」の號令によつて自ら伏臥なり折敷なりに
準ずる姿勢を地形地物に適應して自由に選定し完全に遮蔽をして止まることになつたのである(極度に姿勢の自
由を許されて居る)。草案に於ては輕機關銃手は「伏セ」の制式を取つて居つたのであるが、新操典に於ては散兵
の銃の保持法に持ち換へて前進して居るのであるから、停止に際し銃を傍に置くことは當然の歸結である。

四、新操典に於ては「何レノ場合ニ於テモ著明ナル地形地物ノ附近ニ位置セザルヲ要ス」の一條項を新に増補せられ
た。

著明なる地形地物は、敵の集中火を誘致し易きのみならず、敵の狙撃に對して好目標を呈するものであるから、
斯様な地形地物は勉めて避けなければならぬ。

第六十三(89) 號令に依ることなく動作する際の運動間の諸動作を一括して記述し簡明にせられたものである。草案

(89)の趣旨と内容に於て何等の變化はない。

第六十四(90) 敵彈下に於ける散兵の歩度の選擇竝に躍進距離に關し記述せられたものである。

一、草案の「歩度ノ選擇ハ……敵彈下ニ在リテハ通常駈歩ヲ用ヒ敵火ハ効力著シキトキハ早駈ヲ用ヒ……」を、新操
典に於ては「歩度ハ……敵彈下ニ在リテハ早駈トシテ駈歩ニテ躍進シ又ハ匍匐ス」に改正せらる。

即ち草案に於ては散兵の歩度は駈歩を本則として居つたのを、新操典に於ては「早駈」を本則とすることに改正せ
られたのである。

元來散兵の運動と云ふものは敵彈下に於て行はるゝが常態である。新操典は出来るだけ損害を避けて多くの白兵
を貯存しつゝ速かに敵に近接して全白兵に依つて一擧に勝敗を決するを理想として居るものであるから、此の「白
兵貯藏」と「迅速なる近接」との二つの主義に徹底して散兵の運動を決定するとすれば、「早駈」を本則とすること
は當然の歸結と謂はねばならない。草案時代に於ては「早駈」は疲勞を大ならしめ、射撃、突撃の兩威力の發揚に
も重大なる關係ありとなし「駈歩」を本則とせられたのであつたが、主義上から見れば不徹底であつたのである。

匍匐の増補に就ては既に述べた所であるから此處では省略する。

二、草案の「駈歩若ハ早駈ヲ以テ一躍前進スヘキ距離ハ……通常五十米ヲ超エサルヲ可トス」を、新操典に於ては、
「早駈若クハ駈歩ニテ一躍前進スベキ距離ハ……通常三十米ヲ超エサルヲ可トス」と改正せられた。是は狙撃を困
難ならしむる爲である。

散兵の射撃が狙撃化せられつゝある現時の戰場に於ては、散兵は其の運動を機敏にし目標を捕捉し難からしむる
ことが特に肝要となつて來たのである(第六十參照)。即ち運動上から狙撃の損害を免れようとするには、動作を
機敏にすることと躍進距離を適當に決定することの二つより外に途がない。此の適當なる躍進距離なるものは、

漸次短縮せらるゝの傾向を辿つて来て、今回の改正に於て「三十米……」に落着いたものと思はれる。發射時間との關係もあることだらうが、あまりに理窟に走る嫌があるから省略することにした。

第六十五(95) 運動と射撃との連繫教育上主なる教育事項を列挙せられたもので、草案にありては輕機關銃にのみ要求せられてあつたのであるが、事變の教訓に鑑み小銃手、擲彈筒手にも必要なりとし、全般に適用せらるゝ如く記述せられた。従つて小銃手、擲彈筒手に對しては新に増補せられた條項となるのである。

草案(95)の内容と殆ど變化はない。唯前述の通り小銃手と擲彈筒手に對しては新條項となるので、戰闘各個教練の教育上重要な訓練課目として取扱はなければならぬ。今之を左に摘記して其の著意を喚起することにしよう。

- 一、停止後迅速に地形地物を利用する的確なる射撃
- 二、敵の豫期せざる地點よりする不意の射撃
- 三、射撃間敏活に行ふ位置の移動
- 四、敵の豫期せざる所より前進する動作
- 五、前進方向と異なる方向の目標に對する射撃

第三節 手榴彈

草案に於ては操典附録として軽く取扱はれて居つたが、本事變に於て其の重要性を認められもつとく力を入れて訓練せねばならぬことを痛感し、茲に本文として記述せらるゝことになつたのである。而して基本教練と戰闘教練とに区分し、全く小銃、輕機關銃、擲彈筒等の火器と同等の待遇を受けることとなつたのである。

第六十六附録1-210 手榴彈投擲教育の要旨的事項を記述せられたもので、草案附録其三の一、二、一〇を簡潔に修

文せられたものである。

一、草案に「突撃ト連繫スル投擲動作……」とありたるも新操典に於ては之は突撃の部に移記せられた。

二、草案に「投擲法ノ教育ハ通常立投、膝投、伏投ノ順序ヲ以テ基本ヲ……以テ各種目ノ標ニ對シ行進間、壕内、不齊地……」とありたるも、新操典に於ては之を各個教練基本の部に移し、且又「行進間の投擲」は「正確ニ投擲」するの新操典の趣旨に反するのみならず其の要度も亦甚だ少きを以て削除せられた。

第六十七附録913 狀況下に於ける投擲の要領を一括記述し簡明にせられたものである。

一、姿勢及投擲法は、目標、地形地物等に應じ散兵自由に選ぶことにせられたが、手榴彈には數種類あるのみならず戰場に於ては鹵獲品を利用する場合も多きを以て、此等手榴彈の種類に依つても散兵は適當に投擲法を選定せねばならぬ。

二、投擲距離内に潜進し不意に投擲するの有利なるの趣旨を増補強調せらる。

第四節 突 擊

突撃は必ずしも基本に於て訓練の必要なく寧ろ初めより實戰的に十分に訓練するを有利と認め、新操典に於ては草案の基本の部より突撃を削除し、戰闘の部に一括記述せられ、且又突撃の重要性を大いに強調し、特に精神的要素を増補すると共に對手榴彈戰闘に著意して記述せらる。

第六十八(74) 大部分新設條項であつて、突撃の重要性並に精神的要素を特に強調せられたものである。

一、事變の教訓に鑑み冒頭に「突撃ハ兵ノ動作中特ニ緊要ナリ」と其の趣旨を明示せられ、
二、皇軍獨得の白兵に絶對的優越信念を燃やし勇奮身を挺して敵陣に突入し敵を壓倒殲滅すべき精神的要素を大いに強調し、之に關連して苟も前進に躊躇したり或は指揮官、戰友等に遅るゝが如き動作を嚴に戒められてある。

三、著剣に關し草案には「突撃ノ顧慮アルニ至レハ」とありたるを、新操典に於ては「突撃ノ機近ツクニ至レバ」に修文せられたる確にせられてをる。

第六十九(74) 突撃の實行要領を記述したものであるが、草案の基本の部より移記し修文せられたものである。

一、草案の「駈歩ト同要領ニテ前進」を新操典に於ては「駈歩 前へ」ノ要領ニ依リ前進シ適宜歩度ヲ伸バシ」に修文せらる。

突撃に際し前進の初期は勉めて整正ならしむる爲に從來の如く「駈歩 前へ」の要領に依るべきことを要求されてあるが、爾後に於ては自然に歩度を伸ばすに至る戦場の實相に適應せしむるの趣旨に修文せられたものである。散兵の前進は「早駈」を本則とせられたるに拘らず、突撃の前進は「駈歩 前へ」の要領に準ずることと定められたるは、蓋し突撃の發起は分隊長の確實なる掌握下に正々堂々分隊全員一丸となつて同時に突入するの趣旨に出でたるものと解せらる。前條に於て指揮官、戦友に遅るゝことを深く戒められたことを對照せば、其の意更に明瞭となるであらう。

二、草案の「突込メ」ノ號令ニテ喊聲ヲ發シ敵ニ向ヒ突進シ格闘ス」を新操典に於ては「突込メ」ノ號令ニテ喊聲ヲ發シ猛烈果敢ニ突進シ格闘ス」に修文せられ且又「突撃ヲ發起セバ敵ノ射撃、手榴彈、毒煙等ニ會スルモ斷乎突進スベシ」を増補せらる。

一度突撃を發起するや如何なる障礙に會するも躊躇することなく猛烈果敢に突進すべき趣旨を強調せらる。蓋し突撃時機に至れば、敵は有ゆる手段を講じ我が突撃を挫折せしむることに努むるであらうから、其の妨害手段は最高調に達する時機であることは覺悟の前である。此の時にこそ各兵は我が白兵の優越信念に燃え無人の境を行くの概を以て勇猛果敢に突撃を斷行すべきであつて、斯くてこそ初めて我が勝利の榮冠を贏ち得るのである。

第三章 夜間ノ動作

第七十一(100)

新 嶮難ナル地形ヲ突破シ得ルコト緊要ナリ

説明 嶮難なる地形の突破は、新操典に於て特に増補せられた所である。本條項は恐らく今次事變の教訓によるものであらう。漢口作戦は山岳重疊地帯に於て行はれ而も炎熱と損害とを避くる爲其の行動、戦闘は常に夜間に於て行はれたのである。山岳地帯に於ける堅固なる陣地に對する戦闘は、將來に於ては益、夜間を利用せらるゝことであらうから、夜間に於ける嶮難なる地形の突破は、夜間動作の訓練上最も重要なものの一つである。

第七十二(101)

新 夜間速カニ敵を發見シ其ノ兵力、距離及行動ヲ判定スルノ能力……………
草 ……其兵力、行動ヲ判定スルノ能力……………

説明 新操典に於て「距離」の判定を増補せられた。

夜戦の強調に伴ひ夜間訓練に對する要求程度を向上せられたもので、夜間の射撃、手榴彈の投擲、突撃の實行等にも亦正確なる距離の判定を必要とするものである。

第七十三(102)

新 匍匐前進ヲ演練スルコト必要ナリ

説明 新操典に於て新に夜間に於ける匍匐前進を増補せられた。

匍匐前進は、陣地の偵察、障碍物の破壊、側防機能や陣地の一部に不意に突入する場合等に於ては屢、利用せらる

前進法なるを以て、特に其の重要性を認められたものと思ふ。上海戦線の如き至近距離に對峙せる陣地戦に於ては屢、利用せられて居る。

第七十四 (103)

新 手榴彈投擲ノ演練亦必要ナリ

説明 夜間に於ける手榴彈の投擲も亦新操典に於て新に増補せられた所である。今次事變の教訓に鑑み手榴彈戰を大いに強調せらるゝに至り、既に戰闘各個教練に於て「手榴彈ノ投擲ニ連繫シテ行フ突撃」が認められて居るのであるから、將來益、強調せらるべき夜間突撃に於ても其の訓練を必要とすること當然である。

第七十五 (104)

新 擲彈筒射手ニ在リテハ正確ナル筒ノ保持ニ依リ至近距離ノ敵ニ對シ效力ヲ收メ得ルヲ要ス

説明 擲彈筒の夜間射撃も亦新操典に於て新に増補せられたものである。

上海戦線に於けるが如き至近距離に相對峙する陣地戦に於ては、局部的夜襲の決行に際し側方より我が行動を妨害する重火器の撲滅或は敵夜襲の防止等に擲彈筒が屢、利用せられて居る。又南京附近の戰闘、漢口作戰の山岳地帯に於ても夜戦に屢、使用せられて居るので、其の訓練の必要を特に認められたものであらう。

之を要するに夜戦は日本軍獨得の戦法である、新操典に於ては夜戦を一層強調されて居るので、兵に對する其の要も草案に比し一層高められて居る。即ち峻難なる地形の突破、敵兵發見に對する距離の判定、突撃に於ける手榴彈の投擲、擲彈筒の夜間射撃或は匍匐前進等悉く夜戦強調の一端を表現して居るもので、晝間戰闘に準ずる行動を夜間に於て要求せらるゝに至つたのである。

第四章 戰闘間兵一般ノ心得

第七十六 (105)

新 兵ハ軍人ノ本分ヲ自覺シテ身命ヲ君國ニ獻ゲ戰勝獲得ノ一途ニ邁進スベシ

草 戰闘ハ行軍……………兵ハ一意上官ニ信賴シ自己ノ本分ヲ恪守シ戰勝獲得ノ一途ニ邁進スルヲ示ス

説明 本條項は兵の信念たるべき根本思想なるを以て新操典に於ては一條項として冒頭に掲げられたものと思ふ。

第七十七 (105)

新 兵ハ默々トシテ困苦缺乏ニ堪ヘ……………

草 兵ハ有ユル困苦缺乏ニ堪ヘ……………

説明 困苦缺乏は戦場の常態である、殊に將來の豫想戰場は人烟愈、稀薄氣候風土亦不良加ふるに交通不便にして給養は益、困難となるであらうから、平素から之に耐へ克つの訓練を必要とする。殊に文化の普及と發達とにより向上した生活に馴れた國民に對しては、此の訓練を益、必要とするものである。兎角困苦缺乏に對しては不平不滿の多きものである、新操典に「默々として」と明示せられたことは蓋し意味深長のものであらう。

第七十九 (110)

新 縦ヒ戰闘ニ堪ヘサルニ至ルモ後退スベカラス然レドモ若シ小隊長以上ノ指揮官ヨリ後退ヲ命ゼラレタルトキハ擲彈筒、輕機關銃、眼鏡等部隊裝備ノ兵器、拳銃、彈藥及資材ヲ戰友ニ交付シ小銃、銃劍、防毒面等ハ之ヲ携帶シテ徐々ニ退クモノトス

舊 戰闘に堪ヘサルニ至レハ指揮官ノ命ニ依リ彈藥ヲ戰友ニ交付シテ……………

説明 本事變の教訓に鑑み負傷者の戦線離退に關し一層明確嚴格に規定せられた。草案に於ても指揮官の命により退く如く規定せられてあつたのであるが、其の記述法が動ともすると戦闘に堪へざる負傷を受けた場合には指揮官の命令により離退するのが當然の様誤解せられ易かつたのである。夫れを新操典に於ては「後退スベカラズ」と後退せざるを本則とすることを明確にせられた。元來戦闘に堪へ得ざる負傷なりや否やの判定は中々困難な場合が尠くないものであるから、嚴なる規定を設けて置かぬと、動もすると緩に流るゝ場合を生ずるものである。兵は斃るゝまで戦闘を繼續すべきであつて、決して離戦など考へてはならない。小隊長以上の指揮官は兵の意氣と負傷の程度とを適切に判定して適時離戦を命すべきであるが「後退スベカラズ」の本則を基礎として慎重に取扱ひ、決して輕々に處置してはならない。又後退兵の携帶兵器及其他の携帶品の處理に關し具體的に明確に示さるゝことになつた。此等も戦場に於ては往々區々に流れ易いものであるから、此の規定の實行に關しては、分、小隊長に於ても特に注意するの要があらう。

第八十 (117)

新 兵ハ常ニ自ラ進ンデ指揮官ノ掌握下ニ入ルコトニ勉ムベシ

説明 本事變の教訓に鑑み新操典に於ては下級者は上級者に對し積極的に其の掌握下に入るべきことを到る處に要求強調されて居るが、兵に對しても本條項に於て新に要求せらるゝに至つたのである。一例として一般分隊の戦闘状態を考察して見るに、分隊長は輕機關銃、狙撃手、一般小銃手等各任務を異にする散兵を以て隱顯出沒變化多き戦場の各種目標に對し複雑なる戦闘を遂行せざるべからざるのみならず、分隊の一部は火線に在り他は相當の距離を有して後方に在ると云ふ状態にして、分隊の散兵は横廣縱深の地域に散在して居るのであるから、分隊の指揮は愈、困難になつて來て居るのである。依つて各兵は進んで分隊長の掌握下に入るの念愈、強きを必要とするもので

ある。若し此の念慮に多少なりとも缺くる所あらんか、操典の要求する分隊の本質即ち舉山一體の活動を遺憾なく發揮することは到底出來ないであらう。

第八十一

新 戦場ノ惨状ヲ誇張シ或ハ自己ノ苦痛ヲ訴ヘ又ハ狀況ヲ悲觀セルガ如キ言動ハ嚴ニ之ヲ慎ムベシ

説明 本事變の教訓に鑑み新に設けられた條項である。戦場に於ては一般に神經過敏となり易く、些々たる流言も非常なる勢を以て誇大的に全線に傳播すること驚くべきものがあるものであるから、兵は黙々として困苦缺乏に堪へ烈々たる必勝の信念に燃え苟も我が志氣に惡影響を及すが如き言動に就ては嚴に慎まねばならぬことを戒められたものである。

第二篇・中隊教練

中隊は教育の單位である。中隊長は、中隊全員の顔を知り、名を知り、心を知り、且其の生ひ立ち迄十分知つて居り、其の各の個性に鑑みて教育、訓練を行ひ、戦闘任務及諸勤務を命ずるのである。而して中隊長の心の中には、此等の部下を率ゐて戰場に臨み、中隊全員が各、適當した任務に従ひ、全力を傾注して中隊の任務の遂行に勉め、以て中隊の名譽を發揮し、功を建て、遂には共に討死する迄の覺悟を以て居るのである。故に平時と戦時とを問はず、恩威併せ至り、部下は中隊長の爲(従つて君國の爲)身命を捧げ、其の命令に従ひ、水火も敢て辭さない様になるのである。

中隊の將校は、中隊長の分身者とも謂ふべく全く一身同體である。

下士官は、兵と全く境遇を同うし、常に起居寢食を共にし、身を以て兵の教育訓練に當るものであるから、下士官と兵との關係は肉親の兄弟と同様である。

以上の様な有様で教育訓練せられるのであるから、中隊は、中隊長を核心とした離すことの出來得ない、鞏固なる志氣結合の一體となるのである。

中隊は戦闘の單位である。前述の如く訓練せられた中隊は、戰場に出でては、益、其の精神的團結を増し如何なる狀況に於ても、中隊長の意圖に従ひ、全中隊一致して攻撃精神を發揮し、歩兵戦闘の慘烈なる狀況に耐へ、克く其の精神的團結を保持して戦闘を實行し得るものである。現時の戦闘に於ては、小隊は益、疎開に徹底し、殊に自ら突撃の動機を作爲し、且突撃を實行し得る様になり、分隊亦獨立的戦闘能力を増加するに至り、戦闘單位が、小隊、分隊に移つたかの觀あるも、精神的團結に至りては、中隊長が核心であり、中隊内に別に單位のあるべきものでない。戦

闘力の發揮は、精神的團結に依るものが多いのであつて、中隊が戦闘單位であることは何等の變りはない。

戦闘中は、兵は中々中隊長の顔を見る機會がなく、小隊長、分隊長の許に戦闘するのであり、小隊、分隊が前記の如く獨立性を増すに至り、小隊が一つの單位を成し易いのであるが、精神的團結は中隊にあることを銘肝し、上下一致、戦闘間と陣中に在るとを問はず常に中隊の團結を鞏固ならしめなければならぬ。

今中隊の編制、裝備が著しく強化せられ、中隊は其の編制内に重火器小隊及彈藥小隊を有するに至り、隨つて從來に比し稍、鈍重性を加へ來たつたのであるが、一方現代戰の特性に鑑みるときは指揮の輕快と運動の敏捷とは愈益、要望せらるゝ所なるを以て、新操典は特に此の點に著意せられ、將來戰の特質に適應する如く全般に互り所要の修正増補を加へらるゝに至つたのである。今其の主なる點を總括的に列擧すれば次の如くである。

- (一) 密集の部に在りては戰場に於ける實用に主眼點を置き隊形竝に其の運動に所要の修正を加へ且條文を簡潔にせられて居る。
- (二) 戰鬥の部に在りては作戰要務令に連繫して諸條項を整理按配し直接戰鬥に必要なき制式(例へば集合併合等)を廢止すると共に其の重要なものに對しては簡單明確に所要の修正増補を加へられて居る。
- (三) 新に補給に關する一章を増設し彈藥、資材の補充及彈藥小隊の行動を明かならしめられて居る。

通 則

第八十四
(118)

新 中隊ハ戰鬥單位ニシテ中隊長ヲ核心トセル志氣結合ノ基礎ナリ故ニ中隊ハ如何ナル場合ニ於テモ中隊長ノ意圖ニ從ヒ衆心一致良ク攻撃精神ヲ發揚シ步兵戰鬥ノ慘烈ナル状態ニ耐克チ其ノ精神的團結ヲ保チテ戰鬥ヲ實行スルヲ要ス

説明 元來「戰鬥單位」なる名稱は精神的意義を有するものである。皇軍の成立と教育訓練の本質とに鑑み中隊長を核心とし強固なる精神的結合の基礎たる中隊を以て戰鬥單位となしたるものであつて、外形的團結の如何は問ふ所ではない。従つて今回歩兵中隊内に重火器小隊及彈藥小隊の増設を見更に又一般小隊及指揮機關の編制、裝備に改善を加へらるゝに至つたといへ、戰鬥單位たる趣旨に於ては從來と何等の變化を見ないのである。

又趣旨に於ては草案と何等の變化なきも、戰時に於ても適用し得る如く草案の「乃チ中隊教練ハ中隊ヲシテ」なる字句を「故ニ」に改め、又「戰鬥ヲ實行シ得ル如ク練成スルヲ主眼トス」とありたるを「戰鬥ヲ實行スルヲ要ス」と修文せられ、中隊は如何なる場合に於ても精神的團結により戰鬥を實行するの意義を明確にせられたものである。

第八十五(新)

新 中隊長ハ准尉ヲ長トスル若干ノ人員ヲ以テ指揮班ヲ編成シ且指揮班及一般分隊中ノ若干名ニ狙撃手ヲ命ス

説明 本條は新操典に新に設けられたものである。「指揮班」は中隊長が中隊指揮機關を以て編成するの趣旨を明確にせらる。而して指揮班中には中隊附曹長、兵器掛、給養掛、瓦斯掛下士官及連絡要員、喇叭手、衛生下士官及衛生兵等を含むものである。

且又、一般分隊中射撃術優秀者若干名を選定して狙撃手を命じ、その他指揮班中にも若干の狙撃手を命じ置く如く規定せらる(狙撃手を命ずるのは中隊長の權限である)。而して射撃術優秀者中には特業たる「狙撃手」を含むことは勿論である(射撃教範第二部第六參照)。

附記

草案「第百十九」の中「(小)隊長ハ中(小)隊ヲ指揮スル爲號令若ハ命令ヲ、分隊長ハ分隊ヲ指揮スル爲通常號令ヲ用フべき件ハ當然の事項なるを以て新操典より削除せらる。

第一章 密 集

一、戦闘本位の訓練に重點を置き、之に徹底することは新操典の一貫したる主義である。密集教練に於ても亦此の主義に基き訓練の重點を明かにせられることは勿論である。即ち戰場に於ける用途を重要視し此處に主眼點を置き、其の用途大なるものに對しては益、増長強補を加へ、其の訓練の強化を期すると共に、其の用途比較的輕微なるものに對しては其の要求度に或は輕減緩和を加へ或は之を削除する等非重點事項に對しては大整理を加へられて居るのであるから、教育訓練に任ずる者は、良く此の精神を把握し徒らに舊慣に囚ふことなく、革新的指導を行ふことが肝要である。

二、編制、裝備の改善により中隊に重火器小隊及彈藥小隊(駄馬部隊)等が新に増設せられた結果、戰場に於ける中隊の集合及密集行動は併立縱隊を以てするを最も適當とするに至つたので、新操典に於ては草案時代の中隊縱隊に代つて併立縱隊を使用するを本則とせられたのである。従つて此の隊形の訓練に重點を置くことになり、實際に適する如く此の隊形に所要の修正増補が行はるゝことになつた。而して中隊縱隊は從來に比し其の用途著しく低下したのであるが、集合及觀兵式等に使用せらるゝことあるを以て、依然存置せられ、分、小隊の橫隊も亦集合、又銃等に使用せらるゝことあるを以て存置せられて居るが、此等の訓練に對する要求程度は從來に比し著しく輕減せられて居る。

三、密集教練は軍紀訓練上之を輕視することが出来ないものであるが、航空機や火器の著しく發達せる近代戰に於ては大疎開戰法に徹底せなければならぬので、過度に密集隊形に戀著する思想は一掃せなければならぬ。従つて草案の「第百二十」に示されある「密集隊形ハ軍隊ノ團結力鞏固ニシテ指揮官ノ掌握容易ナリ故ニ敵火ノ效力甚シカラサル所ニ在リテハ勉メテ此隊形ヲ以テ停止シ運動スヘキモノトス」の如き過度に密集隊形を用ふべき誤解を生ずる虞ある條項は、削除せらるゝこととなつた。

四、密集教練に定められたる制式は、軍紀訓練上嚴格に實施すべきことは勿論であるが、新操典の一貫せる戦闘本位の重點教育に徹する爲には、密集教練の練成に特別の時間を配當することは適當でない。従つて密集教練の練成に方つては基礎事項を修得せしめたならば爾後は戦闘教練の前後等の機會を捉へ零碎なる時間を利用するの著意が肝要である。

五、中隊の密集指揮に於ては、編制改正の結果中隊長は從來よりも一層號令の徹底を期すると共に、小隊長は要すれば小聲若くは記號に依り小隊の爲すべき動作を示し、整頓、隊形變換に在りては小隊の動作を監視するの著意が從來に比し一層必要である。

第一節 隊 形

第八十六 (129)

新(一) 分隊ノ隊形及分隊長以下ノ定位第一圖ノ如シ

(二) 縱(橫)隊ニ在リテ橫(前後)ニ排列シタル四(二)人ヲ伍ト謂ヒ後尾(左翼)ノ伍ニ缺員アルトキハ左ヨリ(後列ヲ)

缺ク之ヲ缺伍ト謂フ

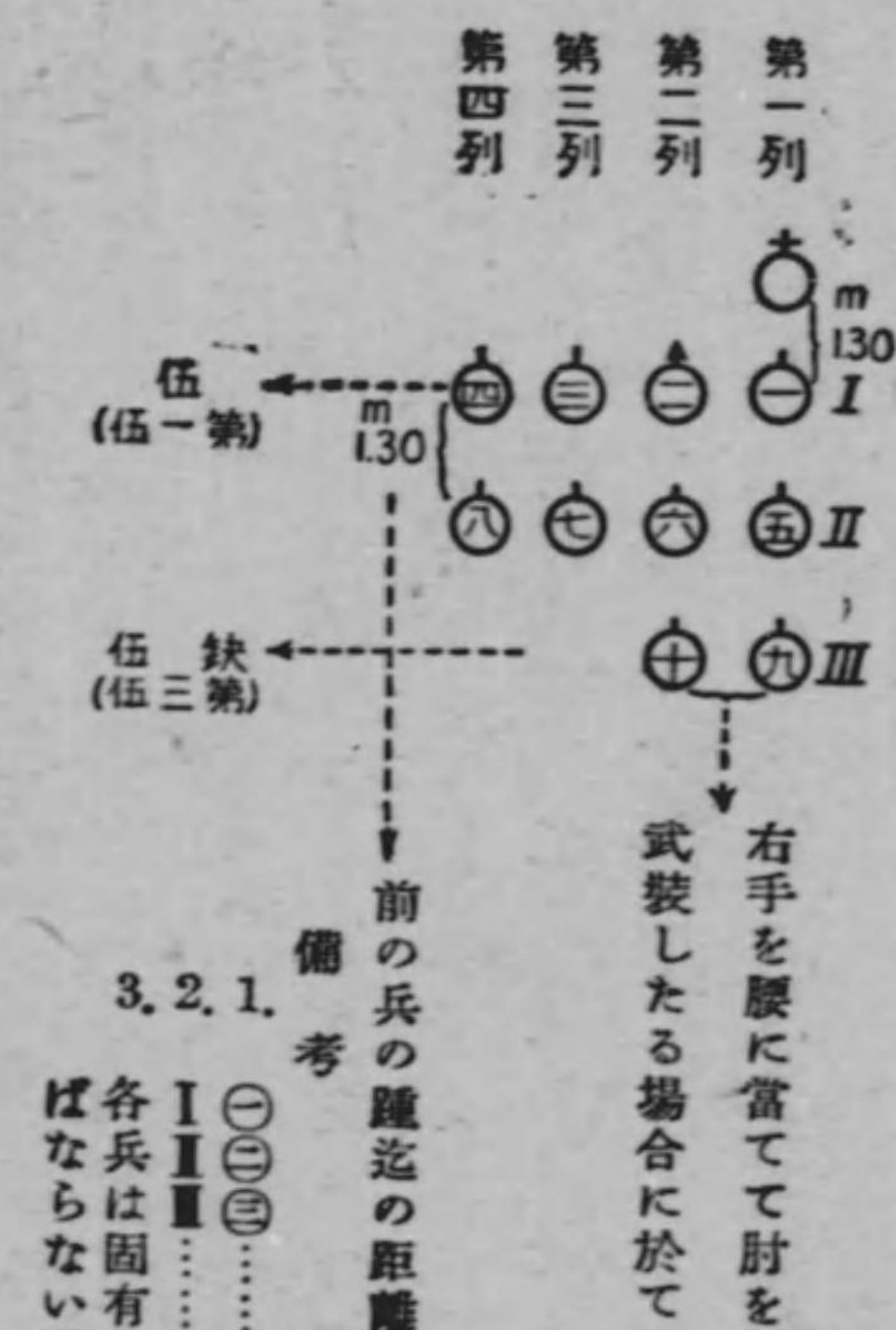
(三) 各兵ノ間隔ハ……距離ハ縦隊ニ在リテハ前ノ兵ノ踵ヨリ後口ノ兵ノ踵迄約一米三〇、横隊ニ在リテハ……正シク重ナル

(四) 縦(横)隊ニ於ケル各伍ハ第一(前列)ニ於テ前(右)ヨリ番號ヲ附ス

一、分隊の隊形に新に縦隊を認め之を分隊の隊形の本則とせられ、分隊長以下の定位(圖解参照)を定め圖を掲げて明確にせらる。

定位なる字句は新操典に於て新に採用せられた用語である。草案には「側面縦隊」なる名稱があつたが、新操典に於ては之を「縦隊」と改稱せられた。其の理由は新操典に於て

縦隊の圖解



1. ○●○●○……等は兵の固有番號を示す
 2. I II III……等は縦隊の番號(位の番號)を示す
 3. 各兵は固有の番號と縦隊の番號(位の番號)との二つを承知して居らなければならぬ點に特に注意し置くを要す

右手を腰に當てて肘を側方に張りたるとき軽く左隣兵の右臂に觸るる程度
 武装したる場合に於ては左手は自然に防毒面上部に當てたる場合の間隔となる

る分隊の隊形は縦隊を本則とせられたのであるから「側面」なる語を使用するは適當でないからである。

本改正により他の典範令に現存して居る「側面縦隊」なる語は「縦隊」と同意義に解するを當然とする。

(二) 本項に於ては分隊の隊形に縦隊を認められた結果、此の隊形に於ける「伍」「缺伍」に定義を下し其の意義を明確にせられた。(第一項の圖解参照)

(三) 本項に於ては分隊の本則隊形たる縦隊の實用上の重要性に鑑み行進の容易と隊形變換の輕快とを顧慮し、實驗上の結果に基づき各兵の間隔を横隊の間隔に一致せしめ(草案の側面縦隊に在りては殆ど間隔なく誠に窮屈であつた)、各兵の間隔は一米三〇と決定せられた。而して各兵の間隔は從來の横隊間隔の趣旨と何等の變化なきも、武装せる場合に於ては左手は自然に防毒面上部に當てたる場合の間隔となることに著意するを要する。而して此の間隔をとるときは三人の正面幅(軸心間隔)は約「一米三〇」となり、縦隊の各兵の間隔「一米三〇」に略、一致するものである。

各兵の間隔を「一米三〇」と定められたのは、行進の容易を主眼とし之に從來の制式を極力變更せざるの趣旨に基づきたるものであつて、「一米三〇」の間隔は武装せる兵に在りては前の兵の背囊の後端より後ろの兵の胸迄約80cmとした場合の距離に概ね一致せしめられたものである。(第一項の圖解参照)

(四) 本項に於ては縦隊に於ける番號を新に設けられ、其の方法を明示せらる。(第一項の圖解参照)

第八十七 (新)

新、「小隊ノ縦隊ハ通常分隊ノ縦隊ヲ番號ノ順序ニ重疊ス分隊ニ缺伍アルトキハ後口ノ分隊ハ逐次之ヲ補填スル如ク排列ス

先頭分隊長ハ定位ニ、小隊長ハ其ノ右側ニ、後尾分隊長ハ第一列ノ後口ニ、他ノ分隊長ハ分隊ノ第一伍ノ、連絡

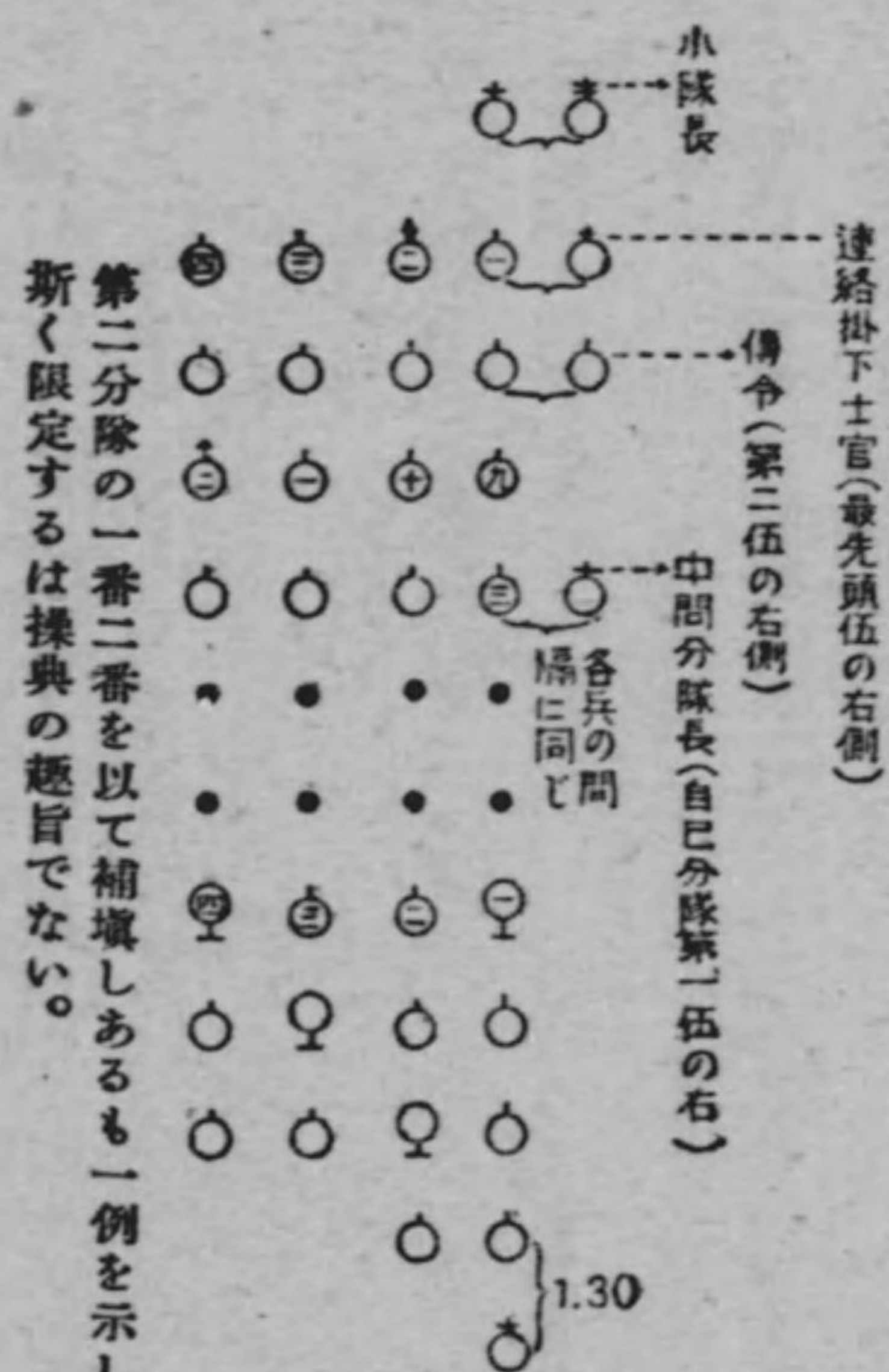
士官(傳令)ハ先頭分隊ノ第一(二)伍ノ右側ニ位置ス後尾分隊長ト前ノ兵トノ距離ハ兵相互間ニ同ジ

説明 本條は小隊にも「縦隊」を認め之を小隊の本則隊形とし、其の制式を明示せられたもので新條項である。小隊の「縦隊」編成に於ける改正の要點は、

1. 分隊の縦隊を番號の順序に重疊すること
2. 分隊の缺伍は後ろの分隊より逐次補填すること

の二點である。而して缺伍の補填に於ける固有番號の順序を如何にするや等の細部に關しては、新操典は限定せざるの趣旨であつて、其の時に於ける現況に適應して後ろの分隊長が決定すればよい。但し最初の編成に在りては固有番號の順序に補填するを適當とする。

小隊の縦隊及小隊長以下の定位の一圖例



第二分隊の一番二番を以て補填しあるも一例を示したるのみにして、新く限定するは操典の趣旨でない。

第八十八(625)

新 小隊ノ横隊ハ分隊ノ横隊ヲ番號ノ順序ニ横ニ排列ス分隊ニ缺伍アルトキハ左隣ノ分隊ハ逐次之ヲ補填スル如ク排列ス

小隊長ハ……連絡掛下士官(傳令)ハ最右翼分隊ノ第一(三)伍ノ後列兵ノ後口ニ位置ス
時宜ニ依リ小隊ノ縦隊ヲ側面ニ向ケ横隊ヲ作ル

説明 本條は一般小隊の横隊に關する制式を示せるものであるが、編制の改善に伴ひ修正せられたる外趣旨に於ては何等の變化もない。

連絡掛下士官及傳令を第一伍竝に第三伍の後ろに位置する如く定められたるは、「縦隊」を作つた際移動することなく縦隊の定位に就き得るの趣旨に依つたものである。

第二項は小隊の縦隊より横隊を作る場合ある(又銃する場合等)を以て其の制式を認め増補せられたものである。第一圖の縦隊が左向けをして横隊を作ると第二圖に示す番號の如くに排列することになる。



先頭分隊長は直ちに前列に出る。後尾分隊長も同様である。

第一列兵は第二列兵の左に出る。
第三列兵は第四列兵の左に出る。

第八十九 (126)

新 中隊ノ隊形ハ併立縦隊、縦隊及中隊縦隊トス併立縦隊ハ集合及運動ニ、縦隊ハ主トシテ運動ニ、中隊縦隊ハ集合及短距離ノ運動ニ用フ

説明 中隊の隊形の種類を示されたものであるが、新操典は併立縦隊を本則とし此の趣旨に基き所要の修正を加へられて居る。又縦隊を本則とせられた結果「側面縦隊」なる語は適當ならざるを以て「縦隊」と改稱せらる。

「中隊縦隊」は新操典に於ても「集合及短距離ノ運動ニ用フ」とあり字句に於ては草案と何等の變化なきも、「併立縦隊」を重要視せる結果其の要度に於ては著しく軽減せられてあるのである。

第九十 (127) (隊形圖示)

説明 新操典に於ては併立縦隊を本則とせられたので、従来の「中隊縦隊」に代つて「併立縦隊」の隊形を圖示せらるゝに至つた。而して其の編制は秘密なるを以て之を秘匿するの記述法を採用せらる。

第九十一 (128)

新 縦隊ハ通常指揮班、小隊、重火器及彈藥小隊ノ縦隊ヲ其ノ順序ニ距離ニ歩馬ノ後端ヨリ直後ニ重疊ス中隊長ハ中隊ノ先頭ニ歩ニ位置ス

説明 編制、裝備の改善に伴ひ縦隊に於ける各種小隊の重疊順序を規定せられたものである。

而して其の順序を指揮班、一般小隊、重火器小隊、彈藥小隊に定められたのは、行軍、戦闘等の便を顧慮せられたものである。

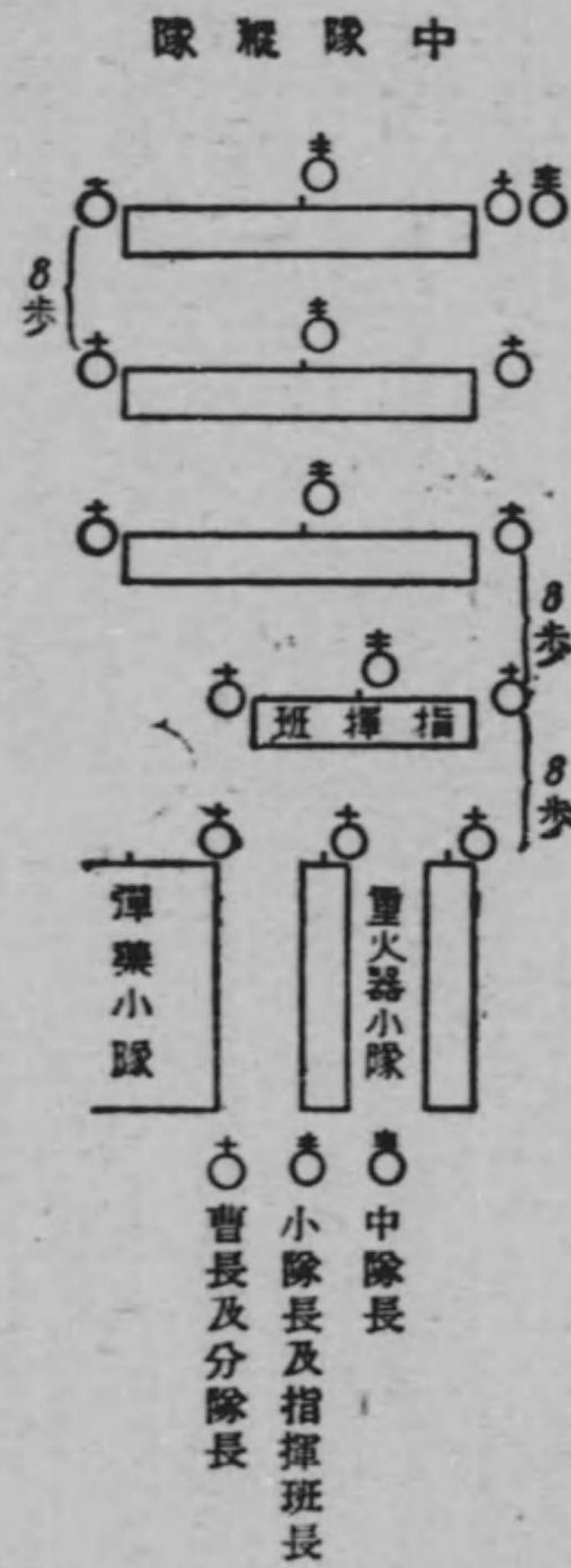
中隊長は中隊の先頭ニ歩に位置する如く改正せらる。

第九十二 (新)

新 中隊縦隊ハ通常一般小隊及指揮班ノ横隊ヲ其ノ順序ニ重疊スルノ外併立縦隊ニ準ズ

説明 中隊縦隊の隊形に關し記述せられた新條項である。

編制、裝備の改善に伴ひ中隊縦隊に關し新なる制式を規定せられたものである。而して其の隊形は左圖の如く、一般小隊、指揮班の順序に横隊の隊形を重疊し其の後向に併立縦隊に於ける儘の重火器小隊、彈藥小隊(分隊併列)の順序に併列せるを適當とする如くに規定せらる。



右の隊形に於て應用として指揮班の位置及重火器小隊、彈藥小隊の隊形及其の位置等を適宜變更配置することあるは當然のことである。

第二節 密集ノ動作

戰場に於ける實用を主とし併立縦隊を本則としたると中隊の編制、裝備の改善とに伴ひ全般に互り修正し且從來よ

りも一層簡潔にせられて居る。

第九十三(133)

新 四列縦隊ニ在ル小隊左向ヲ爲セバ第一、第三列ニ在ル兵ハ第二、第四列ニ在ル前ノ兵ノ左ニ出テ二列トナリ各自右方に整頓ス

横隊ニ在ル小隊右向ヲ爲セバ前項ト概ネ反對ノ方法ニ依リ四列トナリ各自舊正面ノ方ニ整頓ス
小隊長及分隊長ハ駈歩ニテ所定ノ位置ニ就ク

説明 本條は小隊の縦隊及横隊相互の隊形變換動作を明示せられたものである。小隊に於ける縦隊及横隊相互の隊形變換は、屢、用ひらるる動作であるから(又銃する場合、解銃後運動に移る場合では左右に對する位置の小移動等)訓練し置くの必要あるを以て、其の制式を定められたものである。

横隊より縦隊となりたるべきの整頓は、舊正面即ち左の方に整頓することに規定せられたのであるが、之は最も自然の動作であるからである。若し最初から右方を基準とするを可とする場合には「右に整頓」或は「第一列に整頓」と指示を與へればよろしいのである。

舊正面の方に整頓せる場合に在りて次の動作に移るに至れば常に第一列を基準とし之に整頓するのである。

小隊長及分隊長の位置の移動は駈歩を以てすることに明示せられた。

第九十四(131)

新(一) 併立縦隊ヲ整頓セシムルニハ通常目標ヲ示シ豫メ嚮導指揮班ノ曹長及一般小隊ノ第一分隊長ヲ整頓線ニ就カシメ左ノ號令ヲ下ス
右(左)へ準へ
直レ

「準へ」ノ動令……頭ヲ右(第一列ニ在ル者ハ其ノ儘、其ノ右側ニ在ル者ハ左)ニ廻ハシ左手……此ノ際小隊ノ第一列ニ在ル兵及後尾分隊長ハ先頭分隊長ニ重ナリ距離ヲ取り他ノ者ハ前ニ重ナリ且第一列ノ方ニ整頓ス

(二) 小隊長ハ要スレバ後尾分隊長ヲ整頓線ニ入レ後尾分隊長ハ整頓翼ノ小隊ヨリ正シク間隔ヲ取り第一列ノ整頓ヲ補助ス

(三) 右(左)翼小隊ノ後方ニ在ル先頭分隊長ハ正シク距離ヲ取り前方小隊ノ第一列ニ重ナリ他ノ先頭小隊長ハ之ヲ基準トシ正シク間隔ヲ取り整頓ス其ノ他ノ後方小隊及指揮班ノ動作ハ一般小隊ニ同ジ

説明 本條は併立縦隊の整頓法を記述せられたものであるが、草案の中隊縦隊に代つて併立縦隊を本則とせられた結果、其の整頓動作に増補を加へ、之を明確にせられた。

(一) 草案に於ては「嚮導何歩前へ」の號令を定め之に對する制式を規定して居つたのであるが、新操典に於ては其の要度に鑑み之を削除せられたのであるが、從來の要領に依つて嚮導を整頓線に就かしむることは勿論である。

整頓に方つて基準となるべき嚮導(整頓の基準は最右翼小隊の第一分隊長)に通常目標を示すことに定められたが、之は整頓を容易ならしむる爲(重火器小隊等の増設に伴ひ中隊の縦深が著しく大となつたので後方小隊の整頓を容易ならしむる爲にもさらに役立つものである)、且又爾後の前進を容易ならしむる爲にもさらに便利なるを以てである。而して目標を指示するの時機は「嚮導何歩前へ」の號令の直前を適當とする。

尙目標と併立縦隊の整頓との關係に就て一言を加ふるならば、基準小隊の整頓の整正迅速は中隊全般の整頓を整齊迅速ならしむるの基礎である。而して基準小隊の整齊迅速なる整頓は其の先頭後尾分隊長の正しき位置を迅速に占むるにある。之が爲には是非目標を必要とするのである。目標が定まつて居れば後尾分隊長は先頭分隊長を通じて此の目標に重なることによつて迅速に正しき位置を占むることが出來、且後方より目標を基準として第一

列の整頓を修正補助し速かに之を所望の方向に一致せしむることが容易に出来るのである。斯くして縦隊の整頓基準線たる第一列の迅速なる整頓は、基準小隊の整頓を迅速に完成し以て小隊全般の整頓を整齊迅速ならしむるの基礎となるものである。尙之を圖解して見れば次の如くである。



(一)の第二項は縦隊整頓に於ける各列兵の整頓要領(責務)を明示せられたものである。即ち基準小隊の第一列兵の整頓要領は、示されたる目標を基準として正しく先頭分隊長に重なりて距離を取り其の他の小隊に在りては先頭分隊長の向きに注意し之に正しく重なりて距離を取るにある。従つて整頓に方り敵を左右にすることがない。

第二列以下の列兵は先づ前に重なり然る後頭を右方にして第一列の方に整頓する。

- 第一列兵の右側に在る分隊長、連絡掛下士官及傳令は頭を左にして第一列に整頓するのである。
- (二) 縦隊の整頓を迅速整齊ならしむるの基礎は、其の整頓基準線たる、第一列を迅速に正しく所望の方向に一致せしむるに在る。之が爲には後尾分隊長の迅速なる占位が重要な要件となるのである。而して基準小隊以外の小隊に在りては、目標がないから後尾分隊長が迅速に自己の位置を決定する爲には基準小隊(整頓翼に在る小隊)の後尾分隊長(第一列)を基準として正しき距離を取るより外に方法がないのである。本項に於ては此の點を明示せらる。且又第一列兵の整頓の良否は直ちに縦隊全般に關係することであるから、後尾分隊長に整頓を補助するの責務を附與せらる。
- 右に述べたる如く後尾分隊長の正しい位置を迅速に占むることは、第一列整頓の基礎となるのであるから、小隊長にも「要スレバ整頓線ニ入レ」と明示し責任の一部を課せられたものである。
- (三) 本項は後方小隊指揮班の増設に伴ひ其の整頓要領に關し新に増補せられたものであるが、整頓の實施は一般小隊と同様なるを以て説明を省略する。

第九十五
(135)
(136)

- 新(一) 併立縦隊ノ直行進ハ通常右翼小隊ヲ基準トス
中隊長ハ號令ヲ下スニ方リ通常基準小隊ノ行進目標ヲ示ス
- 章(一) 併立縦隊ノ行進ニ在リテハ中隊長ハ通常基準小隊ヲ示シ且要スレハ其小隊ノ嚮導ノ行進目標ヲ示スモノトス
- (二) 行進間ノ右(左)向及後向ハ第三百三十三ニ從フ(130 削除)
- 併立縦隊ノ直行進
- 説明
- (一) 草案に在りては前進に方り中隊長は通常「第何小隊基準」と示して居つたのであるが、新操典に於ては通常最右

方に在る一般小隊を基準とすることに定められたのであるから、殊更に基準小隊を示す必要がなくなつたのである。而して最右方に在る一般小隊を基準とせられたるは、別に大なる理由があるのではないが、右方に準ふのが自然であり且整頓の場合に於ても一般小隊を基準とせられてあるので、之に一致せしめて以上の如く決定せられたものと思ふ。併しながら必要があれば應用として何れの一般小隊を基準とするも差支はない。其の場合には草案の如く特に「基準小隊」を示すべきは當然である。

(二) 行進間の右(左)向、後向及斜行進は、駄馬部隊を有する中隊としては實施不可能なるばかりでなく、斯る動作は制式として存置し訓練するの價値あるものにあらざるを以て、新操典より何れも削除せらるゝこととなつたのである。

第九十六

(138)

新 行進間兵ハ歩長及速度ヲ齊一ニシ前ノ兵及整頓スベキ方ノ隣兵ニ注意シ距離間隔ヲ正シク保チ歩ノ違ヒタルトキハ蹈替ヲ爲ス

草 略ス

説明 行進間兵の守るべき要件に就き記述せられた條項である。

新操典は併立縦隊を以て運動するを本則せられたのであるから、併立縦隊を基準として之に必要な部分のみを記述せられたのである。従つて中隊縦隊を以て運動する場合に在りては草案に記述せられてある諸要件を準用すべきは當然のことである。

第九十七

(139)

新 中(小)隊ヲ停止セシムルニハ「中(小)隊 止レ」ノ號令ヲ下ス中(小)隊ハ停止シ整頓ス

中隊ヲ停止セシムルニハ左ノ號令ヲ下ス

中隊 止レ

中隊ハ停止シ……併立縦隊ニ在リテハ動クコトナシ

説明 草案に在りては密集の部に要則があり其の要則中に號令中「中隊」ノ語ヲ「小隊」「分隊」ニ換フ」と示されてあつたのであるが、新操典に於ては此の要則を削除せられたので、本條に於て「小隊の停止に於ける號令」を新に設けられたのである。

指揮班に在りても小隊に準じ「小隊 止レ」の號令を下すのである。

草案に在りては併立縦隊の停止に於ては動かざるを本則として居つたのであるが、新操典に於ては整頓することに改正せらる。而して其の整頓要領は「第九十四」に依るものである。

第九十八

(51 52 140)

新(一) 中隊ヲ折敷(伏臥)セシムルニハ「折敷(伏セ)」ノ號令ヲ下ス

(二) 折敷、伏臥ヨリ行進スルニハ豫令ニテ起チ擔銃ヲ爲シ動令ニテ發進ス

草(三) 併立縦隊ニ在リテ行進シアル中隊ヲ止メ直ニ側面ニ向ヒ中隊縦隊ヲ作ラシムルニハ左ノ號令ヲ下ス

左(右)向ケ 止レ (140 削除)

説明

(一) 折敷(伏セ)は草案に在りては各個教練の部に記述せられてあつたが、各個教練として訓練するの價値あるものにあらざるを以て新操典に於ては中隊の密集動作の部に移記せらる。但し其の趣旨並に實施の要領に關しては何等の變化もない。

(二) 折敷(伏臥)より直ちに行進せしむる要領を明示せられたのであるが、本項は新操典に於て新に設けられたものである。

(三) 草案には併立縦隊の行進より停止し直ちに中隊縦隊に変換せしむる制式(110)を設けてあつたのであるが、新操典の編制改善に伴ひ駄馬部隊の増設により一號令を以ては實施困難なるのみならず實際に於ては又其の必要を認めないので削除せらるゝこととなつた。

第九十九(141)

新(一) 方向ヲ換フルニハ停止間ニ在リテハ銃ヲ擔フコトナク行ヒ駈歩ヲ以テ行フヲ要スルトキハ豫令ノ次ニ「駈歩」ヲ加ヘ行進間ニ在リテハ軸翼ニ在ル指揮班(小隊)又ハ分隊長ノ外駈歩ヲ用フ

(二) 隊形ヲ換フルニハ通常中隊長ノ命令ニ依リ小隊長ノ號令ニテ行フ

草 略ス

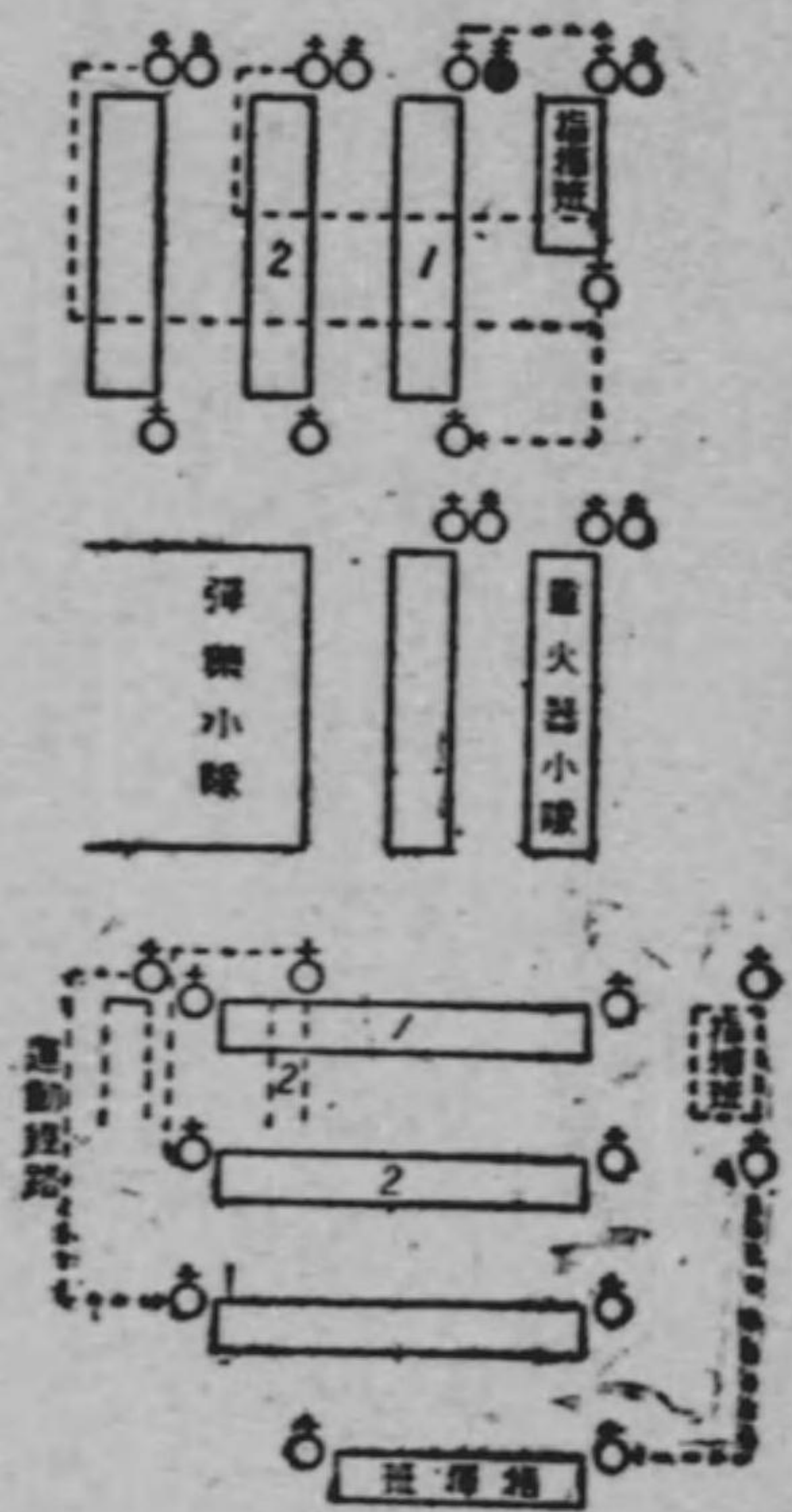
説明

(一) 草案の趣旨と變化なきも行進間の方向變換に方りては軸翼に在る指揮班(小隊)又は嚮導は駈歩を用ひざるの意を増補せらる。

(二) 隊形變換は、編制の改善に伴ひ中隊長の一號令に依つては行ひ難きを以て、中隊長の命令により小隊長の號令を以て逐次に行ふ如くに修正せらる。但し一般小隊のみを以て編成せるが如き場合に在りては中隊長の號令に依つて行ふこともある。

隊形變換の一例を圖示すれば次の如くである。

(一) 併立縦隊より中隊縦隊を作る方法の一例



併立縦隊に於ける一般小隊の縦長と中隊縦隊(指揮班及一般小隊)の深さを比較して見るに、其の長さは兩者略、同じである。従つて指揮班の曹長の位置を基準として中隊縦隊を作れば重火器小隊等は動くの必要がない。

中隊長命令

基準(或は第一小隊嚮導の位置) 現在ノ指揮班嚮導ノ位置(或は所望の地點を指示)

中隊縦隊作レ

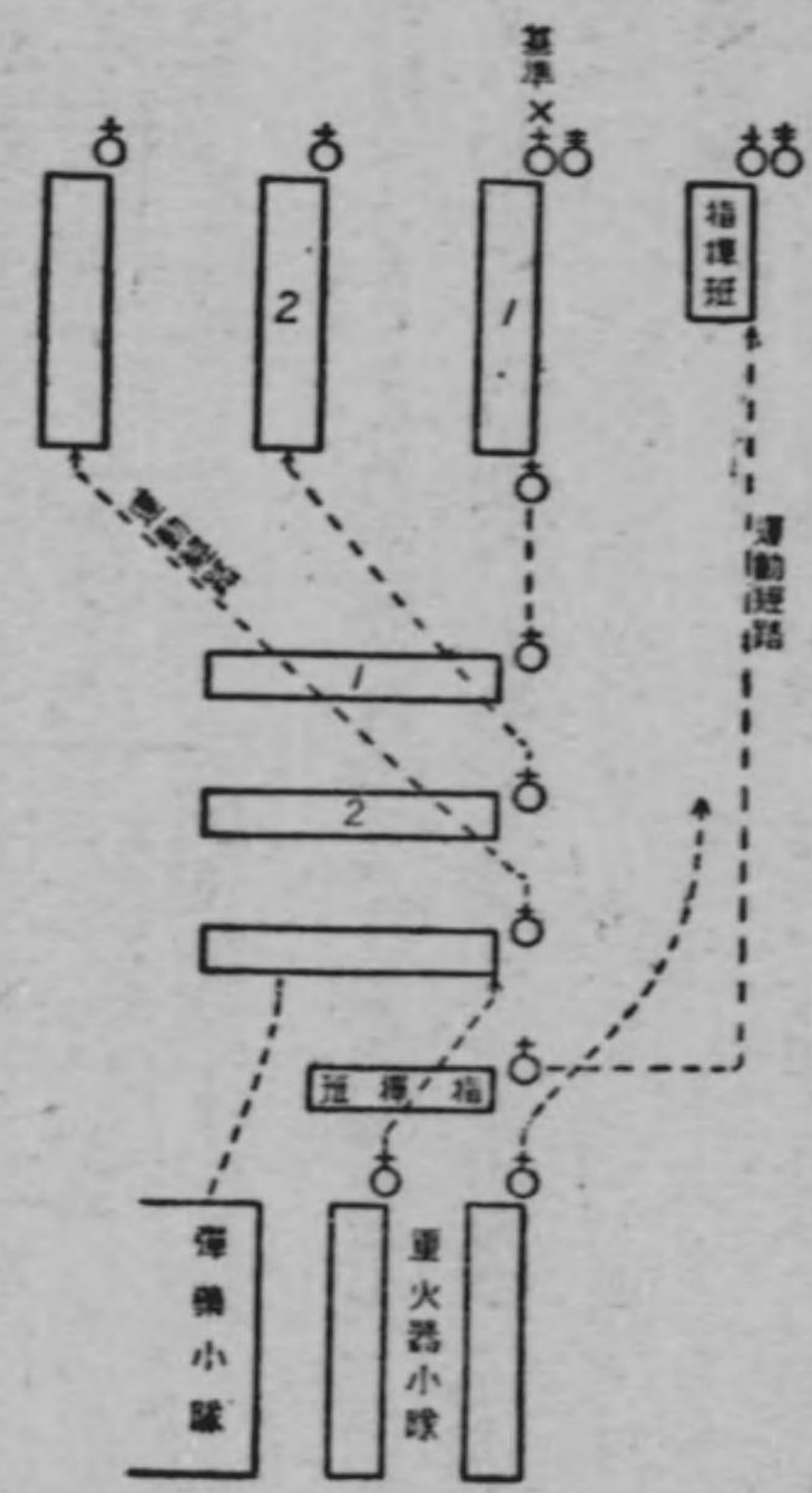
各小隊指揮班は小隊長、指揮班の號令により次の如く行動し定位に就く。

「指揮班」ハ「後向」ヲ爲シテ前進シ概ネ中隊縦隊ノ所定ノ距離ヲ取り得ル如ク伍々方向ヲ變換シ定位ニ就キ

停止シ「右向」ヲ爲シ整頓ス

「第一小隊」ハ直チニ「伍々右」ヲ爲シ指示セラレタル地點ニ到リ停止シ左向ヲ爲シ整頓ス

「第二小隊」及「第三小隊」ハ連續二回「伍々左」ヲ爲シ概ネ所定ノ距離ヲ採リ得ル如ク更ニ「伍々左」ヲナシ定位ニ就キ停止シ「左向」ヲ爲シ整頓ス
 「重火器小隊」及「彈藥小隊」ハ動クコトナシ但シ「基準」位置著シク前方ニ進メラレタルトキハ後方小隊モ亦前進シテ規定ノ距離ヲ採リ整頓ス
 (二) 中隊縦隊より併立縦隊を作る方法の一例



中隊長命令
 「基準」位置此處(要すれば刀等を以て示す)
 併立縦隊作レ
 各小隊及指揮班は小隊長、指揮班長の號令により次の如く行動し定位に就ク。

「指揮班」ハ「右向ケ」ヲ爲シ前進シ「伍々左」ニ方向ヲ變換シ定位ニ到リ停止ス
 「第一小隊」ハ直チニ「伍々左」ニ方向ヲ變換シ「基準」ニ向ツテ前進シ停止ス
 「第二小隊」ハ「伍々左」ニ方向ヲ變換シ基準小隊ヨリ概ネ八步附近ヲ目標ニ前進シ定位ニ到リ停止ス
 「第三小隊」ハ右ニ同ジ
 「重火器小隊及彈藥小隊」ハ小隊長ノ號令ニ依リ前進シ定位ニ就ク

第百一 (143)
 新 併立縦隊ノ方向ヲ換ヘシムルニハ左ノ號令ヲ下ス
 右(左)ニ方向を換ヘ 進メ

停止間ニ在リテハ軸翼ニ在ル指揮班(小隊)ハ右(左)ニ方向ヲ換ヘ中隊ノ深サダケ新方向ニ進ミテ停止シ他ノ小隊(指揮班)ハ逐次齊頭面ニ到リテ停止シ後方小隊ハ前方小隊又ハ指揮班ニ倣フ
 説明 併立縦隊の停止間の方向變換に在りては、軸翼に在る指揮班(小隊)は右(左)に方向を換ヘ中隊の深さだけ(六十歩以上)新方向に前進し停止することに改正せらる。之は重火器小隊、彈藥小隊の増加に伴ふ當然の歸結である。(草案に在りては小隊の深さだけ前進し停止する如く定められてあつた)
 後方小隊の新設に伴ひ之が行動に關し増補せらる。後方小隊は前方の小隊又は指揮班に倣つて方向を換ヘ新方向に前進し併立縦隊の定位に就ク。
 方向變換の場合に在りては「總則第十一の二」により小隊長は小聲若くは記號により小隊の動作を指示するを可とする。

附記

草案にありたる左記制式は新操典より削除せらる。

草案「第百四十四」の「少シク方向ヲ換ヘシムル」場合に關する件は、應用の範圍に屬するものであり、且此の際「隊メ目標(方向)」を示すは當然のことなるを以て削除せらる。草案第百四十五の縱隊より中隊縱隊又は併立縱隊を作る爲の制式は削除せらる。之は新操典に於ける隊形變換は中隊長の命令に基き小隊長の號令により逐次に行ふ如く改正せられたる結果、其の必要を認めざるに至つた爲である。又「小隊ノ縱隊ヨリ同方向ニ横隊ヲ作ル」爲の號令は、其の要度少く小隊長の誘導に依り實施し得れば足りるのであるから、是亦削除せらる。

新 中隊縱隊ノ整頓ハ……
第百二(131)

説明 中隊縱隊に關する制式を本條以下に記述し從來に比し其の要度を輕減せるの趣旨を明確にせられたるも、整頓の實施に於ては變化はない。

第百四(142)

新 中隊縱隊ノ方向ヲ換ヘシムルニハ右(左)に方向を換ヘ 進メシの號令を下す

停止間ニ在リテハ先頭小隊ノ軸翼ニ在ル分隊長ハ右(左)向ヲ爲シ續イテ行進シ他ノ者ハ捷路ヲ經駈歩ニテ逐次新線ニ就キ中隊ノ深サダケ新方向ニ行進シ小隊長ノ指示ニテ停止シ後方小隊、指揮班ハ先頭小隊ト同所ニ到リ先頭小隊ト同法ニテ方向ヲ換ヘ新位置ニ就キ各、整頓ス

重火器及彈藥小隊ノ行動ハ併立縱隊ノトキニ準ス

説明 停止間に於ける中隊縱隊の方向變換は編制、裝備の改善に伴ひ從來の如く其の位置に於て行ふこと困難となりたるを以て、併立縱隊と同様中隊の深さだけ(約六十歩以上)前進することに改正せらる。従つて各小隊の方向變換

は行進間に行はるゝを以て、列兵は駈歩を以て新線に就くことは當然のことである。

又指揮班及重火器小隊の行動に關し増補せられたるは當然のことである。

附記

草案「第百四十六」の途歩に關する件を新操典より削除せられたるは、作要第一部「第二百九十七」に明示せられあるを以て其の必要を認めざるによる。

第百五(148)

新 又銃セシムルニハ指揮班及一般小隊ヲ横隊ト爲シ左ノ號令ヲ下ス

又メ銃

奇數伍ノ前列兵(第四列ノ兵)ハ左手ニテ上帯ノ下ヲ握リ……床尾板ノ約二倍前ニ出シ……

偶數伍ノ前列兵(第三列ノ兵)ハ左手……床尾板ノ約二倍前ニ出シ……

奇數伍ノ後列兵(第二列ノ兵)ハ左手ニテ右手ノ下ヲ握リ……

偶數伍ノ後列兵(第一列ノ兵)ハ左手ニテ

前列兵中銃ヲ持タザル者ハ適宜ノ兵ヨリ銃ヲ受取り又銃ス

擲彈筒ヲ手ニシアル兵ハ之ヲ又銃ノ内側ニ置ク

説明 併立縱隊に於ても又銃する場合には指揮班及一般小隊は從來と同様に横隊となし然る後又銃する如くせらる。従つて縱隊に於ける各列の兵(第一列兵、第二列兵等)の又銃要領を明記し横隊となりたる際番號を附することなく直ちに又銃し得る如く記述せらる。

床尾板を前に出す距離を二倍(草案は約三倍)と改正せられたのは、實施の容易と九九式小銃にも適用し得る如く願

慮せられたる爲である。

奇数伍の後列兵の銃の保持法に於て左手の位置を右手の下方に改められたるは(草案は上帯の下)、実施の容易なることを顧慮せられたる結果である。

前列兵中銃を持たざる者は附近の適宜の兵より銃を受取ること改正せられたるは(草案は左後方の兵)、併列縦隊より横隊になりたる際は従來の如く左後方の兵と一定し得ざるを以て、適宜實施の容易なる如く顧慮せられたものと思ふ。

擲彈筒の位置に關しては單に字句を改正し明確にせられたものであつて、從來と變はりはない。

併立縦隊にある中隊の又銃及解銃の場合の號令に關し、一例を示せば左の如くである。

又銃の場合

重火器、彈藥小隊休メ

指揮班、一般小隊「左向ケ 左」 又メ銃

解銃の場合

解ケ銃

指揮班、一般小隊「右向ケ 右」

第百六

(149)

新 又銃ヲ解ケニハ「解ケ銃」ノ號令ニテ又銃ト概ネ反對ノ順序ニ動作ス

第百七 (150) 説明 解銃は前條と同様の趣旨により條文せられたる外變化はない。

新 中隊ヲ解散セシムルニハ「解レ」ノ號令ヲ下ス

説明 草案には「又銃シアルトキ兵ハ之ニ觸ルルコトナク」と解散の爲の注意事項を記述しありたるも、其の必要なを以て削除せらる。

第百八

(151)

新 中隊ヲ集合セシムルニハ「集レ」ノ號令ヲ下ス

基準小隊ノ先頭分隊長ハ速カニ中隊長ノ前ニ來リ示サレタル所ニ位置シ他ノ者ハ併立縦隊ノ定位ニ就キ整頓ス又銃シテ解散……小隊長ノ號令ニテ又銃ヲ解キ定位ニ就ク

説明 新操典に於ては併立縦隊に集合するを本則とせられた結果、所要の修正を加へらる。

又銃を爲し解散しあるときは小隊長の號令にて又銃を解き更に「右向ケ右」の號令に依つて縦隊を作り定位に就く。

第二章 戰 闘

第一節 分 隊

分隊戰鬪の部に於ける改正の要點を摘記すれば、次の如くである。

一、草案に採用せられて居る分隊の戰鬪に關する制式法則は、草案發布後の研究並に事變の教訓等に鑑み益、其の價値を高め適切なるを確認せられたるを以て、新操典發布に於ても主義上に於ては何等の變更を加へられて居らな
いが、戰鬪の實相に適應し遺憾なく歩兵の威力を發揮する爲には、特に修正増補を要するものありたるものと信ず
る。之を左に概括的に摘記して見よう。

(1) 突撃の強調に伴ひ一層白兵貯藏主義に徹底するに至つた。

(2) 草案の射撃は常に先づ輕機關銃及要すれば小銃手を加へて行ふの限定主義を廢し、先づ輕機關銃要すれば之に

- 狙撃手を加へ状況に依つては先づ狙撃手のみを以てする如く融通性を存する如くせられた。(第百二十二)
- (3) 散開は如何なる隊形よりも自由に行ひ得る如くし、且分隊全部の縦散開を認めらるゝに至り、之に名稱を附し實用的ならしめ、且擲彈筒分隊の散開方式の主義を改正すると共に具體的に記述せられた。(第百十六)
- (4) 傘形散開に於て五番以下の誘導は、通常指揮者に依り行ふ如くし、一層白兵貯藏主義に徹底するに至つた。(百十八)
- (5) 擲彈筒射撃は主として突撃動機の作爲又は突撃以後使用する趣旨に基き所要の修正を加ふると共に、射撃の要領に關し増補記述せられた。(第百十一、第百二十六)
- (6) 手榴彈の用法を明示し且之を使用して突撃する場合の要領を記述すると共に對手榴彈戰闘法の著意を増補せらる。(第百三十四)
- (7) 小隊の疎開に於ける分隊は通常縦散開を用ふる如くして疎開に徹底せしめられた。(第百十四)
- 二、戰闘推移の順序に條項を整理すると共に簡明に記述せらるゝに至つた。

第百十一 (155) (157)

- 新(一) 分隊ハ白兵力ト火力……分隊長以下舉止恰モ一體ノ如ク射撃及運動ヲ調和シ突撃ヲ實施ス
草 分隊ハ白兵力ト火力トヲ……如何ナル場合ニ於テモ分隊長ノ指揮ニ從ヒ舉止恰モ一體ノ如ク戰闘ヲ遂行シ得ル如ク演練スルコト肝要ナリ
- 新(二) 特ニ擲彈筒分隊ニ在リテハ擲彈筒ノ威力ヲ發揚シ且自ラ突撃ヲ實施ス
草 擲彈筒分隊ノ……一般分隊ニ就キセル事項ヲ準用スヘシ而シテ擲彈筒ハ射手單獨ニテモ能ク射撃シ得シム

ルヲ要ス

説明 本條は分隊の本質と分隊訓練上の指針とを示されたものである。

- (一) 草案に於ては一般分隊と擲彈筒分隊と條項を異にして記述しありたるも、兩種分隊共其の本質に於ては何等の差異を認めざるを以て、新操典に於ては兩者を一括して記述せらる。故に新操典の「分隊ハ白兵力ト火力……」の「分隊ハ」には一般分隊と擲彈筒分隊との兩種分隊を包含して居るのである。
- 新操典に於ては分隊訓練上の指針を一層具體的に記述せられて居る。即ち草案の「戰闘ヲ遂行」と云ふ字句を新操典に於ては「射撃及運動を調和シ突撃ヲ實施ス」と具體的に修正せられたのである。
- 分隊は主として輕機關銃と狙撃手とを以て火戰に任せしめ其の適切なる運動と射撃とにより敵を壓倒しつゝ之に近接し、後方散兵群亦前方散兵群の射撃の掩護と自らの適切なる運動とにより損害を避けつゝ之に跟随し、以て火力と白兵力との調和を最高度に發揚し、遂に分隊長を核心として一體となりて敵陣に突撃するの主旨を明確にし、訓練上の的確なる指針を與へられたのである。
- (二) 新操典に於ては擲彈筒分隊の一般分隊と特に差異ある特質を記述せられた。即ち擲彈筒分隊は、擲彈筒の射撃を主體とするも突撃陣内戰に在りては白兵を以て突撃すべき趣旨を明示せられた。
- 草案の「擲彈筒ハ射手單獨ニテモ能ク射撃云々」は、當然のことであつて、特に記述の要なきに依り新操典には削除せらる。

第一款 攻 擊

第百十四 (158)

新 小隊疎開セバ各分隊ハ通常縦ニ散開シテ前進ス

草 小隊疎開セハ各分隊ハ通常一列側面縦隊ヲ以テ行進ス……分隊長ハ行進間要スレハ適宜隊形ヲ選擇シ停止ニ方
リテモ亦適宜分隊ノ位置、隊形、姿勢ヲ選定スルモノトス

説明 分隊の縦散開に就て記述せられたものである。

分隊の縦散開と云ふ名稱が新に生れて来たのであるが、小隊が疎開すれば分隊は「縦方向の隊形」を採ると云ふ主義に於ては、従来の一列側面縦隊と何等の變化を認めない。然しながら縦散開の隊形と一列側面縦隊の隊形との性質に於ては大いに異なるものがある。縦散開の隊形は即ち縦の散兵線を成形するものであつて、分隊の散開隊形の一つである。従つて其の號令並に運動は悉く散兵の爲に規定せられた制式法則を適用せらるべきものである。

従来の疎開に於ける一列側面縦隊の隊形は嚴密に言へば密集隊形である。隊形は密集隊形でありながら散開隊形の運動の爲規定せる號令を適用して居つたので、隊形と運動との間に何んとなくすつくりしない所がまゝあつたのである。例へば疎開隊形に於て兵は銃を擔ふや否やに關して兎角の議論があつたが、縦散開の隊形に於ては何等の疑義もなく「散兵の銃の保持法」を適用せらるべきである（若し長距離を行進する場合等にて銃を擔はしむるの必要あれば分隊長は命令するか或は自ら銃を擔つて指示すれば宜しい）。又停止の場合に於ても一列側面縦隊に於ては立つて停止するを本則とし低き姿勢を採らしむるには分隊長は一々「折敷」「伏せ」等と號令するか或は自ら低き姿勢を採つて之に準はして居つたのであるが、縦散開に於ては斯様な號令指示を必要としない、散兵は自ら地形地物に適合した姿勢を採るのである。

又縦散開の隊形に於ては、敵火の状態によつては分隊長は區分前進を命ずることもあれば各個躍進を命ずることもあらうし、又各散兵は徒らに一直線を成形することなく地形地物を遺憾なく利用し前進、停止共に不規なる配置を

採るべきであつて、草案に於ける「分隊長は行進間要スレハ適宜隊形ヲ選擇シ……選定スルモノトス」の條文は縦散開の採用によつて不必要となつたわけで、新操典からは削除せられて居る。縦散開なるものを斯く觀じ來るときは、伸縮自在極めて弾力性に富んだ戰場の運動には打つつけの好隊形なりと謂ふことが出来るのである。分隊長も散兵も此の弾力性に富んだ隊形の本質を十分に把握して、敵火の状態や地形地物に即應して遺憾なく隊形の性能を發揮活用し得るの能力を體得することが極めて肝要なりと信ずるものである。

第百十五 (174)

新(一) 分隊長ハ小隊ノ攻撃目標及分隊ノ攻撃(射撃)目標ヲ示サルルヤ……此ノ際勉メテ其ノ限界ヲ明示ス

草(二) 目標ノ指示困難ナルトキ……又之ヲ基準トシ指幅若ハ遊標ノ幅等ヲ以テ示シ……
草(三) 視エ難キ目標ヲ射撃スル場合ニ於テハ補助ノ照準點ニ依ルコトアリ

説明 分隊長の攻撃目標の指示法に關し記述せられた條項である。

(一) 此の條項に於て特に改正せられた點は、分隊長が攻撃目標を指示するのに、従来の様な「某火點」などとする漠然たる指示を避け「勉めて其の左右の限界を明示すること」にせられたことである。

戰場に於ける目標の状態を見るのに、地形地物の利用巧なるのみならず各種の遮蔽、偽装等の手段を講じて陣地は略、完全に遮蔽せられて居る。従つて散兵は火點其の物すら容易に目視することが出来ない。況んや其の火點の左右の限界などは至近の距離に近接するにあらざれば到底確認出来るものではない。現に支那事變に於ても敵弾が猛烈に飛んで來るがそれが何處から飛んで來るのか判らないと云ふことが屢、あつたのである。斯様に巧みに遮蔽せられた戰場の目標に對して單に分隊の攻撃目標は「某火點」などと示して見た所で、散兵には中々了解出來るものではない。其の火點の左右の限界が何處であるのか種々の方法を以て散兵に呑み込ませて置かなければ

適切なる射撃が行はるゝ筈がない。射教第二部第二百二十二に

目標ヲ的確ニ指示シ速カニ之ヲ部下ニ了解セシムルハ射撃指揮上最モ重要ナルコトナリ
と示されてある通り、散兵は先づ攻撃目標を的確に了解して始めて適切なる射撃が行はるゝのであるから、分隊長は有ゆる手段方法を講じて目標と其の限界とを判然せしめなければならぬのである。
分隊長の目標指示の一例

目標を指示する爲に次の射教第二百二十二の條文を参照

目標ヲ指示スルニハ基点ヲ定メ之ヨリ目標ニ至ル方向、高低ノ離隔量ヲ密位ヲ以テ示スヲ便トス密位ノ測定ハ眼鏡内ニ刻セル目盛又ハ指幅(腕長ニ於ケル指幅ハ約三十密位)、兵器ノ某部分ノ幅、高サ等ヲ以テスルヲ可トス

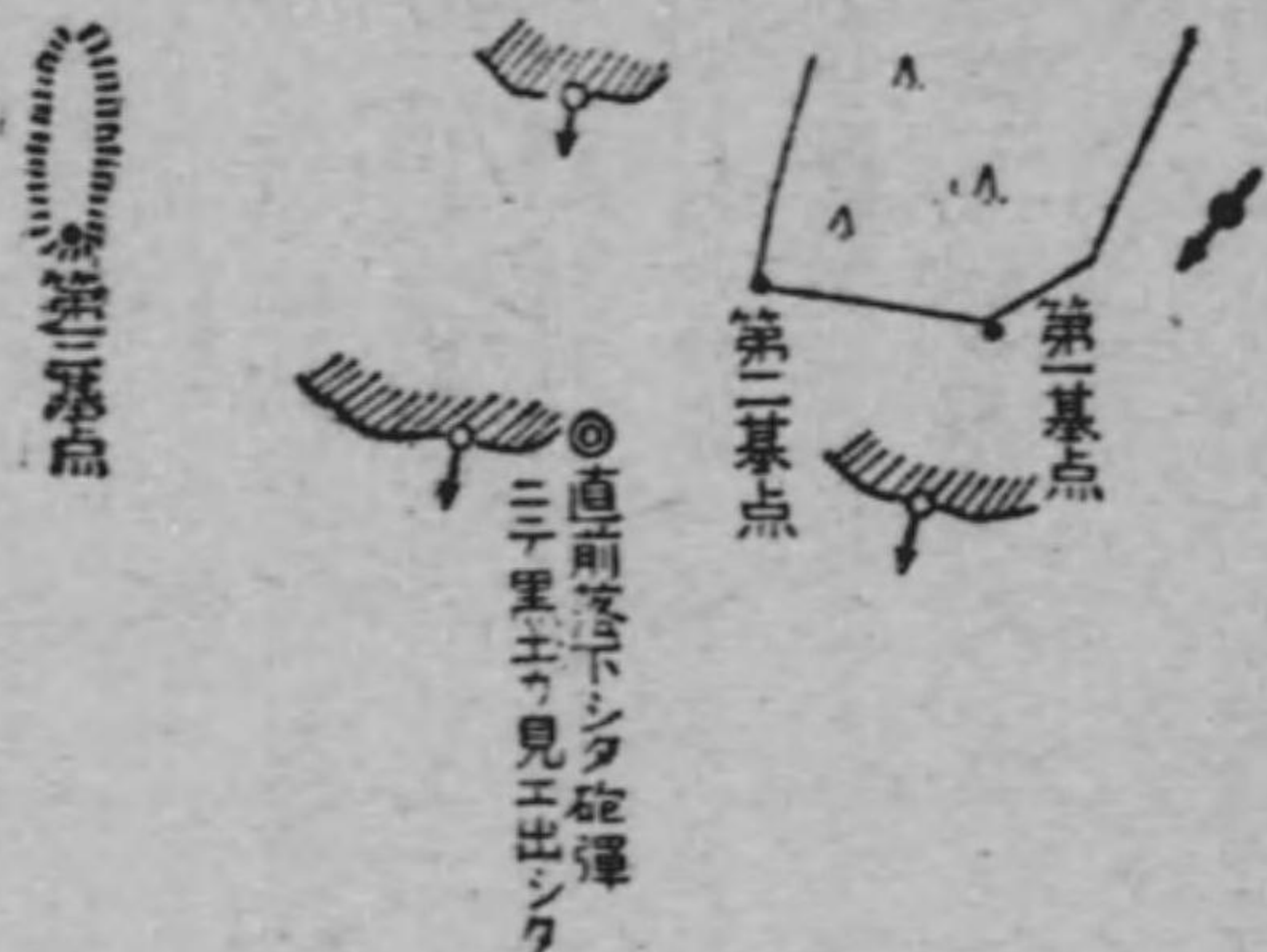
小隊長展開令ノ要旨

- 一、小隊ハ中隊ノ左第一線トナリ第一基点ヨリ第三基点ノ間ニ在ル火點ヲ攻撃シ松林ノ北方ニ前進ス
- 二、第一分隊ハアノ堆土方向ヨリ第二基点ノ左ノ火點ヲ攻撃スベシ



- 分隊長ノ目標ノ指示
- 一、松林ノ右端 第一基点
左端 第二基点
堤防 第三基点
 - 二、小隊ノ攻撃目標ハ第一基点ト第三基点ノ間ニ在ル火點
 - 三、第一分隊ノ攻撃目標ハ第三基点ノ左指三本ノ「ボサ」ヨリ左一分畫ノ間ニ在ル(イ)ノ火點

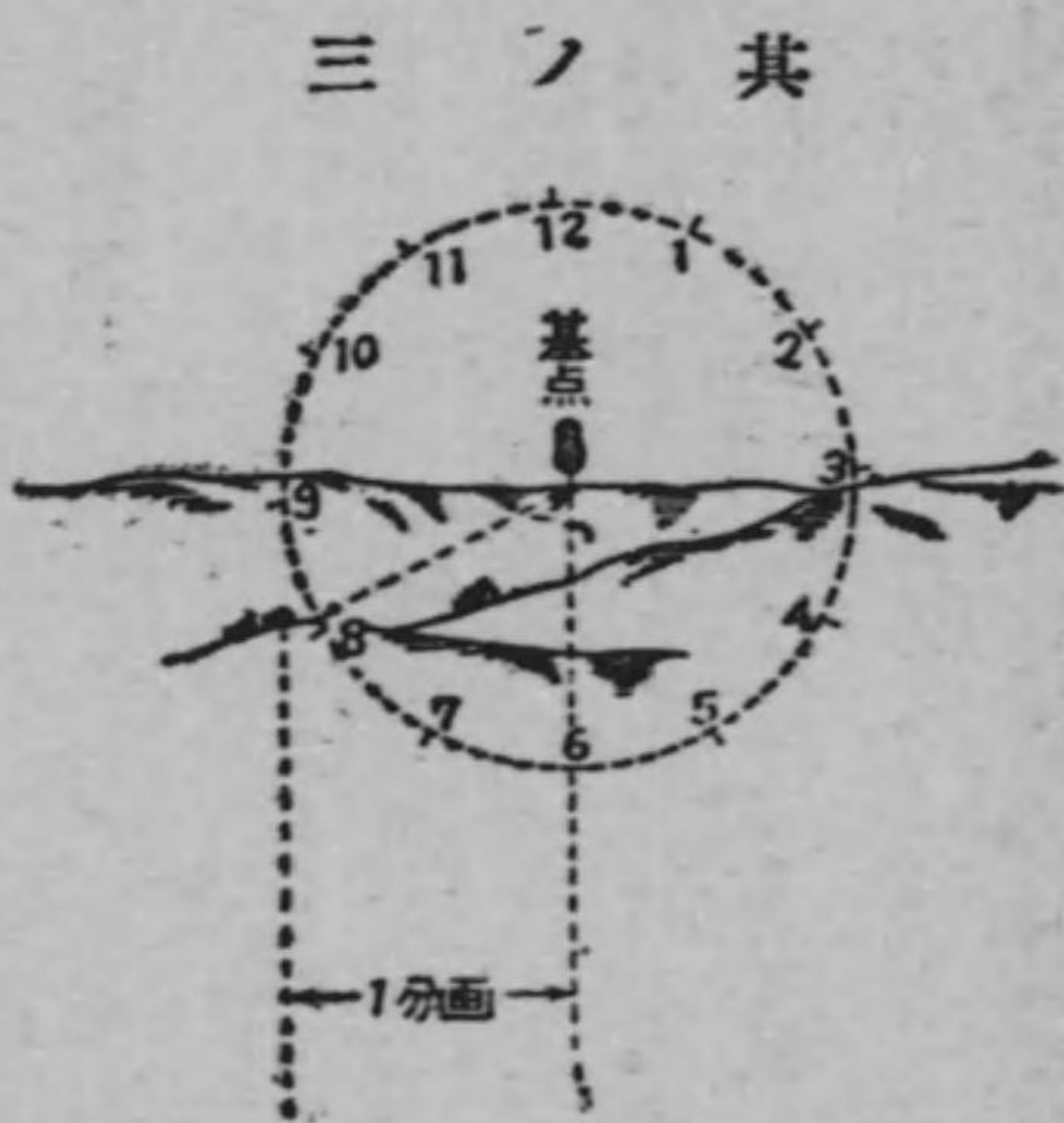
其ノ二 (小隊長ノ展開令ノ要旨)



- 先づ火點ノ位置ヲ指示シ爾後臨機ノ事象ヲ捉ヘテ射撃目標ヲ示ス
- 狀況 Aノ位置ニ於テハ火點ノ所在ガ困難ナガラ大體了解シ得ルモ其ノ限界ハ全然判明シナイ
- 分隊長ノ目標指示
- 一、基点ノ指示(其ノ下参照)
 - 二、其ノ一ニ同シ
 - 三、第一分隊ノ攻撃目標ハ第二基点ノ左約「六十」附近ニ在ル火點
- 狀況 分隊ガ堆土ノ附近ニ前進シタル際我ガ砲彈ノ落下ニ依リ彈痕ガ黒ク見え出ス
- 分隊長ノ目標指示
- 一、第一分隊ノ射撃目標
 - 二、第一基点ノ左九十ノ彈痕ヨリ左遊標一ツノ間ニ在ル火點

最初より攻撃目標の限界を指示することは多くの場合困難なることであらう。漸次敵線に近接し射撃開始の時機か或は其の後に於て限界を指示する様になるのが戦場の常態と思ふ。従つて分隊長は各種の時機を利用し又は臨機の事象を適時に捉へて指示することが肝要である。

基点と目標との方向高低の離隔量を同時に示す爲時計に依る指示法(射教第二部一二二参照)



「基點ノ左一分畫八時ノ方向「ボサ」ノ左ノ重機」

(二) 草案に於ては目標の指示に指幅若くは遊標幅等の利用に關し記述しありたるも、新操典に於ては削除せられてある。之は射教第二部第二百二十二に詳述せられあるを以て、操典に重複して記述の要なきものと認められた爲であらう。射教第二百二十二には單に指幅、遊標幅等のみに限定することなく、分画の使用を適當とせられあるを以て此の後目標の指示には大いに分画の利用が盛んになることであらう。

(三) 草案の補助照準點に關する件も亦新操典より削除せられてある。是亦射教第二百二十に詳述しあるを以て操典に重複記述するの繁を避けられたものと思ふ。

第百十六 (158)

新 各散兵ノ距離(間隔)ハ敵火ノ状態、地形等ニ依リ適宜伸縮シ別命ナケレバ約三步(六步)トス
 草 各散兵ノ間隔(距離)ハ狀況ニ依リ之ヲ定メ「散レ」ノ號令ノ前ニ「間隔(距離)何歩ニ」ヲ加フヘシ而シテ別命ナキ

キハ約六步(三步)トス

説明 散兵の距離間隔に就て記述せられた條文である。

草案の「狀況ニ依リ之ヲ定メ」を、新操典に於ては「敵火ノ状態、地形等ニ依リ適宜伸縮シ」と字句を修正し距離間隔の變化を一層具體的に記述せられた。從來の「狀況」と云ふ字句は總括的の意味を持つた代表語であつて、「敵火の状態も地形も悉く包含されてあるのであるから、新操典に於て特に改正せられた譯ではない、唯散兵の距離(間隔)は主として敵火の状態と地形とによつて基準距離(間隔)たる三步(六步)が伸縮せられて行くものであることを具體的に明示せられた迄である。

元來散兵の距離間隔と云ふものは、中隊の戦闘正面、中小分隊長等の指揮掌握の關係等より一つの基準が算出せられるのであるが、現實に於ては地形とか敵火の状態等により種々に變化して行くものであつて、斷定的に「何歩」などと決定し得べきものではない。従つて距離(間隔)には一つの基準は示してあつても狀況に適應し適宜に伸縮し得る如く弾力性を有せしむることが肝要なのである。即ち三步(六步)と云ふ距離(間隔)は一つの基準であつて、敵火の状態、地形等により散兵に依つて自由に變化せられて行くのが本則である。従つて草案に記述せられてあつた「間隔(距離)何歩ニ」の制式は、其の必要を認めないのである。若し最初の散開に於て地形の關係や散開區域の關係等により其の「歩數」を示すの必要ある場合には「歩數を指示」して散開せしむれば宜しいのであるから、新操典に於ては之を削除せらるゝに至つた。

第百十七 (160/161)

新(一) 分隊ヲ傘形ニ散開セシムルニハ要スレバ目標(方向)等所要ノ指示……
 草 分隊ヲ前方ニ散開セシムルニハ要スレハ散開ノ爲必要ナル指示……

新(二) 五番以下ハ……通常分隊長ノ定ムル指揮者ノ指揮ニ依リ逐次縦ニ散開シテ之ニ跟随ス
草 分隊ノ隊勢ヲシテ戦況及地形ニ適應セシムルコト必要ナリ之カ爲要スレハ五番以下ノ直接指揮ニ任スル者ヲ定
メ誘導セシム

新(三) 距離(火線散兵ト後方)ハ分隊長ノ掌握ヲ脱セザルヲ度トシ敵火ノ状態、地形等ニ依リ適宜伸縮スベキモ平坦
地ニ在リテハ約五十メートルス

草 指示ナキトキハ約五十メートル距離ヲ取り逐次縦方向ニ散開シテ之ニ跟随ス

新(四) 分隊全部ヲ横ニ散開セシムルニハ……一乃至四番ハ第三圖ノ如ク散開シ五番以下……
草 一番乃至四番ノ動作ニ於テハ何等ノ記述ナシ

新(五) 分隊全部ヲ縦ニ散開セシムルニハ……續イテ前進ス(新設)

新(六) 擲彈分隊ニ在リテハ「散レ」ノ號令ニテ先頭ノ筒ハ縦ニ散開シツツ前進シ……斜行シ各筒ノ間隔約十二歩ニ併
列ス要スレバ基準トナルベキ筒ヲ示ス

擲彈分隊ノ縦(横)散開ハ一般分隊ニ準ズ

草 擲彈筒分隊ハ通常全部ヲ横ニ散開セシムルモノトス狀況ニ依リ各筒毎ニ縦方向ニ散開セシメ之ヲ併列スルコト
アリ

説明 各種散開法に就て記述せられた條文である。

分隊の散開法は、草案に於ては基本散開と横散開の二種であつたが、新操典に於ては分隊全部の縦散開が新に増補
せられた。而して従來の基本散開を傘形散開と稱呼することに改められた。散開の種類を新舊對照すると次の如く
である。]

新

傘形散開

舊

基本ノ散開

横散開

横散開

縦散開(新)

なし

(一) 傘形散開に於て「要スレバ目標(方向)等所要ノ指示」云々とし新に「目標(方向)等」の字句が加入せられたが、之
は新操典に斜方向散開の條文を削除せられた結果である。元來操典第百十六(159)の冒頭に「散開ハ諸方向ニ對シ敏
活ニ行ヒ得ルヲ要ス」と云ふ法則を明示されてあるから、散開に方つて目標(方向)を指示すれば何れの方向に對
しても直ちに散開隊形がとらるゝ譯で、故らに斜方向散開などに関し記述する要を認めないので、削除せられた
ことは當然のことである。

(二) 新操典の傘形散開に於ては、五番以下の指揮者を通常設けることに改正せられたのであるが、此の指揮者を設
くるや否やに關しては、草案發布當時に於ても可なり議論があつた様である。

分隊長を核心として舉止恰も一體の如く行動するを本質として居るのであるから、此の本質的理想論(訓
練を主體とする理想論)よりするときは、分隊長以外に更に指揮者を設けるが如きは大いに慎まねばならぬこと
である。併しながら戦場の實際を見るときは、戦鬪の状態、地形、兵の素質(一戦鬪を経る毎に教育不十分の補充
兵が増加して行くのが戦場の常態である)等の關係から、分隊長は火戦の指揮に全力を注がねばならぬこととな
り、後方の散兵の指揮に委任することは中々困難なので、後方散兵の指揮者を新に設けるのが戦場の常態である。
此の本質的理想論と戦場の實際論とが合作して出來上つたのが即ち草案161の「要スレハ五番以下ノ直接指揮ニ任
スル者ヲ定メ誘導セシム」の條文なのである。

分隊が傘形に散開するの時機は、即ち火戰實行の時機なのである。輕機關銃、狙撃手など性質を異にした散兵の火戰の指揮は分隊長としては中々容易ならざることである。而も複雑にして目視困難なる目標に對し漸次訓練至らざる補充兵の増加し行く戰場の實際に即する適切なる指揮を實現する爲には、分隊長は一意火戰の指揮に専念すべきであつて、後方散兵の指揮などに氣を勞する餘裕などあるべき筈がない。且又白兵貯藏の主義に徹底する爲にも上等兵とか又は優秀なる兵をして後方の散兵を指揮して狀況、地形に適應する如く確實に誘導せしめ以て敵火の損害を一層減少せしむことを益、必要とする所である。従つて新操典に於ては戰場の實際狀態に即すると共に白兵貯藏の主義に一層徹底する爲に分隊長は一意火戰の指揮に任じ後方散兵の指揮は分隊長の定むる指揮者と明確に記述せられた譯である。

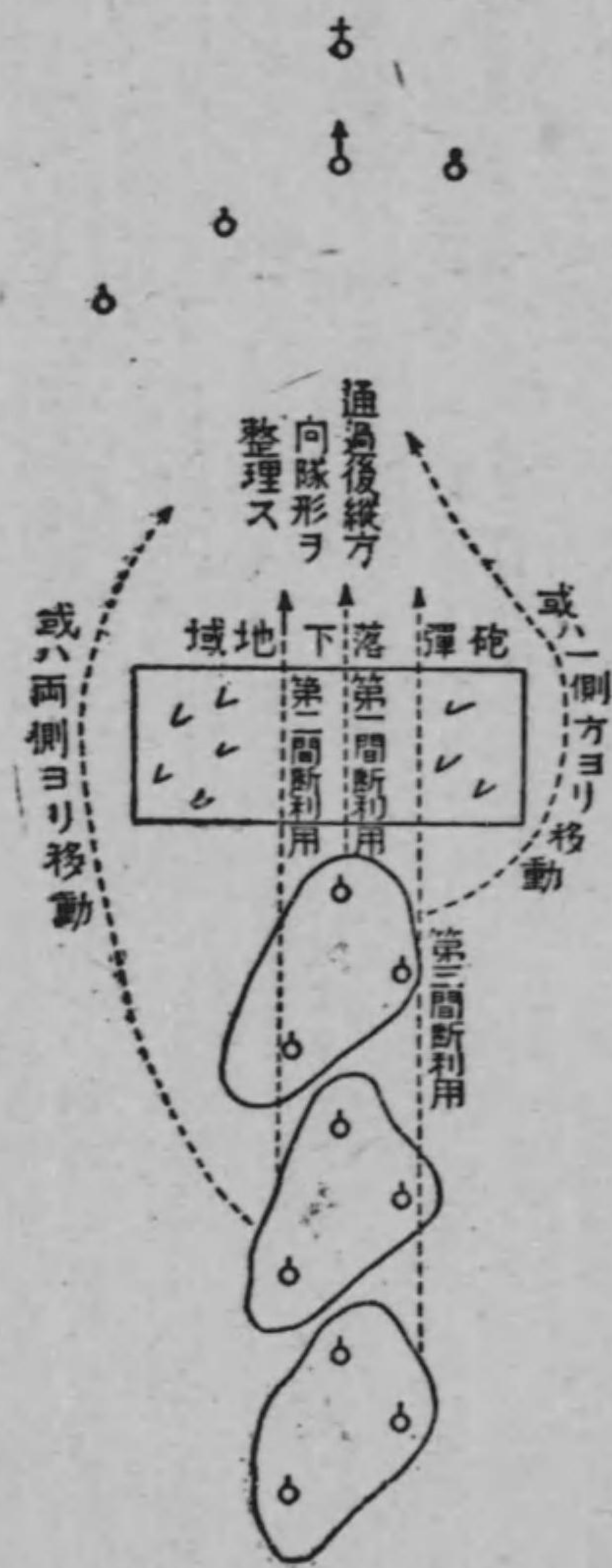
茲に一言附加して置かねばならぬことは、分隊長の定むる指揮者は外國の戰鬪群に見受ける副分隊長を意味するものでないこと云ふことである。分隊は白兵力と火力とを統合した最小單位であつて分隊長を核心とする一體である(分割することが出来ない單位である)。分隊長が分隊を指揮するのに副分隊長を介して行ふ弊に陥るが如きことは絶対にあつてはならない。分隊長は何處までも分隊指揮の唯一人者であること云ふ本質を忘れてはならない。唯戰場に於ける火戰の重要性と白兵貯藏の主義に徹底する爲に適任なる優秀者に後方散兵の前進運動に關する指揮を執らしめたものであつて、分隊は如何なる状態にあつても分隊長の直接指揮下に在る單位なる趣旨には少しも變化はないのである。

後方散兵の指揮者を定むるの時機は、新操典に於ては指揮者を設けることを本則とせられたのであるから、戰鬪實行に先だつて分隊長は豫め優秀なる適任者を選定して任命し置くを至當とする。散開の直前に於て始めて任命するが如きは適當でない。

(三) 前方散兵と後方散兵との距離は、新操典に於ては、後方散兵に十分に地形地物を利用せしめ以て白兵貯藏主義に徹底せしむるの趣旨により、一定せざることを本則とせられ、單に一つの標準として平坦地に於ける距離のみを示さることとなつた。

草案に於ても五十米の距離は墨守せざることを本則とせられてあつたのであるが、記述法が動もすると伸縮自在の弾力性に缺くるが如き感じを與へ易かつたので、新操典に於ては之を具體的た條文し誤解をなからしめられた。左に若干の圖例を以て其の理解を容易ならしむることとしよう。

(1) 敵火の状態により距離を延伸する場合の一例



狀況

上圖に於て後方散兵群の前方長方形の地域に迫撃砲の連続射撃を受けた場合に、前後兩散兵群の距離は如何に變化するかと云ふに延伸するを通常とする。

第一原案

多少の側方移動により其の落下地域を避け得るならば、其の左右より前進すれば前方の距離が多少延伸す

ることあるも其の損害を全く避けることが出来る。

第二原案

若し側方移動を許さざる状況に於ては、其の射撃の間断を利用して區分前進すれば比較的損害を避け得るであらう。支那軍の迫撃砲の射法を見るに、三、四發づゝ連続し其の間に多少の間断があるから、前方との距離が延びても此の間断を利用して前進するがよい、而して延びた距離は其の地域を通過後恢復すればよい。

(2) 敵火の状態に依り距離を短縮する場合の一例（敵火と地形とは常
つものであるから分離して圖示は困難なり）

状況

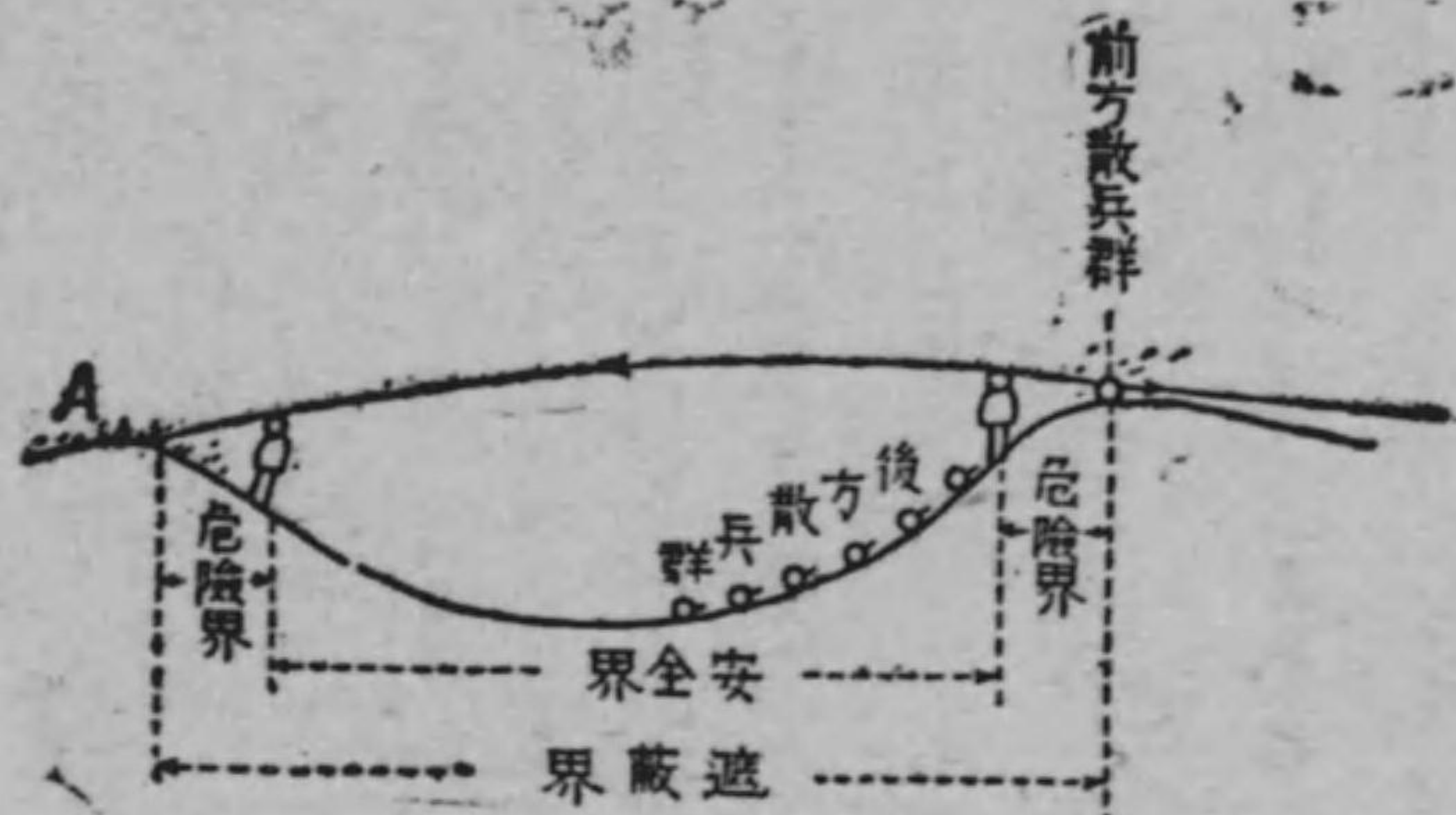
上圖に於て前方散兵群附近竝に凹地の後端附近に敵彈の飛來甚だし前後兩散兵群の距離如何

原案

速かに安全界に進入し前方群との距離を著しく短縮す

備考

安全界と云ふのは目標の全部が危険を免るゝことを得る地界を謂ふのである、安全界の長さは掩護物の高さ、落角の大小及目標の高さ等に應じて變化する。又彈道が低伸するに従つて同一掩護物に對しても其の安全界を増加するものであるから、近距離に接近した場合には小銃



彈に對しては多少の凸凹が非常に安全界の長さに關係を持つて來るものである。従つて指揮者が此の關係を良く

了解して其の指揮に任じたなれば、敵彈と地形とに適合した指揮が執れるのである。

(四) 分隊全部の横散開に於て草案には一番乃至四番の動作に關しては何等記述する所がなかつたが、新操典に於ては「一乃至四番ハ第三圖ノ如ク散開シ」と明示し横散開に於ける要領を具體的に記述せられたのである。

(五) 縦散開の要領を記述せられたもので、新條項である。新に縦散開の制式が採用せらるゝに至つた理由を簡単に記述すれば

(イ) 從來戰鬪任務を有せざる分隊例へば未だ戰鬪任務を附與せられざる分隊或は豫備隊中の分隊に在りても傘形散開か横散開の二つの内の一つを選ぶか然らざれば一列側面縦隊を採用するの止むを得ざる状態にあつたから、状況特に敵火の状態、地形等に適應せしむるには其の不便が少くなかつたのである。今回新に分隊全部の縦散開の隊形が出來たので、此の點頗る便利になつた。

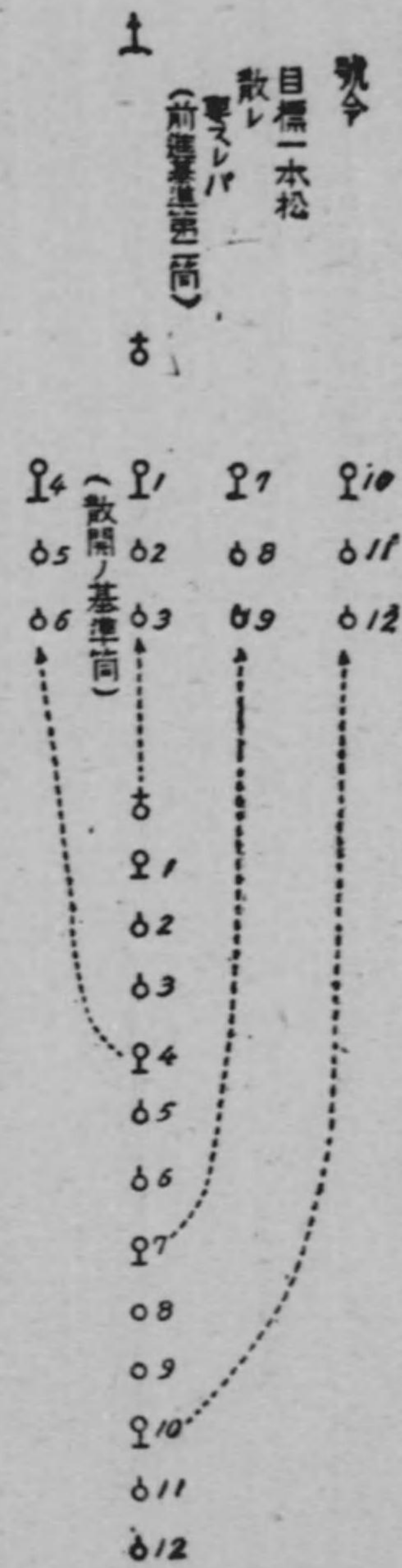
(ロ) 分隊が狙撃手を火線に出して戰鬪せしむる場合に於ても、其の全員が縦方向に散開しあるを以て、左右何れかの方向に對しても頗る輕快に迅速に使用することが出来る。

尙ほ縦散開の隊形の性質等に於ては第百十四に於て詳述しあるを以て茲には省略する。

(六) 草案にありては擲彈筒分隊の散開は全部の横方向散開を本則とせられてあつたが、新操典に於ては各筒の縦方向散開を併列した隊形を本則とせらるゝことになつた。而して各筒の間隔を約「十二歩」と明示せられた。之は爾後に於ける射撃の便と損害の減少とを顧慮して一般散兵の間隔の倍数とせられたものである。

草案に在りては散開に於ける各筒の併列順序に就ては何等記述する所がなかつたが、新操典に於ては之を明示して居る。従つて筒間隔の明示と關連して散開は頗る輕快に實施せらるゝ様になつた。即ち分隊長は單に「散れ」と

號令すれば直ちに散開隊形が採れる様になつたのである。
擲弾分隊の散開要領を圖示すれば



備考 四列側面縦隊から散開する場合に於ても其の要領右圖例に同じ

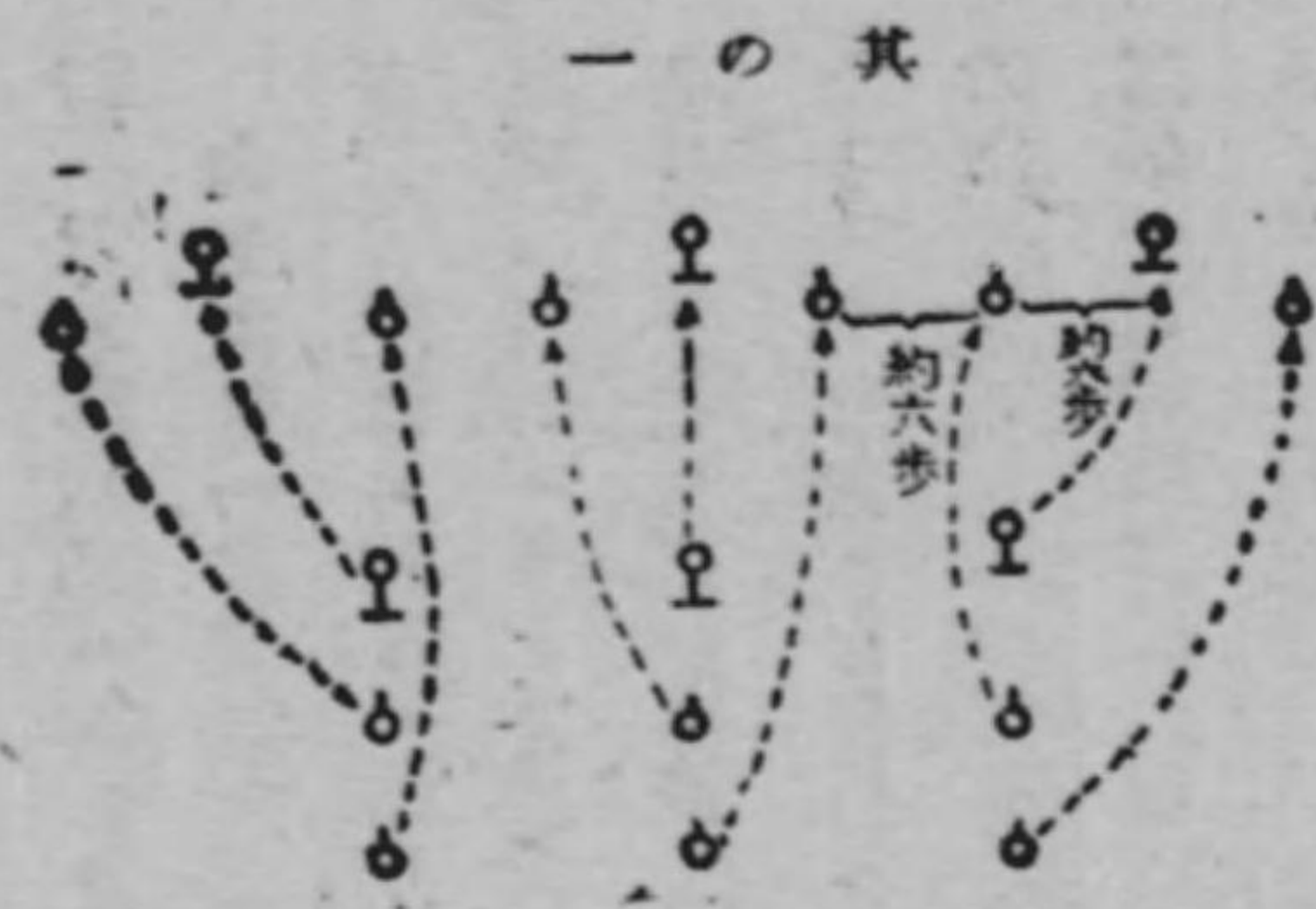
新操典に於ては散開した擲弾分隊の前進には「要スレバ基準トナルベキ筒ヲ示ス」ことに示されて居るが、元來「先頭の筒」は散開の爲の基準となるものであつて、必ずしも前進の爲の基準となるべきものでない。分隊長は其の時の状況に応じて何れの筒を前進の基準に定めてもよいのである。平坦地等に在りては散開の爲の基準たる先頭の筒を其まゝ前進の基準にするを便利とするも、遮蔽錯雜の地形又は山間地帯等に在りては散開後新に前進基準たるべき筒を指示するの要屢、生ずるであらう。又平坦地に於ても第一線分隊との關係上散開後新に前進基準の筒を指示する場合も生ずるであらう。

新七)

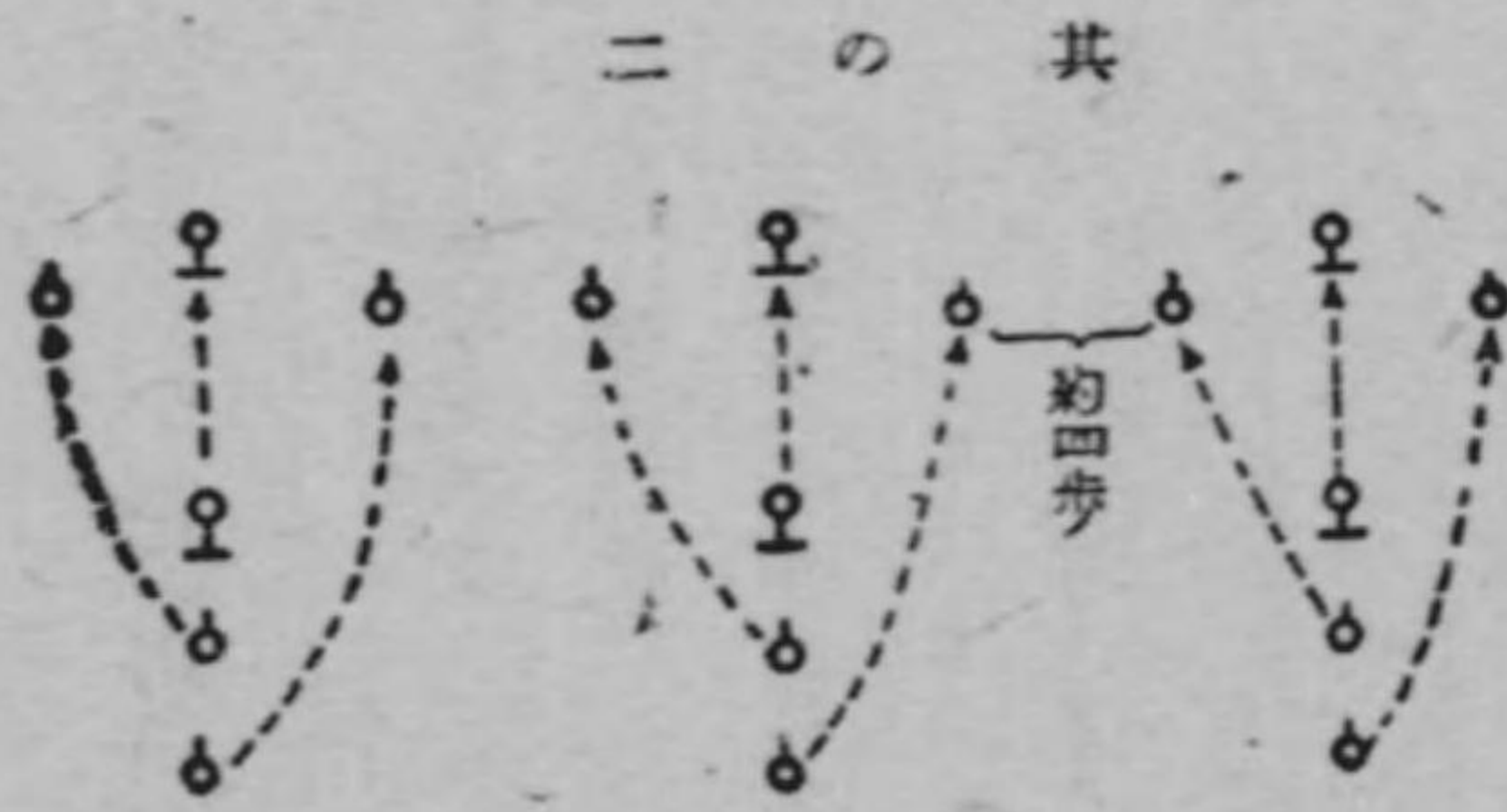
擲弾分隊ノ縦(横)散開ハ一般分隊ニ準ス

説明 縦散開に於ては別に問題なきも、各筒が間隔十二歩に散開しあるとき更に之を横に散開せしむる場合各散兵が一般分隊に準じ六歩の間隔を取るものとすれば、筒間隔十二歩を更に増大するの要があるが、若し筒間隔を其の儘維持するものとすれば、勢い各散兵の間隔を短縮せなければならぬ。新操典は何れを本則とするものかと云ふに、筒間隔を増大し各散兵が六歩間隔に散開するを本則とするものである。従つて筒間隔(十二歩)内に散開せしむる場合には「間隔四歩」の指示を與へたる後「横ニ散レ」と號令すべきである。

横散開の一例



分隊長ノ號令
第二筒基準 横ニ散レ
第二筒ヲ基準トシテ各散兵ハ約六歩ノ間隔ニ散開ス
備考
擲弾分隊ノ横散開ハ如何ナル隊勢ヨリ行フモ實施後ノ隊形ハ概ネ上記ノ圖例ノ如クニナルモノデアル



分隊長ノ號令
間隔四歩(指示) 横ニ散レ
各散兵ハ筒間隔内ニ四歩ニ散開ス
備考
要スレバ散開ノ爲ノ基準筒ヲ示ス

新一、傘形散開ニ在リテハ分隊長ハ自ラ前方ニ在ル散兵ヲ直接指揮シ他ノ散兵ハ指揮者ノ指揮ニ依リ勉メテ敵眼敵火ヲ避ケ一意前進ス(新設)

新二、狀況ニ依リ一番ヲシテ一時前方ニ在ル散兵ヲ指揮セシムルコトアリ

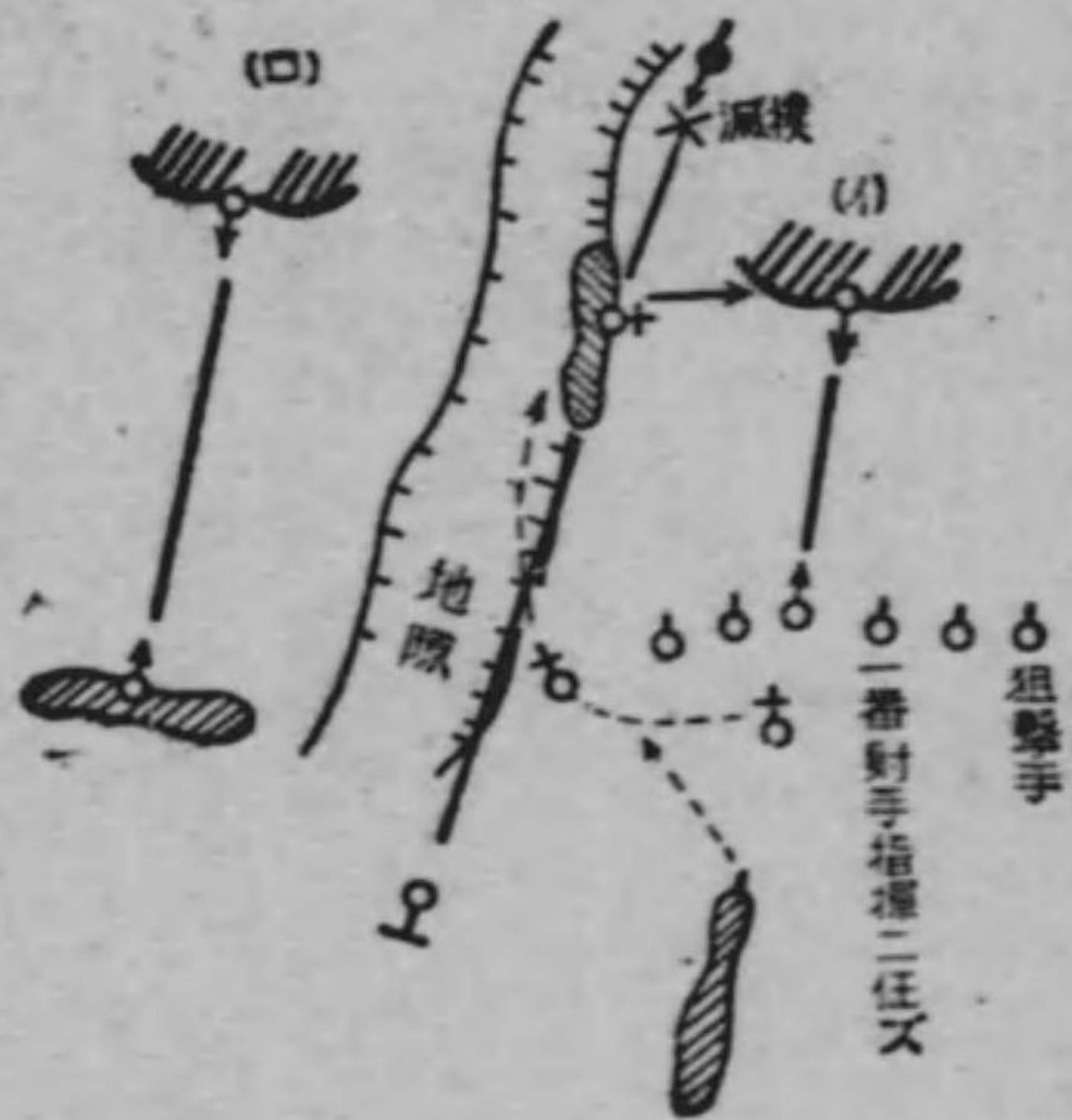
草案 所要ニ應ジ二番ニ前進スヘキ方向ヲ示シ或ハ一番ヲシテ一時誘導セシムルコトアリ

説明 分隊散兵の誘導法に關し一括記述し、傘形散開に於ける前方散兵群と後方散兵群との指揮及行動に關し明確なる準據を與へられたものである。

前條に於ても述べた通り、傘形散開を實施するの時機は、即ち火戰實行の時機であつて、此の時機に於ける分隊の活動の重點は實に火戰に在りと謂つて差支ないと思ふ。近代戰に於ける複雑にして變化に富む火戰の重要性に鑑みるときは、分隊長は正に其の射撃指揮に全力を傾倒すべき秋である。即ち目標の發見及選定、迅速正確なる距離の測定、適切なる照尺の決定、目標の指示、射彈の觀測修正、射撃效果の觀察等分隊長の爲すべき責務は多種多端であつて、而も此の火戰の指揮(射撃指揮)の適否は、直ちに爾後に於ける戰鬪の進捗に重大なる影響を齎すものであるから、分隊長は前方に在つて火戰に任ずる散兵群の直接指揮に専念すべきは當然のことと謂はねばならない。此の度の新操典に於て此の點を明確にせられたことは、新操典の強調せらるゝ重點主義に徹底せるものであつて、分隊戰鬪の一大進歩とも謂ふべきである。次に後方散兵群に對しては「指揮者ノ指揮ニ依リ勉メテ敵眼敵火ヲ避ケ一意前進ス」と其の行動に關し明確なる指針を與へられて居る。之は白兵貯藏の主義に徹底する爲に、其の指揮者の能力(上等兵とか一等兵とかが任するのであるから一般に指揮能力が低いのである)に鑑み特に懇切丁寧に指針を明示して其の指揮を容易ならしめられたものと思ふ。即ち後方の散兵群の行動は敵眼敵火を避け損害を一層減少する

ことを主義として居るのであるから、指揮者は此の主義を十分に理解して、良く隊形を地形に適合せしめて散兵の配置を不規ならしめ、或は又其の歩度や前進法を良く敵火の状態に適應せしめ一兵と雖も無益に損害を受けることなく一意前進を敢行する如く指揮せねばならぬ。各散兵亦此の主義を良く了解して行動間無意味なる暴露や不敏活なる行動を避け極力損害の減少に勉めねばならぬのである。

次に草案に於ける「一番ヲシテ一時誘導セシムルコトアリ」の法則は、分隊長が敵情、地形等觀察の爲或は其の他の必要に基き一時分隊より離るゝ場合に於て主として前進方向維持の爲に一時散兵の前進を誘導せしむるに過ぎなかつたのであるが、新操典に於ける「一時前方ニ在ル散兵ヲ指揮セシムルコトアリ」の法則は、單なる前進方向維持の誘導に止らず、更に火戰の指揮をも執らしむることあるを認められてあるのである。即ち其の狀況に依つては前方散兵群(狙撃手を含む)は一番の指揮を以て正面より射撃しつゝ攻撃を續行せしめ、分隊長は自ら分隊主力(後方散兵群)を指揮し包圍行動に出づるを有利とする場合あるを以て、此の間



一例を圖示すれば上圖の如くである。

分隊長ハ我が擲彈筒ノ射撃ニ依リ敵側防機關銃ノ撲滅セラレタル
瞬時ヲ利用シ後方散兵群ヲ指揮シテ(イ)火點ノ側方ニ進出シ突入ス

新一、散開セル分隊ハ速カニ敵ニ近接ス之ガ爲地形ヲ利用シ隊形、歩度ヲ選ビ且敵火ノ状態ニ應ジ分隊ヲ区分シ或ハ各個ニ或ハ同時ニ前進ス此ノ間要スレバ匍匐シ又ハ屈身シテ躍進ス

草 散開セル分隊ノ運動ハ速ニ敵ニ近接スルヲ主眼トス然レトモ勉メテ地形ヲ利用シ且我カ各種火器ノ射撃ニ連繫シテ前進スルヲ要ス

敵火ノ状態同時ノ前進ヲ許ササルニ至レハ分隊ヲ区分シ或ハ各個ニ前進セシムルヲ必要トス此間要スレハ匍匐スル等各種ノ手段ヲ盡シテ損害ヲ避ケ一意前進ヲ繼續スヘシ然レトモ之カ爲前進ヲ遅緩シ或ハ他部ノ射撃ヲ妨ケ或ハ指揮ノ統一ヲ困難ナラシメサルコト肝要ナリ

新二、散兵ハ距離間隔ヲ墨守スルコトナク地形地物ヲ利用シ且不規ナル配置ヲ取ル

草 分隊長ハ前進間五番以下ヲシテ適宜横方向ニ散開シ又ハ不規ナル配置ヲ取ラシムル等分隊ノ隊勢ヲシテ戦況及地形ニ適應セシムルコト必要ナリ

散兵ハ距離間隔ヲ墨守スルコトナク地形、地物ヲ十分ニ利用セサルヘカラス

説明 草案に於ては散開せる分隊の運動に關し數條項に分括記述しありたるを、新操典に在りては一條項に一括記述し且字句を簡明にせられてをる。

一、散開せる分隊の運動の根本原則は何かと言へば、「成るべく多くの白兵を貯藏しつゝ速かに敵に近接するにあらる」。抑、歩兵の本領は突撃を以て敵を殲滅するに在ることは、操典綱領の教ゆる所であつて、肉弾決勝は實に歩兵戦闘の根本目標である。故に散開せる分隊の運動は速かに敵に近接することに努むると同時に、其の運動間に於ける無益の損害を極力避けて出来るだけ多くの白兵を貯へ、以て突撃時に於ける其の威力を最大に發揮せしむ

ることが肝要である。従つて地形の利用も隊形、歩度の選擇も將た又各種前進法(各個、区分、同時の各種前進又は匍匐屈身の躍進等)の決定も、悉く此の二つの目的を達成する爲の手段方法なることを、新操典に於て明確にせられた所以であるから、分隊の運動指揮に任ずる者は(分隊長も、分隊長の定むる指揮者も)十分に此の趣旨を體得し、状況、地形に應じて兩者(速かなる近接條件と白兵貯藏の條件)の調和を適切に保持し、以て常に前進の氣勢を維持増進するの著意に缺くる所があつてはならない。併しながら徒らに損害の減少に藉口して地形、地物に執著し敵の有効射撃下に長く停止するが如きは大禁物である。

散開せる分隊の前進法としては、同時前進、區分前進、各個前進の三つの方法が示されてあるが、其の何れを本則とするかと云ふに、草案の前の操典に於ては「散開セル分隊ノ前進ハ通常分隊同時ニ行フモノトス」と明示されてあつて、明かに同時前進を本則として居つたのである。然るに草案に於ては此の本則的字句を削除して「敵火ノ状態同時ノ前進ヲ許ササルニ至レハ……各個ニ前進セシムルヲ必要トス」と修正せられて區分前進並に各個前進の重要度を大いに認めらるるに至つたのであるが、同時前進を本則とするの主義に於ては依然として何等の變化を加へられなかつたのである。然るに新操典に於ては、此等各種の前進法(同時、區分、各個の前進)に對する輕重の差別を撤廢し、「敵火ノ状態ニ應ジ分隊ヲ区分シ或ハ各個ニ或ハ同時ニ前進ス」と修正せられ、散開せる分隊の前進法は一に敵火の状態に依つて決定せらるべきものなることを明確にせられたのである。

元來傘形散開の前進は、分隊全體より見るときは、之亦一つの區分前進と見ることが出来るのであるが、本條の同時前進、區分前進と云ふ意味は、前方散兵群及後方散兵群の各別に於て行はるゝものと解してよからう。

分隊の同時前進は、敵線を距る遠き時機に於て敵火の状態亦之を許す場合に利用せらるゝものであつて、既に火戰實行の時機に近づくに至れば、地形上特別の掩護なき限りは區分前進か若くは各個前進かが利用せらるゝのが

常態であらう。殊に新操典に於ては白兵貯藏を大いに強調して居るのであるから、區分前進、各個前進等の利用が草案時代に比し一層多くなつたものと謂ひ得るのである。

分隊の區分前進又は各個前進に於て、分隊長の前進時機如何と云ふに、之は、「分隊長ハ通常分隊ノ前方ニ在リテ前進方向ヲ維持ス」の法則に従つて、分隊長は眞先に前進するを原則とするものである。殊に新操典に於ては、各指揮官の前方主義を強調して居るのであるから、分隊長の如き直接指揮に任ずる者は、常に最前方に出でて指揮するのが當然である。而して區分前進、各個前進を要するの時機は、即ち敵火の状態猛烈を極むるの時機なるを以て、斯る場合に於て分隊長が率先して眞先に前進することは、分隊の志氣の高揚に大なる効果を齎すのみならず、衆に先んじて適當なる停止地點を選定して續いて前進し來る散兵に對し迅速適切なる射撃指揮を與へ得るの利があるのである。直接指揮に任ずる指揮官は常に先陣頭に立つて其の指揮に任すべきであつて、此處に始めて指揮官を核心とする舉止一體の活動が實現せらるゝものなることを深く銘肝すべきである。

二、草案に在りては、五番以下の後方散兵群に對し「適宜横方向ニ散開シ」と横散開の隊形を明示してあつたが、新操典に於ては此の文句を削除せられてある。之は勿論全然其の必要を認めないと云ふのではあるまい。新操典に於ては第百十九の一項に於て「地形ヲ利用シ隊形、歩度ヲ選ビ云々」と明示してあるから分隊は自由に隊形を選択し得るので、殊更に「横方向ニ散開シ」等と示す必要がなくなつた爲であらう。併しながら茲に注意を要することは、從來は敵の小銃、機關銃火に對しては横廣の散兵を一般に有利と認められてあつたのであるが、實驗の結果は必ずしも斯く断定し得ないのである。即ち横廣散兵と縦長散兵との兩種に對し正面より平均彈道を適切に指向し得たる場合に於ては、横廣散兵を有利とするも、戰場に於ては縦長の散兵は横廣の散兵に比し第一目標の發見

捕捉、彈著の觀測修正共に困難であつて、加ふるに不規なる運動、適切なる地形の利用を以てすれば、以上のことを一層困難ならしむるの利益があるのみならず斜射側射に對しても必ずしも不利とするものでない。殊に戰場に於ける射撃には間隙濶淡あることも亦尠からざるを以て、正面の狭小なる縦長隊形を以て疎散なる部面を迅速に通過するを有利とする場合が多いのである。従つて後方の散兵群としては特別の場合(敵砲彈に對し堤防等を利用する場合とか近距離に於て凹地を利用する場合等々)を除く外は、多くの場合縦長の散開隊形を利用するを得策とするものである。

第百二十一 (204) (707)

新 分隊ハ小隊長ノ命令ニ基キ適時射撃ヲ開始ス

射撃ハ近距離ニ於テ敵ヲ確認シ十分ナル效果ヲ豫期シ得ル場合ニ於テ行フ

精練ナル軍隊ハ縦ヒ敵火ノ下ニ在リテモ我が射撃效力ヲ現シ得ザルトキハ自若トシテ前進ヲ續行シ安リニ射撃セザルモノナリ(草案の小隊の部より移記せらる)

説明 草案に在りては本條項は「小隊攻撃の部」に記述せられてあつたのであるが、射撃開始の時機は寧ろ射撃の直接指揮に任ずる分隊長に必要なを以て、新操典に於ては「分隊攻撃の部」に移記せらるゝに至つたものである。

小隊長は射撃の統轄者である、従つて小隊長は小隊全般の状況を顧慮して射撃開始の時機なり地點なりを適時に指示して自己の意圖の如くに各分隊の射撃を指導せなければならぬ。又分隊長は、射撃の直接指揮者である。直接指揮と云ふのは號令を以て指揮するの意である。即ち分隊の射撃は如何にして行はるゝかと云へば、小隊長の命令に基き分隊長の號令で行はるゝのである、而して小隊長は中隊長の企圖に基き小隊全般の状況、地形等に應じて展開時若くは其の後に於て小隊に射撃開始を命ずるのであるが、小隊内の各分隊の状況は決して一樣のものではない、

即ち或る分隊の正面は敵火熾烈にして之を火制するにあらざれば前進至難の状況にあるのに、他分隊に於ては敵火比較的緩徐であつて、未だ火制の必要を認めない状況にある場合もある。又小隊長の射撃開始の命令があつても、地形の掩護により尙ほ射撃することなく前進を繼續し得る分隊もあるのであるから、新操典に於ては分隊の射撃開始は分隊長に一任せられ「分隊長ハ小隊長ノ命令ニ基キ適時射撃ヲ開始ス」と其の趣旨を明確に條文として記述せらるゝことになつたのである。

斯くの如くに新操典に於ては分隊長は適時射撃開始を號令することを明確にせられたのであるが、分隊長が此の「適時」なる時機を判定するのに何か指針を與へてやる必要があるのである。そこで草案に於て小隊長の射撃開始の指針となつて居つた「近距離ニ於テ敵ヲ確認シ十分ナル效果ヲ豫期シ得ル云々」の條文を其の儘分隊攻撃の部に移記し、分隊長の射撃開始の指針とせられたのである。

射撃開始の距離を數字的に擧げること、勿論出來ないことであるが、此處に云ふ近距離とは、六百米以内の距離と見て差支なからう(射教第二部第二三三参照)。而して射撃開始の實際に於ては、右の近距離の條件の外に目標を確認して十分の効果を豫期すと云ふ條件を必要とするのである。所が現時の目標は地形の利用巧みであつて而も其の上に諸種の手段を講じ偽装を凝らして居るのであるから、近距離に於ても各散兵が目標を確認すると云ふことは中々困難であつて、分隊の射撃の開始は六百米よりも更に一層近距離となるのが自然であらう。左に陸軍歩兵中尉佐藤俊文氏の戦場の體験に基く教育上の所感の中から拔萃して參考に供することとする。

射撃教育上の所感の一節に

「目標を確認して射撃するを要す往々にして目標を認めず射撃せんとする傾向あるは將來深く戒むるを要す。目標を確認出來ざる時は直接目視し得る地點まで前進すること特に必要にして錯雜せる地形等に於ては創意工夫し

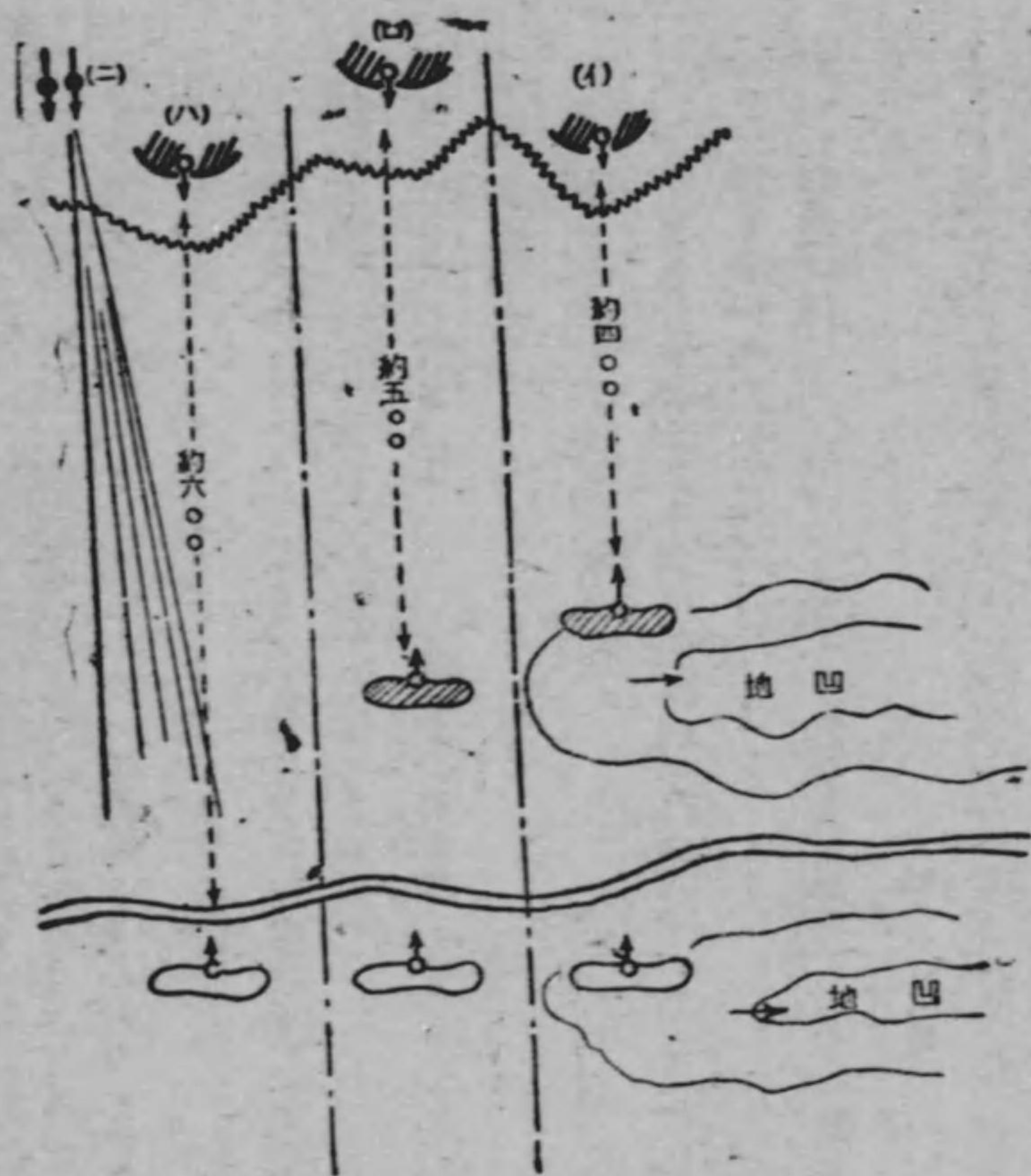
て目標の確認に努むる事緊要なり常に目標を確認して射撃せし部隊は多大の効果を收め得たり」とある。

分隊射撃開始の一例

小隊長の命令

射撃開始は前の道路の線

距離六〇〇



第一分隊は凹地の掩護により直ちに射撃を開始することなく更に前進し凹地の前線に到達して始めて射撃を開始す

(ロ)の火點は偽装巧にして目視困難なるを以て第二分隊は更に前進し確認し得る地點に到つて射撃を開始す

(ハ)の射撃猛烈にして火制せざれば前進困難なるを以て第三分隊は道路の線に於て直ちに射撃を開始す

新 射撃ハ先ヅ輕機關銃要スレバ之ニ狙撃手ヲ加ヘ狀況ニ依リ先ヅ狙撃手ノミヲ以テ行ヒ敵ニ近接シ火力ノ増加ヲ必要トスルニ至レバ更ニ所要ノ火器ヲ増加ス

草 射撃ハ先ツ……之ニ若干ノ小銃手ヲ加ヘテ之ヲ行ヒ敵ニ近接シ……所要ノ小銃手ヲ増加スルモノトス

説明 火戰の實行に關し一括して記述せらる。

分隊の當初に於ける火戰實行の方法を新舊對照して見ると次の如くである。

新操典

草案

- 一、輕機關銃のみを以て行ふ
- 二、輕機關銃に狙撃手を加へて行ふ
- 三、狙撃手のみを以て行ふ(新)

第一は新舊變化なく、第二は草案の小銃手が操典に於て狙撃手に替はり、第三は新操典に於て新に増設せられたものである。

第二の草案の若干の小銃手とは、通常狙撃手を充つるの意味を持つてをつたが、必ずしも狙撃手と限定せられたものでなく、小銃手を加ふることもあつたのである。即ち

- 一、輕機關銃の火力を増加補足する場合 小銃手を加ふ
 - 二、特種目標即ち敵の指揮官、自動火器を狙撃する場合 狙撃手を加ふ
 - 三、右兩者の射撃を目的とする場合 小銃手と狙撃手とを加ふ
- 草案の小銃手とは右の三つの意味を持つて居つたのである。然るに新操典に於ては狙撃手と限定せらるゝことにな

つたのであるが、之は操典の強調して居る白兵貯藏主義に一層徹底するの趣旨に基いたものである。

然らば新操典は火戰の當初に小銃手を加ふことを認めて居らぬのかと云へば、原則としては狙撃手としてあるも應用は又格別であつて、原則を固執してはならない。即ち遭遇戰の場合或は地形の利用により敵に著しく近接し得た場合等に於て最初より火力の優勢又は増大を必要とする場合には、「敵ニ近接シ火力ノ増加ヲ……」の法則の應用により、最初から小銃手を火戰に加ふべきは當然のことである。

第三の狙撃手のみ火戰は、新操典に於て新に認められた所である。元來分隊の火戰は輕機關銃又は之に狙撃手を加へたもので實行せらるゝのが通常であるが、狀況によつては狙撃手のみ火戰で十分なる場合もある。斯様な狀況に於ては分隊火戰に最も重要な役目を持つ輕機關銃の如きは、勉めて後方に貯存し過早に火戰に使用することを避けなければならない。即ち輕機關銃の火制を必要とせない狀況に於ては、狙撃手のみを以て火戰に任ずればよろしいのである。今左に其の場合を例示して見よう。

第一例



狀況

敵ノ指揮官ハ林縁附近ニ部下ヲ集メ命令下達中

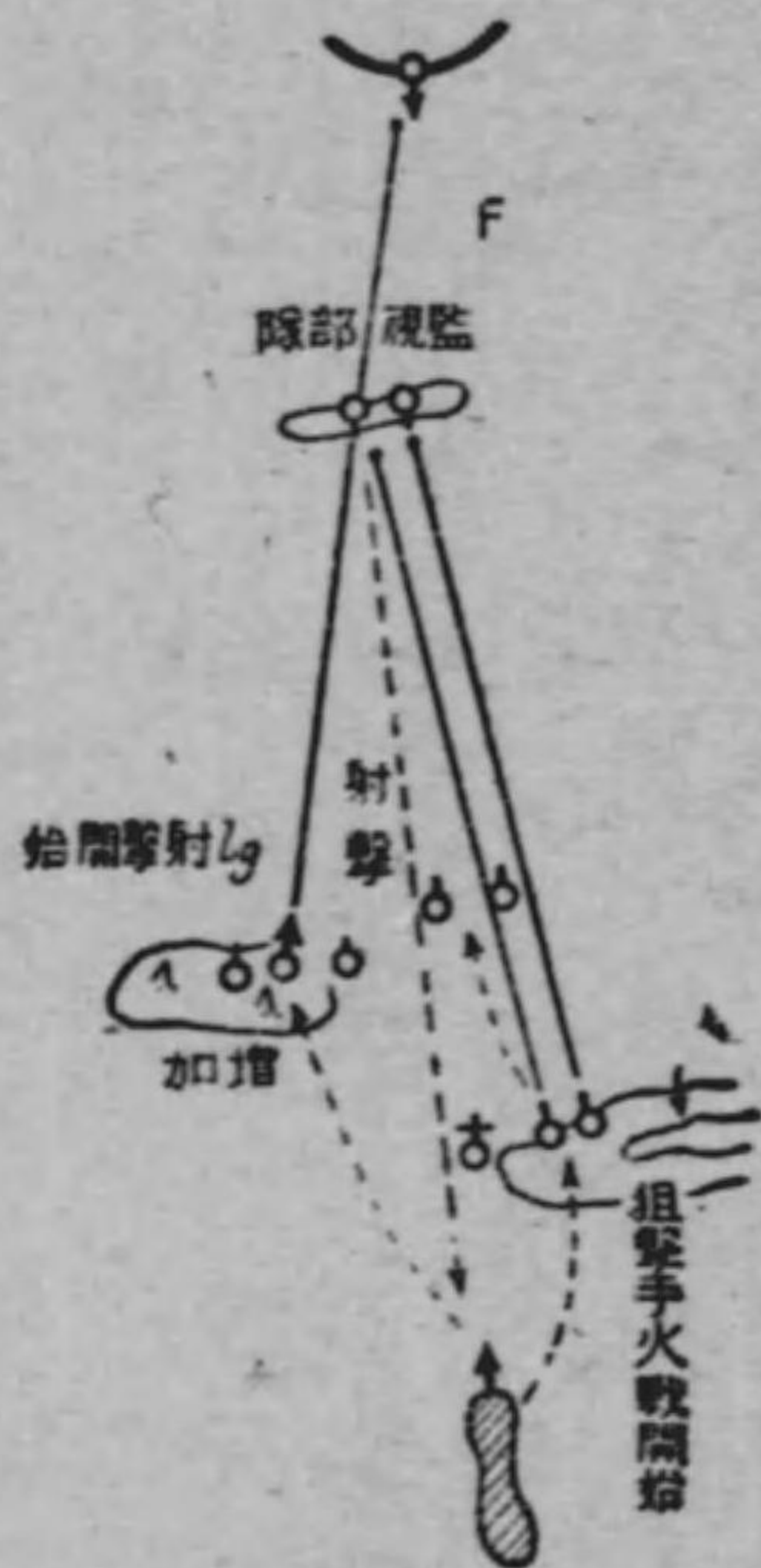
分隊長ノ處置

直チニ狙撃手ヲ火線ニ出シテ射撃セシム

目標 前方ノ林縁ニ顯ハレタル指揮官

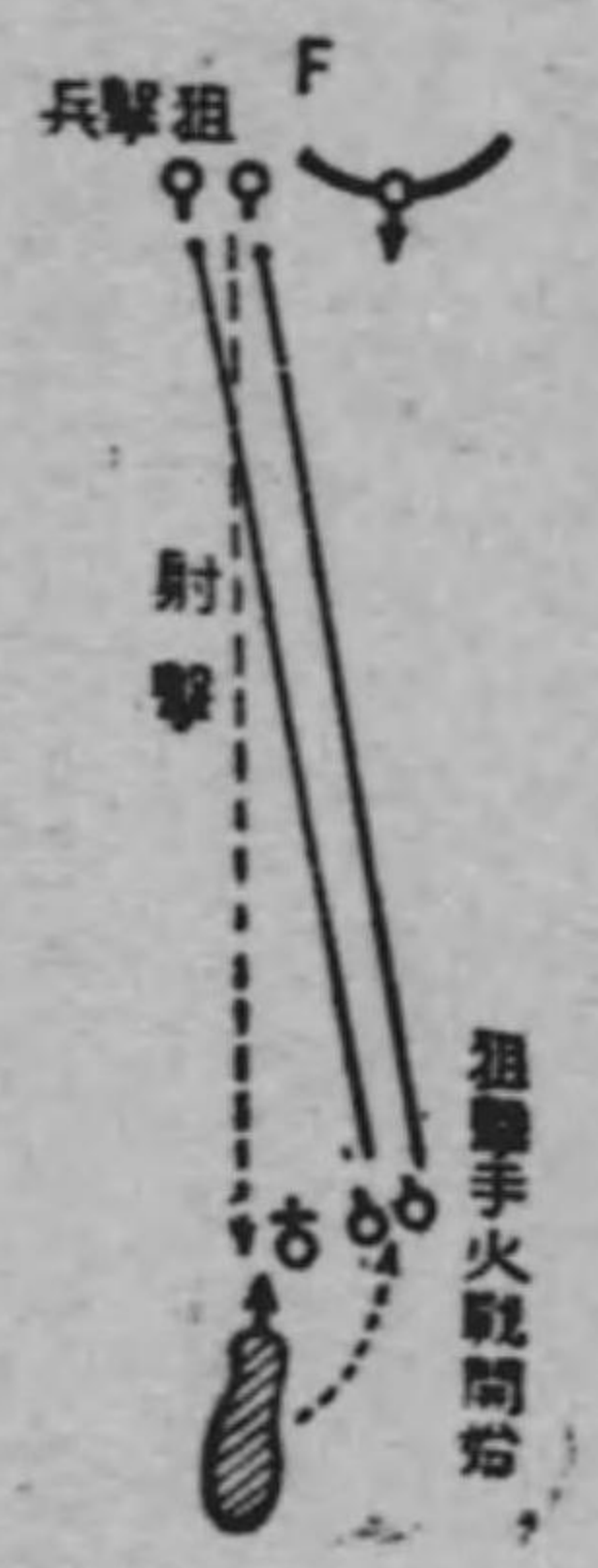
六〇〇 撃テ

第二例



状況
分隊前進中敵ノ監視部隊ヨリ射撃ヲ受ク
分隊長ノ處置
直チニ狙撃手ヲ火線ニ出シテ射撃セシム
目標 前ノ臺上ノ監視部隊
五〇〇 撃テ

第三例



状況
分隊前進中敵ノ狙撃兵ヨリ射撃ヲ受ク
分隊長ノ處置
直チニ狙撃手ヲ火線ニ出シテ射撃セシム
目標……
五〇〇 撃テ

草案の「所要ノ小銃手ヲ増加ス」を新操典に於ては「所要ノ火器ヲ増加ス」と修正せらる。蓋し分隊の火戦は前述の如く狙撃手のみを以て開始せらるゝことあるを以て、輕機關銃の増加を要する場合あるを以て、小銃手と限定するこゝとが出来ないので、火器と修正せられたものであらう。

第二百二十三
173
175
177

新(一) 狙撃手ハ通常分隊ノ攻撃(射撃)目標附近ニ現出スル敵ノ指揮官、監視所、自動火器等特ニ有利ナル目標ヲ機

ヲ失セズ射撃ス然レドモ分隊長ハ輕機關銃ヲ使用セザルトキハ所要ニ應ジ狙撃手ヲシテ攻撃(射撃)目標中有利ナルモノヲ射撃セシム
草 敵ノ觀測所、將校等有利ナル目標ノ發見ニ勉メ機ヲ失セス之ヲ狙撃セシムルヲ要ス之カ爲豫メ熟練ナル射手ヲ指名シ置クヘシ

新(二) 分隊長攻撃目標以外ノ敵ヲ射撃スルトキハ我ニ特ニ危害ヲ與フルモノ若クハ速カニ殲滅ヲ要スルモノヲ選ブ
草 射撃目標ハ我ニ最モ危害……ノ如キ戰術上ノ價值ニ從ヒテ選擇スヘシ

説明 射撃目標の選定に關し一括記述し簡明にせられた。且又狙撃手の採用により其の射撃任務を明確にせらる。
(一) 狙撃手の火戦實行の状態を考ふるに

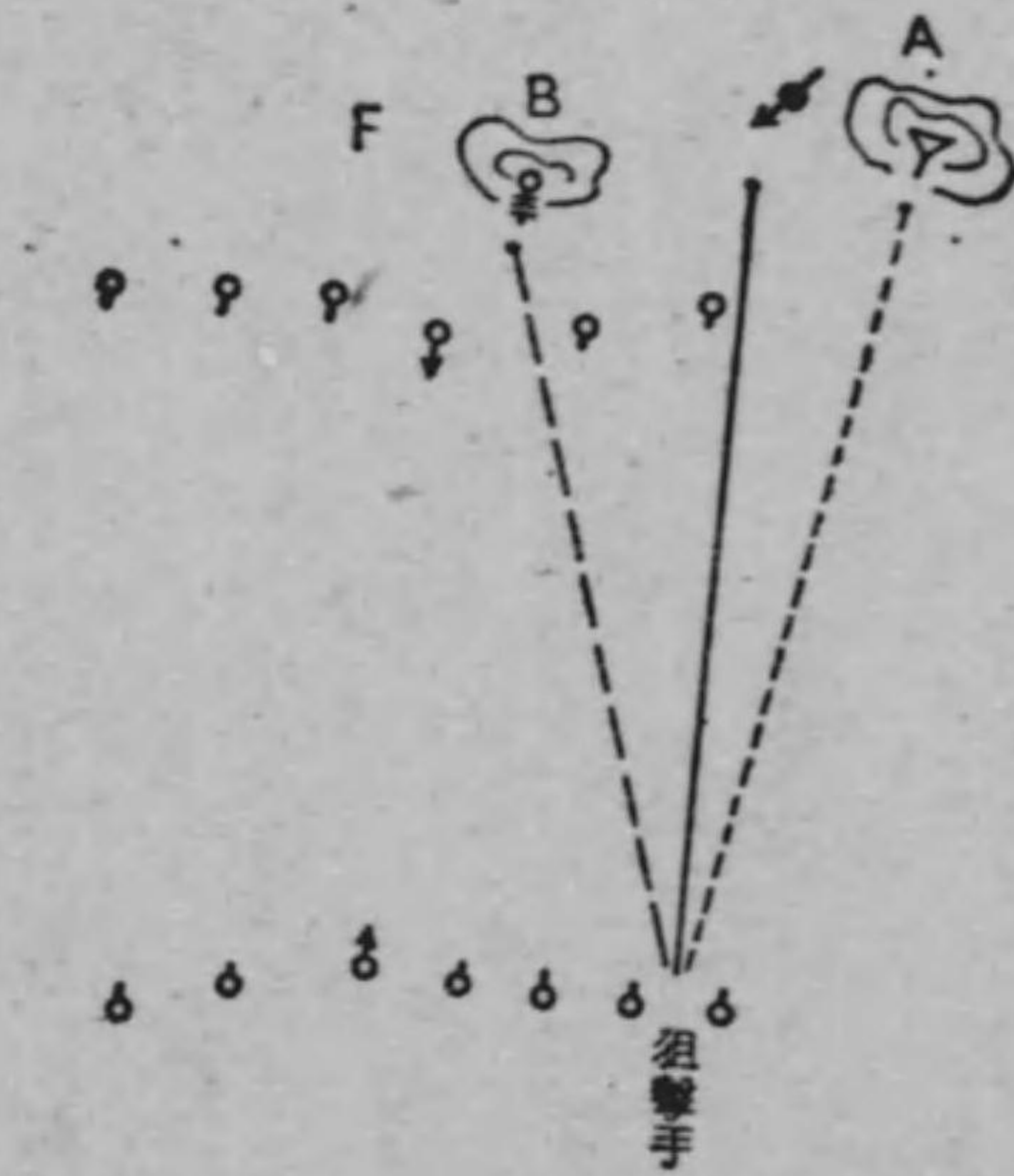
- (1) 輕機關銃と共に火戦に任ずる場合
 - (2) 狙撃手のみを以て火戦に任ずる場合
- の二つの場合があるので、新操典は此の二つの場合に於ける狙撃手の射撃目標選定に關し明確に記述せられたのである。

(1)の場合に於ては攻撃(射撃)目標内の有利なる目標に對しては主として輕機關銃が射撃に任ずるのであるから、狙撃手は攻撃目標内の目標を射撃することなく輕機關銃と協力して常に其の前方に潜行進出して分隊の攻撃目標附近に現出する敵の指揮官、監視所、自動火器等特に有利なる目標を選定し機を失せず狙撃に任ずるのである。従つて狙撃手は絶えず小隊攻撃目標内及其の附近の敵情を注視し、其の目視の景況を明かにし、苟も目標の變化に對しては細大漏すことなく速かに發見し得なければならぬ。戰場に於ける目標は常に隱顯移動するものである、殊に狙撃手の射撃目標たる自動火器の如き或は指揮官の如きは、陣地の變換、増加、移動等瞬間的に隱顯出沒するを常態

とするものであるから、狙撃手は速かに其の各時機を看破して機を失することなく急襲的に狙撃し得なければならぬ。狙撃手の射撃に關し特に著眼すべき點を列記すれば次の如きものであらう。

- 1、隠顯移動目標の發見迅速なること
- 2、目標の選定機敏にして照尺、照準點を自ら選定し的確なる狙撃を爲し得ること
- 3、常に發射の好機を看破し急襲的狙撃を爲すこと之が爲前進中と雖も發射の好機を看破せば直ちに停止して機敏的確なる狙撃を爲すこと
- 4、狙撃兵は目標小にして動作自由なる特性に鑑み常に潜行的に輕機關銃の前方に進出して狙撃に任ずること

「攻撃目標附近……」の附近とは何を意味するかと云へば、單に攻撃目標と同線上の地點と限定することなく、其の後方の地點をも含めて考へてよからうと思ふ。狙撃手の好目標たる指揮官なり監視所なり或は重火器の如きは、多くの場合分隊攻撃目標たる最前線の後方に顯出するのが通常であらう。殊に機關銃、歩兵砲の如きは、一旦其の射撃位置に就くや我に對し猛威を振ふものであるから、其の運動中に於て狙撃するを最も有利とする。従つて分隊攻撃目標の後方に特に有利なる目標顯出せる場合に於ては、狙撃手は躊躇することなく機敏に狙撃すべきである。



- 有利なる目標に對し狙撃の一例
- 狀況
- 一、敵ノ重機陣地進入中
狙撃手ハ機ヲ失スルコトナク運動中ニ狙撃ス
 - 二、射彈觀測ノ爲敵ノ補助觀測所A
高地ニ前進シ來ル
狙撃手ハ直チニ狙撃ス
 - 三、B高地ニ敵ノ指揮官現出
狙撃手ハ直チニ狙撃ス

(2)の場合に於ては狙撃手のみを以て火戰に任ずるのであるから、攻撃目標中の有利なる目標を選定して狙撃するのが當然のことである。

(二) 射撃目標選定の一般要領に關し記述した條文であつて、新操典に於ても草案の趣旨に何等の變化を加へられて居らない。即ち草案に於ても本條項は分隊長が與へられたる攻撃目標以外の敵を射撃する場合に適用せられて居つたのである。

新操典に於ては唯「攻撃目標以外ノ敵……」と其の趣旨を明確に條文として記述せられたに過ぎないのである。

第二百二十四(171)177

- 新(一) 分隊長ハ豫メ目標、射距離(照尺)、要スレバ射向修正量、照準點ヲ示シ發射ヲ號令ス
草 射撃ヲ行フニハ分隊長ハ目標及照尺要スレハ照準點ヲ示シタル後發射ヲ令スルモノトス
- 新(二) 散兵ヲ増加スルトキハ先ヅ其ノ位置ヲ示ス
草 小銃手ヲ火戰ニ増加スルニハ分隊長ハ増加スヘキ位置ヲ示シタル後射撃號令ヲ下スヘシ
- 新(三) 射撃開始後ハ分隊長ハ通常目標、射距離等ノ變換ヲ要スルトキノ外號令ヲ下スコトナク散兵ハ停止セバ自ら射撃ヲ行フ

草 既ニ射撃ヲ開始シタル後ハ……散兵各自ヲシテ射撃ヲ行ハシム之カ爲散兵ハ停止セハ直ニ射撃ヲ行フモノトス

説明 射撃の爲の分隊長の指揮要領を記述した條項である。

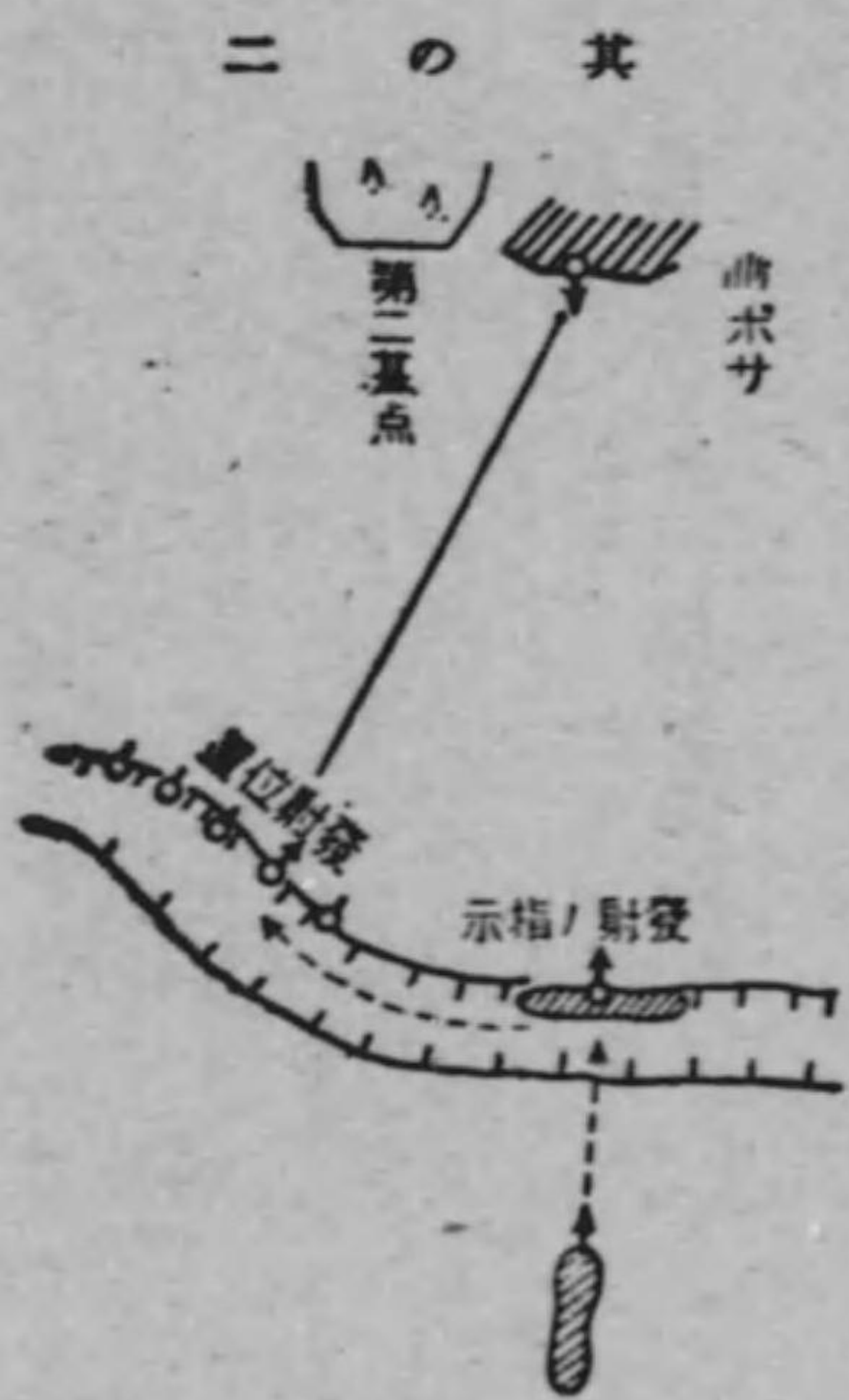
(一) 新操典に於ては「豫メ目標……」と「豫メ」と云ふ字句を増補せられて居るのが特に注意を要する字句である。分隊長が發射を號令するには目標、射距離を要すれば……等を指示せなければならぬのであるが、此等の指示は如何なる時機に行はるゝのかと云ふに、それは豫め指示して置くのである。換言すれば射撃の爲に指示すべき事項

は、何時も射撃位置に於て示すものとは限らないのである。射撃位置に至る前に於ても地形地物の遮蔽を得て安全に的確に示し得る適当な地点があつたならば、其處で豫め指示し、散兵に十分なる射撃準備を整へさせ、以て必勝の心構へを與へて發射位置に前進するや直ちに「撃テ」の一號令で正確なる射撃が行はるゝ如く指揮すべきである。新操典に於ては、急襲的射撃を強調されて居るが、本條項も亦其の趣旨に準據したものである。尙新操典「第百十五」を参照すれば「豫メ指示」の意味は一層明瞭になるであらう。

豫め射撃事項を指示する場合の例



- 一、地隙ノ前方ハ平坦ニシテ敵眼敵火ニ暴露シアリ
- 二、分隊長ハ地隙ヲ利用シテ豫メ射撃ノ爲必要ナル事項ヲ指示シ發射ノ準備ヲ整ヘシム
- 分隊ノ攻撃目標 第一基点ノ左一分畫ノ間ニ在ル火點
- 射撃開始ハ前ノ道路ノ線
- 四〇〇



- 一、地隙ヲ利用シテ豫メ射撃ノ爲必要ナル事項ヲ指示シ發射準備ヲ爲サシム
- 二、然ル後射撃ニ便ナル位置ニ移動シ不意ニ射撃ヲ開始セシム
- 分隊ノ攻撃目標 第二基点ノ右「ボサ」トノ間ニ在ル火點
- 射撃開始ハ左アノ地點
- 四〇〇

照尺の決定 分隊長が照尺を決定するには(射教第二部第百二十參照)

- (1) 通常目標に至る距離を基礎として之に氣象の影響を加味して決定する。
- (2) 補助照準點に依り射撃する場合に於ては次の如くに決定する。
 - (A) 補助照準點を目標に通ずる照準線上に選ぶ場合 照準點の遠近に關せず目標に至る距離に應ずる照尺
 - (B) 補助照準點を目標に通ずる線の上方又は下方に選ぶ場合 目標に通ずる線と補助照準點に通ずる線とにて成す照準角の差を目標距離に應ずる照尺に修正したる照尺、而して照準角一密位の差は射距離五百米以下にありては通常照尺に百米の修正を行ふを標準とする

射向修正量 96式輕機關銃に於ては、横尺を使用するを以て、新操典に新に増補せられたものである。而して其の修正量は密位量を以て示さるゝものである(射教第二部第百二十九參照)。

照準點 元來照準點は射手自ら選定するを本則とするものであるが、要すれば分隊長が之を命ずるのである。例へば横風ある場合とか採用照尺と目標距離と一致せざる場合等である(射教第二部第百二十三參照)。

(二) 草案の「小銃手ヲ火線ニ増加……」に於ける小銃手。新操典に於ては散兵と修正せられたのであるが、新操典に於ては當初に狙撃手のみの火戰實行を認めて居るのであるから、火戰の増加は小銃手と限定することが出来ない、即ち輕機關銃を増加する場合も生ずるので、一般的に適する如く修正せられたものと思ふ。而して草案に於ける「射撃號令ヲ下スヘシ」の字句を新操典に於て削除せられてあるが、火戰の直接指揮は分隊長の責務なるを以て、増加散兵の射撃指揮は當然分隊長の任する所であつて、殊更に「號令ヲ下スヘシ」などと記述するの必要を認めないものであるから削除せられたものと思ふ。

(三) 草案の「散兵ハ停止セハ直ニ射撃ヲ行フ」を新操典に於ては「散兵ハ停止セバ自ら射撃ヲ行フ」と修正せられたの

であるが、散兵は停止せば直ちに射撃せなければならぬものとは限らない。殊に輕機關銃と共に火戦に任ずる狙撃手の如きは、自ら特に有利なる目標を求めて射撃に任ずるのであるから、適當な目標が見當らなければ當然射撃する必要を認めないのである。又輕機關銃にしても、今迄射撃して居つた敵の自動火器が一時姿を隠す場合もあるだらうし、或は停止位置の地形によつては射撃に不便な場合もあらうから、停止せば直ちに射撃せよと云ふことは、無理なことである。元來散兵の射撃は一彈必殺を主義として居るものであるから、射撃には必ず十分なる効果が伴はなければならない。散兵は自信のない射撃は斷じて行つてはならない。戰場に於ける目標は隱顯移動常なきを常態とする、散兵は此の間に處し良く一彈一殺主義に徹底し常に自信ある射撃を自ら行ひ、一發と雖も無益なる射撃に墮することを嚴に避けなければならない。

第二百二十五(168)
169

新(一) 輕機關銃射撃ノ爲停止セバ二番ハ自ラ射撃位置ヲ選ビ三番ハ彈倉蓋……………
草 分隊長輕機關銃ノ射撃位置ヲ選定スルニ方リテハ……………

輕機關銃射撃ノ爲停止スルトキハ二番ハ自ラ脚位置ヲ選定シ三番ハ彈匣ヲ……………

說明 輕機關銃射撃の爲停止せる場合に於ける一、二、三番の任務を記述した條項である。

草案に在りては輕機關銃の射撃位置の選定は分隊長の責務であつて、二番は單に脚位置の選定に關し責任を有するに過ぎなかつたのであるが、新操典に於ては射撃位置の選定を二番の責任とせられたのである。其の改正の主なる理由は、射撃開始後に於ける輕機關銃の前進は各個躍進を用ゆる場合が非常に多くなつて來た現代戰に鑑みるときは分隊長が其の射撃位置を一々選定することは事實に於て困難なことである。而も射撃位置と謂ふものは、新操典「第五十二」にも明示されてある通り、目標及敵火の状態に關係を有するものであるから、其の實況に適應せしむる

爲には直接射撃に任ずる二番をして選定せしむるを寧ろ實際的とする所であるからである。従つて新操典は戰闘各個教練に於て銃手に射撃位置の選定に關し十分なる教育を要求さるゝこととなり、分隊戰闘教練と連繫して其の趣旨を一貫せられたわけである。

然らば分隊長は輕機關銃の射撃位置に關し何等責任がないのかと云ふと決して然らず。分隊長は火戦の直接指揮に任ずるものであるから、其の火力の發揚は分隊長の重大なる責務である。従つて分隊火戦の重要な役割をなす輕機關銃の威力發揚に重大なる關係を有する。射撃位置の選定に分隊長は無關心たるを得ざるは當然のことである。故に分隊長も亦爲し得る限り其の射撃位置に關し所要の指示を與へ、射撃の最大威力を發揚せしむると共に其の損害を減少せしむることに努力すべきである。

草案の彈匣を彈倉蓋に改正せられたるは、96式輕機關銃にありては從來の裝填架を廢止して箱彈倉を使用することになりたるを以てである。

第二百二十六(178)

新(一) 擲彈分隊ノ射撃ハ通常小隊長ノ命令ニ依ル分隊長ハ目標、距離分畫、要スレバ筒ノ位置、射向修正量、彈種ヲ示シ號令ス

草 擲彈筒ノ射撃ニ分隊長ハ通常目標、分畫及發射彈數要スレハ……………示スモノトス

新(二) (擲彈)分隊ノ射撃ハ目標ノ状態、目的、發射彈數等ニ依リ異ナルモ先ヅ指令射ニ依リ所要ノ修正ヲ加ヘ各個射ヲ行フヲ通常トス然レドモ射撃諸元ヲ得アル場合、狀況急ヲ要スル場合等ニ於テハ最初ヨリ各個射ヲ行フコト多シ(増補)

草 分隊ノ射撃ハ各筒毎ニ發射セシムルヲ通常トスルモ狀況ニ依リ逐次指名シテ發射セシムルヲ有利トスルコトア

新三) 射撃位置ニ就キタル筒ハ右ヨリ順序ニ第一、第二等ノ番號ヲ附ス(増補)

説明 擲弾分隊の射撃に關し一括記述せられ所要の増補を行はる。

(一) 新操典に於ては擲弾分隊の射撃は通常小隊長の命令に依つて行はるることに増補せられた。元來擲弾筒は小隊砲とも謂ふべき重要な火器であり、而も其の用法單簡にして而も效力大、小隊の近接戦闘には極めて調法な火器であるから、動もすれば戰場に於ては亂用に陥り易いのである、然るに擲弾筒は携行彈藥の關係上其の使用には餘程制限を加へねばならぬのである。新操典は擲弾筒の使用の場合を小隊の突撃動機の作爲と陣内戰とに限定し、其の使用は一に小隊長の權限にあることを明示せらるゝに至つたのである(歩操一五二參照)。従つて擲弾分隊の射撃は小隊長の命令に依つて行はるゝを本則とするの趣旨を本條項に於て明かにせられた所以である。草案には擲弾筒の射撃に方つて小隊長の指示事項として「發射彈數」を示すことになつてゐたが、新操典に於ては削除せられてある。之は各個射に於ては毎回「發射彈數」を號令(歩操四四參照)するのであるから、殊更に指示事項とするの必要を認めない爲である。又指命射に在りては常に一發づつ發射するのであるから「發射彈數」を號令する必要もないのである。

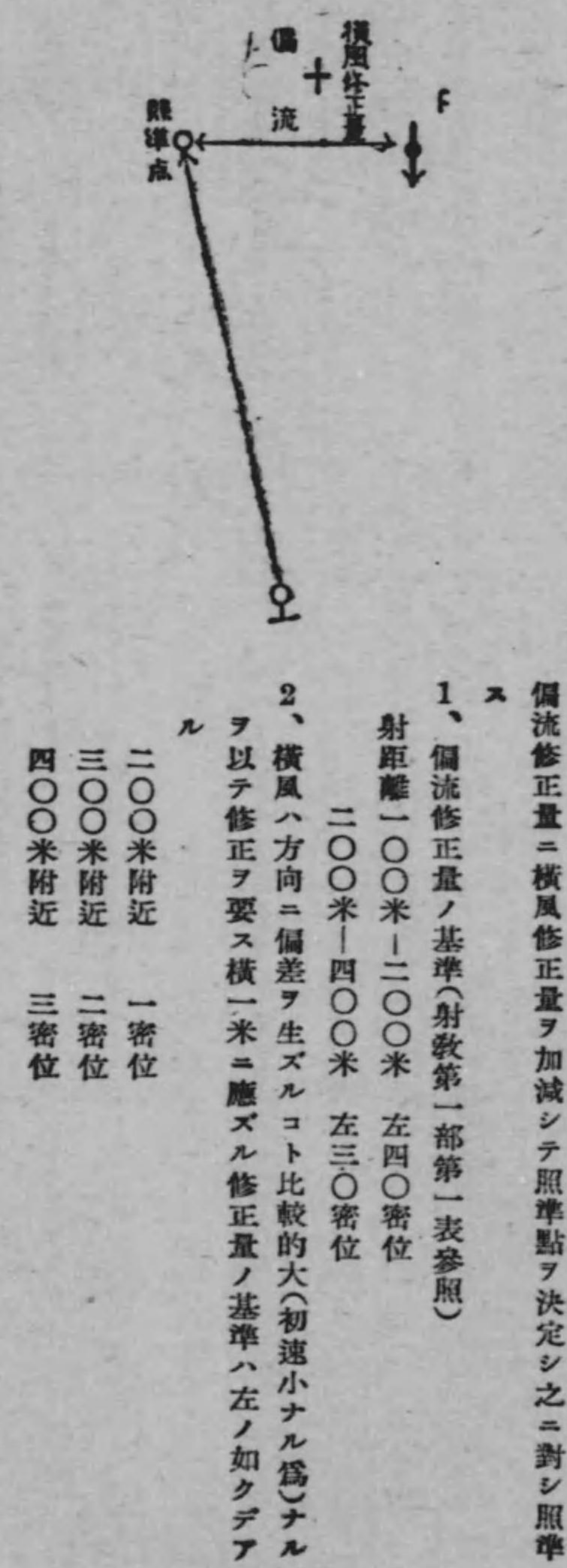
各個射(草案の連續射)に於ける發射彈數は、射教二ノ第七十六に、「一筒宛二、三發を通常とす」と示されてある。前射教に於ては二發乃至五發としてあつたのであるが、實際の狀況は同一場所五發も連續發射すると精度が低下するので、新射教に於ては一回の彈數を二、三發と改正せられたのである。

(二) 新操典に於ては、擲弾分隊の射撃は目標の状態、目的、發射彈數等に依り異なることを明示し、更に距離、方向の良否を點檢する射撃即ち指命射の價値を一層重視し、各個射を行ふには先づ指命射を行ふを通常とせらるゝ

に至つた。

(A) 目標の状態、目的、發射彈數等は、相互密接の關係を有するものであつて、各別に説明することは困難であるが、簡單に一例を示せば次の如くである。

1、目標の状態とは、一點目標、橫廣目標、移動目標等を意味するものである。
 (イ) 一點目標に對する射撃 一點目標とは、陣地に在る輕機關銃、機關銃、歩兵砲等の如き目標を謂ふのである。斯る目標に對しては、各筒偏流、橫風修正量を考慮し照準點を定め、集中射撃を行ふ。



(ロ) 橫廣目標に對する射撃 橫廣目標とは、幅を有する目標と云ふ意味であつて、火點の如き或は逆襲部隊の如き目標である。斯る目標に對しては、各筒毎に射撃區域を區分して配當し、各筒擔任區域の中央に射撃を導く如く平行射に依る集中射を行ふのである。



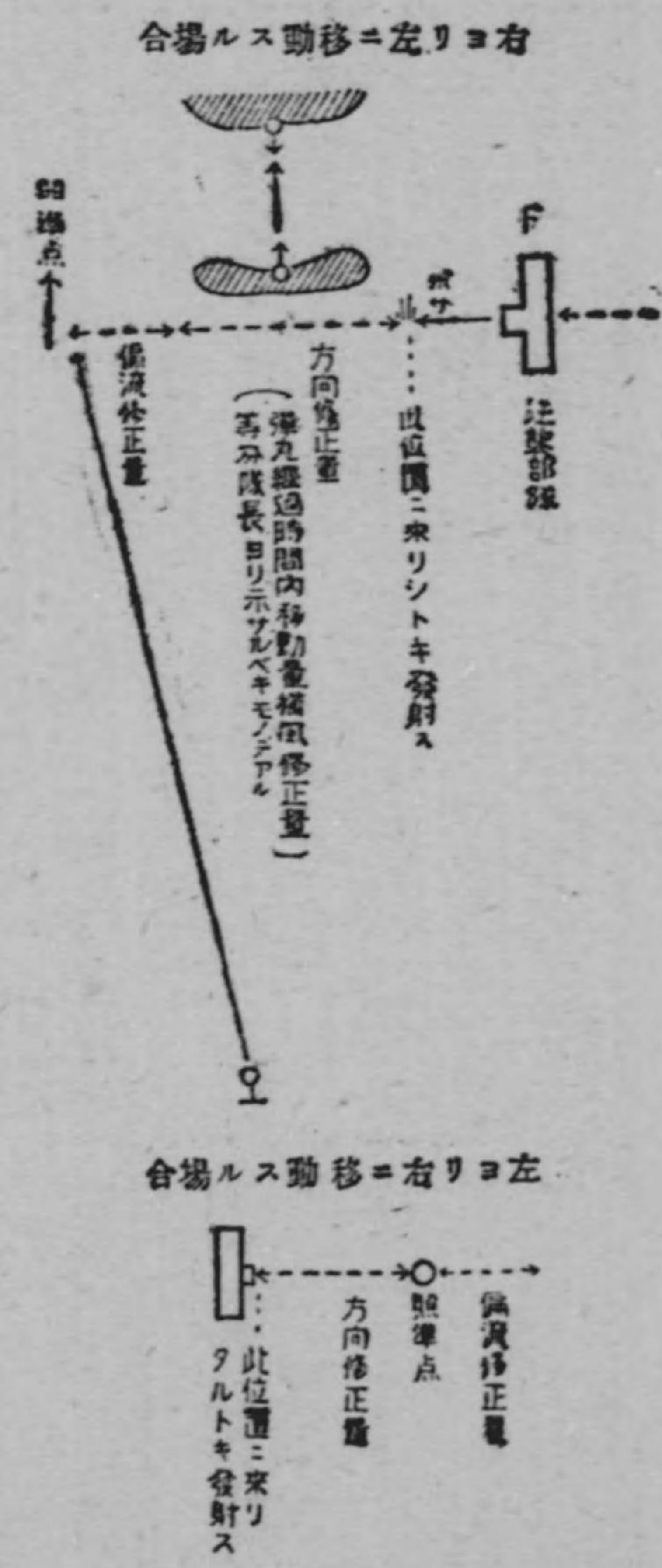
←→ 偏流及横風修正量ヲ示ス
○ 照準点ヲ示ス
--- 各箇ノ射撃目標

(ハ)

移動目標に対する射撃 移動目標とは、陣地進入中の火器、増加部隊、逆襲部隊の如き目標である。斯る目標に對しては、分隊長は射撃の操作、彈丸經過時間内に於ける目標の移動、方向及距離等を考慮して照準點並に距離分畫を決定し、一點目標或は横廣目標に對する射撃法を應用する。

移動目標の射撃に於ては、射手は射撃の操作を迅速的確にし、分隊長の射撃指揮を害せざることが極めて緊要である。

移動目標には我に直進する場合と横行又は斜行する場合とがあるが、直進する目標に對しては(イ)に述べた射法を利用すればよいし、斜行目標に對しては横行目標に對する射法を利用すれば良い。依つて左に横行目標に對する射撃要領を圖示して見よう。



- 射撃要領
- (1) 分隊長ヨリ照準點ヲ示シテ發射スルヲ通常トス
 - (2) 分隊長ハ單ニ方向修正量ノミヲ示シテ射撃セシムル場合アリ此場合ニ在リテハ射手ハ照準點ヨリ示サレタル方向修正量ニ偏流修正量ヲ加ヘ目標其ノ位置ニ來リタルトキ發射ス

2、目的とは、突撃發起の動機作爲、自動火器の制壓、逆襲阻止等を意味するものであつて、其の射撃は或は指命射により修正したる後各個射に移るか、或は指命射を省き直ちに各個射を行ふ等異なるものもあるも、其の要領は大體(1)に同じであるから、此處に説明を省くこととする。

3、發射彈數とは、分隊の使用し得る彈數のことで、其の多少に依つて射撃に加減を加ふべきは當然のことである。

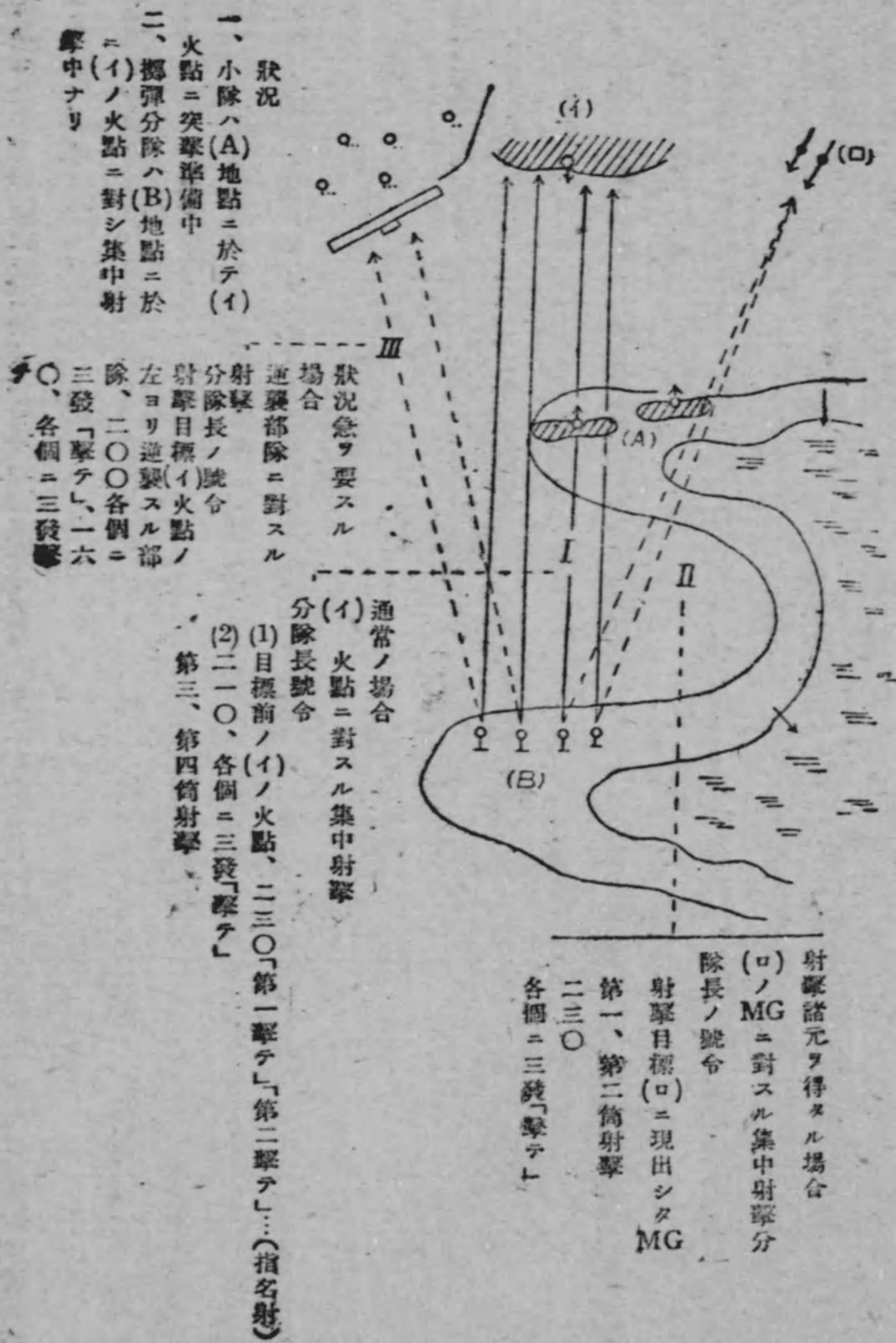
(B) 草案に在りては最初から各個射を行ふを通常とせられてあつたが、新操典に於ては、指命射の價値を一層重視

し分隊の射撃は先づ指命射を行ひ所要の修正を加へ各個射に移るを通常とせられた。
 元來擲弾筒の射撃は其の特性と使用の時期(至近距離に用ひらるゝこと多し)とに鑑み通常試射を行ふことなく最初より效力射に移るを原則とするものである。併しながら自測による距離の誤差、天候氣象の感及(擲弾筒は初速が彎曲するから)等諸種の原因により、最初から所望の點に彈著せしむることは困難であるから、先づ數發の射撃を行つて其の距離及方向の良否を點檢する必要があるのである。此の點檢の爲の射撃は、各筒が同時に發射したのでは其の彈著混淆して何れの筒のものか判定が出来ないから、各筒の方向修正が出来なくなる。従つて各筒の射撃を區別して觀測し得る如く指命射が必要になつて來るのである。即ち「射撃第二部一七六」に最初の發射法に關し次の如く明示せられてある所以である。

射撃開始當初ノ數射彈ハ各筒ノ射彈ヲ區別シテ觀測シ得ル程度ニ逐次發射セシメ以テ方向ヲ修正シ且射距離ノ點檢ヲ行ヒタル後連續射ニ移ルヲ通常トス

擲弾筒の射撃は二百米とか三百米と云ふ至近距離に於て行はるゝのが通常であるから、距離の測定が比較的正確であり、又射彈觀測も容易なのであるから、各筒一、二發の發射彈で其の修正量を求め得るのである。従つて指命射に要する時間と云ふものは至つて僅少なのであるから、多くの場合指命射により所要の修正を行ひ然る後各個射を行ふを有利とするものであつて、指命射を行ふことなく直ちに各個射を行ふ場合に比し寧ろ少數の彈藥を以て所期の目的を達成し得るものである。併しながら既に射撃諸元を得て居る場合、例へば新目標に對し射撃を行はんとするに際し舊目標に對する射撃の効果を基礎として其の諸元を利用して照準點及距離分畫を決定し得る場合、或は狀況急を要する場合即ち逆襲部隊に對する射撃の如き場合等に在りては、最初から各個射を行ふこと

になるであらう。次に右に述べた擲弾分隊の射撃を圖示して参考に供することとしよう。



(三) 新操典に於て射撃位置に就きたる筒の番號を右より順序に附することに定められたるは、分隊の射撃指揮上大いに便利とする所である。

元來擲彈分隊には筒の番號が定まつて居らないので、指揮上不便を感ずることが多く、爲に從來に於ても指揮官が適當に種々に番號を附して居つたのである。或は分隊編成時に於ける隊形に於て右より、或は疎開隊形に於て先頭より、或は散開隊形に於て右より附する等種々あつたのであるが、新操典に於ては、射撃指揮上最も便利であり而も錯誤を來すことなき方法即ち射撃位置に就きたる場分に於て右より番號を附することにせられたのである。

第二百二十七 (178)

新 第二彈藥手ハ射手ノ(左)後方適宜ノ所ニ位置シ第一彈藥手ノ……

草 第一彈藥手ハ自己ノ携帯セル彈藥ヲ射耗スルヤ第二彈藥手ト交代ス……

説明 擲彈筒手ノ動作に就き記述せられた條項であるが、草案と殆ど變化はない。

草案に在りては第二彈藥手ノ位置に關し何等記述する所がなかつたのを、新操典に於ては其の位置に關し明確にせられたのみである。

草案(179)に擲彈筒分隊が同時に異なる目標を射撃する場合を記述してあつたが、之は應用動作であつて、記述の必要を認めざるのみならず之あるが爲動もすると此の使用に墮する弊があるので、新操典から削除せらるゝに至つた。又曳火手榴彈の使用に關しは記述してあつたが、新制式の手榴彈は曳火秒時が短い爲擲彈筒には使へないのであるから、新操典から削除せらるゝに至つた。

第二十八 (165)
(180)

新(一) 戰鬪間分隊長ハ……地形地物ヲ利用スルヤ、良ク指揮官ニ注意スルヤ等ヲ監視ス又絶エズ小隊長ニ注意シ之トノ連絡手段ヲ講ズ

草 戰鬪間分隊長ハ……地形、地物ヲ利用スルヤ等ヲ監視スヘシ又絶エズ小隊長トノ間ニ連絡手段……要スレハ小隊長ノ命令又ハ號令ヲ比隣分隊ニ傳達スヘシ

新(二) 分隊長ハ敵情、地形ヲ觀察シ彈著ヲ觀察シテ分隊ノ戰鬪ヲ有利ニ導クト共ニ所要ノ事項ヲ適時小隊長ニ報告ス

草 分隊長ハ……觀測シ又比隣分隊ノ狀況ニ注意シ以テ占有シ得ヘキ利益ヲ獲得スルト共ニ敵情、地形ニ關シ所要ノ……報告スヘシ

新(三) 敵ニ近迫シ戰鬪激烈トナルヤ分隊長ハ益々旺盛ナル志氣ヲ以テ分隊ノ儀表トナリ部下ノ掌握ヲ確實ニシ鞏固ナル意志ヲ以テ任務ニ邁進スヘシ(増補)

説明 分隊長の戰鬪間に於ける職責に關し分隊戰鬪の本質に鑑み整理記述せらる。

(一) 新操典に於ては、戰鬪間「兵ハ能ク分隊長(指揮者)ニ注意スルコト」分隊長亦「絶エズ小隊長ニ注意スルコト」を特に要求せられて居るが、之は事變の教訓に鑑み、下級者が自ら進んで其の指揮官の掌握下に入ることとは戰鬪遂行上極めて重要なるを痛感せられた結果である。戰鬪愈々激烈を加へ難戰苦闘悲惨の光景を呈するに至るや、兵は動もすれば目前の戰況に眩惑し指揮官に對する注意を失ひ指揮の徹底を缺くに至り、指揮官亦戰況に囚れ部下監督の職責疎略に流れ爲に其の指揮混亂し戰鬪遂行に重大なる惡結果を招來するに至るのである。之が甚だしくなれば分隊四散し時に行方不明者を出すに至る虞もあるのであるから、斯る場合に於てこそ、特に兵は自ら進んで分隊長の指揮下に入り、分隊長亦監督の職責を的確に遂行し、兩者一體となり指揮整正に行はれ、以て分隊戰鬪

の本質たる舉止一體の實を發揮すべき秋なのである。新操典に於て特に本事項に關し増補せられたるは、此の趣旨に基きたるものと思ふ。

分隊長の絶えず小隊長に注意する件も亦右と同様の趣旨により、小隊長の意圖の如くに戦闘が行はるゝことを期せられたのである。

草案の「要スレハ小隊長ノ命令……傳達スヘシ」は、新操典より削除せられたのであるが、「命令又は號令」の傳達は何處までも指揮系統(縦の系統)に依つて行はるべきものであつて、横の系統によつて行はるゝは變則である。此の原則は嚴然として確立して居らなければならぬ。横の傳達は戰場に於ては往々にして間違を起し易いのである。

附記

戦闘間分隊長の職責に就ては、右に記述せる以外の事項に於ては新舊何等の變化を認めないのであるが、「兵良ク射撃ノ法則ヲ守ルヤ」の件に關し若干記述し置くの要ありと認むるので、左に説明を加ふることとしよう。それは新射教に新しく設けられた次の條項である。

「射教第二部二三〇」に曰く

戰場ニ於テ射撃ヲ開始スルヤ動モスレバ其ノ效果、敵情ノ變化等ヲ顧ミルコトナク射撃ヲ繼續シ或ハ亂射ニ陥リ過早ニ彈藥ヲ射耗シ易シ夜間ニ於テ特ニ然リ故ニ指揮官ハ自ラ沈著シ極力部下ヲシテ沈靜ナラシメ正確ナル射撃ノ實行ヲ要求シ要スレバ使用彈數ヲ定メ或ハ射手ヲ指名シテ發射セシムル等ノ方法ニ依リ此ノ弊ニ陥ラシメザルノ著意緊要ナリ

事變の經驗に鑑みるに、亂射が相當多かつた様である。殊に訓練至らざる補充兵の増加するに従つて其の傾向

愈々烈しくなるものであるから、亂射の防止に關しは分隊長は特に工夫を凝らさなければならぬ。一人の亂射は動もすれば分隊全般の亂射を誘發するものであるから、分隊長は一人の亂射と雖も決して看過することなく、當時の状況に鑑み或は發射彈數に制限を加へ或は指名發射の方法による等諸種の手段方法を講じ、以て常に正確なる射撃を實行せしむることが特に肝要である。

編制、裝備の強化に伴ひ彈藥、資材の節約愈々重要を加ふる現代戰に於て、射撃法則の實行を監督することは分隊長の職責として最も重大なるものの一つなることを深く念とすべきである。

(二) 草案の「比隣分隊ノ狀況ニ注意シテ……」の條項が新操典より削除せらるゝことになつたが、比隣分隊相互協同して利益の獲得に努むべきは固よりであるが、戰場の實相に鑑みるに、此の條文あるが爲動もすると比隣分隊の狀況に眩惑し果敢なる攻撃に滯滞を來すの弊なきにしもあらずであつたので、新操典に於ては、分隊は與へられたる攻撃目標に對し一意前進を敢行し速かに近接するの主義に一貫することとなり、若し比隣分隊の狀況上分隊に要求すべきことあらば、統轄者たる小隊長が當然部署すべきものであつて、分隊相互間に於て協同連繫に藉口するは小隊戰鬥の本質に悖り、却つて有害なる結果を招來するに依り削除せらるゝに至つたものと思ふ。戰場に於ける協同連繫は、多くの場合各分隊其の任務に最善を盡くして邁進することによつて得らるゝものであることを深く銘肝すべきである。(綱領第七参照)

(三) 新操典綱領第十に「指揮官ハ軍隊指揮ノ中樞ニシテ又團結ノ核心ナリ故ニ常時熾烈ナル責任觀念及鞏固ナル意志ヲ以テ……率先躬行軍隊ノ儀表トシテ……」とあるにも拘はらず、分隊長に對し特に重複して、旺盛なる志氣、職責に基く鞏固なる意志、率先垂範、儀表たるの徳性を要求せられたる所以のものは、事變の教訓に鑑み、直接指揮者たる分隊長の一舉一動が如何に部下分隊に反映し戰鬥に重大なる結果を招來するものなるかを痛感せられ

た爲に外ならないのである。

分隊長たる者宜しく戦闘に於ける其の地位の如何に重大なるかを銘肝し、奮勵努力以て新操典の要求に應へなければならぬと思ふ。

第二百二十九 (181)

新(一) 突撃ノ機近ヅクヤ分隊長ハ要スレバ更ニ小銃手ヲ火戦ニ増加シ益々沈著シテ火力ヲ發揚シ敵陣地特ニ障礙物、側防機能ノ状態……

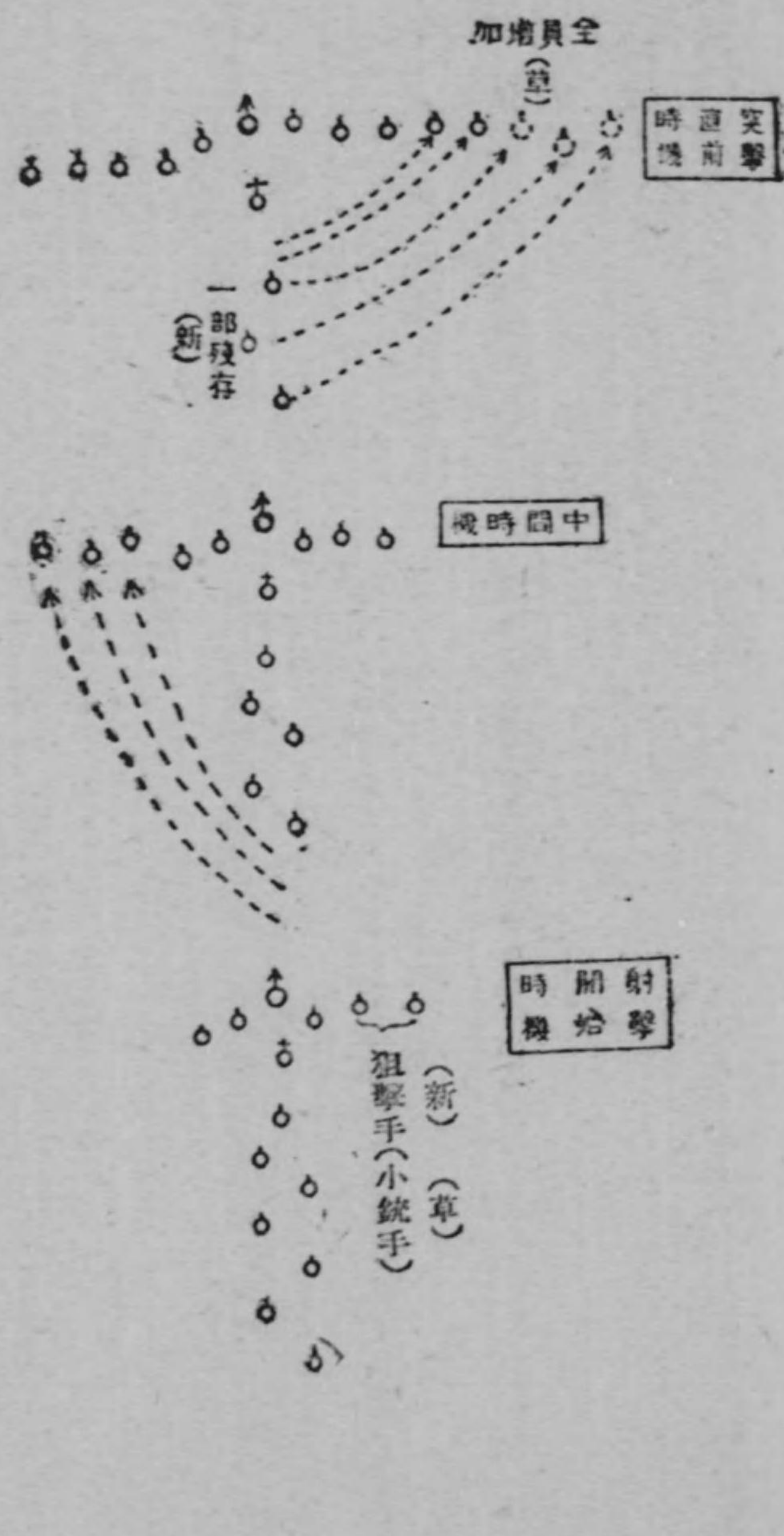
草 敵ニ近接スルニ從ヒ分隊長ハ未タ火戦ニ参加セサル小銃手ヲ増加シ……火力ヲ最高度ニ發揚シ……

新(二) 敵ニ近迫セル後ハ敵ノ手榴彈投擲距離内ニ停止セザル如ク留意ス(増補)

草 敵ニ近迫セル後徒ラニ……敵ニ手榴彈投擲ノ時機ヲ與フルヲ以テ勉メテ之ヲ避クルヲ要ス

説明 分隊長の突撃準備に關し簡明に記述せられた。

(一) 草案に在りては、分隊の突撃準備には、未だ火戦に参加せざる小銃手を全部火戦に増加し其の火力を最高度に發揚するを本則としてあつたのであるが、事實に於ては全小銃手の増加は必ずしも必要とするものでない、寧ろ新操典の主義とする白兵貯存の趣旨に合致せしむる爲には、突撃直前に於ても分隊長は若干の散兵を後方に貯ふるを有利とする場合もあるのであるから、新操典に於ては「要スレバ更ニ小銃手ヲ火線ニ増加……」と修文せられたのである。而して分隊は全員突撃を主義とするものなるを以て、後方に残存する散兵は分隊長の命令一下直ちに突撃に参加し得る如く距離を一層短縮しあるを要する。射撃開始より突撃準備に至る迄の間に於ける分隊の小銃手使用の状況を、新舊(草)對照して見ると概ね次の如くなる。



(新) 更ニ一部ノ小銃手ヲ増加シ
 (草) (全小銃手ヲ増加シ)火力
 (新) ヲ發揚ス(最高度ニ發揚ス)

敵ニ接近シ小銃手ノ一部ヲ増
 加シ我ガ火力ヲ増大ス(新、
 草共)

(新) 輕機關銃ト狙撃手(若干ノ小銃手)
 ヲ以テ先ヅ火戦ヲ開始ス

(二) 草案に在りては、敵の手榴彈の投擲距離内に永く停止することを避くる様戒められてあつたのであるが、新操典に於ては停止せざる如く留意せよと修文せられ、停止せざることゝ重點を置き記述せられてある。支那事變の教

訓に鑑みるに、敵の手榴彈戰は中々大膽活潑に行はれ之に依る我が軍の損害も相當多數に上つて居るのである。將來戰に於ては手榴彈戰を餘程重視してかゝらねばならぬのである。従つて對手榴彈戰に對しては、從來に比し一層留意して教育するの必要あるを痛感するものである。突撃發起に方り敵の手榴彈投擲に會するときは突撃動作を鈍らす一原因を誘致することあるべきを以て、新操典に於ては敵の對手榴彈戰に豫め備へ、其の投擲距離内に停止すべからざるの著意を特に明示せられたものと思ふ。従つて分隊長は、敵の手榴彈投擲距離を豫め承知し置くの要があるのであるが、大體平坦地に於ては約四十乃至五十米と豫想して置けば間違なからう。併しながら城壁若くは堤防等の高所を利用して行はるゝ投擲は、其の距離更に増大するを以て、戰場の實際に即しては地形地物の現況に應じ適當に増減して判定すべきものである。

第三百三十 (182)

新(一) 全分隊ヲ舉ゲテ猛烈果敢ニ突入スベシトシテ輕機關銃ヲシテ一時我が突撃ヲ妨害スル敵ヲ射撃セシム
草 全分隊……輕機關銃ヲシテ一時我が……射撃セシメタル場合ニ於テハ……

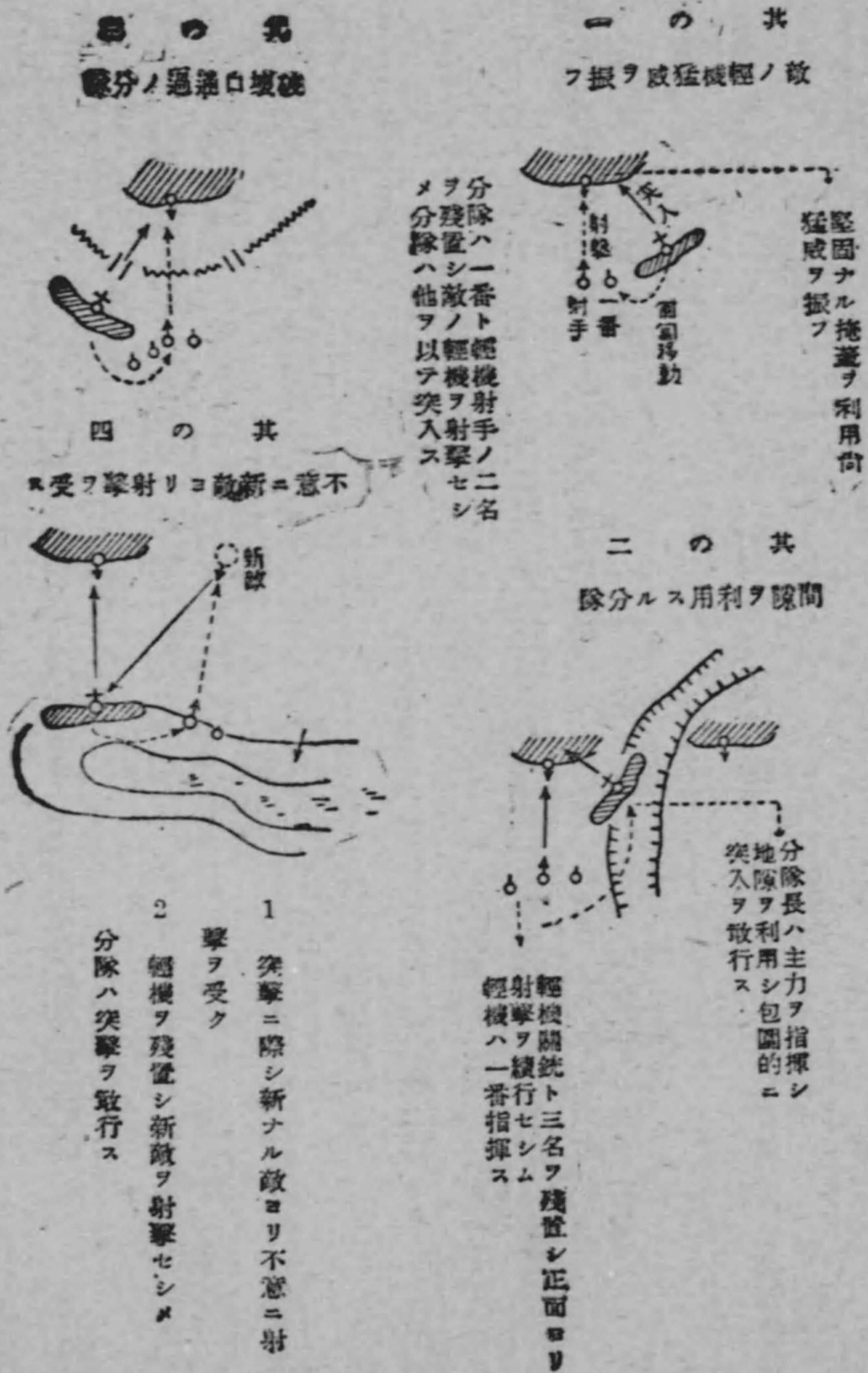
新(二) 擲彈筒ノ射撃集中ノ效果ヲ利用シ突撃スル場合ニ於テハ……擲彈分隊ト協調シ其ノ射撃ノ終最彈ト共ニ一舉ニ突入スベシ

草 擲彈筒ノ集中射撃ノ效果ヲ利用シ……最終彈ニ肩接シテ一舉ニ……

説明

(一) 分隊の突撃は全分隊を舉げて突入するを本則とする趣旨に於ては草案と何等の變化を認めない。而して全員突入主義とは、分隊の全員が同時に突入する意義ではない、輕機關銃の如き火力を主とする火器は時として一時残置して我が突撃を妨害する敵を射撃せしむることがあるを明確にせられた。然らば如何なる狀況に於て輕機關

銃を一時残置するかと云ふに、それは固より諸種の場合があり一々明言し得る所でないが、今一例を述べれば次の如きものであらう。



- 1、突撃目標中尙猛威を逞うする敵ある場合
- 2、外翼分隊若くは敵陣地の間隙を利用し得る分隊等にして敵の側背に迫り包圍的に突入するを有利とする場合(新操典第百十八参照)

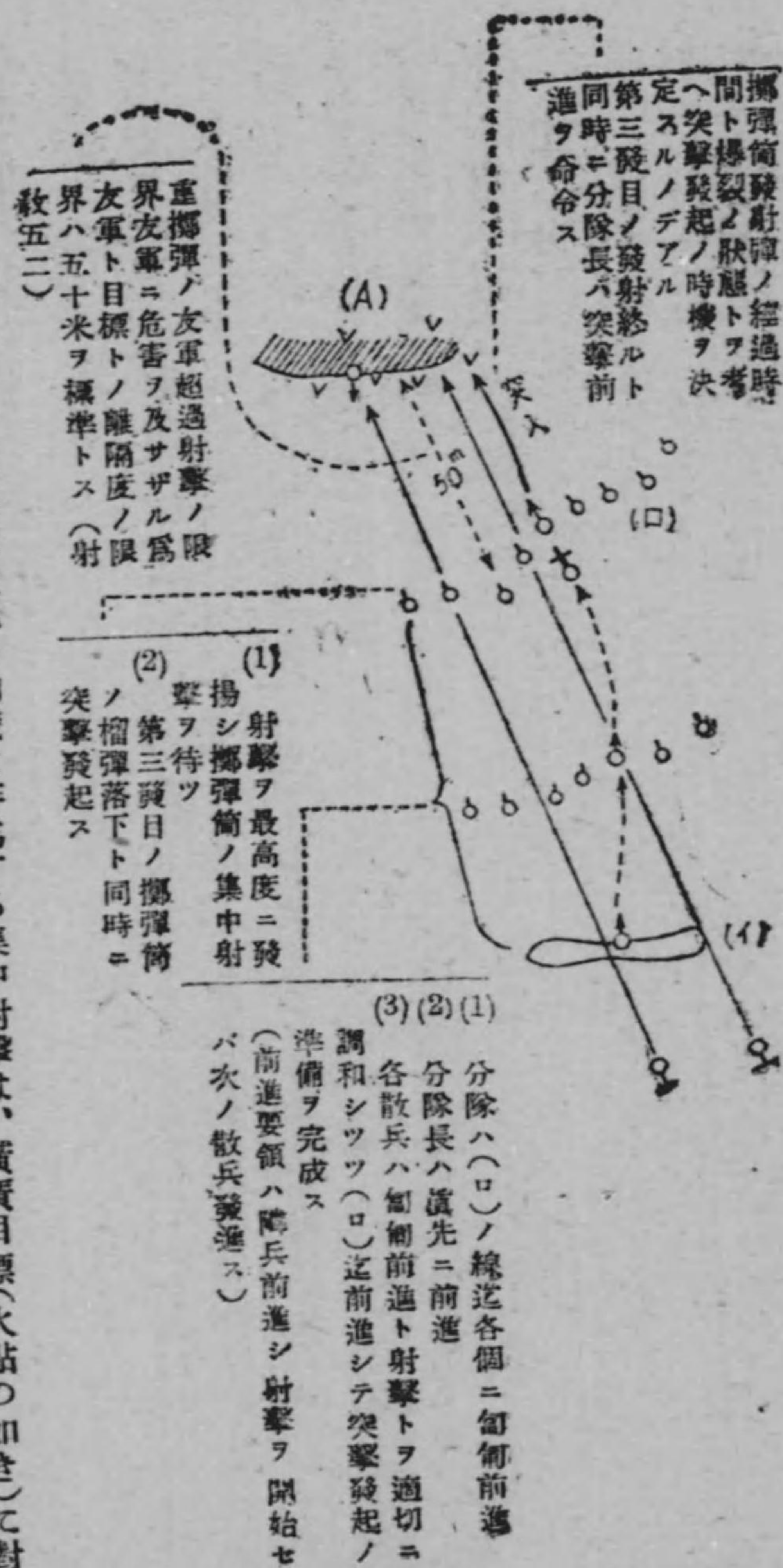
- 3、斜方向等より我が突撃を妨害する敵ある場合
- 4、鐵條網の破壊口の如き狹正面を通過して突撃を行ふ場合

(二) 擲彈分隊の集中射撃の效果を利用して行ふ突撃要領には可なりの改正を加へられて居る。支那事變の教訓に鑑みるに、草案の最終彈に膚接して行ふ突撃は矢張り多くの場合突撃の好機を失ひ易いのである。敵は我が集中射撃間は陣地内に隠れて居るが一度其の射撃が止むや否や再び現出して猛烈なる射撃を始めるのが常態である。従つて我が集中射撃の效果は瞬間にして消え去るのであるから、最終彈に膚接して行ふ突撃では其の效果を十分に收むることが出来ないのである。茲に於てか新操典は敵の未だ頭を擧げ得ない瞬間を利用する突入即ち最終彈の爆裂と同時に間髪を入ることなく突入する主義に改正せらるゝに至つたのである。而しく斯くの如き突撃を實行するには、突撃分隊と擲彈分隊との間の綿密適切なる協調が從來に比し一段の重要性を加へ來つたのである。即ち突撃分隊は擲彈分隊の集中射撃の計畫(射撃目標、使用彈數、射撃開始の時機、射撃位置並に其の筒數等)並に射撃實施要領等を詳知し、以て分隊の突撃をして集中射撃に間髪を入ることなく連接せしめなければならぬのであるから、新操典に於ては特に擲彈分隊と協調すべきことを増補せられたのである。

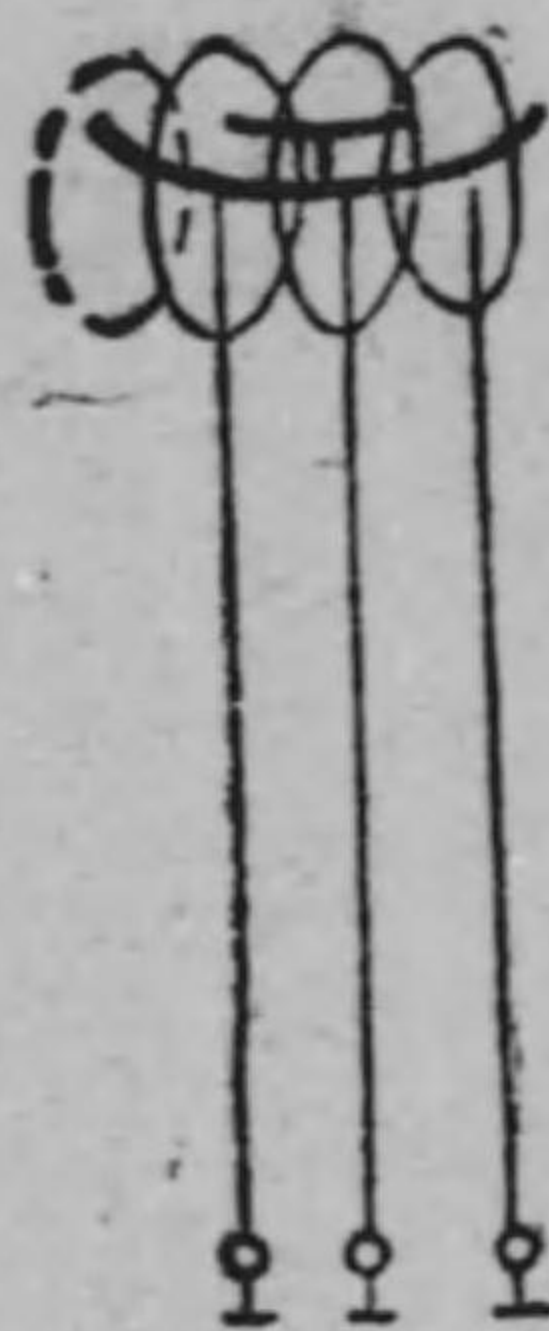
擲彈筒射撃集中と分隊突入の關係を圖示すれば左圖の如くである。

分隊ハ擲彈分隊ノ集中射撃ノ效果ヲ利用シ(A)火點ノ左翼ヲ包圍スル如ク突撃ヲ實行セントス突撃發起ノ線ハ(ロ)トス

擲彈分隊ノ使用彈數ヲ各筒五發トス



尙ほ此處に附加して置くが突撃發起の動機を作為する集中射撃は、橫廣目標(火點の如き)に對しては全線同時制壓を主義とするものであるから、其の射撃は次の如くなるものである。



分隊長は射撃終るや小隊突撃の本旨に依り直ちに突進して敵陣に突入するか又は所命の地點に進出するのである

新(一) 擲彈分隊ハ通常突撃スベキ目標ニ對シ急襲的ニ至短時間ニ射撃ヲ集中シ敵ヲ壓倒震駭セシメ以テ突起發起ノ動機ヲ作爲ス

草 擲彈筒ニ依リ小隊ノ突撃發起ノ動機ヲ作爲スル場合ニ於テハ擲彈筒分隊ハ最大ノ速度ヲ以テ擲彈ヲ突撃スベキ目標ニ集中シ敵ヲ壓倒震駭セシムルヲ要ス

説明 擲彈筒に依り突撃發起の動機を作爲する場合に於ける擲彈分隊の射撃要領に關し記述せられた條文であつて急襲的に至短時間に射撃を集中するの主義を明確にせられてゐる。

(一) 敵前至近の距離に長く停止することは、徒らに我が突撃の氣勢を鈍らすのみならず損害を大にし、益、白兵威力を減耗するに至るを以て、突撃發起の作爲に任ずる擲彈分隊の射撃は、至短時間に其の効果を收め得なければならぬ。従つて其の射撃は急襲的に行はるゝことを主眼とせねばならぬのである。換言すれば擲彈分隊の射撃は急襲的にして迅速正確至短時間に十分なる効果を收むることに由つて初めて敵を壓倒震駭せしめ、我が突撃を成功に導き得るものである。急襲的射撃を行ふには種々著意すべき事項があるであらうが、其の主要なるものとしては次の如きものであらう。

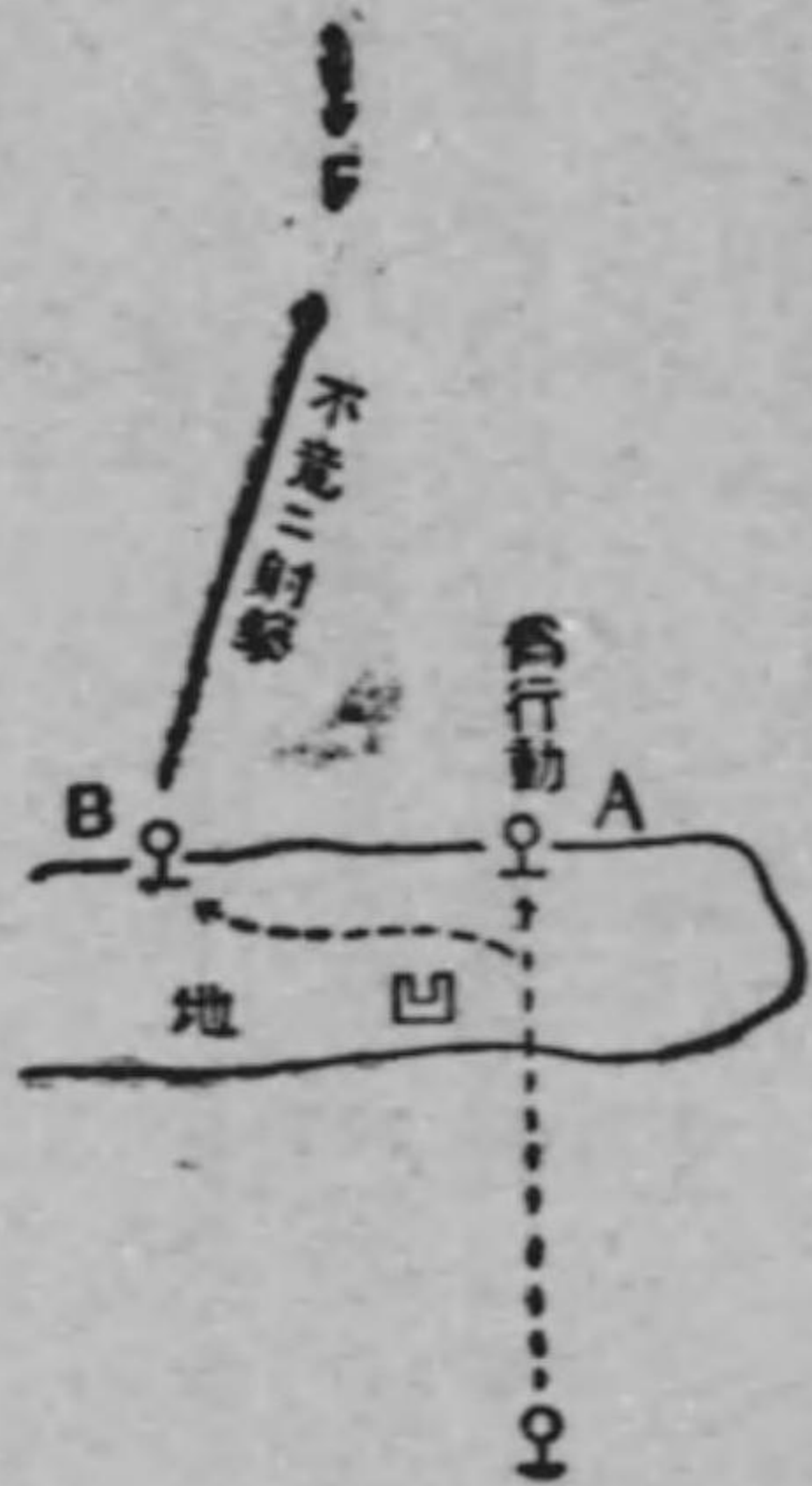
(1) 射撃指揮に熟達してゐること

分隊長の射撃指揮を適切ならしむる根本要素は、分隊長自ら能く其の射撃任務を明確にし確乎たる決意の下に嚴正的確なる指揮を行ふにある。而して分隊長は、豫め地形地物の觀察を綿密にし、適當なる射撃陣地を選定し其の進入を適切ならしめ、一度陣地に就くや正確なる距離の測定と適切なる天候氣象の判斷竝に射撃の觀測修正等により其の第一發より十分なる効果を收むることを要訣とするものである。

(2) 企圖及行動を徹底的に秘匿すること

擲彈筒の射撃は敵前至近の距離に於て行はるので、企圖及行動の秘匿困難なるが如きも、戰鬪激烈を極むる時機であつて、敵は精神的に多大の打撃を受けて居るのである。而も此の機に乗じて地形地物を巧みに利用し機敏に行動するときは、決して困難なるものでない。要は地形、陰影、煙等を剩す所なく利用すると共に、偽行動により敵を欺き擲彈筒たることを敵に察知せしめざることを肝要である。

偽行動の一例



一名ヲ以テA地點ニ偽行動ヲ行ハシメ其ノ間擲彈筒ハB地點ニ行動シテ不意ニ射撃ヲ開始ス

陣地は勉めて著明なる地點を避くることが肝要である。又陣地進入に方りては豫め準備を完全にして急速に實施し、縦ひ秘匿困難の狀況に在りても企圖暴露の時間を最小ならしむることが肝要である。

(3) 射撃準備の適切なること

陣地進入前諸準備を完了し、陣地に就くや速かに有效なる第一發を發射し急襲的效果を十分に發揚し得なければならぬ。陣地進入前の諸準備とは、

(イ) 筒の整備を完全にし故障の絶滅を期すること

- (ロ) 射撃目標を徹底せしめおくこと
 - (ハ) 射撃諸元(舊目標に對する射撃効果を基礎として決定し得る場合は十分に利用すること)を決定し距離分畫を裝定せしめおくこと
 - (ニ) 豫め各筒の射撃位置を概示し陣地進入に關し所要の指示を與へおくこと
- 等であらう。而して分隊長は率先して陣地に進入し其の指揮に任すべきものである。又右の諸準備は前進間逐次に整へつゝ完了すべきものである。

第百三十二(184)
187

- 新(一) 敵陣ニ突入セバ……此ノ間小隊長ノ命令適時到達セザルコトアルモ分隊長ハ斷乎……
 - 草 敵陣ニ突入……此間小隊長ノ命令ハ適時到達セザルコト多キヲ以テ……
 - 新(二) 火點ニ突入セル分隊ハ蟻集セザルコト特ニ緊要ナリ(増補)
 - 草(三) 敵陣地ニ突入後ハ多クノ場合ニ於テ壕外ヲ躍進スルヲ可トスルモ時トシテ壕内ヨリ突進スルヲ有利トスルコトアリ(新操典ニハ削除)
 - 草(四) 諸種ノ手段ヲ盡シテ突撃ヲ敢行スルモ尙之ヲ阻止セラルルトキハ分隊長以下……氣勢ヲ恢復シ小隊爾後ノ突撃ヲ容易ナラシムヘシ(新操典ニハ削除)
- 説明 突入後に於ける陣内戦闘に關し一括して其の要領を記述せらる。
- (一) 突入後に於ける分隊に適時に新なる任務を與へて各分隊の運用を適切にし深く敵陣を突破するは、實に小隊長の陣内戦に對する重要な責務である(操典一五九参照)。小隊長が如何なる難局に處しても愈、部下の掌握を確實にして自己の意圖の如くに戦闘を遂行するは小隊戰鬥の主義とする所であつて、陣内戦の如き複雑なる戦況に

於ては特に此の主義の發揮を必要とするものであるから、草案に於ける適時小隊長の命令到達せざるを通常とするが如き記述法は適當でないので、「適時到達セザルコトアルモ」と修文せられ、小隊戰鬥の主義に徹底せられたものと思ふ。

- (二) 「火點」なる語が新に採用せられたのであるが、此の語は既に全軍に普及してをるものであり、且適切に其の意味を現して居つて誠に結構な實用語たるを以てであらう。
- 新操典に於ては、事變の教訓に鑑み突入せる分隊の蟻集を特に戒めらるるに至つた。蓋し現代戦に於ける陣地は巧みに遮蔽偽裝せられた所謂火點又は支點と稱する各種の陣地が横縦深の地域に疎開點在して居るのであるから、一火點に突入した分隊は他の陣地から集中火を蒙むことは舊時代の比でないのである。若し此の際一時の成功に甘んじ戦闘意識を忘れて蟻集でもせよものなら、瞬時に多大の損害を蒙り爾後の陣内戦に多大の蹉跌を來すことになるであらう。日本軍は動もすると一時機の成功に歡喜して無意識に蟻集するの通弊がある、之が爲に多大の損害を蒙つた實例は決して尠くないのであるから、新操典に於ては特に此の點に關し戒められたのである。

- (三) 敵陣地に突入後の分隊の攻撃は、壕外躍進か壕内躍進かそれは全く其の當時に於ける狀況(彼我の狀態)、地形等によつて決定さるべきものであつて、狀況、地形を考慮することなく草案の如く「壕外躍進を可とす」と断定することは適當でない。要は當時の狀況、地形を考慮して或は壕外或は壕内或は兩者を併用して以て分隊の攻撃運動を狀況に適應せしむることが肝要なのであるから、草案の斷定的の條項は新操典より削除せらるゝことになつたのである。

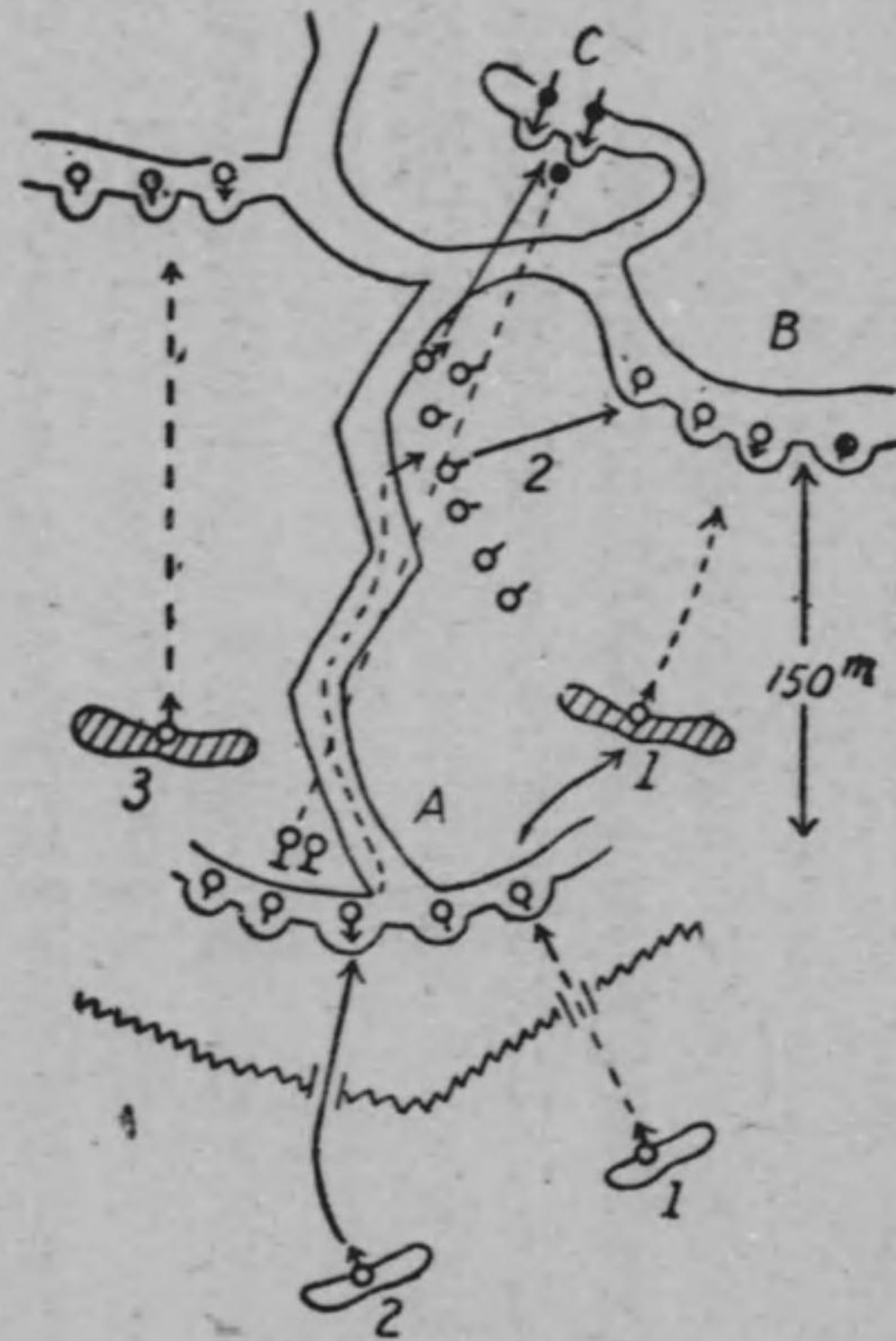
陣内戦に於ける分隊行動の一例

状況

第一、第二分隊ハA火點ヲ奪取後B火點ヲ攻撃スルノ任務ヲ有ス

行動概要

- 1、第一分隊ハ據外ヨリ攻撃
- 2、第二分隊ハ(C)ノ(MG)ニ對シ據ヲ利用シテ前進シ第一分隊ト協力シテBニ突入ス



(四) 草案には突撃を阻止せられたる場合の處置に關し記述しありたるも、本事變の教訓に鑑みるに損害多きを以て新操典から削除せらるゝこととなつた。

元來分隊の突撃は、小隊長の統轄下に於て飽く迄其の命令に従つて敢行せらるべきものであつて、縦ひ分隊長自ら好機を看破して突入せる場合に於ても、尙且小隊長の統轄下にあることは當然のことである。従つて某分隊の突撃が阻止せられたる場合に於ては、之に對する處置は小隊長に於て講すべきであつて、分隊は飽くまでも必勝を確信して一心不亂に突撃目標に向つて突進すべきである。縦ひ此の際全滅する分隊ありとするも、之によつて小隊全般の突撃が有利に展開するのであるから、其の全滅は決して無益のものでなく、立派な成功なのである。

分隊は唯驚地に必勝を確信して突入するの一途あるのみで、不成功の場合の處置など毛頭考ふるの必要を認めない。必勝の信念に燃え立つた分隊は、如何なる難局に遭遇するも打開の途自ら開かるゝものである。

第三百三十三 (185)

新 陣内ノ攻撃ニ方リ擲彈分隊ハ損害ヲ顧ミズ極力小隊ノ突撃ニ協同シ且自ら突撃ヲ實施スベシ
草 敵陣内ノ攻撃ニ方リ擲彈筒分隊ハ機ヲ失セス射撃ニ便ナル位置ニ進出シ毫モ損害ヲ顧ミルコトナク極力小隊ノ突撃ニ協カスヘシ

説明 陣内戦に於ける擲彈分隊の行動に關し記述された條項であるが、草案に於けるものと大なる差を認めない。陣内戦に於て擲彈分隊は小隊の突撃に如何に協同すべきやを考ふるに、

- (1) 射撃を以て協同する場合、(2) 突撃を以て協同する場合、(3) 前二者を混用して協同する場合等がある。而して其の何れを採用すべきやは、全く其の當時の状況に依るものであつて、草案に於ける「機ヲ失セス射撃ニ便ナル位置ニ進出シ……協カスヘシ」の如き射撃を以てのみ協力するものと誤解せられ易き記述法は、弊害あるを以て、新操典には削除せらるゝこととなつた。

第三百三十四 (186)

新 手榴彈ハ通常咫尺ニ近迫セル後行フ突撃、側防機能ニ對スル肉薄攻撃、掃蕩等ニ方リ之ヲ使用ス
手榴彈ヲ使用シテ突撃スルニハ通常若干ノ兵ヲ潜進シ不意ニ投擲セシメ分隊主力ハ爆裂ノ瞬時一舉ニ突入スルヲ利トス(増補)

草 手榴彈ハ之ヲ最初ノ突撃ニ使用スルヤ或ハ突入後ノ戦闘ニ使用スルヤハ状況ニ依ル何レノ場合ニ於テモ手榴彈ヲ以テ戦闘ヲ交ヘタル後突入セントスルカ如キハ概ネ失敗ニ終ルモノニシテ通常其爆裂ノ瞬時ヲ利用スルヲ可ト

ス

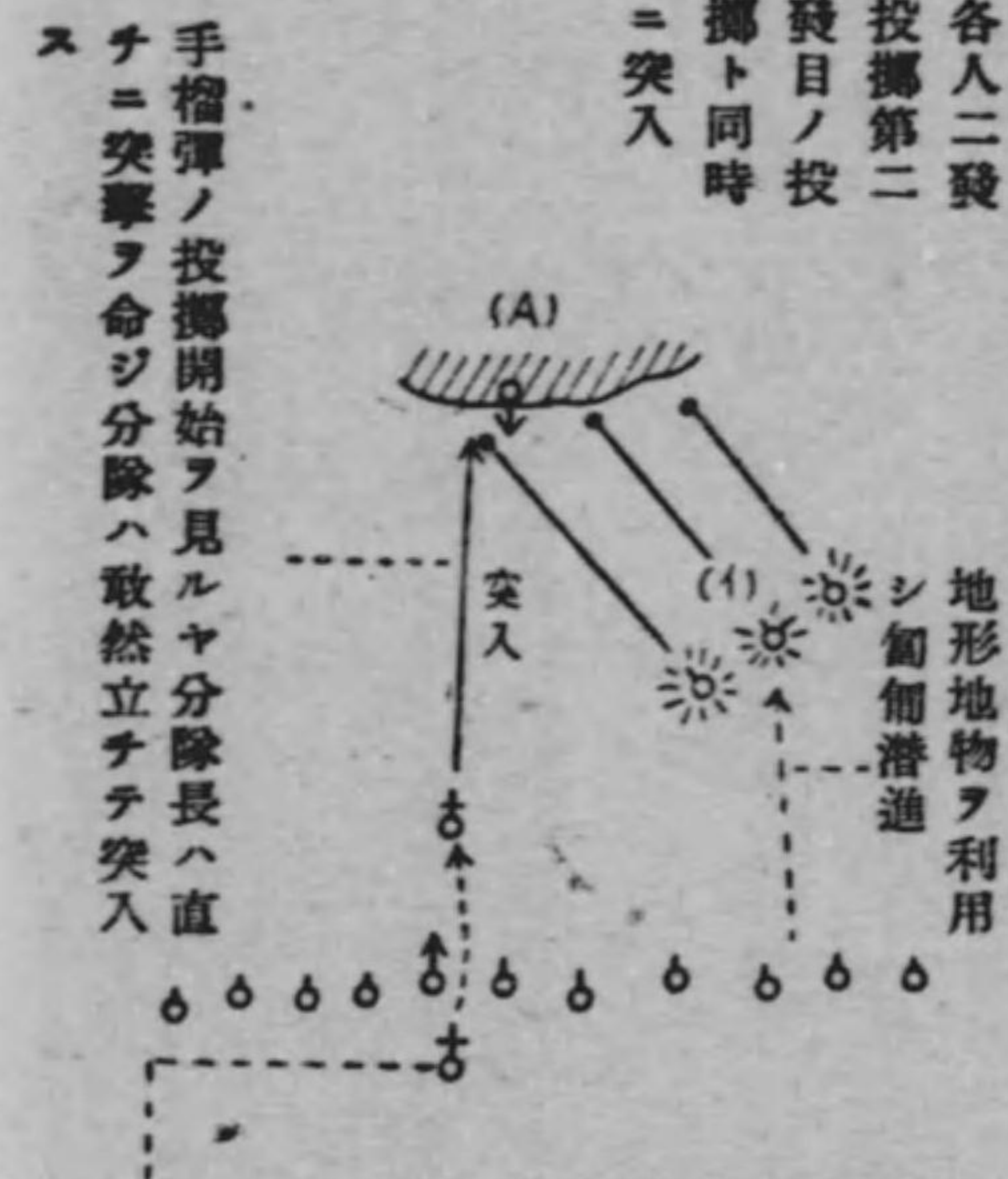
説明 手榴彈の用法を明示すると共に手榴彈を投擲して突撃を實行する場合の要領を具體的に記述せらる。

草案の手榴彈用法に關する記述は、極めて單簡渾然たるものであつたが、手榴彈戰の愈々重視せらるゝ現代戰に鑑み、新操典に於ては其の用法を具體的に明確に指示し以て訓練の精到を期せらるゝこととなつたのである。

手榴彈を使用して行ふ突撃要領は、本條文の第二項に明示されてあるが、分隊全員が一齊に手榴彈を投擲して敵に突入することは、必ずしも有利とするものではない、寧ろ若干の投擲兵(投擲能力優秀なる者)を選抜して潛進せしめ不意に乗じて投擲せしめ、分隊主力は克く之に連繫して其の投擲開始せらるゝや敢然立ちて發進し機を失せず其の縫裂の瞬時を利用して敵陣に突入するを有利とするの趣旨を明示せられてあることに著意すべきである。

(1) 咫尺に近迫せる後行ふ突撃に於ける手榴彈用法の一例

各人二發
 投擲第二
 發目ノ投
 擲ト同時
 =突入



手榴彈ノ投擲開始ヲ見ルヤ分隊長ハ直チニ突撃ヲ命ジ分隊ハ敢然立ちテ突入ス

- 1、彈痕ニ進入スルヤ直チニ投擲準備
- 2、指揮者ハ號令ス、「投ゲ」突込メ
- 3、數人同時ノ投擲ニ於テハ、其ノ投擲時機ヲ齊一ナラシムル爲ニ指揮者ハ發火ノ時機ヲ號令スルヲ可トス、又敵ノ火點等ニ對シテハ各人ノ投擲場所ヲ區分シ成ルベク廣ク敵ヲ壓倒スルヲ可トスルモノトス

分隊長命令

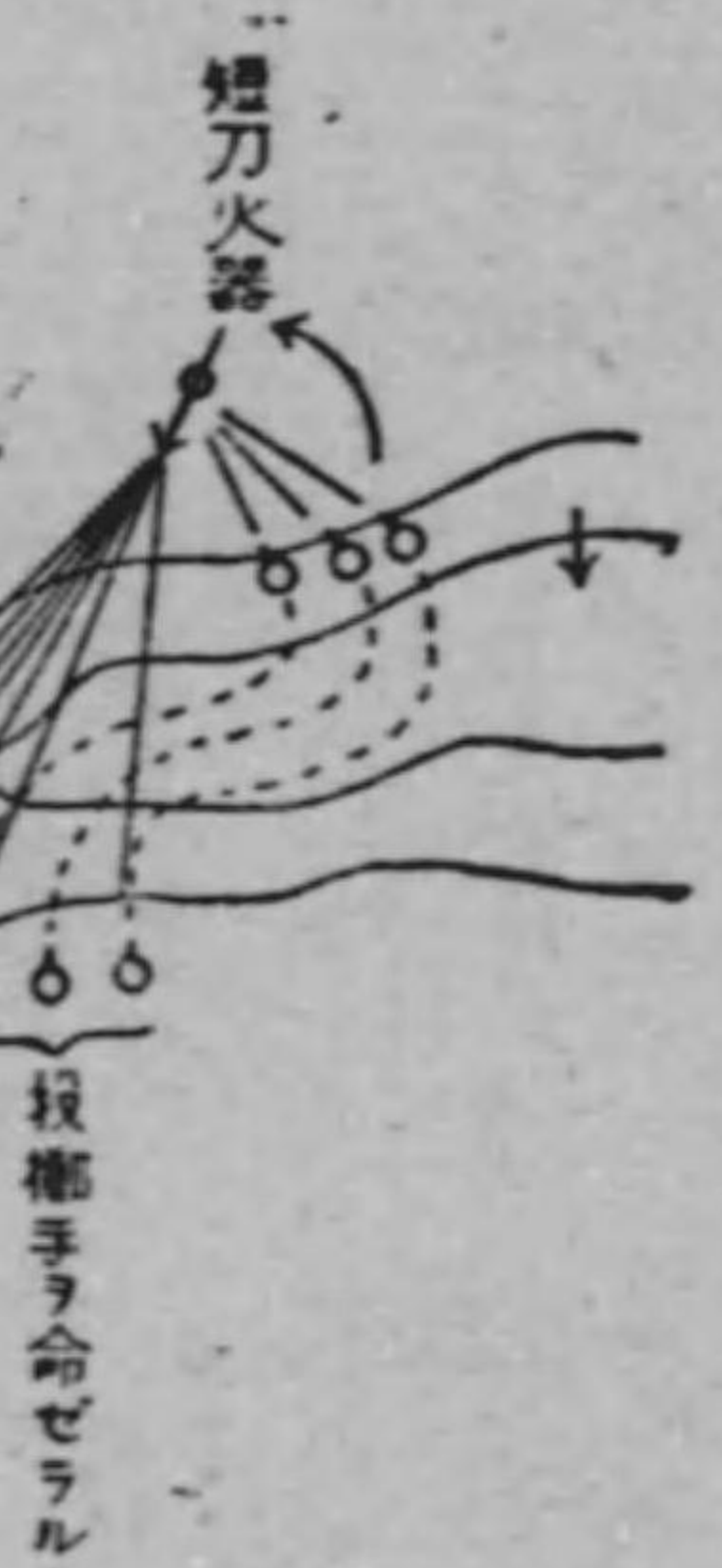
- 1、分隊ハ手榴彈ヲ投擲シ(A)火點ニ突入セントス
- 2、右翼三名ハ投擲手、某ハ其ノ指揮者
- 3、手榴彈ヲ準備シ(B)地點ニ潛進

(2) 側防機能に對する肉迫攻撃の一例

突撃の際敵短刀火器の射撃に遭遇せば手榴彈の肉迫攻撃により速かに撲滅を圖るを要す

狀況

- 1、要圖ノ如キ態勢ニ在リテ突撃準備中敵短刀火器ノ猛射ヲ受ク
- 2、手榴彈ノ肉迫攻撃ニ依リ之ガ撲滅ヲ期ス



- 行動要領
- (1) 敵方ニ面スル斜面ハ迅速ニ前進シ谷底ヲ利用シテ移動ス
 - (2) 投擲距離ニ潛進シ投擲準備ヲ完了ス
 - (3) 投擲ト同時ニ背後ヨリ突入ス
- 敵機掩蓋下ニ在ル場合ニハ死角ヲ判斷シ死角内ヨリ匍匐近迫シ銃眼ニ手榴彈ヲ投擲シ撲滅ス

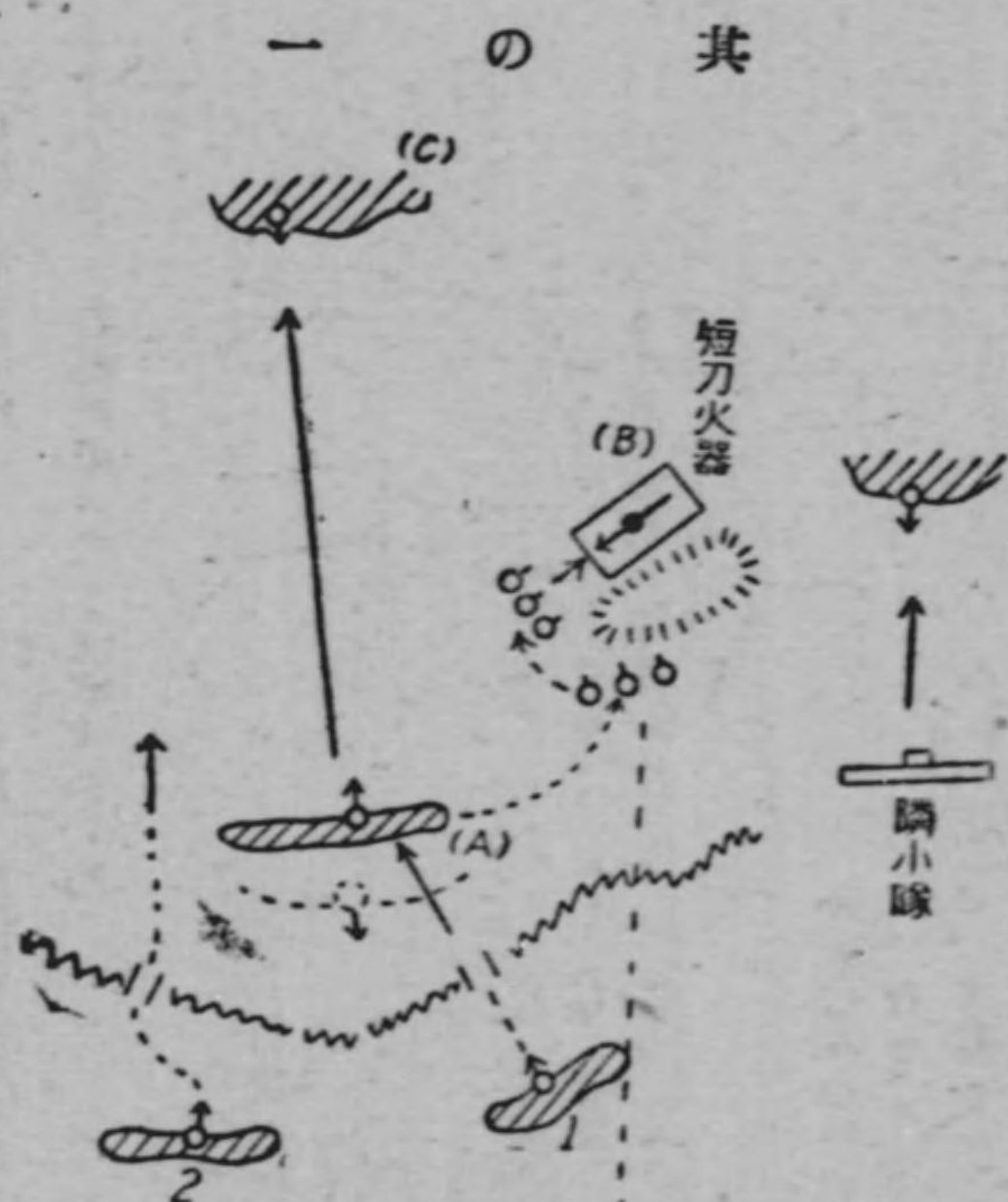
- 1、命令(前例参照)
- 2、手榴彈ノ投擲ヲ見ルヤ分隊長ハ直チニA火點ニ突撃ヲ命ズ

(3) 陣内掃蕩に於ける手榴彈用法の一例

(a) 陣内に於て我を側射する敵の短刀火器等に對しては其の弱點を看破して手榴彈を以て之が撲滅を期することが肝要である。

状況

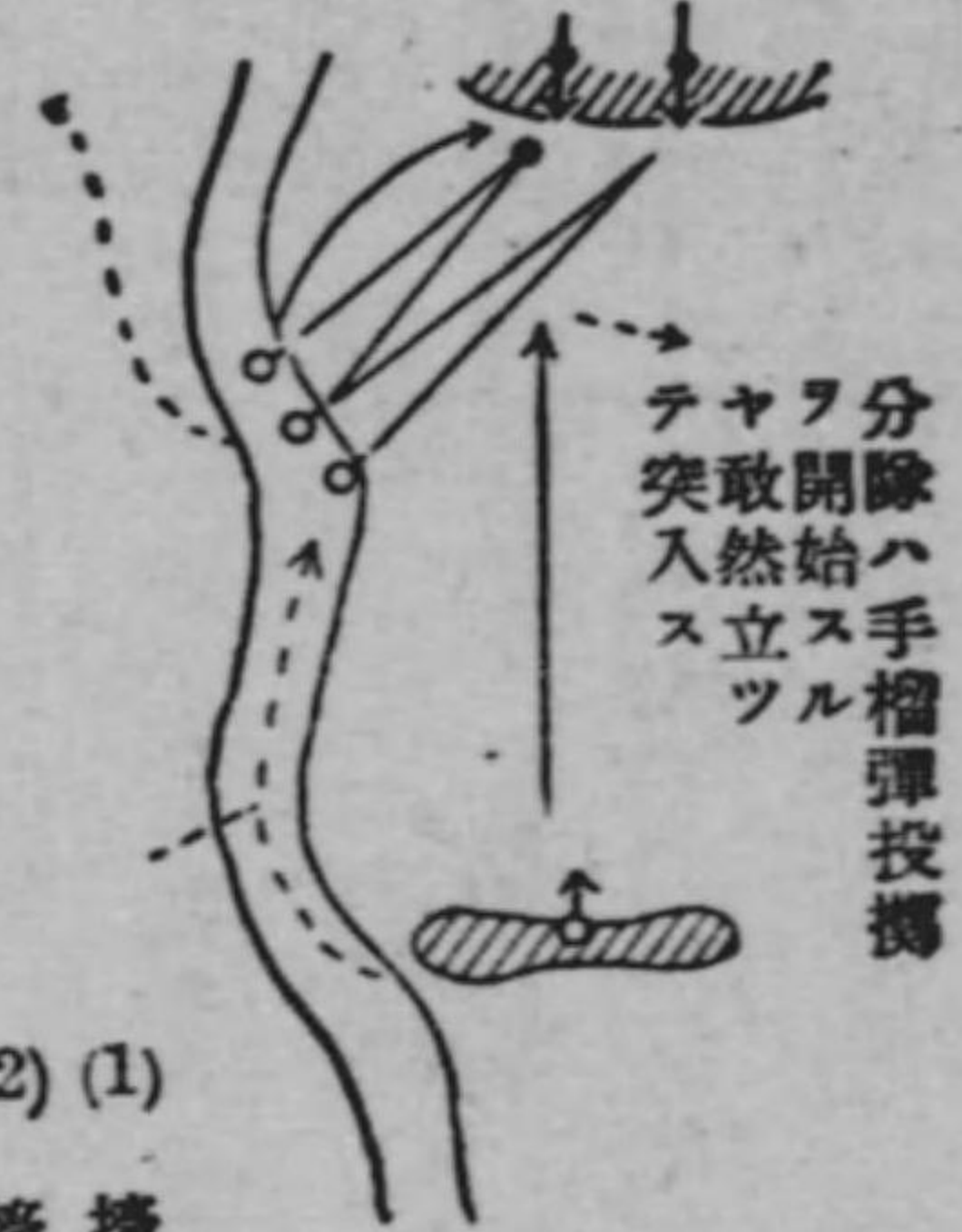
- (1) 分隊ハ(A)火點ヲ奪取シ續イテ(C)火點ヲ攻撃中(B)ノ短刀火器ヨリ側射ヲ受ク
- (2) 分隊長ハ手榴彈ノ肉薄攻撃ニ依リ短刀火器ヲ掃蕩シ(C)火點ニ突撃スルニ決ス



- 1、投擲手ハ敵短刀火器ノ死角ヲ判断シ之ヲ利用シテ勿勿近迫ス
- 2、死角内ニ於テ投擲準備ヲ十分ニ整ヘ一擧ニ銃眼ニ迫リ手榴彈ヲ投擲シテ撲滅ス

(b) 陣内に於ては交通壕、散兵壕、砲彈痕等を利用し手榴彈を投擲すれば有利なる場合が多い。

其二



- 1、投擲距離ニ於テ手榴彈ノ投擲準備
- 2、三人協同シテ同時ニ投擲ヲ行フ
- 3、最後ノ投擲ト同時ニ擲ヲ失セズ突入ス

状況

- (1) 壕ヲ利用シ企圖ヲ秘匿シ敵ニ發見セラレザル如ク潜進
 - (2) 壕内ニ於ケル敵兵ニ對シ特ニ警戒スルヲ要ス
- 1、分隊ハ要圖ノ態勢ヲ以テ機關銃陣地ヲ攻撃中
 - 2、小銃手若干名ヲシテ交通壕ヲ利用シ投擲距離内ニ潜進投擲セシム

第三百十五 (172) 189

新 分隊長ハ彈藥ノ節用ニ留意シ緊要ノ時機不足ナカラシムルヲ要ス之ガ爲携帶彈藥及其ノ補充ヲ考慮シ要スレバ射撃スベキ兵ヲ指定シ或ハ射撃ノ時機及彈數ヲ示シ或ハ射撃速度ヲ加減スル等各種ノ手段ヲ講ス

草 彈藥ヲ節用シ……不足ナカラシムルハ特ニ注意スヘキコトナリ然レトモ射撃スルニ決セハ其目的ヲ達スルニ必要ナル彈藥ヲ用フヘシ

分隊長ハ目撃ノ状態、彈藥ノ現數等ヲ顧慮シ射撃速度ヲシテ能ク當時ノ状況ニ適應セシムルヲ要ス

説明 彈藥の使用に關し一括記述し、其の節用を強調し、要すれば射撃すべき兵の指定或は射撃時機及彈數を示す如く増補せられた。

彈藥の節用に關しては草案に於ても特に留意せられてあつたのであるが、新操典に於ては其の編制、裝備の強化に伴ひ彈藥の消費量益、増大し來れるを以て、從來に比し一層其の節用を強調せらるゝに至つたのである。而して又一方戰場の實相に鑑みるに、亂射が相當多く、新射撃教範に於て特に亂射を戒め之に關し射撃指揮上の著意すべき件まで増補せられて居る次第であつて(第百二十八の說明参照)、新操典に於ても分隊長の亂射防止に關する各種の手段を具體的に明示せられ、彈藥節用の意義を一層鮮明にせらるゝに至つたのである。草案の「射撃スルニ決セハ其目的ヲ達スルニ必要ナル彈藥ヲ用フヘシ」は、新操典より削除せらるゝに至つた。之は動もすれば誤解を招き亂射を誘發し易き爲である。

第二款 防禦

第百三十六(190)

新 分隊長ハ狀況ノ許ス限り綿密ニ地形ヲ偵察シ……火器特ニ輕機關銃又ハ擲彈筒ノ威力ヲ最モ有效ニ發揚シ得ル如ク配置ヲ定ム

草 分隊長ハ……火器特ニ輕機關銃ノ威力ヲ……散兵ノ配置ヲ決定ス

説明 新操典に於ては「擲彈筒ノ」ト字句を増補し一般分隊及擲彈分隊に共通的に適用し得る如く修文せられたる外全く變化はない。

第百三十七(191)

新(一) 分隊ノ配置ヲ定ムルニハ射撃區域特ニ至近距離ニ最モ有效ニ火力ヲ發揚スルト共ニ敵ノ攻撃ヲ受クルノ虞アル他ノ方向ニ對シテモ火力ヲ指向シ且損害ヲ減少シ得ル如ク地形ニ適合シ疎開セシム此ノ際通常分隊ヲ數群ニ分チ之ヲ梯次ニ配置シ又屢、輕機關銃ヲ分離シテ配置ス

草 散兵ノ配置ヲ決定スルニ方リテハ分隊ノ射撃區域ニ對シ射撃威力ヲ發揚シ得ルコトヲ主眼トシ且爲シ得ル限り敵火ノ損害ヲ減少シ得ル如ク疎開シテ能ク地形ニ適合セシムルヲ必要トス此際屢、輕機關銃ヲ小銃手ヨリ分離シテ配置シ又小銃手ヲ數群若ハ梯次ニ配置スルコトアリ

新(二) 狙撃手、監視兵等ハ分隊ノ陣地ト適宜離隔セシムルヲ別トスルコトアリ(新增補)

新(三) 射撃區域ニ代ヘ主ナル射撃方向ヲ示サレタルトキハ分隊長ハ其ノ占領區域ト射撃方向トヲ基礎トシ自ラ射撃區域ヲ定ム(新增補)

説明 本條項は防禦に於ける分隊の配備要領を具體的に記述せられたものであつて、本事變の教訓に鑑み相當の改正を加へられて居る。今新操典に於て特に増補強調せられた點を要約列記すれば左の四つになる。

- (1) 至近距離に於ける最有効火力の發揚に關する件
- (2) 分隊の配備は數群に分ち之を梯次に配置するを通常とする件
- (3) 狙撃手、監視兵の位置を分隊陣地と適宜離隔せしむるを有利とする件
- (4) 射撃區域に代へ主なる射撃方向を示されたる場合の射撃區域決定に關する件

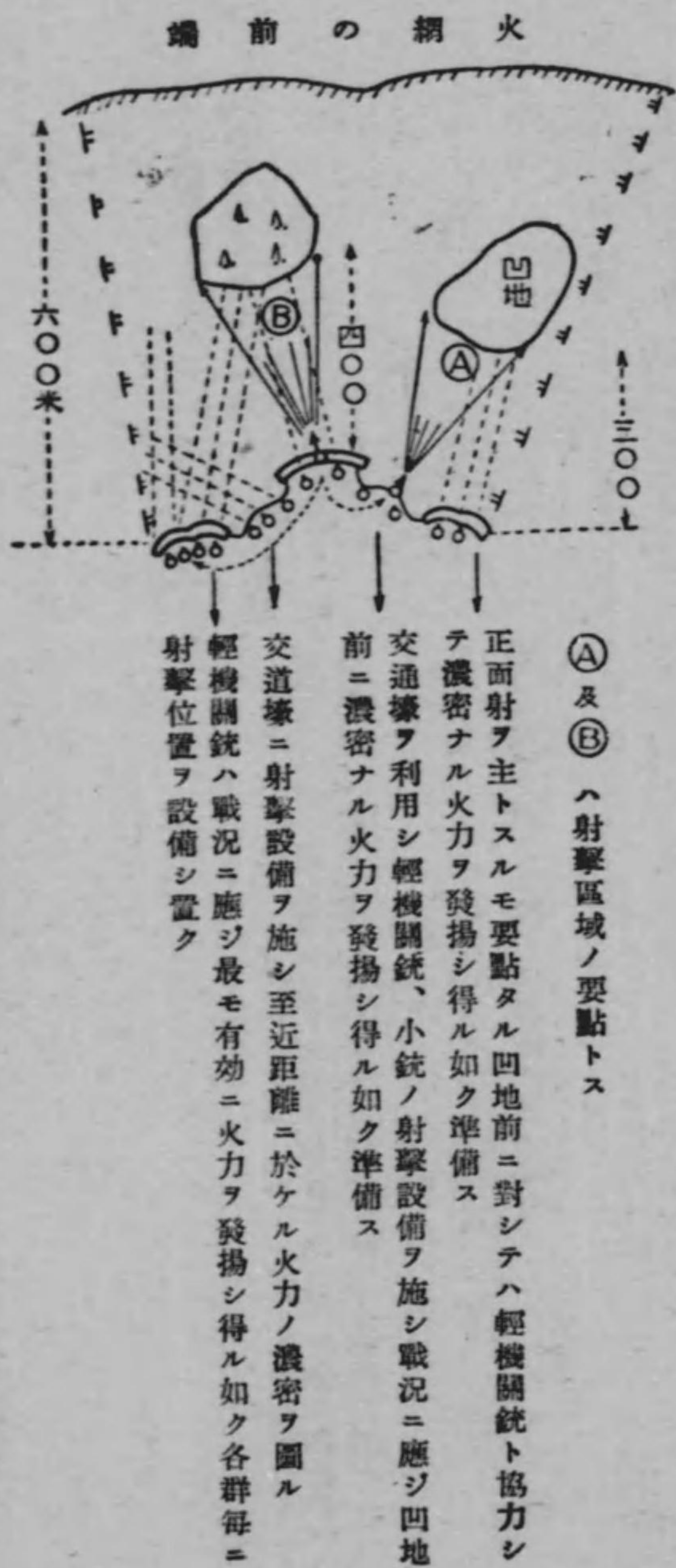
(一) 分隊防禦に於ける基礎條件たる分隊の射撃すべき區域並に其の占領すべき位置等は、小隊長から指示せらるゝのである(操典第百六十七參照)から、分隊長としては其の指示せられたる範圍に於て分隊火器の威力を最も有効に發揚し得る如く如何に散兵を配置すべきやを決定することになるのである。即ち

- (1) 射撃区域内に於ける火力配置を如何にするや
 (2) 占領位置に於ける散兵の配置を如何にするや
 等を決定するのが分隊長の仕事となるのである。
- (1) 射撃区域内に於ける火力配置の決定

分隊の火力配置は防禦に於て分隊長の第一に決定すべき重要な要件である。而して之を決定するには先づ防禦に於ける分隊火力の本質を明かにして置かなければならない。分隊は小隊支點の一部を成形するものであつて、射撃に關しては小隊火網の主たるべきものである。操典第六十五に曰く「火網ハ各分隊ノ正面射ヲ主トシ之ニ斜射、側射及擲彈筒ノ火力ヲ適宜配合シ云々」と。即ち分隊火力の本質は小隊火網の主體をなすものであつて、其の火力は正面射なりと謂ふことが出来るのである。従つて分隊の火力は正面に對して其の威力を發揮することを主眼とせなければならぬ。而して茲に云ふ正面射とは、正面に對して徒らに火力を平等ならしめよと云ふ意味ではない。分隊長は宜しく小隊長の火力指向に關する指示と自らの綿密なる地形偵察とにより方向上竝に射程上に於ける火力發揚上の要點部を決定し、以て射撃区域内に於ける火力の濃淡を戰況、地形に適合せしむべきである。殊に新操典は從來の輕率なる出撃に控制を加へ、陣前に於て敵を破摧するの主義を採用せられたので、至近距離に對する火力發揚を特に強調せらるゝに至つたのであるから、防禦に於ける分隊の火力は、至近距離に對し其の全火力を遺憾なく最高度に發揮し得る如く準備せらるべきものであることに深く著眼すべきである。防禦に於ける分隊火力の主體は、輕機關銃である。従つて至近距離に對し最も有効に火力を發揚する爲には特に輕機關銃の活用に著眼せなければならぬ。而して防禦に於ける火力配置は、敵の攻撃法に依り變化すべきものなるを以て、火器を同一位置に固定することなく狀況に應じ適宜射撃位置を移動せしむることが肝要である。殊

に輕機關銃の如き分隊火力の主體たるべき火器に對しては、豫め數箇の射撃位置を設備し、至近距離に對しては遺憾なく其の威力を發揮し得る如く準備して置かねばならぬ。

分隊火力配置の一例

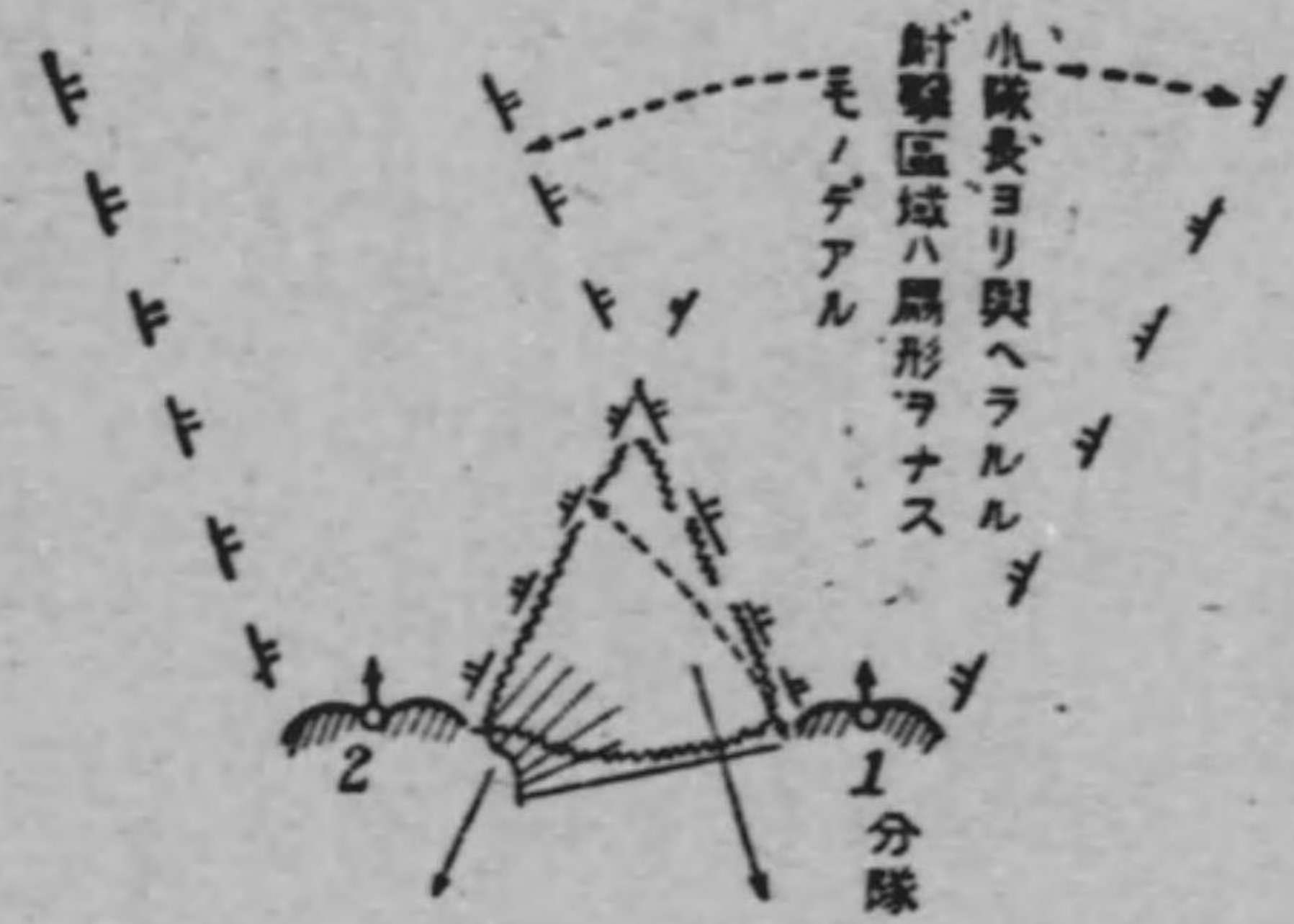


元來防禦に於ける分隊は、小隊支點の一部を成形し支點の獨立性を強固ならしむるの任務を有するものであるが、新操典に於ては特に分隊其のものにも強靱なる獨立性を要求し、之を以て支點全般の獨立性を一層強化せしむるの主義を採用せらるゝに至つたのであるから、射撃區域外に對しても攻撃を受くるの虞ある區域に對しては豫め射撃を準備する如く修正を加へられたのである。

小隊長より一般分隊に附與せらるゝ射撃區域なるものは、「射撃ヲ準備スベキ所謂扇形區域」であつて、隣接分隊

間に射撃し得ざる扇形地を生ずることは免れ得ないのである。且又分隊陣地(火點)は損害減少の目的から従來に比し大疎開主義を採用して居るので、隣接分隊間の間隙は、敵兵侵入の弱點を成形し、其の側背に攻撃を受くるの顧慮益々増大して來たので、分隊陣地の獨立性を靱強ならしむる新操典の主義に徹底する爲には、是非共此の區域に對する射撃を準備するの必要があるのである。是即ち本條項の生れ來つた所以である。

射撃區域外に射撃準備の一例



射撃シ得ザル扇形地ニ在ツテ敵ノ側背攻撃ヲ受ケ易イ弱點ヲナス
防者ハ此ノ扇形地區ニ對シ射撃ヲ準備シ陣地ノ靱強ヲ圖ル

敵ノ攻撃ノ虞アル他方向射撃ノ爲ノ陣地

(2) 占領位置に於ける散兵の配置

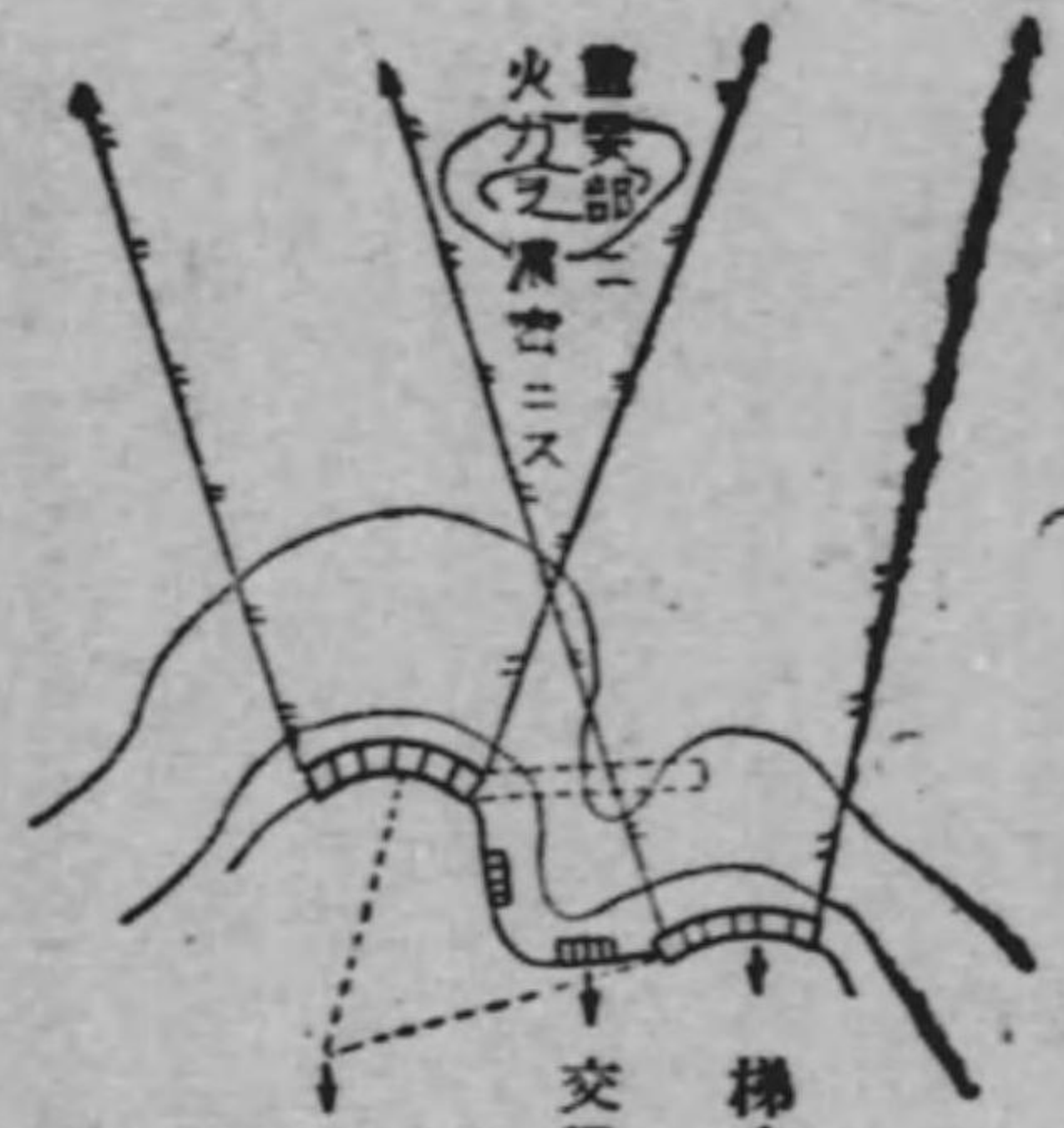
散兵の配置(即ち分隊陣地)は、火力配置の計畫に基き其の威力を遺憾なく發揮せしむると共に、敵の爆砲擊竝に

敵の側射、斜射に對する損害を減少することを主眼として決定せらるべきものである。而して損害減少の爲には陣地を地形に適合せしむると共に之を疎開するを要するのであるが、今回の編制改正による裝備の強化は従來に比し一層擴大せる防禦正面の擔任を可能ならしむるに至つたので、新操典は損害の減少に徹底して大疎開主義を採用し、分隊の配置は之を數辭に分ち且梯次に配置するの法式を以て通常とすることに改正せらるゝに至つた。

更に梯次配置の利を述べれば、築城學教程は教へて曰く

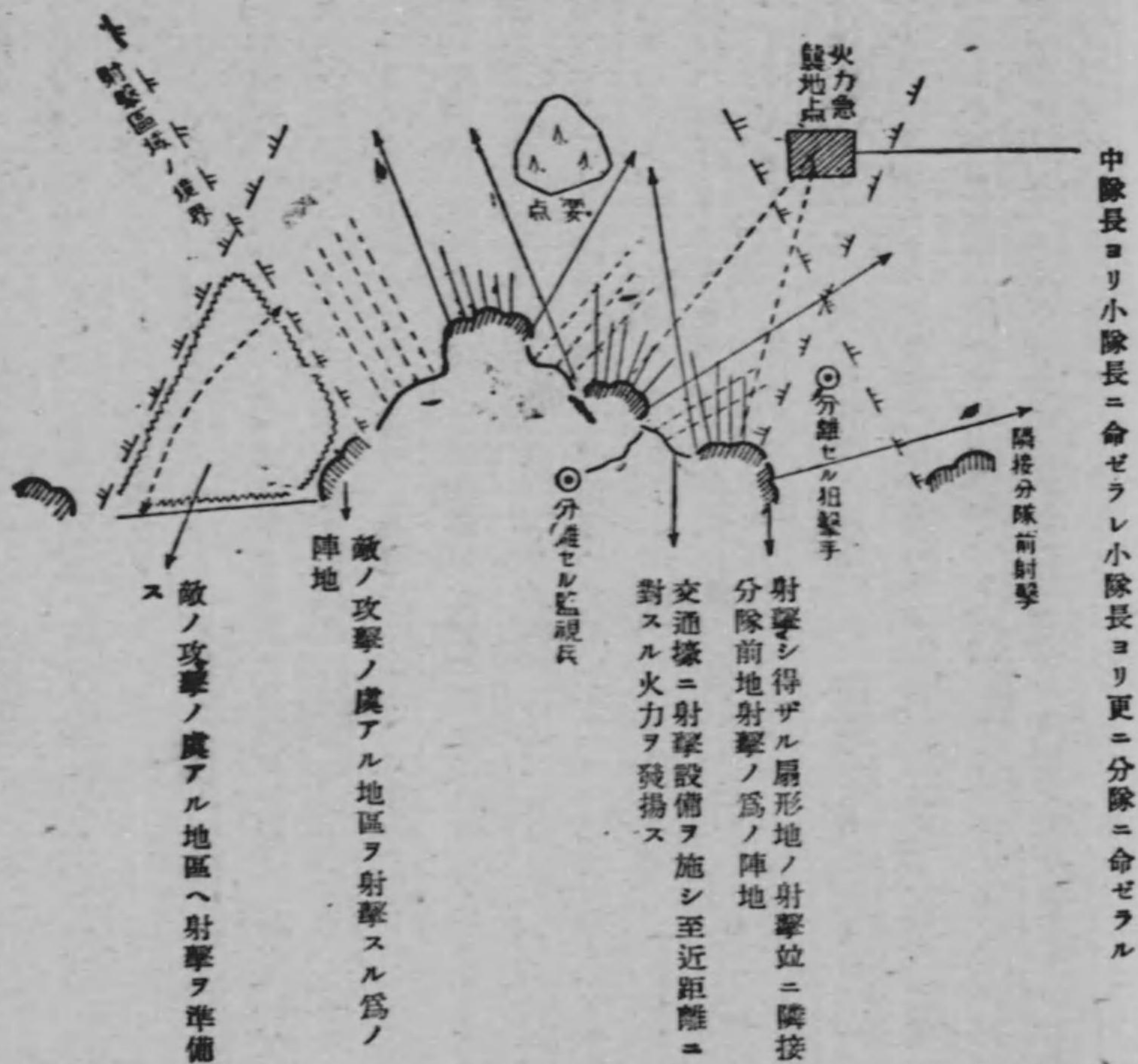
「經始ヲ屈折或ハ梯次トナストキハ横牆ヲ用ユルモノニ比シ戰況ニ應シ屈折部ヲ利用シテ火力ヲ他ノ方向ニ指向スルコトヲ得ヘク又地形ニ適合セシメ易ク且工事量ト射撃設備減少ノ不利トヲ減シ壕内ノ交通ヲ容易ニシ尙ホ空中偵察ニ對シ散兵壕、交通壕ノ判別ヲモ困難ナラシムルノ利アリ」と。

即ち之に依つて見れば新操典が梯次配置の方式を採用せる趣旨一層明確になるであらう。尙圖解を以て之を示して見よう。



- 梯次ニ配置セル陣地
- 交通壕ニ射撃設備ヲ施シ至近距離ノ火力ヲ濃密ナラシムルノ利アリ
- 1、横牆等ノ設備ヲ要スルコトナク敵火力ノ威力ヲ一局部ニ制限スルノ利アリ
 - 2、陣地ヲ地形ニ適合セシムルコト容易ナリ
 - 3、梯次配置ハ群相互ノ火力協力容易ニシテ要點及至近距離ニ最モ有効ニ火力ヲ發揚シ得ルノ利アリ
 - 4、比較的疎散配置ヲ採ルモ指揮掌握ニ便ナルノ利アリ

例一の備配に並置配火力の隊分



(1) (2) の場合は大陸の戦場に於ては屢々遭遇する所である。一面に連互する麥畑や綿畑等に於ては全く目標指示に途方にくるゝことが決して尠くないのである。

又(3)の場合は、收容陣地の占領とか或は先遣隊が本隊の隘路進出を掩護する場合等一時的防禦に於ては屢々現出する状況であらう。

最後に分隊の火力配置及配備の要領を総合的に圖示すれば上圖の如きものであらう。

(二) 狙撃手、監視兵等の位置は分隊の陣地と適宜離隔せしむるを利とすることありと新に増補せられたのであるが、分隊攻撃の部に於て既に説明せる如く、新操典は狙撃手の活動に期待する所實に大なるものがあるのであるが、防禦に於ても同様の活動を期待して居るのである。即ち狙撃手は敵の爆砲撃間に於ても好目標を捕へて沈著して射撃し得なければならぬ。(爆砲撃間は敵の指揮官、自動火器等の移動最も多く其の他監視所の前進等狙撃手活動の好機を呈するものである)。之が爲には其の位置が分隊陣地より離隔しあることが有利である。且又防禦に於ては分隊の射撃開始前に於ても敵の指揮官、自動火器等の陣地進入等狙撃を要する好機が屢々現出するであらうから、斯かる状況に處し過早に我が陣地を暴露せしめざる爲にも亦其の位置を離隔するを有利とするものである。監視兵の位置に就ても右と同様のことが言へる。即ち敵の爆砲撃を受くるの時機は敵情の變化最も活潑なる時機であつて、監視の最も重要な時機である。此の際不斷の敵情監察を繼續するには監視兵の位置を陣地より離隔せしめることが肝要である。

(三) 小隊の防禦に於て操典第六十七に「状況ニ依リ射撃區域ニ代へ主ナル射撃方向ヲ示シ配備ニ就カシムルコトアリ」と増補せられた結果、之に關連して斯かる場合に處する分隊長の配備要領に關し指針を與ふるの必要を生じ、新に本項の増補を見るに至つたのである。

小隊長が射撃區域の代りに主なる射撃方向を示す場合は先づ大體次の様な場合であらう。

- (1) 現地に於て指示すべき地物なき場合
- (2) 指示すべき地物あるも不明瞭等の爲其の指示に著しく時間を要する場合
- (3) 状況急迫しあり而も時間に餘裕なき場合

新 輕機關銃、擲彈筒ノ爲ニハ各種ノ狀況ニ應ジ十分ナル火力ヲ發揚シ且損害ヲ避ケンガ爲數箇ノ射撃位置ヲ設ケ又之ニ近ク彈藥集積等ノ爲掩護ノ設備ヲ設ク

草 192 輕機關銃ノ爲ニハ射撃區域ニ十分ナル火力ヲ發揚シ又敵ノ集中火ヲ避ケンカ爲數箇ノ射撃位置……

193 擲彈筒分隊長ハ最モ有效ニ擲彈筒ノ特性ヲ發揮シ且勉メテ損害ヲ減少シ得ル如ク其配置ヲ決定ス

各筒ノ位置ハ……敵火ノ損害ヲ避クル爲別ニ射撃位置ヲ設備シ置クヲ要ス

說明 分隊火器の配備に關し記述せる條項であるが、新操典に於ては一般分隊、擲彈分隊兩者に共通して適用し得る如く一括記述せる外趣旨に於ては何等の改變を認めない。但し茲に一言附加して置くことは、從來輕機關銃、擲彈筒等の陣地に本陣地、豫備陣地等の名稱を用ゆることが尠くなかつたが、元來此等の火器は一つの固定陣地で任務を達成することが困難であつて、各種の狀況に應じ十分なる火力を發揚する爲には、初めから數箇の陣地を必要とするものであつて、本陣地とか豫備陣地とか區別的名稱を附すべきものでないのである。従つて新操典に於ては輕機關銃、擲彈筒の陣地は一律に「射撃位置」と稱呼することに統一せらるゝに至つたのである。

新 分隊長ハ豫メ友軍ノ狀況、分隊ノ射撃區域、所命ノ火力急襲地點中隊長以上ノ計畫ニ依リ火力ヲ急襲的ニ集中スベキ地點ヲ謂フ前地ノ地形等ヲ示シテ兵ニ了解セシメ射撃指揮ヲ容易ニシ又狀況ノ許ス限り工事、偽裝ヲ十分ナラシム

草 分隊長ハ豫メ現地ニ就キ明確ニ分隊ノ射撃區域ヲ指示シテ兵ヲシテ誤解ナカラシメ置クコト極メテ緊要ナリ又狀況ノ許ス限り工事ヲ實施シ且兵ニ對シ關係アル友軍ノ狀況及前地ノ地形ヲ解説シ要スレハ主要ナル地點ニ至ル距離ヲ測定シテ現地ニ之ヲ標示シ簡單ナル名稱ヲ附シテ目標ノ指示及理解ヲ迅速且容易ナラシムル等分隊ノ射撃

指揮ヲ容易ナラシムル爲有ユル手段ヲ講スルコト必要ナリ

說明 防禦に於ける射撃指揮上著眼すべき事項を具體的に記述せられた條項であるが、新操典に在りては本條項に於て特に火力急襲地點に關すること並に偽裝に關する事項を増補せられた。

「火力急襲地點」とは、註解にもある通り、「急襲的に火力を集中すべき地點」と云ふ意味である。併し斯くては命令等に於て指示する場合に於て冗長に過ぎ不適當なるを以て「火力急襲地點」と簡潔に稱呼する様に規定せられたものである。従つて「急襲的に行ふ射撃」を「火力急襲」と稱呼することとせられた。「火力急襲」の頭に「所命」の二字を冠せるは、元來「火力急襲地點」なるものは火網内の火力發揚に缺陷ならしむる爲に眞に其の必要を認むる地點に選定すべきものであつて、操典は中隊長以上の指揮官に於て計畫し小隊長以下に於ては計畫すべきものにあらざるの主義を採用せられた結果である(操典第六十五參照)。

偽裝 本事變の教訓に鑑み防禦に於ける偽裝の重要性を痛感し、新操典に於ては「偽裝を十分ならしめよ」と要求せらるゝに至つた。

本事變に於て支那軍の巧みなる陣地の偽裝が如何に日本軍の攻撃を困難ならしめたかは、未だ生々しい經驗である。元來日本軍の防禦は劣勢の兵力を以て優勢の敵に對し必勝を期する爲止むを得ず行はるゝ手段である。従つて偽裝を完全にし其の攻撃を困難ならしめ以て其の損害を極力減少することに勉むるは、我が優秀なる戰鬥指揮と相俟つて必勝を求むる一大原因をなすものである。之を思ふとき偽裝の効用亦實に偉大なりと謂はなければならぬ。日本軍は動もすれば防禦的手段を輕視するの嫌ひなきにしもあらずであるが、將來戰に對しては不屈不撓激烈たる攻撃精神の發揚と共に無益の損害を避くるの手段方法に於ても缺くる所あつてはならない。斯くてこそ眞に無敵陸軍の名聲を博し得るものである。

新 射撃ヲ開始セザル間分隊長ハ極力兵ヲ掩蔽セシム……竝ニ所要ノ小銃手ヲシテ隨時有利ナル目標ヲ狙撃セシムルノ準備ニ遺憾ナキヲ要ス

草 分隊長ヲ射撃……爲シ得ル限リ兵ヲ……所要ノ兵ヲ指定シテ……

説明 新操典に於ては特に企圖の秘匿を重視せらる。即ち草案の「爲シ得ル限リ兵ヲ掩蔽セシム」を新操典に於ては「極力兵ヲ掩蔽セシム」に修文し企圖の秘匿を強調せられて居る。

防禦に於ける狙撃の重要なことは、既に「第三百三十七」の説明に於て述べた所であるが、未だ射撃を開始せざる以前に於ても敵の指揮官、自動火器の前進、或は觀測所(監視所)の推進等狙撃すべき機會は屢、生起するであらうから、狙撃的射撃準備を必要とするは勿論のことである。

新操典に「所要ノ狙撃手」とせず「所要ノ小銃手」とせるは、分隊には、常に必ずしも「所要數の狙撃手」を有するものでない。而して「狙撃手」を命ずるは中隊長の權限であつて(操典第八十五參照)、分隊長が隨時命じ得べきものでない。従つて「所要數」を充足する爲には勢ひ適任なる小銃手を加ふるの要を生ずるに至るのであるから、「狙撃手」と限定することなく「小銃手」となし活用の範圍を擴められたものと思ふ。又戦死負傷等により狙撃手を缺く場合に於ても、適任なる小銃手を以て「狙撃」を準備すべきである。

新(一) 射撃ハ小隊長ノ命令ニ依リ開始シ射撃區域及所命ノ地點ニ對シテ行フ爾餘ノ地域ニ在リテモ敵兵分隊ニ近迫スルトキハ之ヲ射撃ス

(二) 分隊長ハ射撃ニ際シ敵兵ヲシテ巧ニ隱蔽シ或ハ射撃位置ヲ變へ或ハ敵ヲ欺騙セシムル等敵ニ目標ヲ捕捉セシ

メザルノ著意ヲ必要トス(増補)

(三) 敵兵近迫シ來ルモ分隊長以下我が白兵ノ威力ヲ信ジ自若トシテ益、火力ヲ發揚シ要スレバ手榴彈ヲ投シ之ヲ陣地前ニ破摧スベシ敵兵……

草 分隊長ハ射撃開始ノ命アルヤ通常輕機關銃ヲ以テ直ニ射撃ヲ開始シ有利ナル目標ヲ捉ヘテ巧ニ之ヲ射撃シ……極力奮闘シテ之ヲ陣地前ニ破摧スヘシ

説明 防禦戰闘の指揮要領竝に精神的要素に關し記述せられたもので、草案の記述を一層簡潔に修文し且所要の増補を加へられたのである。

(一) 防禦に於ける分隊の射撃開始は、小隊長の命令に依るの主義に於ては新舊何等の變化を認めないのであるが、草案の記述法稍、明確を缺くの嫌があつたので、新操典に於ては射撃は常に小隊長の命令によつて開始するものなることを明示し且又射撃實施に關しても「射撃區域及所命の地點」に對して行ふと具體的に明確に記述せられ、其の間に聊かの疑義をもならしめられたのである。くどい様であるが、防禦に於ける分隊の射撃を解剖して見ると、本條項により次の三つになることが明かである。即ち

- (1) 射撃區域に對する射撃
- (2) 所命の地點に對する射撃
- (3) 爾餘の地域に對する射撃

元來防禦に於ける射撃は敵情の變化に應じ之に追隨し易く其の指揮複雜を極むるを一般とするものである。敵情の變化に應じ其の射撃の運用に變化を來すは當然のことであるが、唯漫然と敵情の變化に左右せられ自主的指揮を混亂せしむることは、大いに慎まねばならぬことである。分隊長は右に述べた三種の射撃の性質

を明確にし、之に對する準備計畫を十分に整へ、之を骨幹として敵情の變化に即し輕快に適切に射撃を運用するの著意を忘れてはならない。防禦に於ても必勝の榮冠は唯自主的指揮を貫徹するもののみ與へらるゝものなることを深く銘肝し置くべきである。

附記

(2)の「所命ノ地點」とは、一般分隊、擲彈分隊の兩者に共通した指示であつて、一般分隊に在りては「所命ノ火力急襲地點」を、擲彈分隊に在りては「射撃準備ヲ命ゼラレタル地點」を意味するものである。

(3)の「兩餘ノ地域」とは、操典第三百三十七の「敵ノ攻撃ヲ受クルノ虞アル他ノ方向」と同意義のものであつて、主として隣接分隊との間に生ずる「射撃し得ざる扇形地」若くは「側背の地域」を意味するものである。

(二) 新操典に新に増補せられた條項である。

目標を敵に捕捉せしめざることは、攻撃、防禦を一貫した新操典の主義なのである。従つて本項に於ても之が爲の具體的手段方法を明記し、散兵の一舉一動に至る迄此の主義の徹底を要求強調せられて居るのである。即ち射撃時に於ける散兵の隱蔽的動作、射撃位置の變換動作及欺騙的動作、是悉く敵に我が目標を捕捉せしめざるの手段方法で、散兵に徹底せしむべき要件である。

「巧ニ隱顯シ」とは、毎發射毎に直ちに隠れて次發を準備し不意に現出して狙撃する等潑刺且機敏なる動作を要求して居るのである。又欺騙的動作は防禦に於て大いに利用せらるべきものと思ふ。殊に分隊火力の主體とも謂ふべき輕機關銃に於ては、殊に然るを痛感するものである。之が爲には、分隊は常時銃用偽裝網を携行し、且現地に於て簡單なる遮障、偽銃、偽兵等を準備(創意工夫すれば案外簡單に出来るものである)し、之を活潑適切に活用して巧みに敵を欺き、敵の豫期せざる位置より急襲的に射撃を行ふが如きことは其の効果蓋し大なるものある

であらう。

(三) は防禦戰團に於ける精神的要素を強調せられた條項であつて、其の趣旨に於ては新舊何等の變化を認めない。唯新操典に於ては「我が白兵ノ威力ヲ信ジ」なる一句が増補せられたのであるが、之が實に防禦精神に千鈞の重みを加へられたものと思はざるを得ない。日本兵の強さは實に白兵信賴の精神に負ふ所極めて大なるものがある。白兵信賴の精神は實に皇軍獨特のものであることを看してはならない。防禦は動もすれば受動的になり悲觀的に陥り易いものであるから、特に白兵信賴の精神を強調するの要がある。武漢作戰に於て〇〇師團の某旅團が田家鎮に於て數倍の敵に包圍せられ後方連絡線を絶たれ補給續かず苦境に陥つたのであつたが、見事に之を撃破して勇猛師團の名を擡にしたのであつたが、此の戰團指揮に任じた某上級將校が次ぎの如く述懐して居られた。

「己れのところの兵隊は、どんな苦境に立つても決して負けると云ふことを知らない、銃劍一つあればどんな大軍でも蹴散らすことが出来るものと信じ切つて居る。」

此の述懐を聞いたとき私は日本軍の強味は之だと思つた。銃劍信賴の精神こそ日本軍の強味であり且又獨得のものであると深く感じ入つたのである。

第四百十三

戰車ヲ伴フ敵ノ攻撃ニ對シテハ分隊長ハ通常戰車ニ跟随スル歩兵ヲ射撃セシム然レドモ戰車至近距離ニ近迫シ來ルトキハ兵ヲ指令シテ覗望孔等ヲ射撃セシムルコトアリ

説明 本條項は、對戰車戰團の重要性に鑑み新に増補せられたものであつて、防禦に於ける分隊は戰車に對し如何に射撃を指向すべきか其の要領を記述せらる。

過般の編制改正に於ては、國軍の裝備一段と強化せられ、對戰車火器も亦從來に比し飛躍的充實を見るに至つたの

である。従つて戦車其のものに對する戦闘は主として此等の對戦車火器並に中隊長の準備する肉薄攻撃班の任する所であつて、分隊としては戦車に跟随して我が陣地に肉薄し來る敵の歩兵を射撃するを第一とするの趣旨を明確にせられたのである。併しながら我が對戦車火器の射撃を免れ至近距離に近迫し來る戦車に對しては、我が肉薄攻撃班(組)の活動と協力して散兵の一部に指令して其の視望孔を射撃せしむることあるを教示せられてある。蓋し視望孔は戦車の眼であつて、其の活動の根源たる重要部たると同時に輕機關銃、小銃等の火器を以ては此の部以外に對しては殆ど効果を期し得ざるを以てである。

第二節 小 隊

第一款 攻 擊

改正の要旨

小隊の攻撃に於て特に改正の要點と認むべきものを摘記すれば次の如くである。

- 一、疎開の制式を單一化し教育の簡易化と指揮の輕快とを圖り、訓練の重點は菱形隊形にあるの趣旨を明確にせらる。

- 二、小隊に展開を認めらる。併し小隊の展開とは第一線と豫備隊とに區分する意にあらず(小隊には授隊豫備隊等と稱するものなし)。草案の「戦闘任務の附與」と同意義のものである。又小隊長の戦闘指導に關し其の特質を明確且具體的に記述し以て小隊長の戦闘指導を意圖の如くならしむるの趣旨に徹底せらる。
- 三、「小隊ノ攻撃目標」「分隊ノ攻撃目標」と其の記述を區分明確にし、小隊長の攻撃目標の指示に疑義なからしめらる。

る。

- 四、近代戦の特質と事變の教訓とに鑑み一層包圍動作を推奨し且其の方法を具體的に記述せらる。
- 五、小隊は徒らに好機の到來を待つことなく積極的に自ら突撃の動機を作為し突撃を敢行する部隊たるの趣旨を明瞭にし、之に合する如く一般的に其の記述に改正を加へらる。
- 六、擲彈筒は主として突撃動機の作為に狀況によつては突撃發起後に使用することあるの趣旨に改正し、此の趣旨に徹底する如く其の記述に修正を加へらる。
- 七、突撃時に於ける敵短刀火器の活躍愈、活潑なる現代戦に鑑み、之が處理法の緊要なるを重視し、之に關する記述を一層具體的にせらる。
- 八、小隊自ら障礙物を處理して行ふ突撃を重視し之が處理に關し其の要領を明確具體的に記述せらる。
- 九、砲兵の支援を受ける場合の突撃(即ち歩砲協同)に關しては、「作要第三百三十九」の趣旨に合致せしめ「最後の砲弾に直接突入」の主義を採用し之に合する如く記述に修正を加へらる。

附記

今回改正の各兵科操典は、作戰要務令を基礎とし之に連繫して記述せられて居るので、作戰要務令に記述せられてある事項は操典には重複記述することを避けてある。従つて小隊以上の部隊に關する操典の研究に於ては、作戰要務令の關係條項をも合せ研究せなければ正しい理解は得られないから茲に之を附記して置く。

戦闘ノ爲ノ前進

新(一) 戦闘ノ爲前進スル中隊疎開セバ小隊ハ地形地物ヲ利用シ……勉メテ損害ヲ避ケ對空、對戰車及對瓦斯ノ處置ヲ講ジ我カ重火器、砲兵等ノ射撃ノ效果ヲ利用シテ速カニ敵ニ近接ス
草 戦闘ノ爲前進スル……損害ヲ避ケ且敵航空機ニ對シ我カ行動ヲ秘匿シ或ハ空襲ヲ困難ナラシムル等適時對應ノ處置ヲ講シ又我カ重火器、砲兵等ノ射撃……

新(二) 縱隊ヲ以テ前進中對空射撃ヲ行フトキハ小隊長ハ方向ヲ示シ「對空射撃開ケ」ノ號令ヲ下ス奇(偶)數分隊ハ右(左)側方ニ出テ各兵ハ概ネ現在ノ關係位置ニテ速力ニ距離約三步間隔約六歩ニ開キ所要ノ射撃姿勢ヲ取ル(増補)

新(三) 敵ノ瓦斯雨下ヲ豫期セバ豫メ防護覆及防毒面ヲ裝シ射撃ヲ行フヲ可トス(増補)

説明 本條は戦闘の爲の前進間に於ける小隊の行動及小隊長の部署に關し一括記述せられたものである。

(一) 本項に於ては對空、對戰車、對瓦斯の三處置を特に増補せられて居る。蓋し將來戰に於ては飛行機、戰車、瓦斯等の活躍愈々盛觀を呈するものあるべく、戦闘の爲の前進間に於ても此等に對する準備に遺漏なからんことを重視せられた結果である。

(A) 對空に就て

對空に關しては「作要一の一三八」の規定に基き歩兵は大隊長が總元締となつて全般の部署を定め之を中隊長に命令し、中隊長は大隊長の命令に基き中隊を部署することになるのである。従つて「小隊の對空處置」とは何かと云ふに、それは中隊長の部署に基き「對空行動」、「對空監視」、「對空射撃」、「警報」の處置を謂ふものである。

(1) 對空監視に就て

對空監視は元來大隊長の統轄下に實施せらるゝものであつて、大隊には大隊長直轄の「對空班」なるものが出來て、主として之が對空監視に任ずることになるのであるが、狀況に依つては前進間の小隊も亦對空監視に任ずる場合があるのである。即ち

(イ) 大隊長(中隊長)より小隊に對空監視を命ぜらるゝ場合

「作要一の一三八」に「狀況ニ依リ對空監視ノ爲大隊長ハ部下各中(小)隊長等ヲシテ必要ノ處置ヲ爲サシムルコトアリ」の原則によつて命令せらるゝことがあるのである。

(ロ) 小隊が對空射撃部隊に指定せらるゝ場合

「作要一の一四二」に「對空射撃部隊ハ自ら對空監視ヲ行フ」の原則に従ひ小隊が對空射撃部隊に指定せられた場合に於ては命令なく自ら監視に任ずるのである。

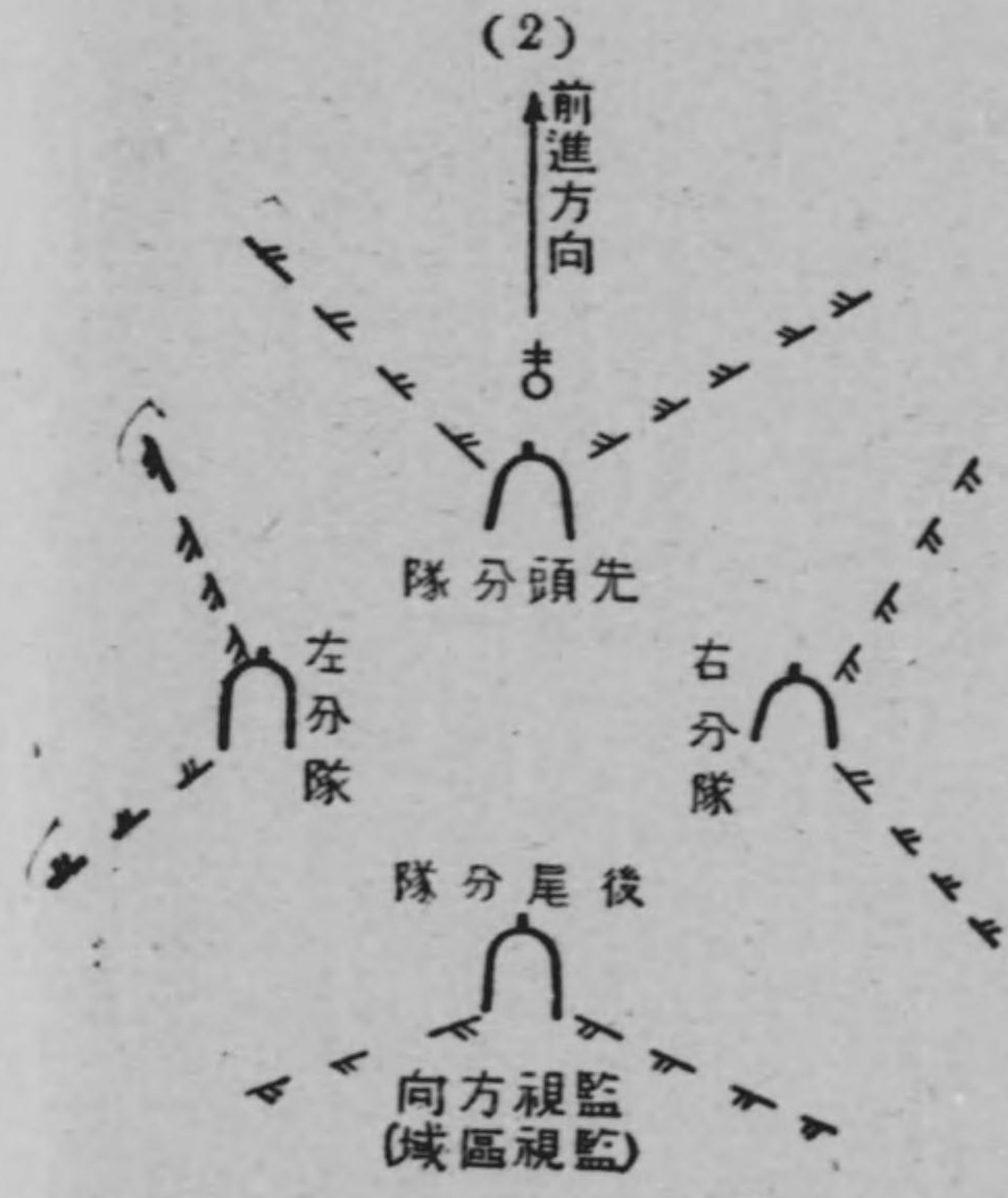
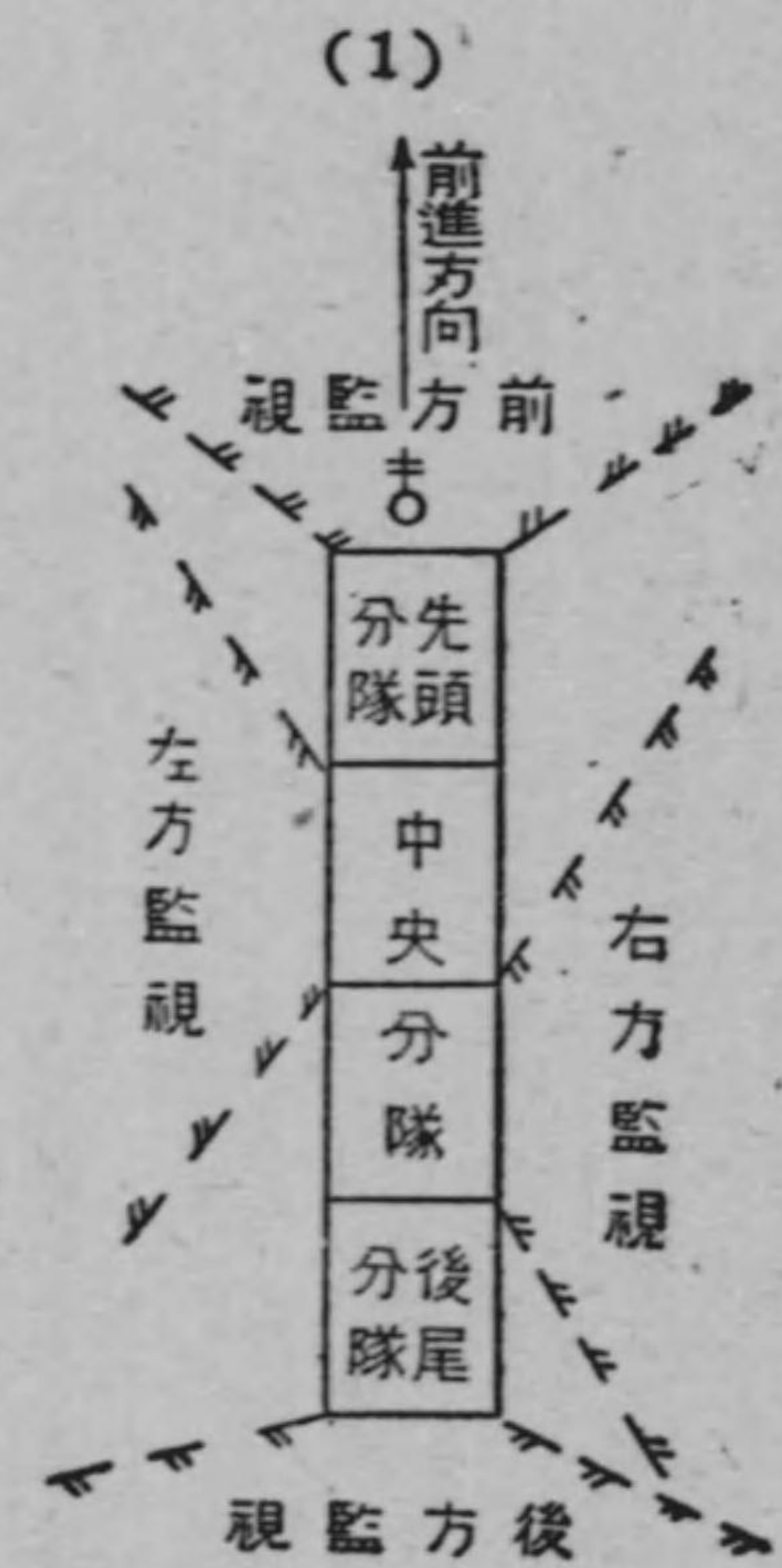
展開後に於ては豫備隊たる小隊も亦別命なく對空監視に任ずるものであるが、之に關しては「中隊の部に讓ることとする。

小隊の對空監視要領

對空監視の要は遠くに敵を發見するに在る。何故なれば敵機の行動は極めて迅速であつて、瞬時にして對應の好機を逸し去るに至るからである。敵機を成るべく遠くに發見する爲には小隊長は各分隊に監視方向(區域)を區分擔せしめ責任を明かにし以て四周に對し監視上遺漏なからしむることが肝要である。今試に監視の一例を圖示すれば次の如くなるであらう。

(1) 縱隊ヲ以テ前進スル場合ノ一例

(2) 菱形隊形ヲ以テ前進スル場合ノ一例



- (一) 各分隊ノ監視方向(區域)ハ平時ヨリ規定シ置キ小隊長ノ別命ナク各分隊ハ上記圖示ノ如クニ直チニ監視網ヲ構成シ得ル如クス
- (二) 中央分隊ノ監視方向(區域)ノ決定ニハ何等ノ規定ナキモ對空射撃時ノ分隊ノ散開方向ノ法則ニ一致セシメ奇數分隊ハ右方ノ偶數分隊ハ左方ト規定シ置クヲ便利トス
- (三) 監視ハ常續的ナルヲ要ス、監視ニハ疲勞ガ伴ヒ長キニ互ルトキハ自然ニ缺陷ヲ生ズルニ至ル、從ツテ分隊長ハ通常第一監視兵(二名)、第二監視兵等區分指命シ其ノ責任ヲ明カニシ且交代時間ヲ規定シテ交互監視ニ任ズルヲ可トス
- 交代時間ハ視覺ノ疲勞ヲ顧慮シ通常三十分以内ヲ適當トス

(2) 對空行動に就て

空襲を受けるに方つては空襲警報を發せらるゝのである。其の發令の責任者は歩兵に在りては大隊長(分離行動シアル場合ノ長及特ニ指定セラレタル者)であるが、若し猶豫すべからずと認めたるときは、小隊長以上は自ら其の責に任じ發令することになるのである(作要一ノ一四七参照)。

- (イ) 豫め指定せられたる射撃小隊は小隊長の號令を以て速かに對空射撃の準備を完うし敵機我が有效空襲警報ありたるに小隊は如何に行動するかと云ふに、
 - (ロ) 豫め指定せられたる射撃小隊は小隊長の號令を以て速かに對空射撃の準備を完うし敵機我が有效射界に進入すれば直ちに之を撃墜するのである(新操典一八七、四八三参照)。
 - (ハ) 射撃せざる部隊は、地形、陰影等を利用して隊形を適切にし或は故らに不規なる配置を取り又偽裝を施す等各種の處置を講じ行動の秘匿及損害の減少に勉めるのである(新操典四八三参照)。
- 動もすると吾々は「對空處置」と云ふと直ちに「對空監視」とか「對空射撃」のことを連想し之を以て對空處置の全部と誤解し易いのであるが、對空行動は對空處置の主要なるものであることを十分に承知し置かねばならぬ。

「作要一ノ一三七」に曰く

「敵ノ飛行機ニ對シテハ勉メテ攻撃ノ機會ヲ與ヘザル如ク我が行動ヲ律スルト共ニ若シ其ノ攻撃ヲ避ケ難キ狀況ニ於テハ各種ノ手段ヲ盡クシテ速カニ之ヲ發見シ對策ノ機ヲ失セザルコト緊要ナリ」

と。之によつて見ると對空行動に依り敵機に攻撃の機會を與へぬことは對空處置の極めて重要な條件であることが明瞭なことである。

敵機に攻撃の機會を與へざる爲には、之に對する處置を部下に徹底せしむることと嚴に之が實行を監督

することの二つが其の根本要素となるものである。如何なる名案も實行之に伴はなければ何等の効果なきことを直接指揮に任ずる小(分)隊長は特に銘記し置くの要がある。其の方法對策の主なるものを列記すれば次の如くである。

(1) 全員偽裝遮蔽に徹底すること

(2) 各分隊の運動を當時の状況、地形に適合せしむること

之が爲には一度疎開せる小隊に在りても状況に依つては之を再び集結せる隊形に移し更に之を分隊毎に躍進せしむる等指揮運用の柔軟性を遺憾なく發揮せしむること

(3) 常に警戒を厳にし對空監視及對空射撃の準備を完備し對應處置の機敏なること

對空射撃に關しては第二項の説明に譲り此處には省略することにする。

(B) 對戰車に就て

對戰車の處置も亦歩兵は大隊長に於て統轄することを原則としてをる。即ち戰車に對する搜索警戒、友軍部隊との連絡、敵の奇襲に對する對戰車部隊の部署並に其の行動の基準等は、悉く大隊長に於て統一して部署せらるゝのであるから、中隊、小隊としては敵戰車に對する自衛手段を自ら講ずるに過ぎないのである(作要一ノ一四三、一四四参照)。

(1) 小隊の自衛手段

小隊は對戰車自衛の最小單位部隊である。小隊の自衛手段としては肉薄攻撃組(長以下二名若しくは三名を以て編成す)を編成し之に爆藥、手榴彈、發煙筒其の他の應用材料(石油罐、石油瓶、石灰、泥土等)等を携帯せしめ、以て肉薄攻撃を準備するにある。

(2) 肉迫攻撃

敵戰車至近の距離に迫るときは、當面の小隊は獨斷他の小隊と協同して射撃を集中し、次で肉薄攻撃を敢行し、以て敵戰車の撃滅を圖らねばならぬ(作要一ノ三一七参照)。即ち肉薄攻撃組は我が集中射撃(主として戰車と協同する敵歩兵を射撃す)の掩護下に決死の勇を鼓し好機に乗じ戰車の死角内に肉薄し、爆藥に點火して車體に裝著し、或は爆藥を履帯下に挿入し、或は適宜の應用材料を以て攻撃を敢行し敵戰車の撃滅を圖るのである。尙其の細部に關しては新操典附錄其の二を参照せられたならば明瞭になるであらう。

(C) 對瓦斯に就て

(1) 搜索、警戒

搜索、警戒は一般搜索機關及警戒部隊に於て擔任するのであるから、各部隊は其の必要を認めざるが如きも、戰場に於ては屢、局地的に其の必要を感じる事が生起するものである。

敵の瓦斯攻撃は、豫期せざる時機、地點に一般の搜索、警戒の諸機關を超越して不意に襲來する場合がある。即ち瓦斯彈の集中射撃、瓦斯雨下の襲撃等或は村落、森林等の局地的撤毒地域等に遭遇することがあるものであるから、各部隊は豫め之に對する準備を整へて置かぬと、其の現場に即した適切の處置が採れないのである。従つて戰鬥の爲前進する部隊は、小隊と雖も瓦斯に對する準備を必要とするものである。殊に敵の瓦斯使用を豫想するとき(戰場に於ては大體判斷し得るものである)は、地形並に當時の氣象等に鑑み、小隊と雖も屢、局地(村落、森林等瓦斯使用の顧慮ある土地)搜索を必要とするものである。

(2) 瓦斯警報

警報の爲には火光信號(信號彈、狼火等)、音響信號(サイレン、クラクション)、電氣的通信、視號通信、傳令等種々のものが併用せらるゝのであるが、他の部隊との混雜を避ける爲、大隊長に於て統轄規定せらるゝものであつて、其の規定は部下部隊に徹底せしむると共に比隣部隊に通報せらるべきものである。警報の傳達は大隊長に於て統轄して居るのであるが、猶豫すべからずと認めたる場合は小隊長も亦傳達の責任を有するものであるから、小隊も亦豫め簡單なる傳達の準備を必要とするものである。

(3) 警報に對する處置

警報に際しては比隣相傳へて各自が迅速に裝面(瓦斯雨下に對しては先づ防毒覆を裝著)するのである。其の他の防毒具の使用に關しては、通常中隊長以上の指揮官の命令によるものである。又防毒面及防毒覆の脱除は通常小隊長以上の命令によるものである。之は兵は動もすると呼吸の苦痛、行動の不自由等により過早に脱して不慮の慘害を蒙むることがあるからである。

(4) 撤毒地域に遭遇したる場合

撤毒地域に遭遇したる場合は、速かに瓦斯の性質を偵知することが肝要である。而して之が通過の爲には自己の任務に支障なき限り迂回するを可とするも之を許さざる場合に於ては、輕易なる防毒具を使用して通過し所要に應じ制毒の處置を講ずるのである。小隊としての制毒は、單簡に實施し得るものでなければならぬ。即ち「イペリット」の如き永久性のものに對しては、晒粉を使用し、晒粉なきときは土壤を以て撤毒地面を覆ふが如き、或は又「ホスゲン」に對しては水の噴射を行ふが如き輕易に利用し得るものなるを要するのである。

(二) 縦隊を以てする對空射撃の實施要領を新に記述せられた條項である。

(1) 要旨

(イ) 對空射撃は、目標の移動極めて迅速であるから、射撃時間は頗る短小なるを常態とする。従つて其の射撃は急速なるを特性とするものである。

(ロ) 對空射撃の特性に鑑み、射撃部隊に指定せられたる小隊長は豫め目標、照尺、豫想航速に應ずる照準點、必要なる事項を事前に指示し置き、射撃の現場に於ては單に「射撃」(撃テの意味)を令するに止る如くすることが肝要である。而して事前に示達すべき事項の大部分は、平時の訓練に於て其の根基を培養し置くべきものである。

(ハ) 特種彈藥(曳光實包)等を混用し彈著の景況を目視しつゝ射撃を行はしむる場合に於ては、小隊長は「要スレバ所要ノ指示」を與ふるを可とする。

(2) 射撃部隊の兵力並に編成

作要「一ノ一四二」に「單一飛行機ニ對シ射撃效果ヲ期待スル爲必要ナル火力ハ歩兵ノミヲ以テセバ一小隊以上ヲ標準トス」と示されて居る。即ち歩兵に在りては一小隊を以て飛行機に對する射撃部隊の一單位として居るのである。蓋し其の理由は、對空射撃の特性として急速神速なるを要するのであるから、一號令を以て全員直ちに射撃姿勢を採り得ること、且又其の射撃は命中公算(目標ニ命中スベキ彈數ト全射彈トノ比)上十分なる効果を期し得る最小の限度たることを考慮せられた結果である。

(3) 射撃部隊の警戒

「作要一ノ一四二」により射撃部隊は別命なく自ら對空監視に任じ、常に敵機の奇襲に即應し得るの準備を整へて置かなければならない。蓋し警戒と射撃とは緊密なる連繫を要するもので、瞬時に現はるゝ敵機を逸するこ

となく之を撃墜するには、迅速確實なる發見と警報とを第一の條件とするものであるからである。
監視要領に關しては既に説明しあるを以て茲には省略する。

(4) 射撃部隊の射撃實施要領

(a) 隊形、姿勢の取り方

小隊長の一號令を以て小隊は直ちに射撃隊形に開く。
小隊長の號令

「左後方(眞後)方向) 對空射撃 開ケ」

(イ) 隊形(要ハ射撃ヲ容易ニシ且成ルベク損害ヲ減少センガ爲速カニ分散シ得ベ足リルノテアルカラ特ニ嚴密ナル隊形ヲ示サレテ居ラナイ)

「奇數分隊は右側方」偶數分隊は左側方に出で各兵は概ね現在の關係位置(各伍ノ各自ノ位) 置ヲ保持シツツ)にて距離約三歩間隔約六歩に開く。

小隊疎開後に在りては其の儘の隊形を以て射撃する

(ロ) 姿勢

射撃姿勢は一律に限定することなく主として現場の地形に應じ一瞬の視察を以て各兵毎に選定し得るが如く平時より訓練し置くべきものである。

小銃 在りては通常逆射若くは膝射の應用姿勢、狀況に依つて伏射(歩操五五參照)

但し超低空の目標に對しては膝射の應用姿勢を可とする。

輕機關銃 在りては高射(歩操三七參照)

(b) 射撃の實施

「對空射撃」は撃墜するを主義としてをるものである。

「作要二ノ四七」に「低空ヲ行動スル敵飛行機ニ對シテハ狀況之ヲ許ス限り直チニ撃墜ヲ圖ルヲ要ス」と又歩操一八七には「敵飛行機我が有效射界ニ進入セバ豫備隊ハ直チニ之ガ撃墜ヲ圖ルベシ」とあるによつて見れば、「撃墜主義」なること明瞭である。従つて一發必中の精神を高揚し飛行機に對する特有の射撃動作(例へば照準點の選定、照準要領と發射時機、發射速度等)を十分に訓練し置くの要があるのである。

左に對空射撃實施の要領に關し細部の説明を加へて見よう。

(イ) 小隊長の豫め示して置くべき事項

目。標。

編隊に在りては通常其の先頭機を撃墜するを有利とする。何故なれば

1、照準容易なること

2、先頭機には通常指揮官が乗つて居る且無線裝置等を有し常に編隊の基幹たるべきものであること等の爲である。故に別命なければ兵は常に先頭機を照準し之を撃墜したる後は小隊長は臨機適當の目標(射撃容易なる目標)を指示することになる。
照。尺。

通常直距離六〇〇米以下に於て行ふものであるが、舊射教(草案時代)の三〇〇米の單一照尺の採用に改正を加へ混用照尺を採用せらるゝことになつた。

小銃 「三百、五百の混用照尺」

輕機關銃 「四百、六百の混用照尺」

混用照尺の用法は平時訓練により奇數分隊は三百(四百)、偶數分隊は五百(六百)の照尺を用ふる如く規定し置けば、實際に於ても何等の指示なく輕快に射撃することが出来る。

新射教(新操典)に於て混用照尺を採用せらるゝに至つた理由は、從來は高角度射撃の彈道は直線なりとの設想から出發して居るのであるが、超低空飛行を行ふが如き飛行機に對しては地上目標と同様直距離に應ずる照尺を裝すべきことは必然であるが、さりとて時々刻々變化する距離を其の都度照尺上に變換することは不可能である爲、高角度射撃の半數必中界と距離の關係を考へ六百米以下に於て成るべく照尺の裝置が單純であることを考慮に入れて「三百」「五百」の二種照尺を混用することにされたのである。但し輕機關銃は眼鏡照準具の構造上「四百」「六百」の距離目盛で照準することにされたのである(放線中心が六百の目盛に一致して居るので六百を遠い照尺とし四百を近い照尺とされたのである)

右の混用照尺は基礎實驗及吹流に對する實驗射撃に於ても適當なことが證明されて居る。

「新射教二ノ二二」には更に遠き距離(六百以上)にて射撃する必要あることを認められてをるが、此の場合に於ては「直距離に近き混用照尺を採用するを可とす」と規定されてある。

現在迄の實驗は小銃、輕機關銃の對空射撃は六百米以下でないに效果がないのであるが、事變の經驗に依ると、一度射撃を受くるや敵飛行機は射距離外から地上部隊を攻撃するので、六百米と限定せず六百米以上の距離をも射撃することあるを認められ、新に増補せられた所以である。

「射教二ノ二六」に飛行機の照準點に關し次の如く規定されてをる。

急降下目標(射手に向ひ)
又は上昇退避目標 } 對しては照準點 中央

横行目標	時速三百杆のとき	進路射線に直角なるとき	照準點 一分畫五十前
		進路射線に斜行するとき	照準點 一分畫前
	時速四百杆のとき	進路射線に直角なるとき	照準點 二分畫前
		進路射線に斜行するとき	照準點 一分畫二十前

至近距離(五十米以内)を側方に移動する目標

照準點 前端

舊射教(步草案時代)に在りては照準點(前方修正量)は「飛行機の倍數」を以て決定して居つたのであるが、新射教(新步操典)に在りては一律に「密位」を使用することに改正せられたのである。理論的に云へば飛行機の長さ(眼に映するもの)の「倍數」を使用する方が正しいのであるが、實際に於ては之を距離に關係なく「一定の密位」として使用しても殆ど差がないのみならず、現今の様に飛行機が速くなつて來ると、機長の倍數が十倍以上にもなることがあつて、前方修正量を正確に決定することは殆ど不可能になるのである。此等の理由から「密位」を使用することに改正されたのである。而して「密位」を使用するときは飛行機の飛行方向と射線との角度によつて一々異なることになるが、實際に於ては發射し得る回數は數回に過ぎないので、各種の角度に就て規定することは無意味であり、且複雑となるから、直角の場合と四十五度の場合との二つの場合に就て一分畫五十と一分畫とに規定せられたのである。

飛行機の時速を時速三百杆のものに就て前方修正量を定められたのは、超低空を飛行する場合は縦ひ四百杆の時速を有する飛行機でも、其の最大速度を出すことは困難であつて、其の速度に減少を來たすの

が自然であるといふ考からである。併し今後には飛行機射撃には曳光弾を用ゐられるであらうから前方照準量の適否が曳光に依つて容易に判定出来るので、其の結果によつて適當に此の修正量を變更すべきことは勿論である。

超低空で射手の頭上に向つて飛んで来る飛行機に對しては、射線と飛行方向との成す角が極めて小であるから、我に向ひ降下し来る飛行機に對すると同様飛行機の前端を照準すればよい譯である。何となれば高度五十米の飛行機の場合を考へて見ると射線と飛行方向とが四十五度となる時機は既に飛行機は射手から直距離七十米附近に近づいて居るので、直ぐ前端を照準すべき距離に近接するから結局終始前端を照準して居ればよいことになる。

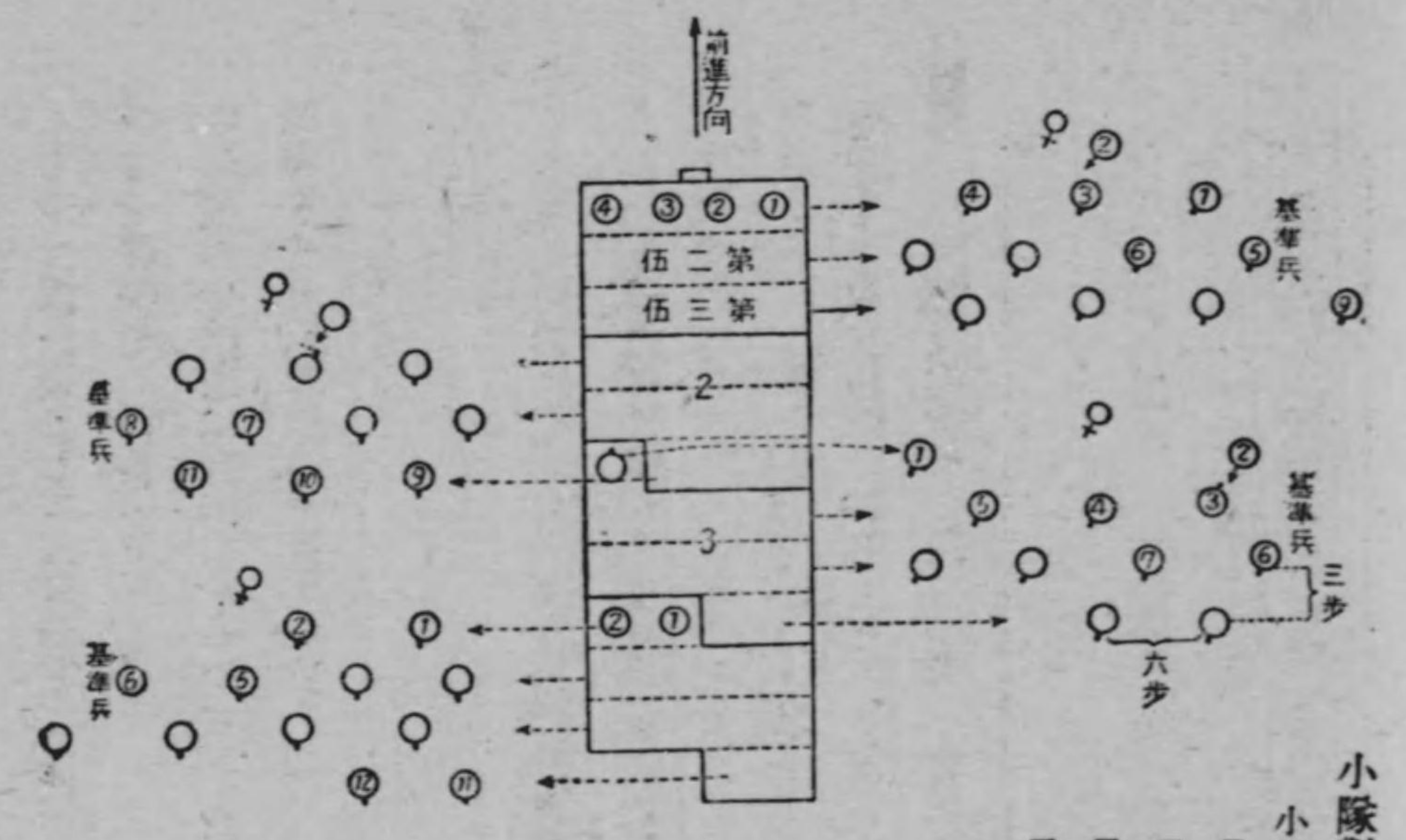
小隊の縦隊より對空射撃隊形の取り方を圖示すれば次頁要圖の如くなる。

此の隊形は射撃を容易にし且成るべく損害を減少せしめんが爲速かに分散し得ればよいのである。故に各員は概ね縦隊に於ける關係位置を保持したる儘開くを本則とするけれども、嚴密なる隊形を要求してある譯ではないのである。

(三) 本項は敵の瓦斯雨下を豫期せる場合の對空射撃に關し新に記述せられたものである。

對空射撃を行ふに方り、敵の瓦斯雨下を豫期した場合には、豫め防毒覆及防毒面を装して射撃するものなるの趣旨を明瞭にせらるゝことになつたのであるが、之は從來は防毒覆を用ふるときは射撃は出来ぬものと誤解せられてあつたが、其の後の研究と實驗の結果とにより防毒覆を装して行ふ射撃に於ても其の命中率は之を装せざる場合と殆ど同様なることを確め得たからである。

敵の瓦斯雨下は如何にして知ることが出来るかと云ふに、戰場に於ける敵の用法を研究すれば(或は體驗により)、



小隊對空射撃隊形の一例

小隊長號令
「左後方(方向指示)」
「對空射撃」

「開ケ」
「撃テ」

説明

- 一、分隊は中央伍の右(左)翼の兵ヲ基準として開く如く訓練せば徒勞なく實施し得(四列以外の縦隊の場合も右に準ず)
- 二、擲彈筒射手は所定の距離間隔を取り地形地物を利用して遮蔽し射撃間他の方面の監視に任ず(以下同じ)

大體察知し得るものである。即ち敵の慣用戦法(如何なる状況に於て多く用ひらるゝか)、氣象、飛行機の種類(どんな飛行機が主として瓦斯雨下に任ずるか)、飛行要領(瓦斯雨下のときはどんな飛行をするか)等を良く確めて置けば大體判断し得るのである。

防毒覆等の使用は誰が命ずるかと云ふに、之は通常は中隊長以上の指揮官に於て命令せらるゝのであるが、對空射撃を命ぜられたる小隊等に在りては、状況急を要する場合等に於ては小隊長自ら命ずることも屢々生起することであらう。

第四百十五(201)

新 小隊ノ疎開ニ在リテハ通常分隊ヲ菱形ニ配置シ状況ニ依リ一線若クハ二線ニ配置ス分隊間ノ距離間隔ハ別命ナケレバ約五十メートル分隊長ハ適宜此ノ距離間隔ヲ伸縮シ地形ノ利用ヲ適切ニスルコト緊要ナリ
草 小隊ヲ疎開スルニハ分隊ヲ二線或ハ三線ニ配置スルヲ通常トス而シテ分隊ハ通常一列側面縦隊ヲ用ヒ別命ナキトキハ二(三)線ニ配置セルトキ各分隊間ノ間隔ハ約四十メートル、距離ハ約百メートル(五十メートル)トス然レトモ分隊長ハ此ノ距離間隔ヲ適宜伸縮シ地形ノ利用ヲ適切ナラシムルコト緊要ナリ

説明 小隊の疎開隊形に關し新舊を比較對照して見ると次の如くである。

草 案

- 1、通常二線或ハ三線ニ配置スルヲ本則トス
- 2、分隊ノ隊形ハ一列側面縦隊
- 3、分隊ノ間隔四十メートル、距離百メートル(五十メートル)

新 操 典

- 1、通常菱形ニ配置スルヲ本則トシ状況ニ依リ「一線配置」ヲ増補セラル
- 2、分隊ノ隊形ハ縱散開
- 3、分隊ノ距離間隔一律ニ五十メートル

一、新操典に在りては、小隊の疎開隊形は菱形配置を本則とすることに改正せられ、以て新操典の主義として強調せられて居る教育の簡易化と指揮の輕快とに徹底せらるゝに至つたのである。

元來菱形は其の作り方單簡なるのみならず弾力性に富んだ極めて便利な隊形である。即ち此の隊形は

- 1、何れの方向に對しても最も容易迅速に展開することが出来る
- 2、地形地物の利用容易であつて良く現地に適合して運動することが出来る
- 3、敵眼敵火を避くるに便利である

等の利益があるのであるから、新操典の主義たる教育の簡易化、指揮の輕快と云ふ意にびつたりと適合してゐるのである。

次に新操典に於ては一線配置の隊形が増補せられたのであるが、之は状況に依つては中隊の後方小隊等は一線配置を採るを便とすることがあるからである。例へば中隊が三線配置を採つた場合第三線たる小隊の如きは小隊の縦深を短縮する上からも一線になるのが普通であらう。

二、草案時代の分隊一列側面縦隊を縱散開の隊形に改正せられたのであるが、其の理由に就ては既に「分隊攻撃の部第百十四」に於て詳述せる所であるから、此處には省略することとする。

三、新操典に於ては分隊間の距離間隔を一律に五十メートルに改正せられたのであるが、元來此の距離間隔と云ふものは、中隊の戰鬪正面一砲彈の爲に前後左右の分隊が同時に損害を蒙らざること及指揮掌握の便等を顧慮して決定せらるゝのである。此の趣旨に依つて新操典の疎開隊形を論じて見ると、先づ間隔に於ては編制裝備の強化に伴ひ中隊の戰鬪正面が從來に比し一層廣くなつて來たのであるから、分隊間隔の廣くなるのが當然である。

(實際に於て重火器を最も有効に使用する方面から見ても且又分隊の主力を) 又通常菱形隊形を採用せらるゝに至つた火戰に使用する場合から見ても從來の四十メートルは狭きに過ぎる感があつた)

結果、前後に重疊する分隊間の距離は從來と同様百米以上になるのであるから、砲彈の損害に對する點に於ては從來と何等變化はない。之に新操典の主張する教育の簡易化、指揮の輕快等を加味して考ふるときは五十米の距離間隔は新操典の趣旨に最も適合した標準と認めらるゝのである。

第四百十六(202)

新 疎開スルニハ小隊長ハ要スレバ前進目標(方向)ヲ示シ「開ケ」ノ號令ヲ下ス

先頭分隊ハ縱ニ散開シツツ眞直ニ又ハ目標(方向)ニ前進シ他ノ分隊ハ分隊長ノ誘導ニテ縱ニ散開シツツ駈歩ニテ

前方ヨリ左、右ニ斜行シ後尾分隊ハ先頭分隊ノ後方ニ在リテ菱形ノ隊形ヲ作り續イテ前進ス

一線若クハ二線ニ疎開スルニハ小隊長ハ豫メ所要ノ指示ヲ與フ

草 「小隊ヲ疎開スルニハ小隊長ハ各分隊ノ關係位置、基準分隊要スレハ其行進目標(方向)ヲ示シタル後左ノ號令ヲ

下ス

「開ケ」

基準分隊ノ長ハ其先頭ニ立チ眞直ニ又ハ……一列側面縱隊ヲ作りツツ……」

説明 本條項は前條項(一四五)と關連して研究すべきであつて、指揮の輕快、教育の簡易化を一層明確にし、以て訓練の重點に徹底するの趣旨を明かにされてをる。

前條項に於て説述せる如く小隊の疎開は菱形隊形を以て本則とせられたので、草案時代の如き複雑なる指示を必要としない。小隊は小隊長の「開ケ」の一號令で直ちに菱形隊形に疎開すればよいのであるから、小隊長の指揮が非常に輕快になつたわけである。且又菱形隊形に在りては、基準分隊は如何なる場合(疎開に移る場合に於ても)に於ても先頭分隊と一定して置くことが出来るし、更に第二番目の分隊は左方に、第三番目の分隊は右方に、後尾分隊は先

頭分隊の後方にと其の關係位置迄も一定して置けばよいのであるから、教育は亦頗る簡易に出来るのである。斯くして菱形隊形は小隊の疎開に於て最も多く利用せらる隊形なることが明瞭なのであるから、訓練の重點も亦此の隊形に在ることは蓋し當然の歸結である。

小隊の疎開に於ける分隊の隊形は、縱散開を用ゆる趣旨に改正せられたが、此の際分隊長が號令を下すや否やに就ては、借行社記事質疑應答欄に分隊長は「縦に散れ」の號令を下すとある解説に従ふを至當とする。

小隊が一線若くは二線に疎開する場合に於ては、其の要領は草案時代と同様であつて、各分隊の關係位置、基準分隊、其の行進目標等を豫め指示し然る後「開ケ」を號令することになるのである。

第四百十七(200)

203

新 戰鬥ノ爲ノ前進間小隊長ハ小隊ノ前方ニ位置シ敵情、地形ヲ觀察シ適時小隊ヲ部署ス又所要ニ應ジ連絡掛下士

官ヲシテ中隊長トノ間ニ連絡ノ處置ヲ講ゼシメ且分隊長トノ間ニ簡單ナル連絡手段ヲ定ム

草 戰鬥ノ爲ノ前進間小隊長ハ前方ノ敵情及地形ヲ速ニ觀察シ且適時小隊ヲ部署スル爲小隊ノ前方ニ位置スヘシ

小隊長ハ所要ニ應シ傳令ヲ準備シテ中隊長トノ間ニ連絡ノ處置ヲ講シ要スレハ分隊長トノ間ニ簡單ナル記號

ヲ定ム

説明 本條は戰鬥の爲の前進間に於ける小隊長の位置並に中隊、小隊、分隊間の連絡に關し記述せられたものであるが、新操典に於ては連絡掛下士官の任務を増補し且若干修文せられたる外は殆ど變化を認めない。

草案時代には小隊長は連絡の必要に應じて各分隊から所要の兵を集めて以て其の處置を講じたものであるが、新操典に於ては小隊の編制内に連絡掛下士官及傳令が設けられてあるので、此の連絡掛下士官が連絡の責任者となり小

隊長の命令意圖に應じて總べての連絡處置を講ずることになつたのである。

「所要ニ應ジ連絡掛下士官云々」と何故に所要ニ應ジの字句を使用しあるかと云ふに、元來中隊長と小隊長間の連絡には中隊の指揮機關が任ずるのが原則なのであるからである。参考の爲左に「步操一七六」の條項を抜萃して見よう。

即ち、「戰鬪ノ爲ノ前進間中隊長ハ……指揮班ヲシテ中隊長ト小隊長……間ニ連絡ノ處置ヲ講ゼシム」とある。

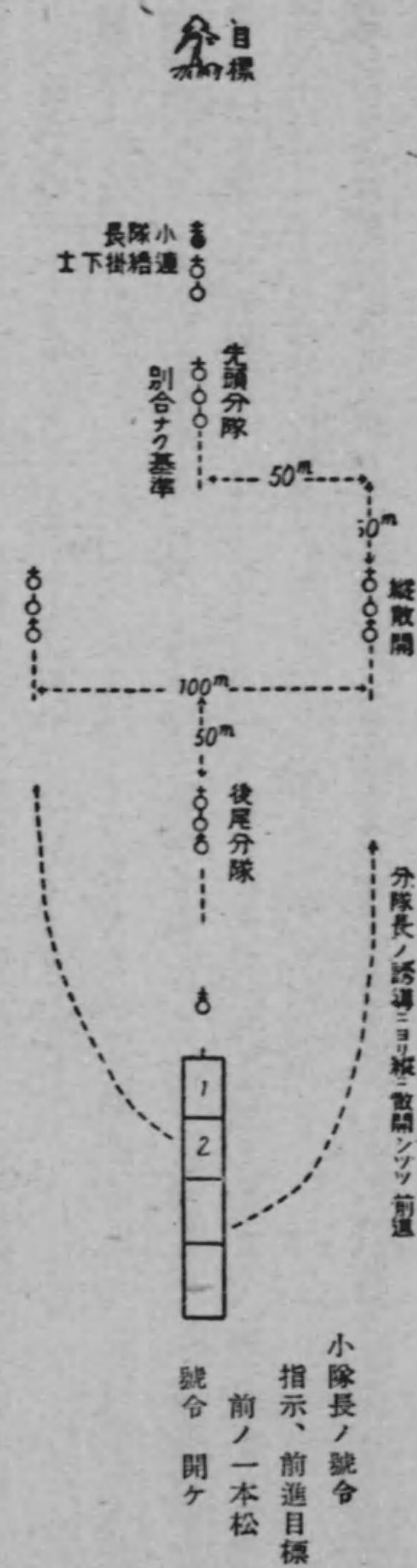
操典は上級指揮官から其の直屬の下級指揮官へ連絡の處置を講ずることを原則として居るのである。之は上級指揮官は充實した連絡機關を其の指揮機關内に持つて居るからである。

併しながら下級指揮官は積極的に直屬の上級指揮官の指揮掌握に入ることには新操典の特に強張せられて居る所であるから、小隊長は徒らに中隊指揮機關にのみ依存して居つてはならない、自らも亦進んで其の連絡に勉めなければならぬのである。即ち小隊長は所要に應じ連絡掛下士官をしてどしどし連絡處置を講ぜしめ連絡の完璧を期すべきである。

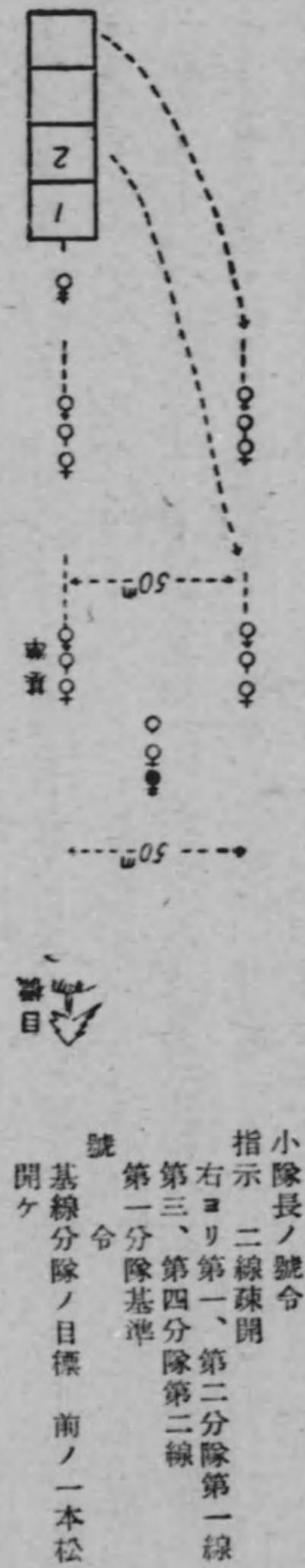
又草案時代に在りては小隊長と分隊長との間の連絡には簡單なる記號を用ふることに定められてあつたのであるが記號だけでは到底完全な連絡が出来るものでない、實際戰場に於ては種々の方法が利用されて居つたのである。即ち記號に依る場合もあれば傳令を走らす場合もある、又連絡兵を配置する場合もあれば分隊長を招致する場合もあると云ふ風であつたのである。その他工夫すれば種々の方法が生れて來るであらうから、新操典に於ては一つの方法に限定することなく其の當時の状態に適應する處置を講じ得る如くに簡單ナル連絡手段ヲ定ムと改正せられたのである。

小隊疎開の要領を圖示すれば左の如くである。(其の一は菱形配置の一例、其の二は二線配置の一例、其の三は一線配置の一例)

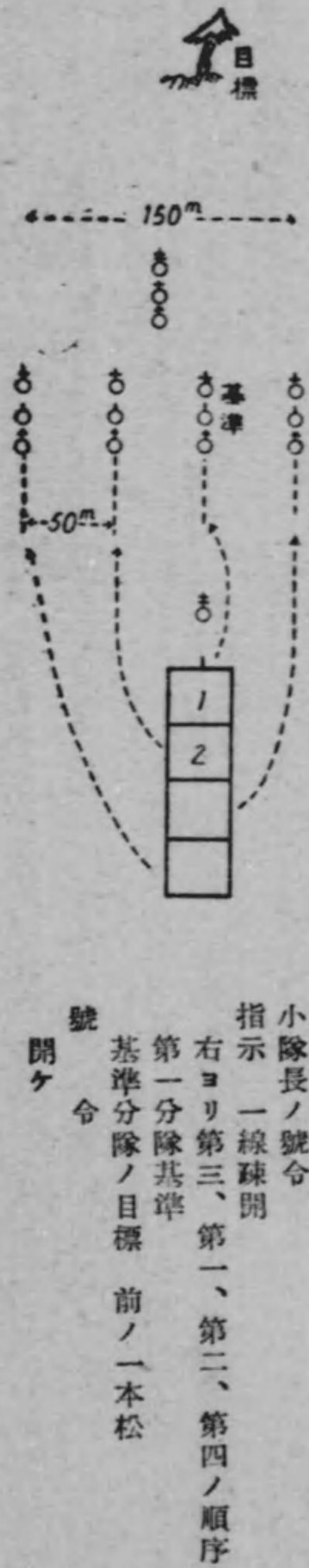
(一の其)



(二の其)



(三の其)



展開、運動及射撃

第四百十八
(204)

新(一) 小隊ハ火戦ノ實行ニ先ダチ展開ス之カ爲小隊長ハ各分隊ニ小隊ノ攻撃目標、所要ノ分隊ニ其ノ攻撃目標、要スレバ關係位置ヲ示シ……

草 小隊長ハ火戦ノ實行ニ先ダチ……所要ノ分隊ニ戰闘任務ヲ附與シ……

新(二) 分隊ノ攻撃目標ヲ示スニハ通常攻撃スベキ最前線ノ敵ヲ以テス

草 攻撃目標ヲ指示スルニハ……

新(三) 小隊長ハ展開時若クハ其ノ後ニ於テ通常敵線ニ至ル距離、射撃開始ノ時機若クハ地點等ヲ示ス

草 小隊長ハ戰闘任務ヲ附與……通常敵線ニ至ル距離、射撃開始ノ地點等……

要スレハ小銃手ノ火戦増加ニ關シ指示スル等各分隊ノ行動ヲシテ狀況ニ適合セシムルヲ要ス(削除)

草(四) 小隊長ハ時トシテ若干分隊ノ小銃手ヲ直轄使用スルコトアリ(新操典削除)

説明

(一) 新操典に於ては草案の「戰闘任務ノ附與」なる字句を「展開」と改められた。之は戰闘任務と云ふ字句は動もする
と「小隊の戰闘」には「戰闘任務」の外にもう一つ「他ノ任務」があるが如くに誤解せられ易く、適切を缺くので、展
開と云ふ字句に改められ、小隊戰闘の意義を明確にせらるゝに至つたのである。

展開と云ふ字句は、一般には第一線と豫備線とに區分することに解釋せられ、從來は小隊以下の戰闘には使用せ
られなかつたのであるが、展開本來の意義は必ずしも第一線と豫備線とに區分するものなりと限定せられたもの

でなく、展開の本質的意義は「戰闘實行の爲の兵力の部署」と云ふことであるから、小隊の戰闘に展開なる字句を
使用しても決して其の意義を傷つくるものでない、寧ろ戰闘實行の爲小隊を部署する意義を明確ならしめ、從來
の誤解を一掃し得るの利があるのである。従つて新操典の展開と草案の戰闘任務ノ附與とは全く同意義のもので
ある。

小隊の展開に於ては、小隊戰闘在來の性質上援隊を設けざるの趣旨なることは草案の趣旨と同様であつて、小隊
長は部下分隊を恰も板上の玉の如く圓轉滑脱に全く自己の意圖の如くに運用すべきものであつて、中隊以上の展
開の如く解し其の運用鈍重に陥るが如きは絶対に避くべきである。

前の草案時代に於て小隊戰闘に改正を加へ援隊を設けざるの主義を採用せられたのであるが、其の主なる理由を
述べて小隊戰闘の本質を明かにすることは、新操典の小隊展開の意義を一層明かにする所以なりと考ふるに依つ
て左に参考の爲之を述べることとしよう。

小隊の展開に援隊を設けざる理由

(1) 分隊は其の編制上自兵力と火力とを統合した最小の單位であつて、其の戰闘の當初に於ては先づ輕機關銃と
狙撃手を以て火戦に任せしめ自兵力の大部分は勉めて後方に貯存しつゝ戰闘を遂行するのであるから、從來
の援隊の任務たる火線の増加は分隊自ら解決し得るのである。従つて小隊としては援隊を必要としないのであ
る。

(2) 突撃に方り新銳の威力を加ふるの必要は、現代戰に於ては愈、其の重要性を加へ來つたのであるが、之が爲
に小隊が常に輕機關銃を有する分隊を控置することに限定することは、火戦に於ける小隊の威力を低下し、小
隊の戰闘威力發揚上適當でない。而して突撃時に於ける新銳の威力は各分隊が自ら貯存しある小銃兵を増加す

ることに依つて且又小隊は擲彈分隊の火力を以て突撃動機を作爲する等の手段に依つて相當に發揚し得るのであるから、従来の援隊の任務は小隊の編制と戰闘法の改正により小隊自ら解決し得るに至つたのである。故に常則的に小隊を火線と援隊とに區分する固定的戦法を廢止することになつたのである。

(3) 陣内戦に於ては敵陣深く侵入する爲所要の縦長區分を要するが如きも、小隊の如き小部隊に於ては之が爲常に一部の兵力を控置することを原則とすることは、突撃其のものの威力を低下せしむるものであるから、突入後に於ける戰果擴張の任務は中隊以上の豫備隊に一任することとし、小隊は全力を擧げて突入し、爾後に於ける陣内戰闘は小隊長の適時適切なる部下分隊の掌握と部署とにより板上に於ける數箇の玉を轉がし進むる如く苟も力のあらん限り一意敵陣深く滲入するの主義を採用せらるゝに至つたのである。

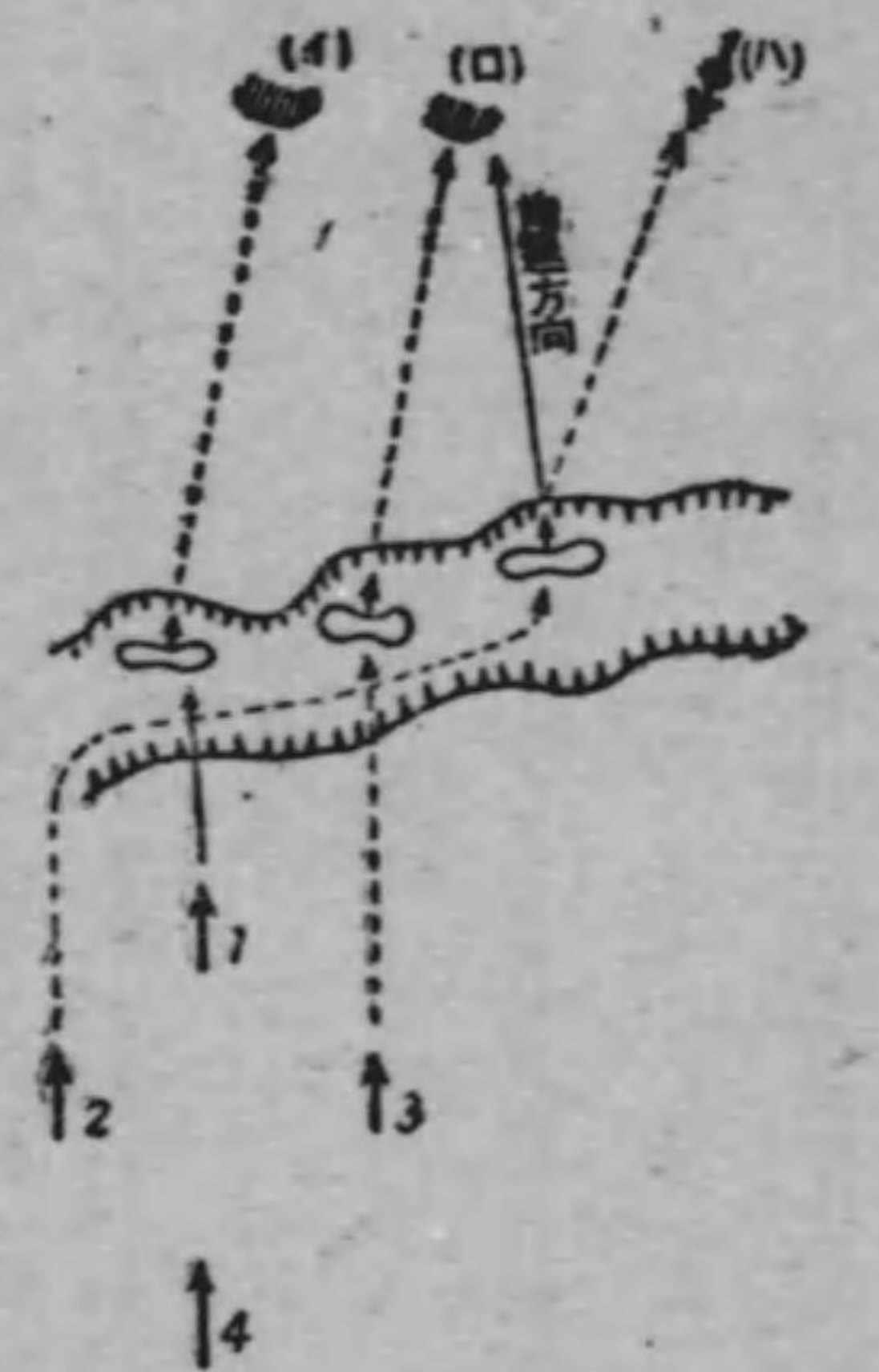
新操典に於ては、所要の分隊に「要スレバ關係位置」を示すことに増補せられたのであるが、之は草案時代に於ても實際に於ては屢、其の指示の必要を痛感して居つたのである。

「要スレバ」とは即ち狀況特に小隊の隊勢、地形、分隊に與ふべき任務等を意味するものである。

小隊が疎開隊形から展開する場合に於ては、「關係位置」の指示なくも各分隊は自己の位置から其の關係を判断し得るのであるが、例へば遭遇戦の場合(狀況)とか或は地形上密集隊形を以て敵に近接し得たる場合(小隊の隊勢)に於ては、密集隊形から直ちに展開するに至るであらう、斯る場合に於ては各分隊の關係位置を是非指示せなければならぬのである。又疎開隊形から展開する場合に於ても、分隊に與ふべき任務等により關係位置の指示を必要とする場合がある。例へば左圖の如き場合は其の一例である。

而して小隊長は展開後に於て此の分隊の配置に拘泥してはならない。小隊長は克く小隊戰闘の本質に鑑み常に狀況の變化に應じ適時新なる戰闘任務を附與し分隊の配置に變更を加ふる等活潑機敏なる運用を誤らざること

が肝要である。



小隊攻撃目標 (イ)ノ火點
 第一分隊ノ攻撃目標 (イ)ノ火點
 第三分隊ノ攻撃目標 (ロ)ノ火點
 第二分隊ノ攻撃目標 (ハ)ノ重機、前進方向(ロ)ノ火點
 分隊ノ展開位置
 第一分隊ハ前ノ地線ノアノ「ボサ」ノ地點
 第三分隊ハ其ノ右ノ……
 第二分隊ハ更ニ其ノ右ノ……

(二) 草案の「攻撃目標」なる字句は、小隊の攻撃目標なりや分隊の攻撃目標なりや多少の疑義なきにしもあらずであつたが、新操典に於ては分隊ノ攻撃目標と明示せられたので、疑義を生ずる餘地がなくなつた。

(三) 草案に在りては「射撃開始ノ地點」とせられてあつたのに、新操典に於ては更に「射撃開始ノ時機」を指示する場合のあることを増補せられた。

分隊攻撃の部第二百二十一に於て説明せる如く、小隊長の命する射撃開始の地點と謂ふものは、必ずしも分隊長が直ちに射撃を開始すべき地點を意味するものでなく、事實上に於ては小隊長の地點の命令ありたる後に於て分隊長が適時に射撃を開始することになるのであるから、若し小隊長が自己の企圖する時機に發射せしむるの要ある場合に於ては、其の時機を指示せなければならぬのである。例へば、十分なる攻撃準備を整へ意圖の如くに其の發射を統轄するの要ある場合には、通常發射の時機を命令することになるであらう。且又包圍等に任せしむる分隊に對しては正面攻撃に任ずる分隊との連繫上射撃開始に統制を加へ、其の時機を以て命令することもあるであ

らう。新操典に於て單に射撃開始の地點と限定することなく、「時機」を増補せられたことは、小隊長の射撃指揮上大いに妙味の存する所である。

草案に於ては、小銃手の火線増加に關し指示せられてあつたが、之は小隊長の當然の責務であつて、記述の要なきを以て新操典より削除せらるゝに至つた。

四、草案に在りては「時トシテ若干分隊ノ小銃手ヲ直轄使用」することあるを記述せられてあつたが、斯る處置は應用に屬することであり且又此の條文あるが爲に動もすれば小隊長は小隊戰鬥の本質と當時の狀況とを深く顧慮することなく徒らに形式に囚るゝの弊害ありたるを以て、新操典に於ては削除せられた。固より狀況により例へば敵翼包圍又は弱點突破の機動的用法或は對戰車戰鬥に應ずる等の爲小隊長が小銃手を直轄する場合あるべきは認むる所であるが、斯る場合に於ても新操典の主義たる建制保持に著意することが特に肝要である。

第四百十九

(204, 205)

新 戰鬥間小隊長ハ小隊ノ運動及射撃ヲ統轄ス之ガ爲中隊長ノ企圖ニ基キ戰況、地形ニ應ジ分隊ニ新ナル任務ヲ與ヘ或ハ分隊ノ關係位置ヲ適宜變更スル等自己ノ意圖ノ如ク戰鬥ヲ指導ス

説明 小隊長の戰鬥指導に關し一括一條とし小隊長の運動、射撃の統轄に關する意義を一層明確にせらる。

小隊長が小隊の運動、射撃を統轄するに方りて其の準繩となるものは何かと云ふに、其は實に中隊長の企圖である。「新操典第七十九」に中隊長が展開を行ふに方りては自己の企圖を的確に示すべきことを要求せられてあるのは之が爲である。従つて小隊長の統轄とは分隊に中隊長の企圖に基く小隊長の企圖を明確に指示し、其の實施を監督し、適時之に所要の指導を與へ自己の意圖の如くに戰鬥を實行せしむるにある。尙之を一層具體的に説明するならば、小隊長は當面の戰況、地形に應じ

1. 未だ任務を與へあらざる分隊に新に任務(攻撃目標又は射撃目標)を與へ
 2. 分隊の射撃目標を変更す
 3. 射撃目標を有する分隊に對し其の任務を解き新に攻撃目標を與ふ
 4. 分隊の關係位置を変更し其の運動、射撃を指導する
- 等自由自在に分隊を運用し、以て小隊長の意圖の如くに戰鬥を指導するを謂ふのである。
小隊長の統轄に關する二、三の例を圖示すれば次の如くである。

(1) 未だ任務を與へあらざる分隊に攻撃目標の附與の例



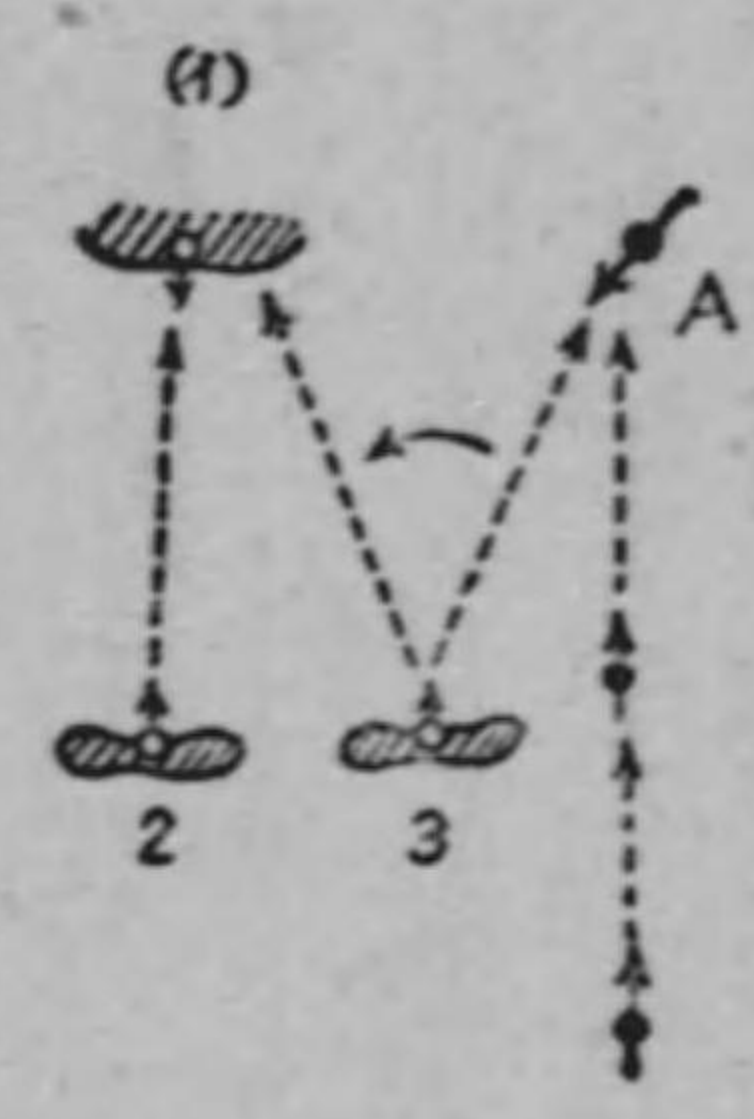
未だ任務ヲ有セズ
小隊長
四 火點ノ威力愈々熾盛トナル
第三分隊ヲ第二分隊ノ右ニ展開セシメ新ニ任務ヲ與ヘ「攻撃目標(A)ノ火點」ト指示ス

(2) 射撃目標變換の例



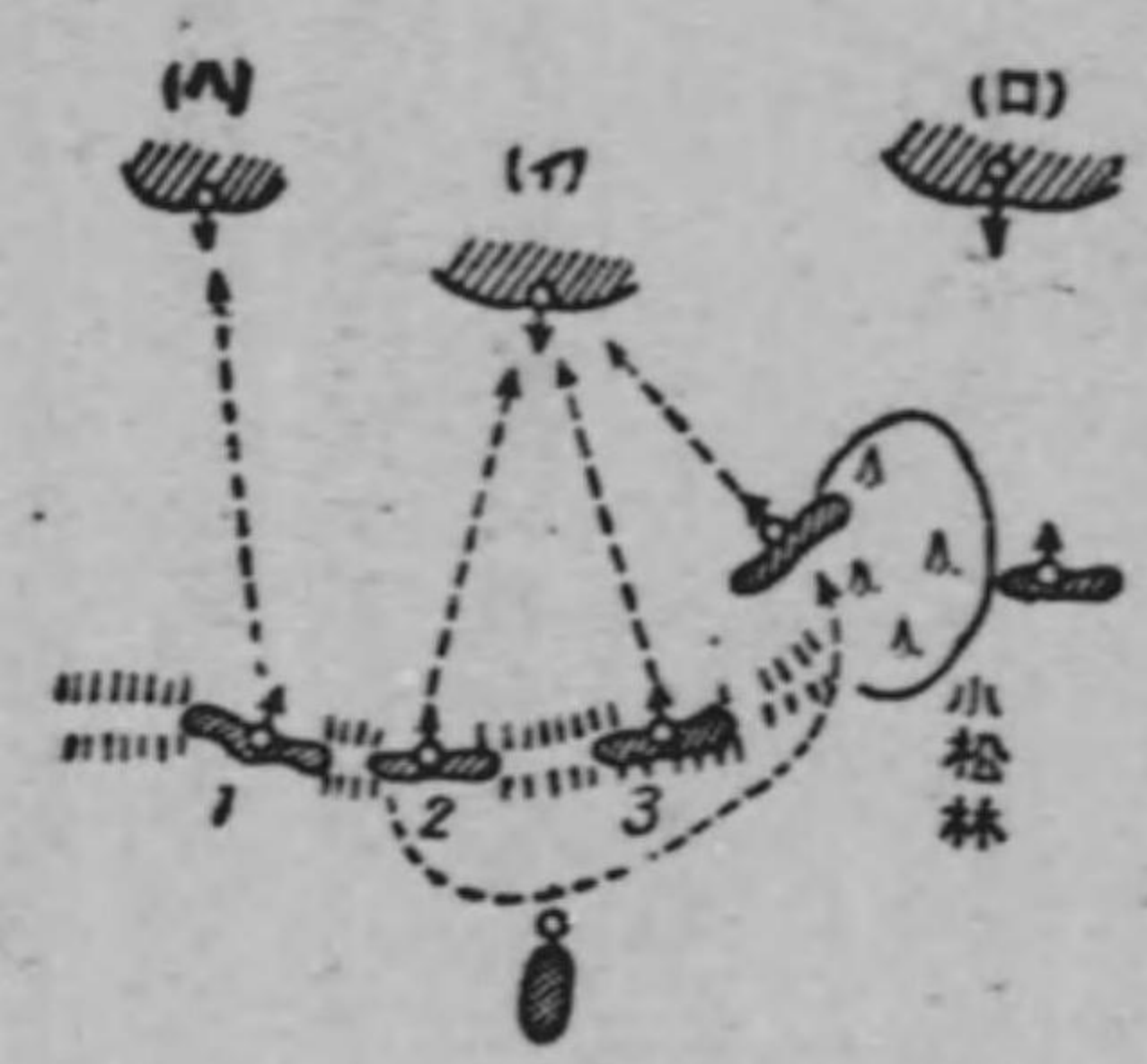
狀況
小隊長
(1) 第二分隊ハ(四)ノ火點ヲ射撃シツツ(四)火點ニ向ヒ前進中
(2) (A)ノMG陣地進入中ナルヲ發見ス
直チニ第二分隊ノ射撃目標ヲ(A)MGニ變換ヲ命ズ

(3) 射撃目標を有する分隊に新に攻撃目標を與ふる例



狀況
我がMG新ニ陣地進入
小隊長
Aヲ射撃中ノ第三分隊ニ直チニ目標變更ヲ命令シ
新ニ(1)火點ヲ攻撃目標トシテ與フ

(4) 分隊の關係位置を變更する例



狀況
小隊長
直チニ第二分隊ヲ小松林ニ移動セシメ(1)火點ニ對シ攻撃ヲ續行セシム

第五百十 (209)

新 小隊長ハ分隊ヲシテ敵火ノ状態ニ應ジ巧ニ地形ヲ利用シ重火器及砲兵ノ射撃ト協調シ勉メテ疎開セル隊勢ヲ保チ適時有効ニ射撃シ絶エズ前進シ且成ルべく多クノ白兵ヲ貯存シテ敵ニ近接セシム

ス 小隊長ハ附近ノ重火器ノ射撃ヲ容易ナラシムル爲其ノ射撃方向ヲ考慮シ適宜分隊ノ間隔ヲ伸縮シ或ハ前進ヲ規正ス

草 小隊長ハ小隊ノ附近ニ我カ重火器陣地ヲ占ムルノ通報ヲ受クルカ若ハ既ニ陣地ヲ占ムルニ至レハ此等火器ヲシテ速ニ射撃ヲ開始シ且成ルべく永ク現在ノ位置ニ在リテ射撃ヲ繼續シ得シムル爲適宜ノ處置ヲ講スヘシ

説明 新操典に於ては歩兵小隊と重火器等との協調に關し具體的に其の方法を記述し、以て相互協調に缺陷なからしむる如く増補せらる。

小隊と重火器との協調は、極めて重要なことであつて、戦闘の要則第百九に「各小隊(歩兵小隊)ノ適切緊密ナル協同を強調せられた所以も亦實に茲にあるのである。

新操典總則第四に「歩兵各種部隊(MG小隊、自動砲小隊、歩兵小隊)ノ協同ニ關シテハ小ナル部隊ノ教練ヨリ綿密ニ教育シ且相互ノ性能ヲ良ク理解セシムルヲ要ス」とあるが、歩兵小隊と重火器小隊相互性能の理解こそ實に歩兵、重火器一體の協同の根源なのである。殊に重火器小隊を歩兵中隊の編制に加へられた今日に於て、歩兵小(分)隊長以下が重火器の性能に精通し其の射撃と運動とを理解し相互の協調を適切にし巧に其の戦果を利用し得るにあらざれば折角強化せられた中隊の重火器裝備も實は寶の持ち腐れとなるであらう。新操典は本條項に於ても「白兵ヲ貯存シテ敵ニ近接セシム」と結び、白兵貯存主義を強調せられて居るが、實に歩兵小隊は重火器小隊との協調宜しきを得以て重火器の威力を遺憾なく發揮せしめ、其の戦果を巧に利用することに依つて始めて白兵貯存の實現が可能になる譯である。従つて歩兵と重火器との協同に關する新操典の要求を充足する爲には、從來に比し一層之が教育訓練に力を注がねばならぬのである。而して兩者の協同を遺憾なく實現する爲には、重火器小隊よりも寧ろ歩兵小隊の訓練に一段の向上を要望するものである。如何となれば、重火器は屢、歩兵火線の後方より戦闘に參

加するものなるを以て、友軍歩兵の爲其の射撃運動を妨害せらるゝことが多いからである。今機關銃小隊との協同實現の爲歩兵に訓練すべき事項を参考の爲列記すれば次の如きものであらう。

1. 機關銃の性能
2. 機關銃小隊の編制並に其の戦闘要領
3. 機關銃分隊の編制並に其の射撃要領
4. 歩兵として機關銃火力利用の要領(機關銃の發揚する射撃の成果を機を失せず且餘す所なく利用すること)
5. 歩兵として機關銃に便宜を與ふべき事項(機關銃の火力を發揚せしむる爲自己の行動を律し或は資料を提
供し若くは積極的援助を與ふること)

(二)は將來の戰場に益、其の數を増大すべき重火器の威力を遺憾なく發揚せしむる爲には、歩兵は其の行動を如何に協調せしむべきであるかを明示せられたもので、新操典に於て新に増補せられた條項である。

今左に重火器として歩兵の戦闘に最も關係深き重機關銃を主體として本條項の説明をすることとする。

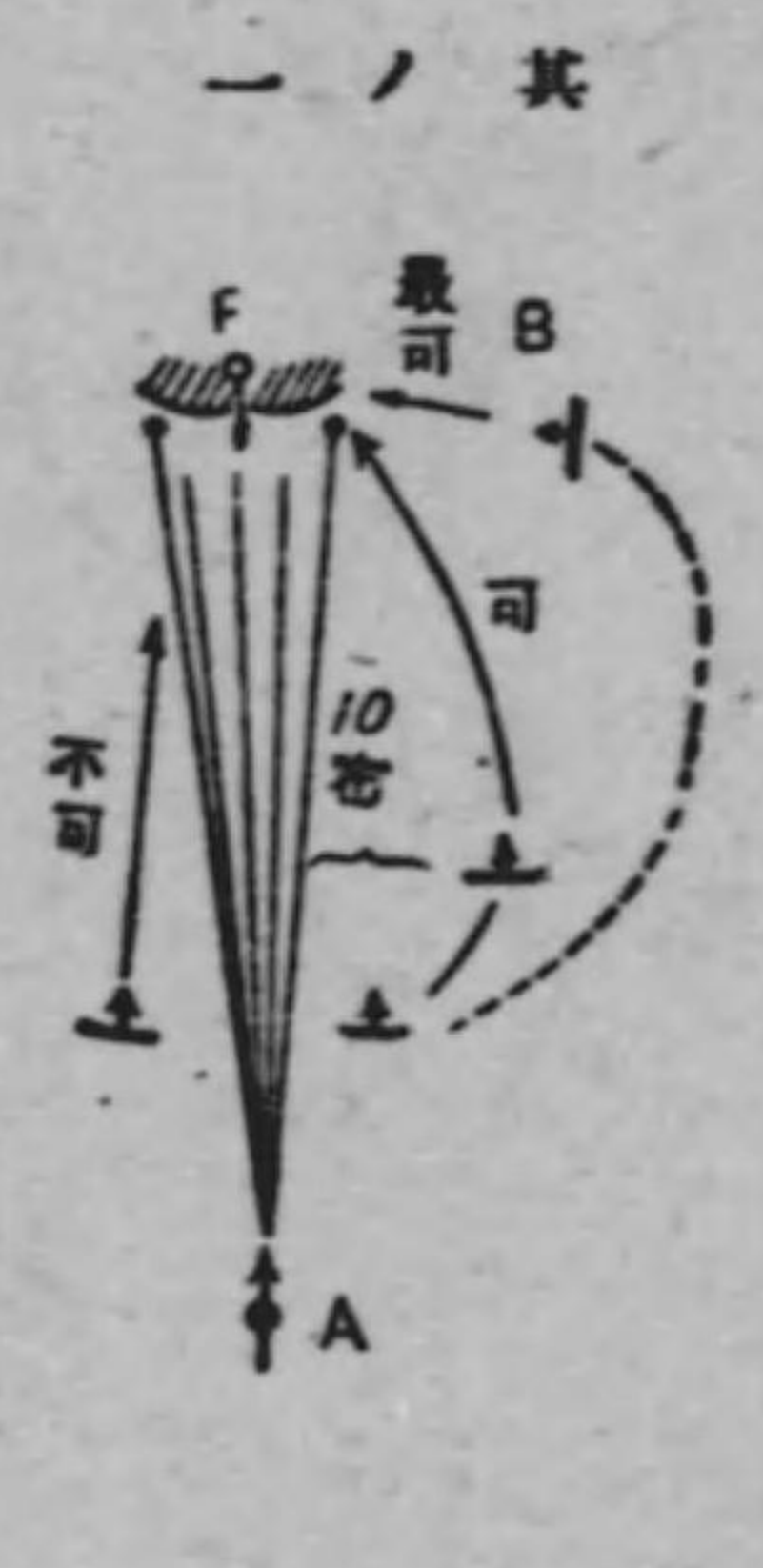
(1) 重機關銃の火力を發揚せしむる爲自己の行動を律し或は資料を提供し若くは積極的援助を與ふることである。之が爲には歩兵は先づ其の前提として重機關銃の威力に關し明確なる認識を持つて居らなければならぬ。

從來重機關銃一の威力は輕機關銃三乃至四に匹敵する如く考へられて居つたのであるが、實驗の結果は狀況(殊に防禦)に依つては更に其の威力を増大し得るのである。蘇軍は重機關銃一は輕機關銃八に、輕機關銃一は小銃二四に其の火力を換算して居るのである。斯くの如く重機關銃の威力と云ふものは大なるものであるから

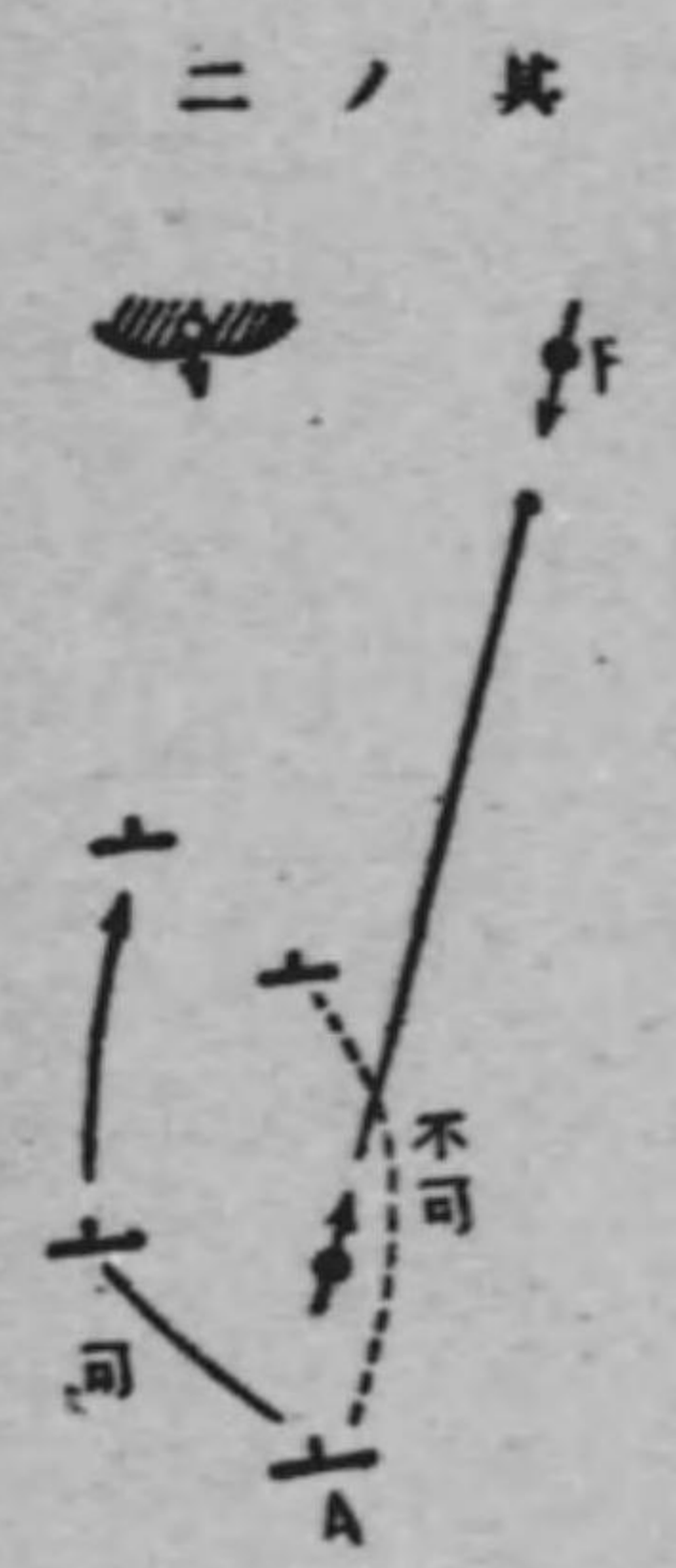
第一線の歩兵は疎開方式の巧なる利用と適切なる運動とにより重機關銃の射撃に妨害を與ふることなく其の威力を最大限に發揚せしめ、以て自己の自兵力を貯藏しつゝ敵に近迫し最大の突撃威力を發起し得なければならぬのである。

左に歩兵小隊の重火器(MG)に對する協同の要領を圖示し参考に供することとする。

(a) 重機關銃火力を發揮する爲自己の行動を律する例

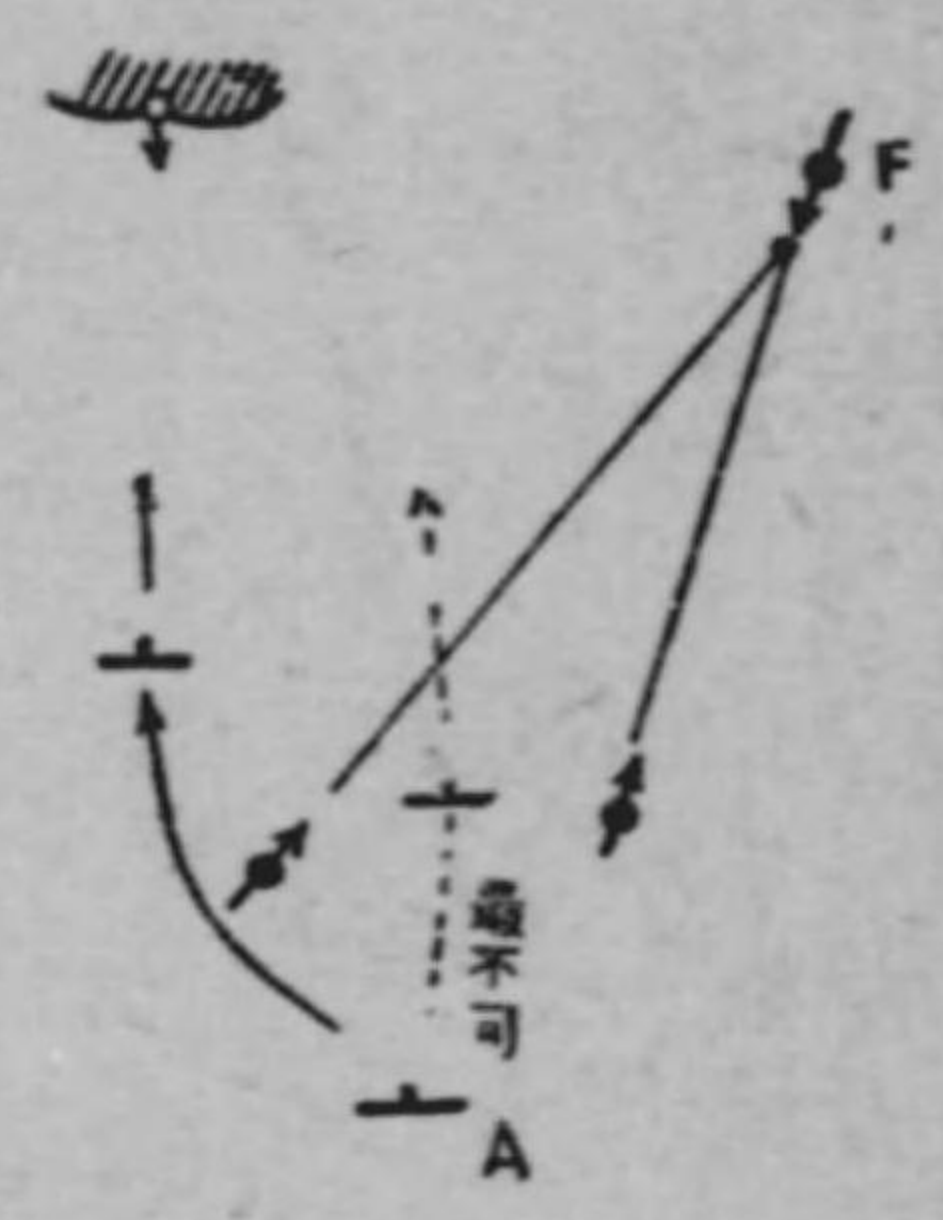


狀況
A 陣地ノMG射撃ヲ開始セントス
歩兵ノ行動
速カニ側方ニ移動シ其ノ左翼ハMG射線ヨリ10密位(三〇〇米以下約三米)離隔スルヲ要ス、若シ狀況Bノ如ク行動シ得ベ最モ可ナリ



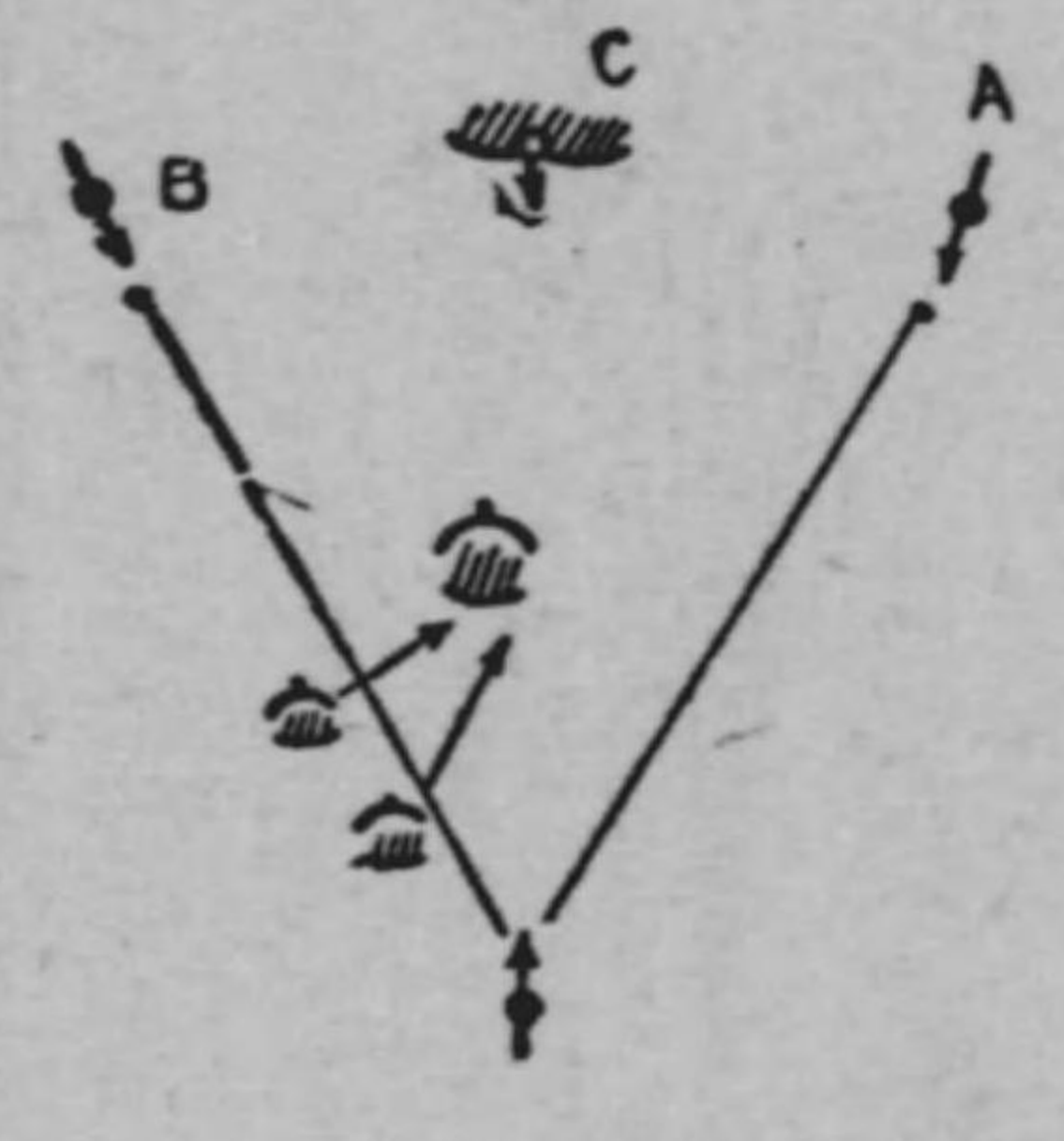
狀況
A ハ射撃中ノMG陣地ノ前方ニ進出セントス
Aノ動作
MGノ射線横斷ハ不可 射撃ヲ妨害スルコトナク稍、迂回前進スルヲ要ス

三ノ其



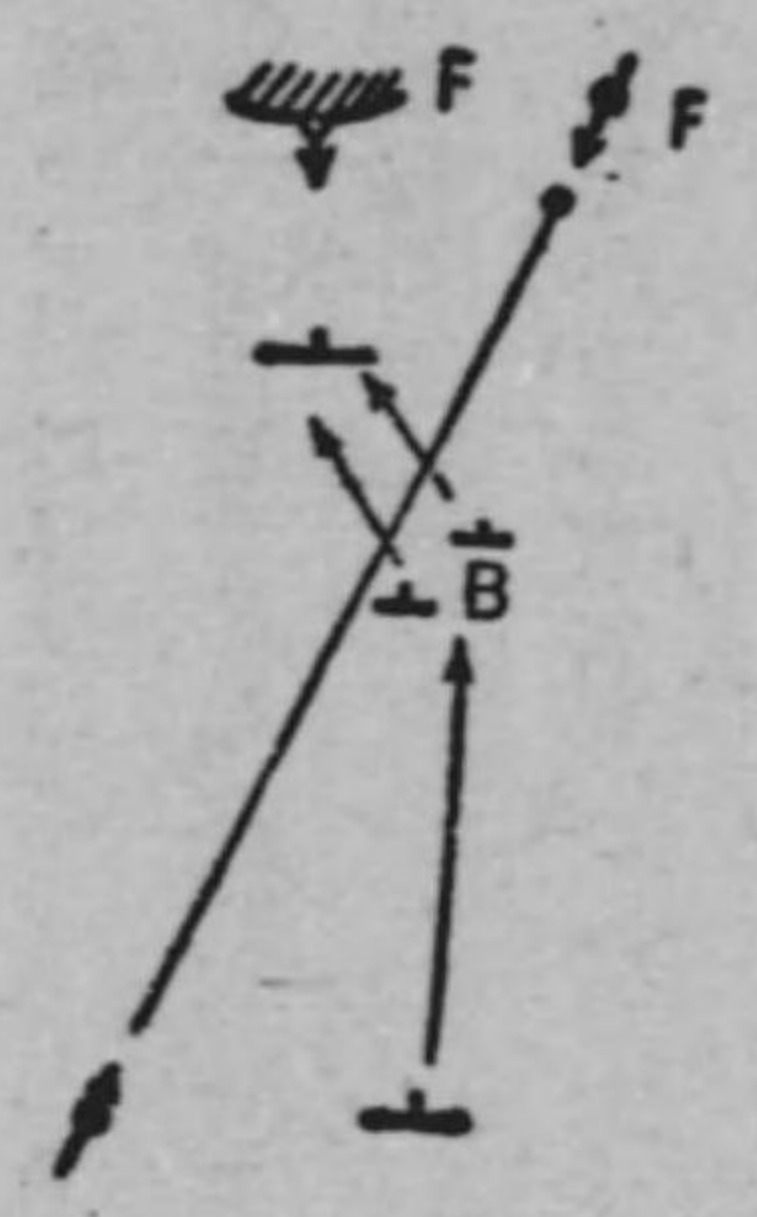
状況
Aハ射撃中ノMG陣地前ニ進出セントス
Aノ動作
MG地内ヲ前進スルハ不可、射撃ヲ妨害スルコトナク側方ニ迂回
前進スルヲ要ス

四ノ其



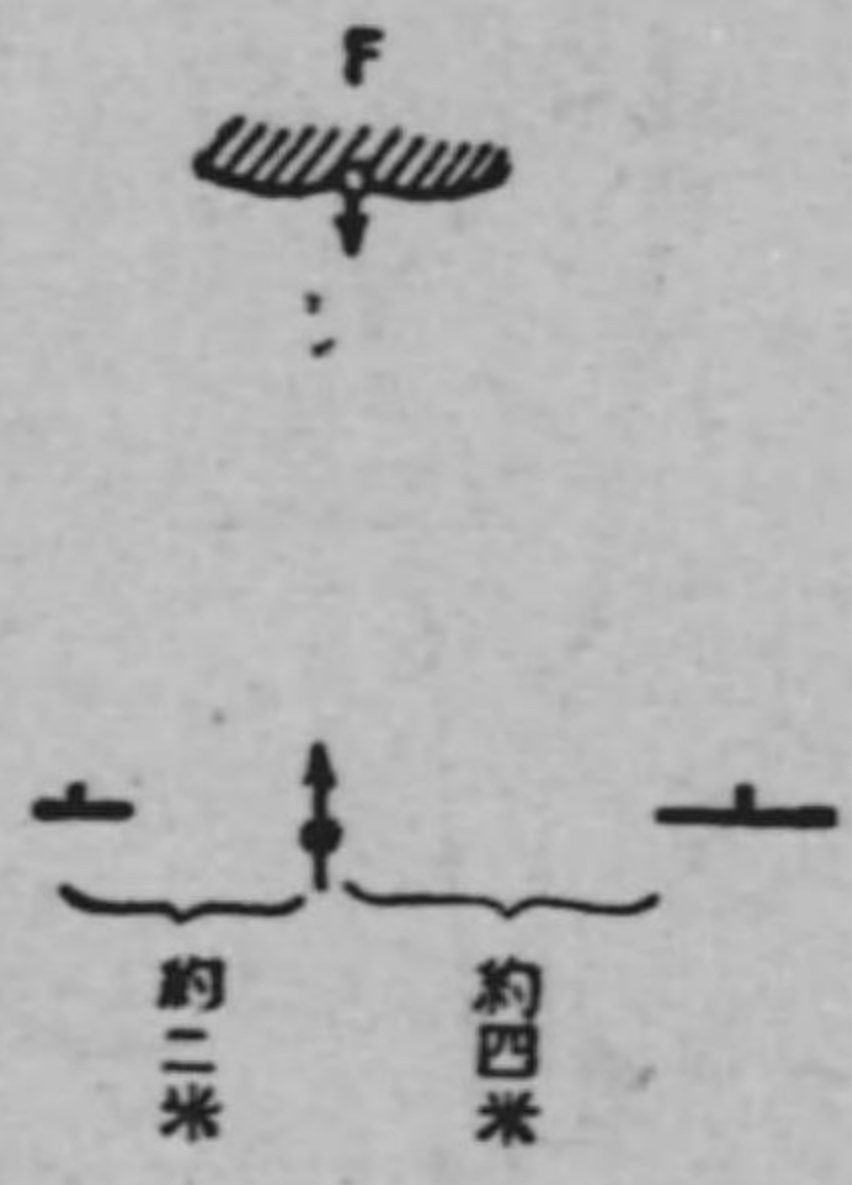
状況
MGハBヲ制壓中ナリC火點ニ向ヒ近迫中ノ第一線ハMG射線ヲ横
斷セザルベカラザル狀況ニ遭邊ス
第一線ノ動作
自ラLGヲ以テBヲ制壓スルト共ニ左前梯隊ニテ成ルベク一擧ニ
射線ヲ横斷ス此ノ際ハ合圖記號ニヨルヲ可トス
此ノ際MGハAニ目標變換次デ再ビBヲ射撃ス

五ノ其



状況
MGハFノMGヲ射撃中第一線分隊ハ其ノ射線ヲ横斷シテF火點陣
第一線ノ動作ヲ攻撃セザルヘカラズ
MG射線ヲ豫メ確認シBナル中間目標ヲ定メB迄ハMGノ射線ヲ妨
害スルコトナク運動シB點ニ於テ射線横斷ノ要領(右前梯隊)ニ
依リ前進ス

六ノ其



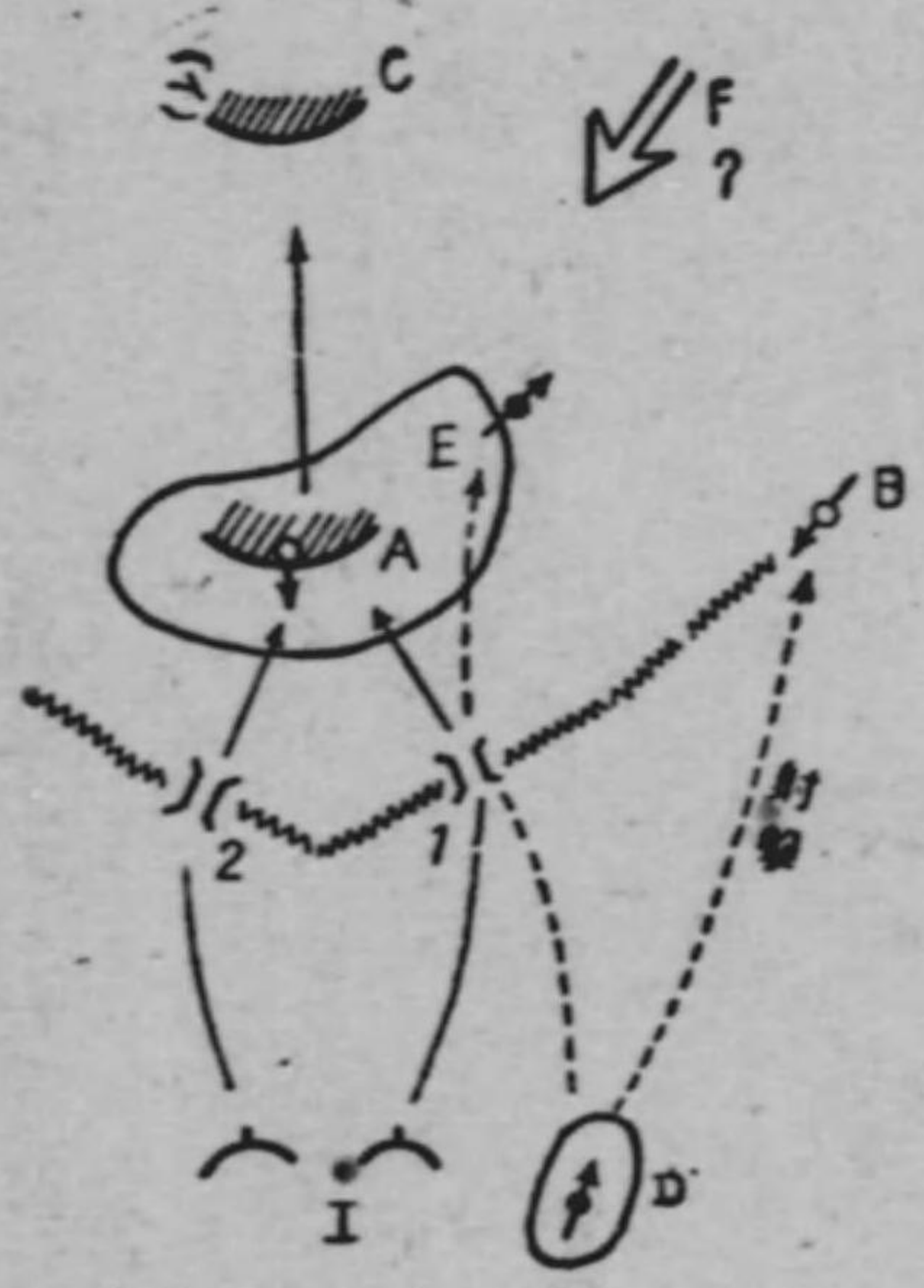
状況
MG散兵線附近ニ陣地進入
第一線ノ動作
散兵線ハ直チニ左右ニ開ク、右方約四米、左方約二米ヲ開放ス
ルヲ示ス

(b)

火力を發揚する爲相互に企圖を明示する例

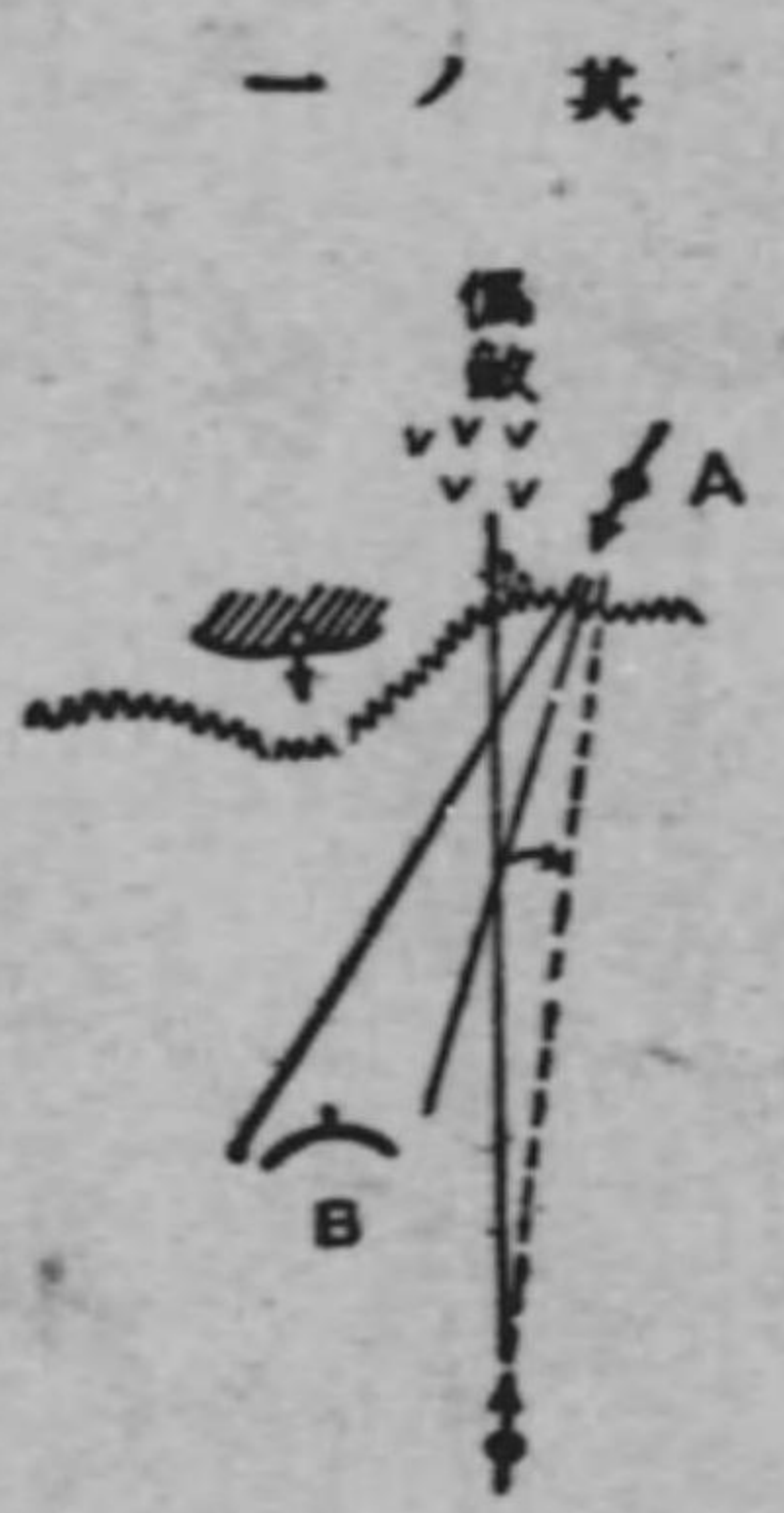
- (イ) 歩兵ハ……方向より……に突入し爾後……に前進MGは〇〇に陣地進入し〇〇を射撃後〇〇に到る
- (ロ) 歩兵ハMGを、MGは歩兵を自分のものとしてヤレ努めて手を擺れ

一ノ其



一、歩兵小隊ヨリ
小隊ハ主力ヲ以テ1、2ノ破壊口ヲ經テAニ突入シ爾
後C方向ニ突進ス
B方向ノF側防火器ノ制壓ヲ頼ム
MG小隊ヨリ
MGハDニ於テBヲ制壓シ歩兵突入後速カニ1ノ破壊口
ヲ經テEニ進出シ豫想スルF方向ノ逆襲ニ對シ射撃シ
得ル如クス

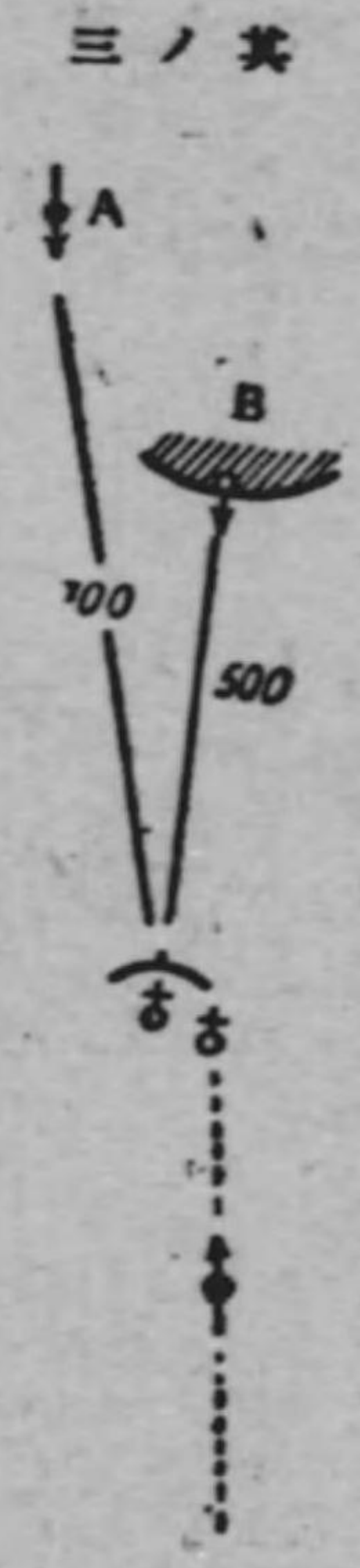
(c) MGに有利なる資料を提供す即ちMG彈著の景況、射撃の効果、敵情、地形等に関し適時通報する例



説明
 1、MGハ低敵ニ火力ヲ吸引セラル
 2、B第一線小隊長ハ速カニ其ノ旨ヲMGニ通報シ其ノ火力ヲAニ指向セシム



説明
 1、分隊ノ高地ニMG前進シ來ル
 2、分隊ハ直チニMGニ陣地ヲ譲リ前進ス

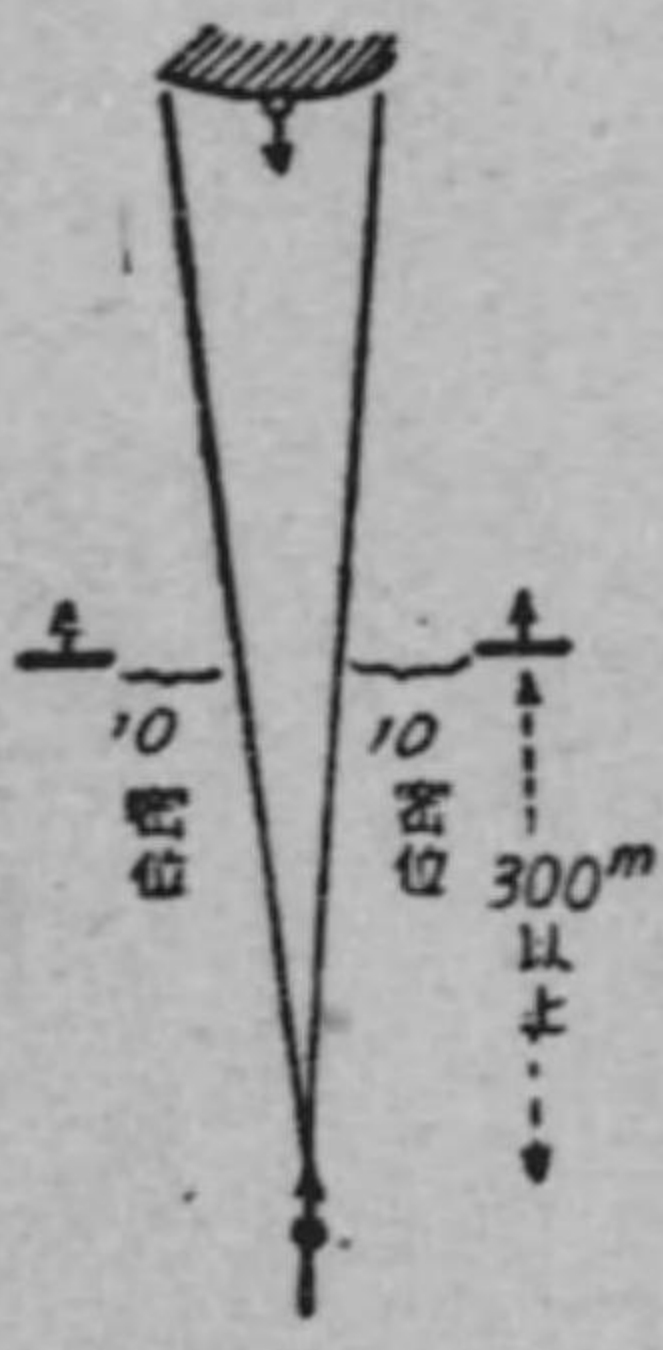
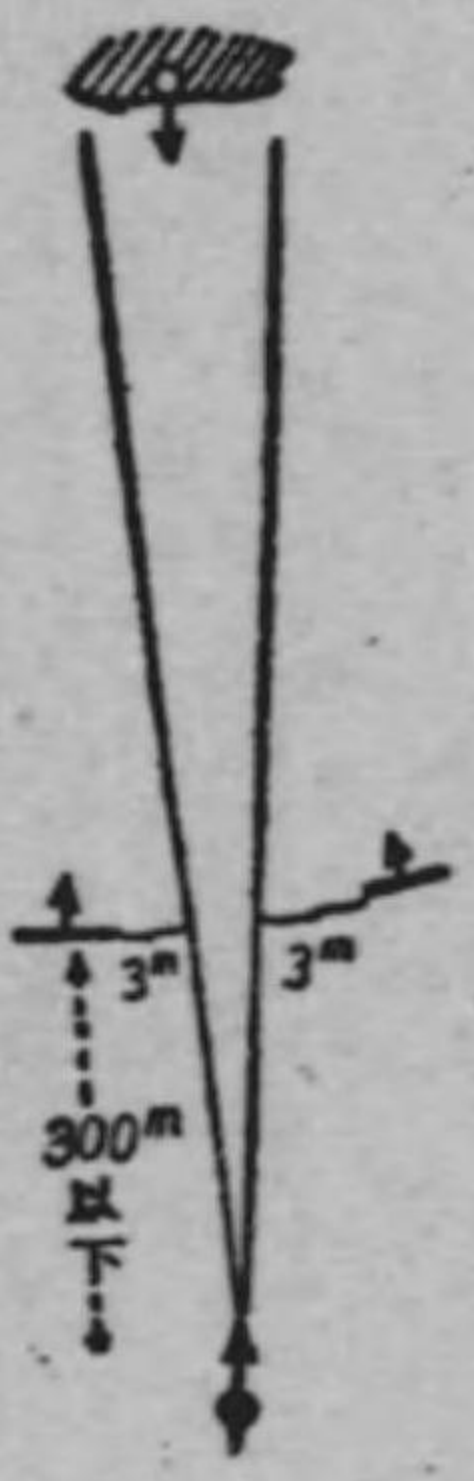


説明
 MGハ後方ヨリ急進中ナリ
 MG小隊長先行シ來ル
 小隊長ハ速カニ小隊ノ企圖並ニ敵情ノ變化(Aノ現出)、敵迄ノ距離(A迄七百、B迄五百)ヲ示ス

(2) 重機銃の間隙射撃並に超過射撃に於て歩兵に危害を及ぼさざる爲の限界に就き左に單簡に説明を加ふることとする。

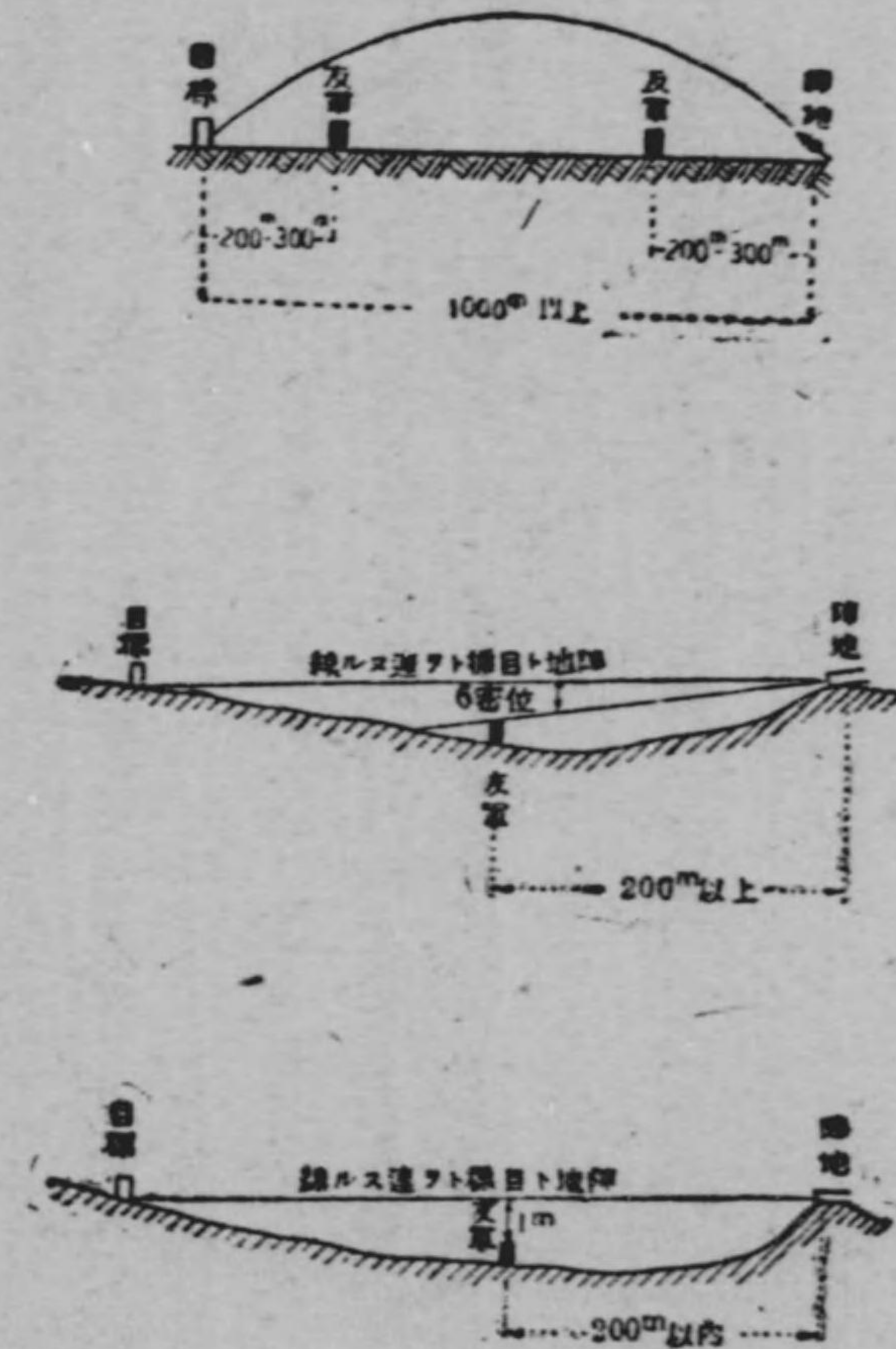
重機銃の戦闘を考ふるに、其の射撃は歩兵火線の後方から行はるゝ場合は決して尠くない。従つて歩兵に協力する機銃の射撃は間隙射撃か超過射撃かの何れかに依る場合が多いのである。而して超過射撃は彈道低伸の関係上平坦地に於ては大なる制限を受け實施困難（平坦地に在りては目標に至る距離千三百米以下に於ては危害を與ふる虞あるを以て通常行はず）なるに比し、間隙射撃は極めて簡單容易なる歩兵の側方移動により可能なるを以て、戰場に於ては其の利用も亦最も多きものである。従つて歩兵は、第一線附近機銃の進出を見た場合に於ては積極的に之に協同し適宜其の間隔を開放し機銃射撃に支障なからしむることが肝要である。今機銃の間隙射撃を行ふに方り友軍に危害を及ぼさざる爲の限界即ち友軍の翼端より離隔すべき量を示せば左の如くである。

射撃位置と友軍との距離 三百米以下三米 三百米以上十密位



尙参考の爲機銃の超過射撃に於ける限界を記述すれば

機關銃の超過射撃は平坦地に在りては千米以上の距離にあらざれば通常實施しない、其の他射撃教範第一部第五十及第五十一の規定を参照するを要する。左に之を圖示する。



第五百五十一 (206)

新 小隊長ハ戦闘間地形、敵配備ノ間隙等ヲ利用シ或ハ我方火力、煙等ノ掩護ニ依リ勉メテ敵ノ側背ヲ攻撃シ又ハ包圍ス

草 小隊長ハ戦闘間狀況特ニ地形之ヲ許セハ勉メテ包圍ヲ行フヘシ

説明 本條に於ては、近代戰の特質と事變の教訓とに鑑み、包圍を一層推奨し、且包圍實施の爲の具體的著眼を増補せられたのである。

築城術の進歩と火器の發達とにより正面よりの攻撃は益、困難となつて來たのは、近代戰の特質である。又日支事變の教訓に鑑みるに、支那軍は上海戰線に於ても徐州會戰に於ても將又武漢作戰に於ても我が正面攻撃に對しては中々頑強に抵抗して居るのであるが、側面攻撃、包圍作戰に對しては全く見違へる程の脆弱さを暴露して居るのである。之は包圍作戰の眞價を遺憾なく物語つて居るものである。而して包圍は唯大部隊の作戰に偉功を表はすのみでない小部隊の局部的に行ふ包圍に於ても亦然りであつて、作戰要務令第二部第五十四、第五十六に於ても小部隊の局部的包圍を強調せられて居る。

包圍の成果を大ならしむる爲には、作戰要務令第二部第五十四に次の如く教へて居る。

一 包圍ニ任ズル部隊ハ企圖ヲ秘匿シ神速果敢ニ行動シ敵ヲシテ對應ノ處置ヲ講ズルヲ得ザラシメ且狀況ノ困難、敵情ノ不明等ニ介意スルコトナク一意任務ニ邁進セザルベカラズト。

此の原則は小部隊の局部的包圍にも亦適用せらるべきものであつて、企圖の秘匿、神速果敢の行動、一意任務に邁進するの精神は、實に包圍に任ずる部隊の鐵則である。

扱て新操典に於ては左の二點を特に強調せられて居る。

- (1) 敵配備の間隙等を利用する側背攻撃又は包圍
- (2) 我が火力、煙等を利用する側背攻撃又は包圍

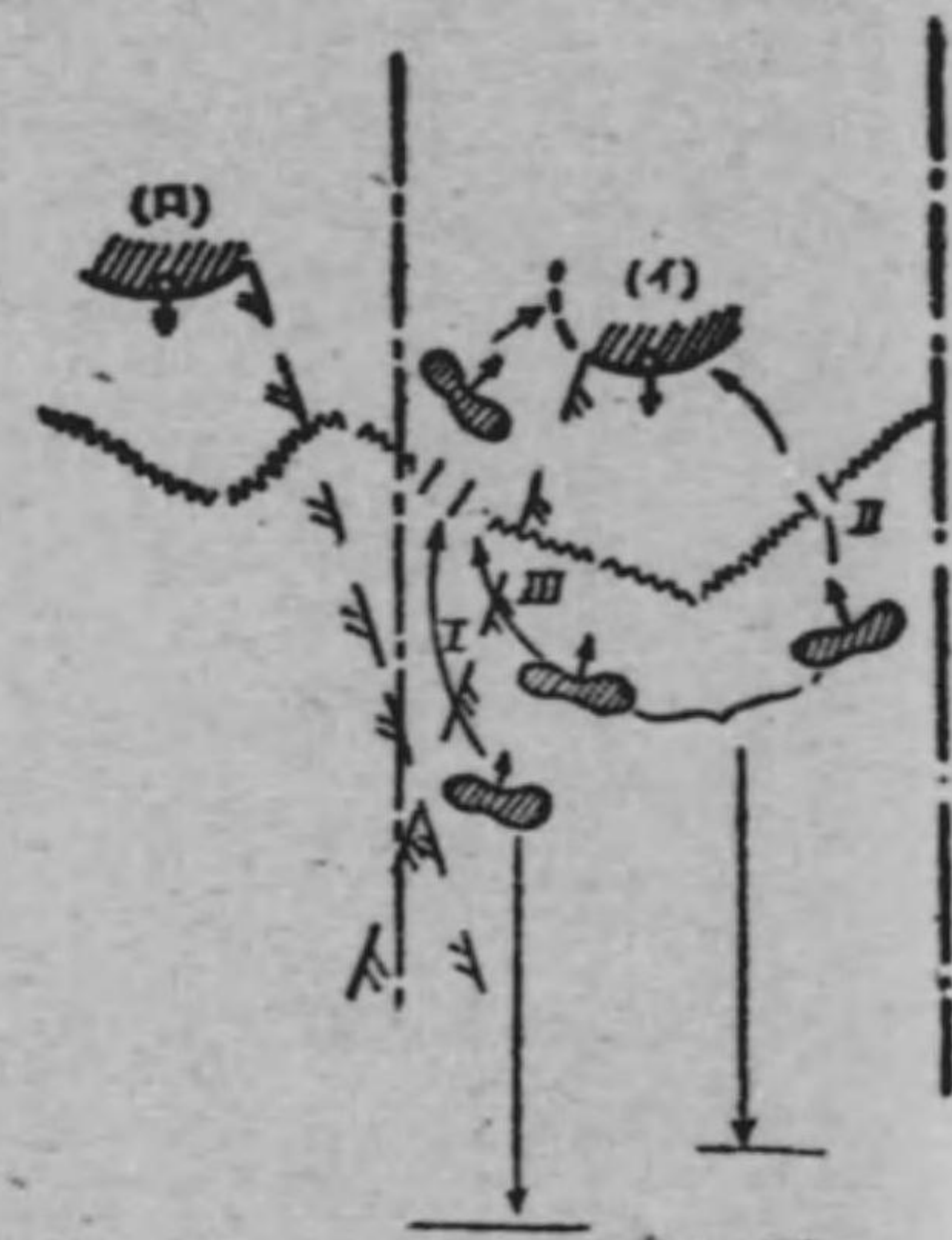
小隊の陣地攻撃を考察するに、其の目標たる敵の陣地は縦深横廣の地域に點在する所の獨立性を有する火點である。此等の火點なるものは、前後左右相互に火力的連繫を有する一組織體を成形して居ることは勿論であるが、此の前後左右間に存する間隙こそは、一面に於ては陣地の弱點(敵を乗せしめ易き)を成形して居るのである。即ち陣地其れ自體が其の側面に弱點を持つのみならず此處には射撃し得ざる扇形地を生ずることは免れ得ないのである。敵としては此等の弱點に對し相當の手當を施して居ることは勿論ではあるが、此等の弱點を全然除去することは不可能なのである。従つて小隊長が仔細に敵陣地の状態や地形等を觀察するならば、其處には必ず乘じ得べき弱點を看破し得るのである。小隊長の此の弱點の看破こそ實に小隊の側背攻撃或は包圍成功の第一歩なのである。

而して小隊長は常に右の著眼を以て攻撃を實行し、其の弱點を看破するや機を失することなく側背攻撃(包圍)の舉に出で果敢なる正面攻撃に依る火力發揚と相俟つて敵を拘束し、他を顧みるの違なからしめ(作要第二部五四参照)以て我が企圖を秘匿し急襲的に其の目的を達成することが肝要である。

左に敵配備の間隙を利用して行ふ側背攻撃及火力と煙の掩護に依る側背攻撃の一例を圖示する。

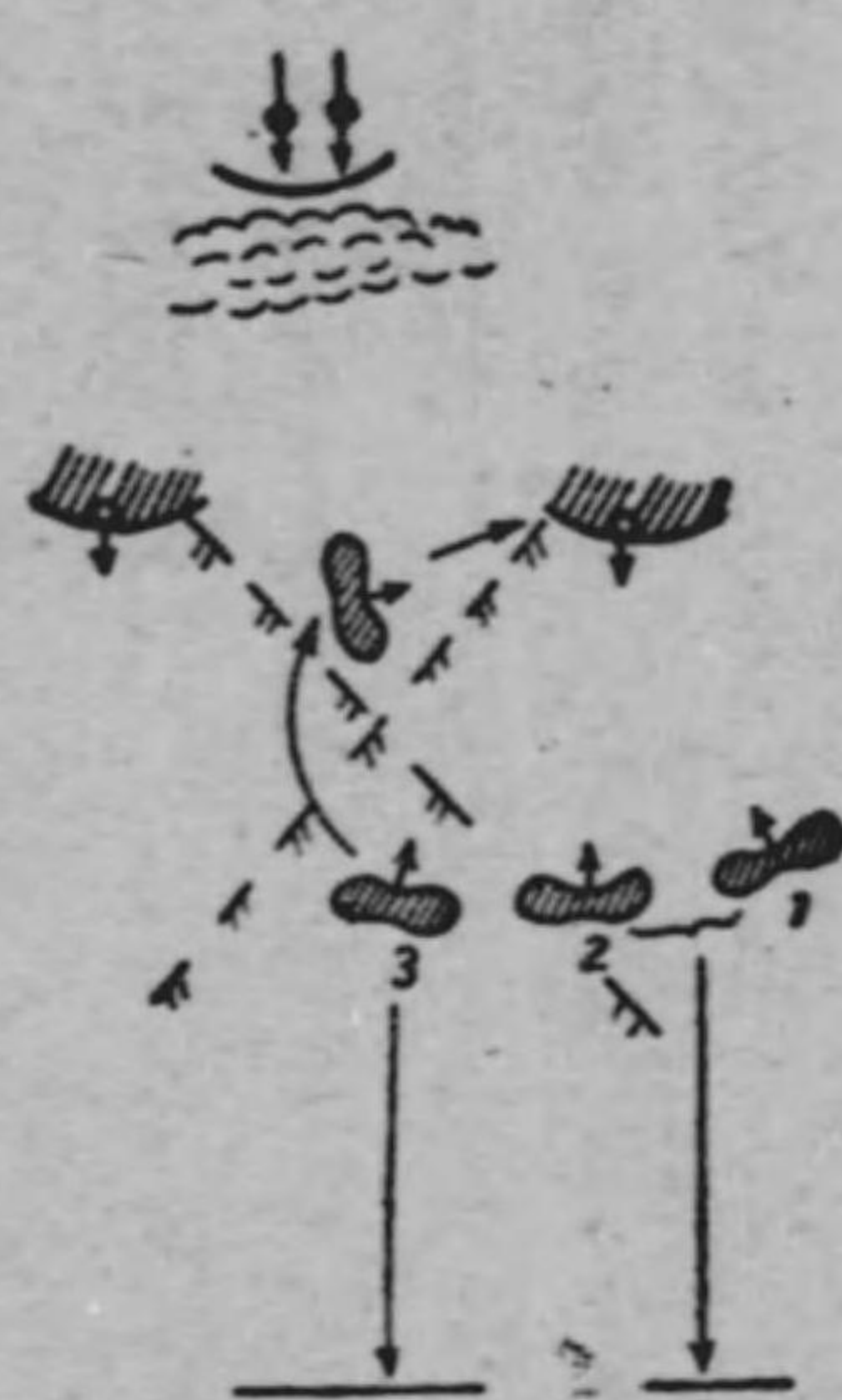
圖は平面的の一部の狀況を示すに過ぎないけれども、現地に於ては、縦ひ平坦開豁地の如く見ゆるものにも多少の凹凸があるのが自然であり、射撃し得ざる扇形地も圖示以上なることが多からう。

敵配備の間隙を利用して行ふ側背攻撃の一例



正面ヨリ果敢ナル攻撃ヲ實行シ敵ヲ拘束シ他ヲ顧ミルノ違ナカラシム
小隊長ハ
正面ヨリノ果敢ナル攻撃ニ連繫セシメ破壊口ヨリ敵弱點
(射撃シ得サル扇形地)ニ進入セシメ側背ヨリ攻撃セシム

火力と煙の掩護による側背攻撃の一例



正面ヨリ果敢ナル攻撃ヲ實行シ敵ヲ拘束シ他ヲ顧ミルノ違ナカラシム
第3分隊ハ第1、第2分隊ノ火力ノ掩護ト發煙筒ニヨルMG陣地ニ對スル目撃シ射撃ノ掩護トニ依リ巧ニ敵陣地ノ側背ニ迫ル

新 擲彈筒ハ主トシテ突撃動機ノ作爲、狀況ニ依リ突撃發起後不意ニ現出スル敵自動火器ノ制壓、逆襲阻止等ノ爲使
用ス

擲彈分隊ニ射撃ヲ命ズルニハ通常目標、距離及發射彈數要スレバ使用筒數、射撃ノ目的、射撃位置、彈種等ヲ示ス
……二筒以下ニ分割セズ

草 小隊長ハ擲彈筒ヲ過早ニ使用スルコトナク極力損害ヲ避ケテ一意敵ニ近接……要ス時トシテ我カ前進ヲ妨害スル
敵ノ機關銃ヲ制壓セシメ以テ小隊ノ前進ヲ容易ナラシムルコトアリ

擲彈分隊ニ射撃ヲ命スルニ方リテハ……射撃ノ方法……所要ノ事項ヲ示スモノトス而シテ……勉メテ二筒以下ニ
分割セサルヲ要ス

說明 小隊長の擲彈筒の用法竝に部署に必要な事項を一括記述せらる。
新操典に於ては、擲彈筒の用法を一層具體的に記述し以て擲彈筒の射撃目的を明確にせられたのである。

元來擲彈筒と云ふ火器は、使用簡單であつて且又砲兵的效果を手輕に收め得る所から、動もすると其の用法濫用に
陥り易いのである。そこで新操典に於ては擲彈筒の用法には一層制限を加へられたのである。即ち擲彈筒の射撃目
的を「突撃動機ノ作爲」「突撃發起後不意ニ現出スル敵自動火器ノ制壓」「敵ノ逆襲阻止」の三つに限定し之を明確に記
述し、從來の御都合主義に基く濫用を深く戒めらるゝに至つたのである。而して其の理由の主なるものは、携行彈
藥竝に其の補充關係に因るものである。従つて草案にあつた「隨時射撃シ得ルノ準備云々ノ件」及「時トシテ我カ前
進ヲ妨害スル敵ノ機關銃ヲ制壓セシメ以テ小隊ノ前進ヲ容易ナラシムルノ件」等は新操典から削除せらるゝに至つ
た。

(一) 元來「突撃動機ノ作爲」と云ふ字句は如何なることを意味して居るかを研究して見ると、大體に於て次の二つの
場合が考へらるゝのである。

(1) 敵の火力機能等を處理して突撃動機を醸成すること
(2) 急襲的射撃の集中に依り敵を壓倒震駭して突撃發起の動機を作爲すること

而して(1)の敵の火力機能の處理は主として砲兵及重火器等の任する所であつて、(2)の「突撃發起の動機」の作爲はこ
そは擲彈筒に課せられた主なる任務なのである。之は新操典第三百三十一に「擲彈分隊ハ通常突撃スベキ目標ニ對
シ急襲的ニ至短時間ニ射撃ヲ集中シ敵ヲ壓倒震駭セシメ以テ突撃發起ノ動機ヲ作爲ス」とあるに依つて明瞭なこ
とである。

從來は動もすれば、突撃の動機は砲兵の突撃支援射撃に依つてのみ作爲せらるゝものの如く解せられがちであつ
たのであるが、之は歩兵の裝備の劣弱なる時代の舊思想に因るものであつて、歩兵裝備に格段の強化を加へられ
た新時代に於ては、斯る砲兵依存の他力主義から脱却して歩兵自らの力に依る自力主義の突撃に徹底せなければ
ならぬ。(突撃に砲兵を輕視するにあらず、將來益、其の協力を痛感するものであるが、優秀裝備の今日の歩兵
は、宜しく舊時代の思想から脱却し、歩兵自力に依る突撃動機作爲の新操典の主義に徹底することを強調せんが
爲に以上の説明を加へたものである。誤解なきを望む。)

さて此處に一言附加して置くことがある、それは「突撃發起」と「突入發起」との関係である。
草案の中隊戰鬥の要則中に「小隊長ハ突撃ニ方リテ擲彈筒ヲ以テ自ラ突入ノ動機ヲ作爲シ……」とあつたのである
が、新操典に於ては之を「突撃發起ノ動機」と字句に修正を加へられて居る。

元來「突撃發起の位置」とは、突撃の爲の前進を起す位置を意味するものであつて、必ずしも「突入發起の位置」を

謂ふものでない。換言すれば突入發起の位置とは、突撃發起後に於ける突入直前の一部分を謂ふものであつて、極めて局限された範囲を意味することになるのである。例へば山地に於ける攻撃等に於ては突撃發起後敵前五米、十米の至近の距離に於て死角を利用して一旦隊伍を整頓し一舉に敵陣に突入する場合もあらう。又障碍物を通過して突撃する場合に於ては障碍物と敵線との關係上障碍物を通過後更に停止し隊伍を整へ然る後突入する場合もあるであらう。斯る場合の最後の停止線は、即ち突入發起の位置なのである。併しながら吾々が擲弾筒の集中射撃の効果をを利用して突撃を実施する場合に於ては、努めて突撃發起の位置を突入發起の位置に一致せしむる如く努力すべきである。何故なれば、突撃距離を最小限に短縮することは、突撃威力を最も有効に發揚せしめ得るからである。新操典第三百三十の「擲弾筒ノ射撃集中ノ効果ヲ利用シ突撃スル場合ニ於テハ分隊ハ勉メテ前方ニ位置ヲ占メ……其ノ射撃ノ最終彈ト共ニ一舉ニ突入スベシ」と云ふ條文に照し考ふるときは、擲弾筒に依る突撃發起の動機の作爲とは、即ち草案の突入發起の動機作爲と同意義のものなりと解し得るのである。徒らに字句に拘泥せざることが肝要である。

尙擲弾筒の射撃と突撃の實行に關しては、新操典第三百三十の説明を参照せらるれば其の意義更に一層明確になることと思ふ。

(二) 逆襲阻止に對する擲弾筒の射撃は、新操典に於て新に増補せられたものである。蓋し豫想する敵陣地の編成を考察するときは逆襲を受くることは豫め覺悟して居らねばならぬ所である。一般分隊が特に敵陣に突入せんとする場合或は第一線陣地を奪取せる時機に於ては、小隊長は援隊を有せず一般分隊亦眼前の戦闘に全力を要する時であつて、他に全く餘力を持たぬのである。斯る場合に最も顧慮大なる敵の逆襲に對しての阻止は、實に擲弾分隊の責務と謂はねばならぬのである。従つて擲弾分隊は集中射撃終了後直ちに突入し、速かに射撃準備を整へ

以て小隊の陣内戦の進捗に備へなければならぬのである。

(三) 小隊長が擲弾分隊に射撃を命ずるに方り、射撃の目的を示すことを新操典に増補せらるゝに至つたのであるが、之は分隊長が射撃を開始するに方つて指命射と各個射とを併用すべきか或は指命射を省き直ちに各個射をなすべきかを決定するに必要なを以てである。一例を示せば次の如くなる。

(1) 逆襲部隊に對する射撃

小隊長 斜右より逆襲部隊に對し射撃(射撃目標指示)

分隊長 目標 斜右より前進する逆襲部隊 二七〇 各個に三發撃て (號令)

即ち分隊長は小隊長の指示する射撃目的により射撃種類を定め發射を命ずるのである。逆襲部隊に對しては急を要するので指命射を省略し直ちに各個射を命じたのである。

(2) 突撃發起の動機作爲の射撃

小隊長 (口)の火點に對する集中射撃

分隊長 目標斜右の(口)の火點 二三〇「第一撃て」「第二撃て」

二二〇 各個に三發撃て(號令)

火點集中射撃に於ては確實なる命中を期する爲先づ指命射により方向修正量を求め射距離の點檢を行ひ然る後各個射に移るのである。

第五百五十三 (212)

新 戦闘間小隊長ハ勉メテ最前線ニ近ク位置シ常ニ敵情ニ注意シ彈著ヲ觀測スルト共ニ各分隊ノ行動適切ナリヤ、分隊長ノ指揮良ク行ハルルヤ等ヲ監視シ絶エズ中隊長トノ連絡ニ注意ス

小隊長ハ連絡掛下士官ヲシテ其ノ指揮ヲ輔佐セシム

草 戦闘間小隊長ハ小隊ヲ指揮スルニ便ナル地ニ占位シ……中隊長トノ連絡ニ注意スヘシ

説明 本條項は、小隊長の攻撃に於ける戦闘指導の要領を示されたものであつて、新操典に於て特に強調増補せられたるは左の三點である。

- (一) 戦闘間に於ける小隊長の位置は最前線主義を採用し之を強調せらる
- (二) 小隊長と中隊長との連絡に關し「絶えず」なる字句を増補し積極的に連絡すべき件を強調せらる
- (三) 戦闘間に於ける連絡掛下士官の任務を明示せらる

(一) 戦闘間に於ける小隊長の位置に就て

戦闘間に於ける小隊長の重要な任務は、小隊の運動及射撃を統轄して部下部隊を自己の意圖の如くに運用するにあることは、既に説明して置いた所であるが(第四百四十九參照)、斯くの如き指揮は、小隊長の如き直接部下の指揮に任ずる指揮官に於ては、常に最前線に在つて自ら敵情を見、自ら地形を觀察して瞬間に適切なる判断を下し、機に先んじて戦機を捕へ適時之に對する處置を施して行くにあらざれば、到底實現し得るものでない。且又小隊長の如き直接部下と行動を共にする指揮官に於ては、特に部下の志氣の振作に著意することが肝要である。之が爲には自ら最前線に立つて率先垂範其の威徳を直接部下に仰がしむるに優る手段は他にあるまい。曾つて幾多の戦場に活躍された經驗深き中隊長から「小隊長や分隊長は多少指揮など下手でもよい、號令など出來なくともよい、常に小隊、分隊の先頭に立つて進んでくれればよい。部下は皆なよくついて行く、戦闘は都合よく運んで行く」と云ふ述懐を聞いたのであるが、言甚だ奇矯に失するの嫌あるも、誠に味ふべき名言だと思ふ。深く注意を要する。

斯く觀じ來れば小隊長として指揮に最も便なる位置は、最前線に在りと斷言し得るのである。新操典に於て草案の「指揮スルニ便ナル地ニ占位シ」なる字句に修正を加へ「最前線ニ近ク位置シ」と具體的に明示せらるゝに至つた所以も亦實に茲に存するものと思ふ。

指揮官の位置に關し作戰要務令は次の如く教へて居る。參考の爲に記述して置く。

「作要第一部第十六」に 指揮官ノ位置ハ軍隊ノ指揮ニ重大ナル影響ヲ及スモノニシテ軍隊ノ志氣ヲ左右スルコ

ト大ナリ故ニ部下ノ指揮ニ便ニシテ成ルベク連絡容易ナルト共ニ其ノ威徳ヲ軍隊ニ及シ得ルコトヲ考慮シ之ヲ選定スルコト緊要ナリ

「作要第二部第九」に 歩兵指揮官ハ第一線ニ近ク位置シ變轉極リナキ戦況ニ即應シ戦闘指揮ヲ適切ナラシムルト共ニ軍隊ノ志氣ヲ鼓舞スルコト緊要ナリ

(二) 小隊長と中隊長間の連絡に就て

新操典に於ては小隊長に絶えず中隊長との連絡に注意すべきことを要求せられて居るのであるが、元來直屬系統に於ける各級指揮官の連絡は、上級指揮官より下級指揮官に向つて行はるゝのが新操典の原則とする所である。之は上級指揮官として部下掌握の職責に基くこと勿論であるが、上級部隊に於ける指揮機關は下級部隊の其れに比しより一層充實しある關係によるものである。併しながら緊密なる上下一體の連絡は、單に上級指揮官より行はるゝ一方的連絡のみによつて實現し得るものでない、下級指揮官亦自ら積極的に其の指揮掌握に入るの著意を以て連絡に努力することによつて始めて連絡の完璧を期し得るのである。下級指揮官よりする積極的連絡の必要なることは本事變に於て痛切に體驗せられた所であつて、新操典は到る處に之を強調して居るのである。吾人の深く注意すべき件である。(第四百四十七の説明參照)

(三) 連絡掛下士官の任務に就て

新操典に於ける小隊の編制に新に連絡係下士官及傳令等を加へられたのであるが、之は中隊編制の裝備強化に伴ひ小隊の戦闘指揮亦從來に比し一層複雑となりたる結果、小隊長を直接輔佐すべき機關を必要とするに至つた爲である。即ち小隊長は、直系統による中隊長及分隊長との間に緊密なる連絡の必要あるは勿論であるが、横系統にある歩兵小隊、機關銃小隊、自動砲小隊とも亦緊密なる連絡が保持されなければ小隊の完全なる指揮がとれなくなつたのであるから、小隊にも専任の連絡機關を必要とするに至つた所以である。従つて連絡掛下士官の指揮の輔佐とは、縦横に於ける指揮官との連絡を確實にし相互の指揮協調を圓滑ならしむることを謂ふのであつて、決して小隊長の指揮の一部を實施して輔佐するの意味ではないのである。

連絡掛下士官として小隊長の指揮の輔佐上實施すべき主なる件を述べれば左の如きものであらう。

- 1、中隊長との連絡を確實にし其の命令、企圖を適時的確に小隊長に傳ふること
- 2、小隊と分隊間の連絡を緊密にし小隊長の命令、企圖を迅速確實に部下分隊に徹底せしむること
- 3、歩兵小隊、機關銃小隊、自動砲小隊との連絡を確保し相互の協調を適切ならしむること
- 4、敵情、地形を觀察し之を適時小隊長に提供し其の指揮の便を圖ること

突撃、陣内ノ攻撃

第五百五十四 (213)

新 戦闘ノ進捗ニ伴ヒ小隊長ハ逐次突撃ヲ準備ス之ガ爲益、敵陣ノ状況ヲ詳カニ特ニ我ガ突撃ヲ最モ妨害スベキ敵ノ位置及状態、障碍物ノ程度、敵陣ノ弱點等ヲ確メテ中隊長ニ報告スルト共ニ重火器等ニ通報シ且擲彈分隊ヲ部署

シ突入後ニ於ケル各分隊ノ前進方向ヲ示ス此ノ際一火點ニ過大ノ白兵ヲ指向シテ無益ノ損害ヲ被ルコトナキヲ要ス障碍物ヲ通過シテ突撃スル場合ニ於テハ障碍物ノ状態、破壊口ノ數等ニ應ジ突撃部署ヲ適切ナラシメ要スレバ小隊自ラ障碍物ヲ處理ス

草 戦闘漸次進捗シテ敵ニ近接スルニ從ヒ小隊長ハ未タ戦闘任務ヲ附與セサル分隊アルトキハ之ニ戦闘任務ヲ附與シ逐次突撃準備ヲ整フヘシ即チ機ヲ失セス敵陣ノ状況ヲ詳ニ搜索シ………所要ニ應ジ分隊ニ突入後ノ前進方向ヲ示シ………

説明 草案に於ては突撃準備要領及其の實施要領を一條に纏め記述しありたるも、新操典に於ては之を整理し、本條には突撃準備の要領に關してのみ簡單明瞭に記述せらるゝことになつた。而して新操典の本條に於て特に増補せられた點を列記すれば次の如くである。

- (一) 突撃準備の諸條件を重火器等に通報する件
- (二) 突入後の前進方向を各分隊に指示する件
- (三) 一火點に過大の白兵を指向するを戒められたる件
- (四) 障碍物の状態に應ずる突撃部署に關する件

新操典に於ては突撃は逐次に準備すべきものであることを冒頭に記述し、次に之が爲の手段を記述して其の理解を容易ならしめられてある。

突撃準備と云ふと何か特別に準備すべきものがある様に難かしく考へ、突撃實施の直前に至つて一時に故らに之を準備せんとするの傾向尙存するは誠に遺憾なことである。突撃準備と云ふものは、戦闘の初期から逐次に準備せられて行つて突撃實施前に於ては自然に完了せらるゝ如くなるのが原則なのである。

歩兵の本領は突撃を以て敵を殲滅するにあることは、操典綱領の教ゆる所であつて、肉弾決勝は實に歩兵戦闘の根本目標であることは既に説明して置いた所である。吾々は此の歩兵戦闘の本質を十分に把握して居れば、戦闘経過中に於ける小隊分隊の一舉一動は悉く突撃の準備なりと自覺することが出来、戦闘の進捗に伴ひ漸次明確になつて行く敵情なり敵陣の状態なりに應じ適時適切なる處置を施し、戦闘を有利に指導して行く様になるのである。此の適時適切なる處置こそは、實に立派な突撃準備なのであつて、斯くの如き著意の下に逐次其の準備が整へられて行つて、突撃直前に於ても極めて簡單輕易迅速に準備が完了し、戦機に投じた突撃が實行せらるゝに至るのである。

(1) 分隊に其の攻撃目標を最初から明確に指示することは中々困難なことであるが、戦闘の進捗に伴つて漸次明瞭になつて来るから、逐次に之を的確ならしめ、以て突撃實施に方りては單に突撃すべき部分を指示すれば足ると云ふことにならねばならぬのである。(新操典に於ては攻撃目標は戦闘の経過に伴ひ逐次明確ならしむるの主義を採用して居るのである)

(2) 我が突撃を妨害すべき敵の位置及状態(火器の種類、數及其の我に及す威力等を謂ふ)等に對しても、状況の明確となるに伴ひ逐次之を中隊長に報告して資料を提供し中隊の突撃準備に遺憾なからしむると共に、重火器に通報して豫め對應の處置を準備せしむる等、且自らも亦或は擲弾分隊に對應の準備をなさしめ或は又手榴弾手を準備し機に先んじて撲滅の處置を準備する等、周到なる著意の下に其の準備を著々進捗せしめて行くなれば、突撃實施に際し少しの混亂もなく手落もなく頗る順調に輕易に其の準備を完了せしめ得るのである。

(3) 障碍物に對しても亦戦闘の進捗に伴ひ其の種類、強度竝に破壊容易なる部分等を速かに偵知し、之が準備を整へて置けば、突撃實施に方りて少しも混雜することなく小隊長の意圖の如く破壊が實施せらるゝであらう。

(4) 敵陣の弱點に對しても亦同様であつて、死角なり射撃し得ざる扇形地なりを明かにし、豫め之を利用するの企圖を分隊に指示し行動を之に適應せしむる如く指導すれば、側背攻撃でも包圍動作でも頗る單簡に實施出来るのである。(突撃實施直前に於て之を準備し實施せんとすれば中々容易のことでない)

之を要するに斯くの如くに諸種の準備が逐次に實施せらるゝならば、突撃實施直前に於ける準備は極めて單簡輕易なものとなり、其の準備に少しも狼狽することがないのである。

(一) 突撃準備の諸條件を重火器に通報する件

中隊の編制に重火器小隊を加へられた現裝備に於ては、歩兵小隊が之と緊密なる協同を必要とするは勿論であつて、新操典中隊戦闘要則の冒頭に之を明示せられて居る所である。歩兵小隊と重火器小隊との緊密なる協同に關しては、既に前回(第五十の說明)に於て明かにして置いた所であるから、詳細に互る説明は省略することとするが、歩兵小隊長は常に最前線に在つて最も良く現況に通じて居る指揮官であるから、積極的に重火器小隊に連絡し、絶えず細大洩らす所なき資料を提供して其の戦闘を現況に適應せしめ、小隊の突撃準備に遺憾なからしむる如く努力することが特に肝要である。

(二) 突入後の前進方向を各分隊に指示する件

草案に於ては「所要ニ應シ分隊ニ突入後ノ前進方向ヲ示シ」とありたるを新操典に於ては「突入後ニ於ケル各分隊ノ前進方向ヲ示シ」と増補明示せらる。之は新操典に於ては特に敵の側背に對する攻撃竝に包圍攻撃等を強調せられて居るので、突入後に於ける前進目標を豫め指示して置かぬと、其の方向を誤り易いのである。且又豫想する敵陣地は縦深横廣の地域に疎開せる支點組織の陣地であるから、突入した部隊が各方面から射撃を受けることとなるであらう。従つて之亦豫め前進方向を指示して置かぬと其の方向に迷ひ何れも小隊長の指揮掌握から脱

逸し易いのである。従つて小隊長として突入後の各分隊の指揮掌握を確實ならしむる爲には、各分隊に突入後に於ける前進方向を豫め指示し置くことは極めて肝要なことである。而して此の前進方向は各分隊を各別の方向に前進せしむるの意でなく、各分隊の共同の方向を意味して居るのである。

(三) 一火點に過大の白兵を指向するを戒められたる件

現代の陣地は、之まで屢々説明せる如く縦深横廣の地域に疎開しある支點組織の陣地であつて、而も此等の各支點は相互に火力的に連繫を有するのみならず後方の重火器地帯からも亦火力的援助を受け得る如く準備せられてあるので、火點に突入する部隊は各方面から集中射撃を被ることを豫め覺悟してかゝらねばならぬのである。若し夫れ不用意にも一火點に多くの白兵を聚集せしむることあらんか、是即ち敵の術中に陥るものであつて、瞬間的に多大の損害を受け、折角の突撃も之が爲或は挫折するに至るやも知れない。新操典は深く茲に鑑みる所あり過度に白兵を一火點に指向するの弊を特に戒めらるゝに至つたのである。

(四) 障碍物の状態に應ずる突撃部署に關する件

障碍物を有する敵に對し突撃するに方り之が處理法は、突撃部署を決定する上に於て極めて緊要なることであるから、突撃準備に關する本條項に於ては、部署に關する一般的事項のみを記述し其の處理法及之を通過して行ふ突撃要領に關しては次の條項に一括記述せらるゝことになつたのである。而して障碍物を通過して行ふ突撃には、中隊長以上に於て豫め破壊口を配當し之に基き突撃を實施する場合と小隊自ら障碍物を處理して行ふ場合とあることを明かにし、以て兩者の場合に於ける部署に自ら差異あることに特に注意を喚起せられて居る。部署の細部に關しては突撃實施の條項に於て説明することとする。

第五百五十五 (213)

新(一) 小隊自ら障碍物ヲ處理シテ突撃スル場合ニ於テハ小隊長ハ障碍物ノ種類、使用シ得ベキ資材等ニ基キ破壊、掩覆通過等ノ手段ヲ講ジ且敵自動火器ノ配置、小隊ノ突撃部署等ヲ考慮シ處理スベキ部位及其ノ時機並ニ作業ノ要領及掩覆ノ方法ヲ定メ所要ノ部署ヲ行フ

(二) 破壊口ヲ通過シテ突撃ヲ實施スルニ方リテハ豫メ各分隊ノ通過地點、其ノ順序等ヲ示スト共ニ所要ノ火力、煙等ヲ以テ通過掩護ノ處置ヲ講ジ且通過ニ際シ作業手ヲ先頭ニ進メ破壊ヲ補足セシムルコト必要ナリ
狀況特ニ障碍物ノ強度ニ依リ分隊毎ニ所要ノ資材ヲ携行シ突撃ト同時ニ強行通過セシムルコトアリ此ノ際分隊ハ勉メテ廣キ正面ヨリ突破ス

草 小隊ハ屢々、自ら障碍物ヲ破壊シテ突撃ヲ實施セサルヘカラス此際突撃路ノ開設ハ能ク突撃部署ニ應セシムルコト緊要ナリ

説明 本條項は障碍物を有する敵陣地に突撃するに方り、障碍物の處理法及障碍物を通過して行ふ突撃の要領に關し一括記述せられたものである。

(一)は小隊自ら障碍物を處理して突撃する場合の處理法に關し其の要領を記述せられたものである。
小隊長が障碍物の處理法を決定するのに其の基礎條件となるものは何かと云へば、其れは即ち障碍物の種類と使用し得べき資材との二つである。小隊長は此の二つの條件を考慮按配して破壊手段に出づべきや或は掩覆通過の手段に出づべきや等を決定することになるのである。

障碍物には、鐵條網、鹿砦、拒馬、地雷、壕其の他種々ある。而して鐵條網だけに就て見ても網形鐵條網もあれば屋根形鐵條網もある。又低鐵條網と稱して高さ五〇糎乃至八〇糎程度のもあれば、移動鐵條網と稱する折疊式の鐵

條網もある(圓筒形、蛇腹形、刺形の三種あり)。此等の障礙物は、各、皆其の性質を異にして居るのであるから、其の處理法も亦其の種類に依つて異なつて來るのは當然のことである。今左に鐵條網に就き一例を擧げて見れば、普通の鐵條網であつたならば鐵線切斷に依る破壊か爆破によらなければならぬが、低鐵條網殊に鋼鐵線低鐵條網等に在りては、掩覆通過を有利とする場合がある。又植杭の脆弱なる鐵條網に在りては、其の數杭に太き綱を巻き付けて牽き倒すを可とする場合もある。又折疊鐵條網に在りては、爆破するか或は其の固定部を器具により破壊し除去することになるのである。その他鹿砦、拒馬、地雷等各、其の處理法を異にするのである。

次に使用し得べき資材であるが、資材にも亦種類がある、即ち鐵條鉄、斧鉞、綱、破壞筒その他又掩覆資材としては板、編條梯子、蓆、藁等である。此等資材の種類によつて處理法を異にすることは言ふまでもないことである。障礙物破壊の一例として鐵條網破壊並に掩覆通過設備の要領を左に記述し参考に供することとする。

(1) 鐵條網破壊作業實施要領

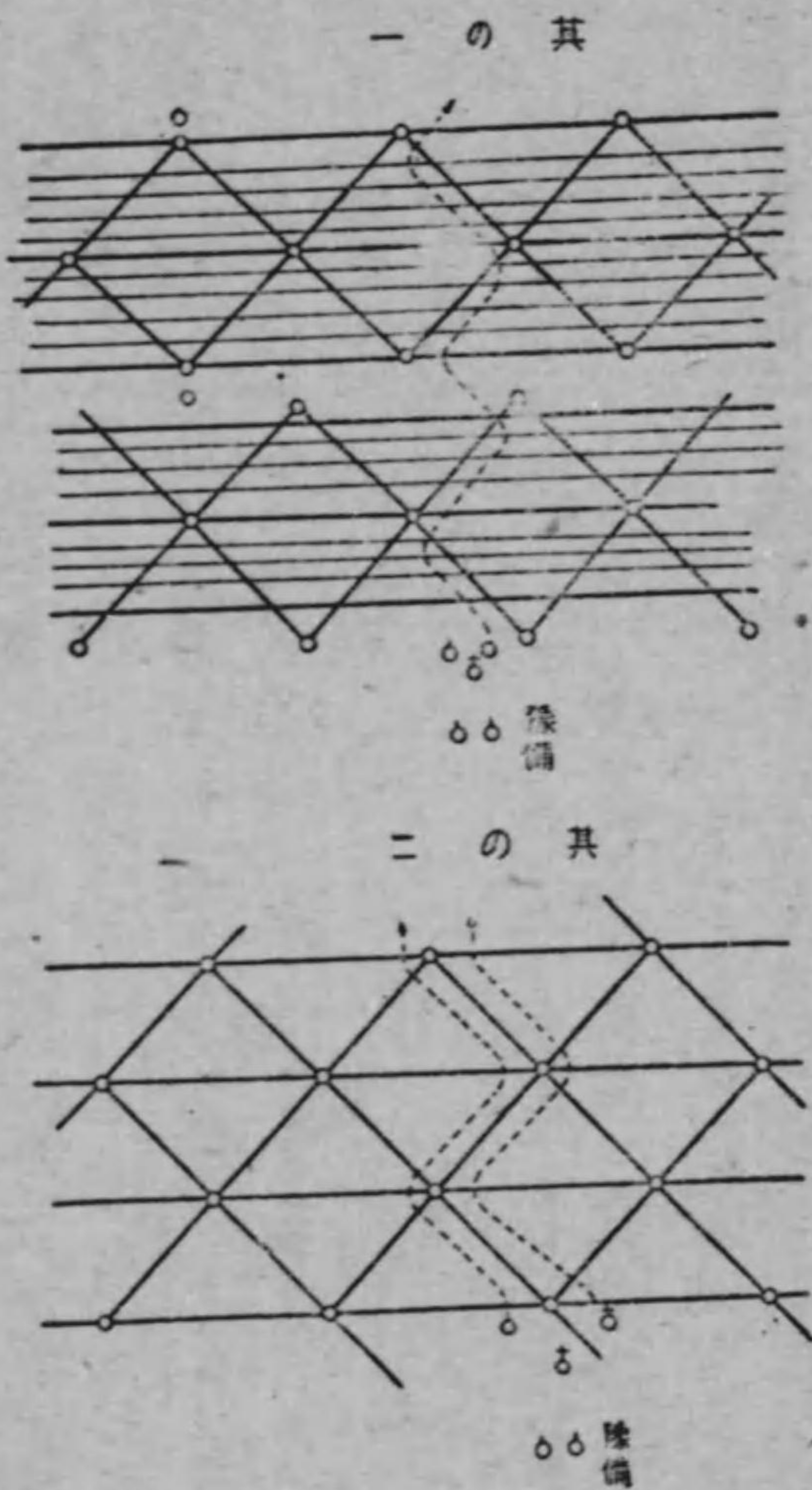
元來障礙物は之を破壊して通過するのが本則である。併し輕易なるものに對しては掩覆して通過するを便とすることがある。殊に近時使用せられてゐる「鋼鐵線低鐵條網」に對しては、掩覆通過を有利とする場合が尠くない。障礙物の破壊及通過に關する作業は、隱密に實施(敵の視聽を避け靜肅に行ふ)するを可とするも、場合によつては敵火の損害を顧みることなく迅速に強行することも亦屢々である。

(a) 器具による鐵條網の隱密破壊

隱密に鐵條網を破壊するには、通常一突擊路を開設する爲に長一、作業手四(内二名は豫備)より成る一作業班を編成し、各作業手には鐵條鉄各二(内一は豫備)を配當する。又有刺鐵線より成るものに對しては革製手套を穿用せしむるを可とする。

班長は作業手を率ゐる地形地物を利用し要すれば匍匐しつゝ靜肅に前進し、鐵條網の前縁に達すれば破壊すべき杭列を指示し、左圖の如くに作業手を配置して其の作業に著手せしむるのである。

器具による鐵條網の隱密破壊



作業手は、先づ鐵線を杭又は鐵線相互の固定點より約三〇厘隔りたる所にて靜かに鐵線鉄にて鉄み、之に切缺を設け次で兩手を以て切缺部に於ける鐵線の兩側を握り靜かに折り、其の長さ方の線的一端を成るべく固定點より遠き位置に於て地中に挿入し、又杭に固定せる短き方の端末を敵

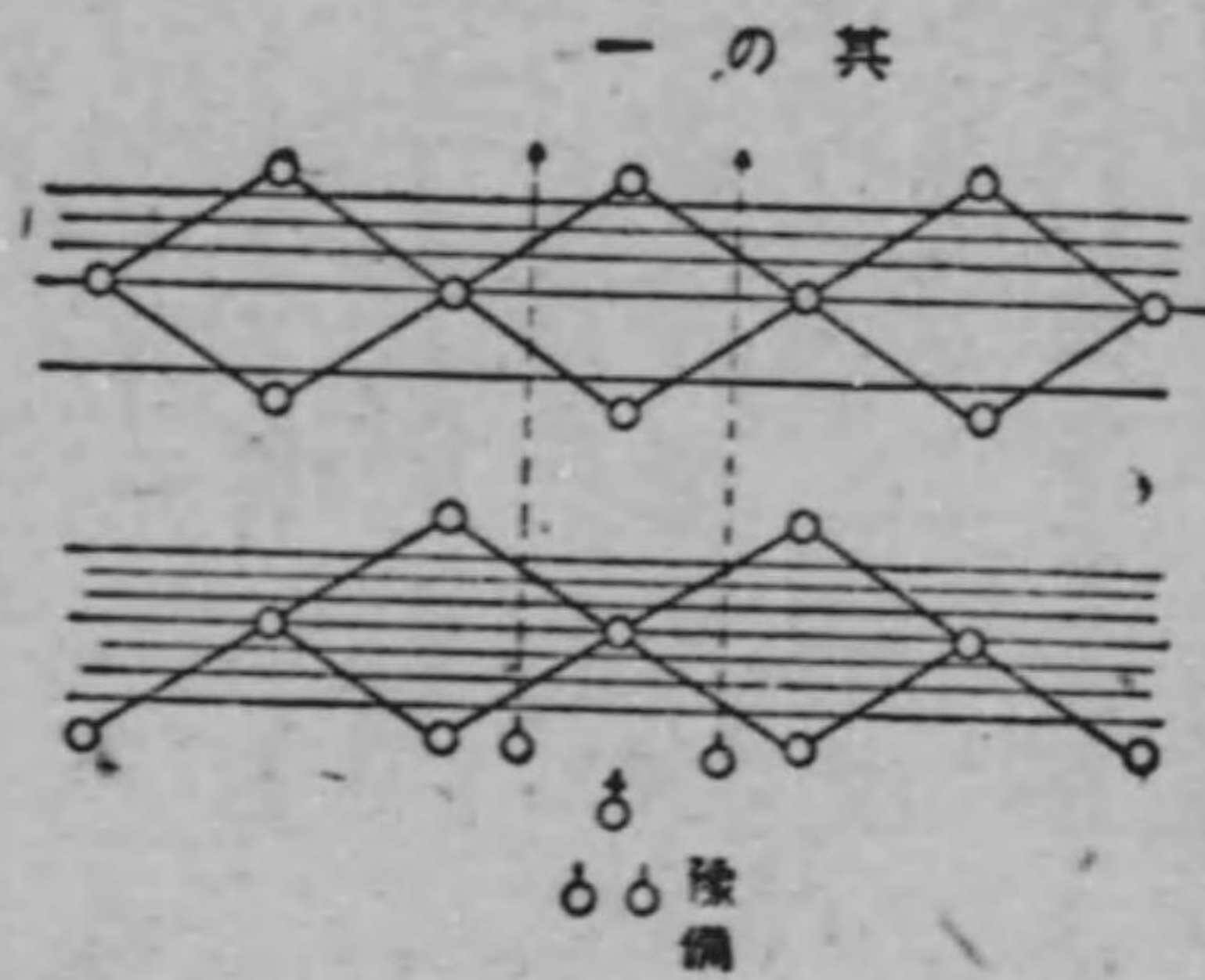
方に向ひ折曲げて置くのである。斯くの如くして逐次鐵線を截斷し鐵條網帯の後縁に到るのである。

鐵線の截斷に方り細き鐵線は先づ太き鐵線と同一の方法に依り之を截斷し、其の各端末は遊動せざる如く太き鐵線又は杭に纏絡して置くのである。

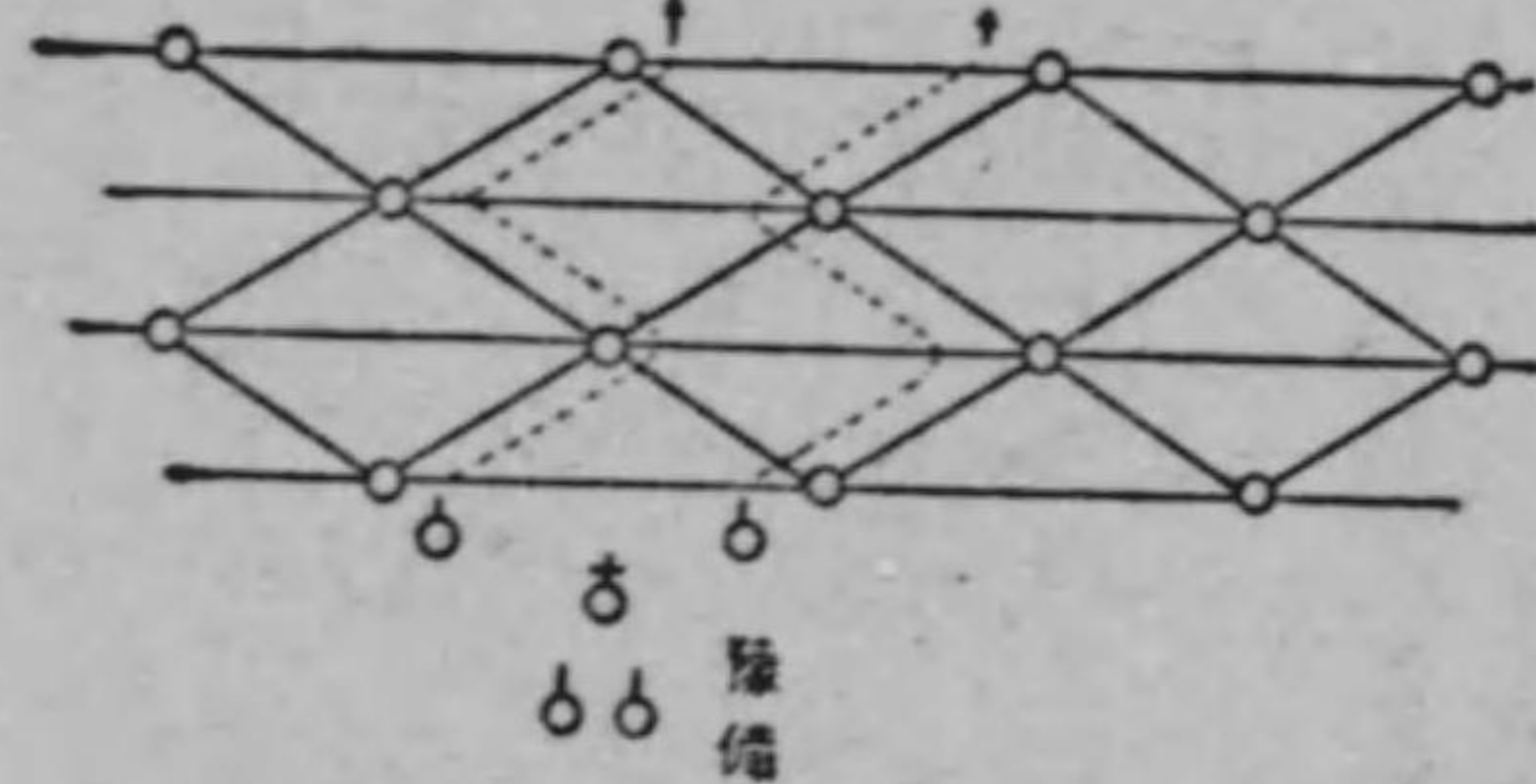
(b) 器具に依る鐵條網の強行破壊

強行破壊に在りては、迅速に鐵線を截斷せなければならぬ。之が爲に先づ左圖に示す如く作業手を配當し

て杭間の鐵線を截り落すを可とする。有刺鐵線に在りては特に然りである。又植杭が堅固でない場合には太き網を數杭に巻き著けて之を牽き倒し得ることもある。
器具に依る鐵條網の強行破壊



其の二



(c) 破壊筒に依る鐵條網の破壊

破壊筒に依り鐵條網を破壊するには、通常長一、作業手若干（破壊筒の長さ毎二米に付き一名の割合）より成る班を以て實施せしむるのである。班長は先づ作業手に任務、配置及點火後後退すべき位置等を指示し十分に了解せしめたる後、破壊筒を携行せしめて前進し、鐵條網の前縁に達すれば班長は破壊筒を挿入すべき位置を示し作業手は協力して鐵條網の下部に於て勉めて杭脚に近く且鐵條網帯に直交する如く破壊筒を鐵條網の全深さに互り挿入し、然る後點火に任ずる作業手は班長の指示に依り之に點火するのである。點火終れば各作業手は速かに所定の位置に後退するのである。

(2) 障害物掩覆通過の設備要領

障害物に掩覆通過の設備を行ふには、板、編條、梯子及藁等の材料を用ひ通常障害物の前縁より後縁に向ひ逐次

之を連接して通路を設くるものである。

注

步兵聯隊には作業小隊があつて、之が通常第一線大隊に配屬せられ、障害物の破壊、陣内掃蕩等の工兵的作業に任ずるのである。大隊に配屬せられた作業隊が更に中隊に分屬せられ、其の一部が更に小隊に配屬せらるゝことがある。然る場合には此の作業分隊が主體となつて破壊作業に任ずるか然らざる場合には小隊長が其の部下の中から適任の者を選任して作業班（組）を編成することになるのである。

前述の如くに障害物の種類と使用し得べき資材とを照合して破壊か超越か其の處理法を決定したならば、愈、其の作業に取り掛かることになるのである。而して作業の實施に方つては、小隊長は先づ敵情特に敵自動火器の配置を偵察（此の偵察は實施の直前に於て實施するは勿論であるが、攻撃經過中より各種の手段を盡くして間斷なく實施すべきものである）して、其の現況を明かにし、豫め之に對する手當を講ずるの必要がある。何故なれば敵の自動火器と云ふものは我が作業の成否に重大なる影響を與ふるものであるからである。然る後我が小隊の突撃部署を考慮し、之に適應する如く、處理すべき部位即ち破壊すべき位置若しくは超越すべき位置と其の數、作業實施の時機、作業實施の要領（隱密作業に依るか強行作業に依るか竝に其の實行の方法等）及掩護の方法（中隊の重火器の掩護に依るか小隊自らの火器の掩護に依るか或は煙等の掩護に依るか等）を決定し以て突撃實行に關する具體的部署を定め、諸準備を完了し、時機の到來を待つて一舉に實施することになるのである。

(3) 處理すべき部位の決定

障害物の破壊若しくは超越すべき部位を決定するには、小隊の突撃正面内に於て戰術上の要求を顧慮すべきは勿論であるが、我が銃砲彈に依つて若干破壊せられた部分或は構造比較的脆弱なる部分若しくは近接容易なる部分等作

業容易なることに著意することが肝要である。

(4) 作業実施の時機

突撃実施に支障なからしむる爲突撃前に於てするを可とする。併し状況之を許さざる場合には突撃と同時に進行することになる。夜暗、濃霧等は利用すべき時機である。何故なれば敵の不意に乘じ隠密に作業を実施し得るからである。然れども小隊の突撃等にありては、中隊全般の状況に左右せらるゝを以て、我が掩護射撃の下に強行する場合一比較的多いであらう。

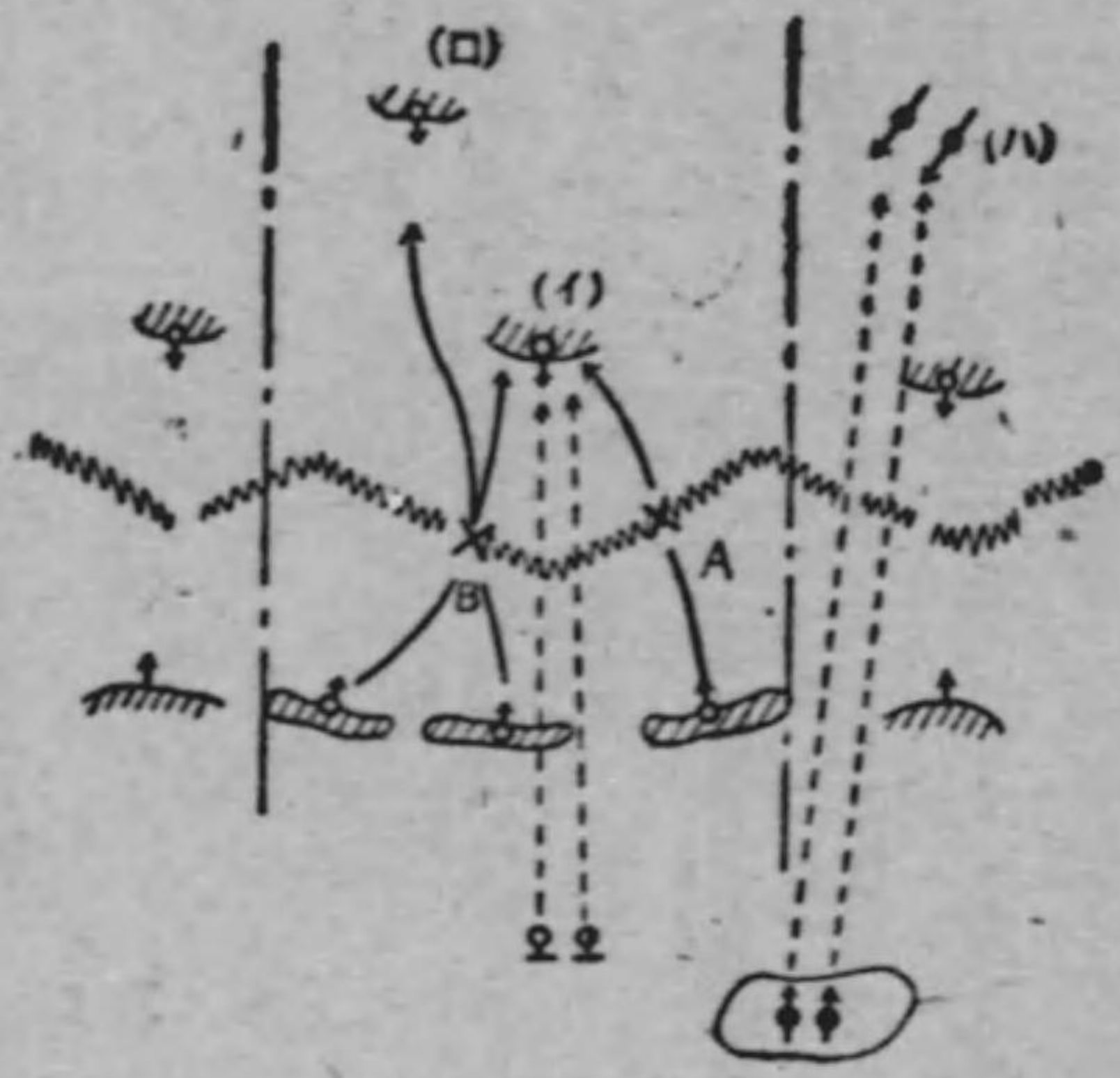
(5) 作業実施の要領

作業を実施するには通常一突撃路(破壊路、超越路)を開設するに一作業班(組)を編成することになる。其の作業班(組)の人員及器材は、障碍物の種類、強度及破壊の方法並に程度其の他器材の種類、數量等に依り決定せらるゝのであるが、常に班毎に若干の豫備人員及器材を含ましむべきものである。而して其の人員は敵の視聽を避くる爲に成るべく少數なるを可とするものである。(前述鐵條網破壊の要圖参照)

作業班(組)は、小隊長の命令により前進し作業を開始し(隠密又は強行作業、其の要領は前述鐵條網破壊の説明参照)、其の任務を達成せば逐次後退するか或は其の位置に止り突撃部隊と共に前進する。而して此等の事項は出發前に於て小隊長より豫め指示し置くべきものである。

隠密作業中敵に發覺せられ其の妨害を受くるに至れば、適時強行作業を実施するものである。又突撃と同時に突撃路を開設する場合は作業班は突撃小隊に先だちて前進し、掩護射撃の下に作業を強行するものである。

鐵條網破壊と突撃実施の一例

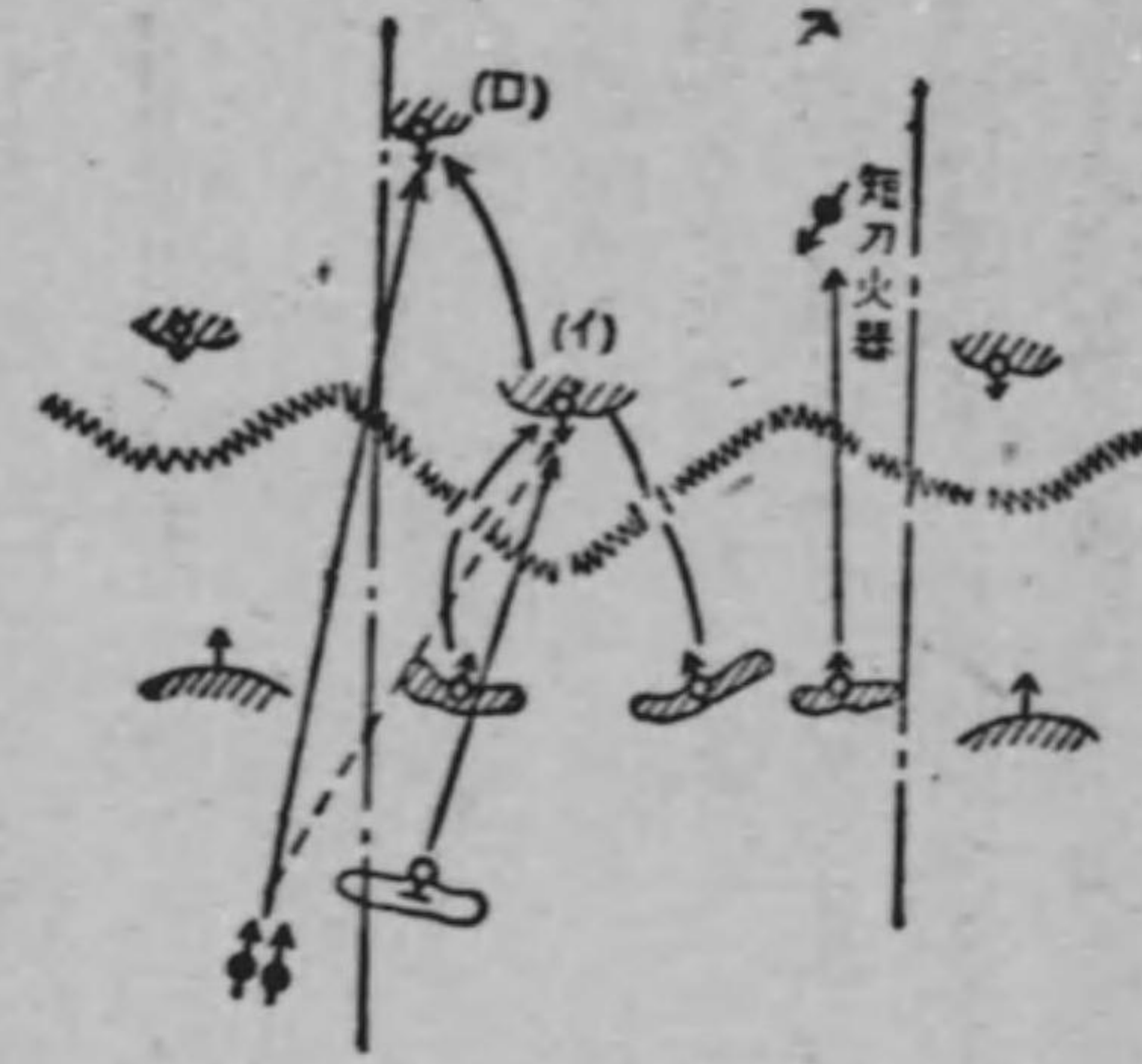


情況

- 一、砲兵ハ左ノ如ク突撃支援射撃ヲ實施ス
 - 第一次 敵ノ第一線
 - 第二次 重火器地帯
 - 第三次 敵ノ第一線
 - 第四次 重火器地帯ニ射程延伸
- 二、小隊ハ第一次 第二次ノ支援射撃間隙ニヨリ鐵條網破壊ヲ命ゼラレアリ
- 三、中隊ノMGハ(ハ)ノ敵ヲ射撃ス
- 小隊長ノ部署
 - 第〇分隊ハA(部位)ニ破壊口ヲ作りイ)火點ノ右側ニ突入
 - 第〇分隊ハB(部位)ニ破壊口ヲ作りロ)火點ヲ攻撃
 - 第〇分隊ハB破壊口ヨリイ)火點ノ左側ニ突入
 - 第〇分隊ハイ)火點ニ集中射撃 各筒六發 射撃開始ノ時機ハ後命ス
- 爾後A破壊口通過
- 鉄斷作業開始ハ第一次砲兵支援射撃終了直後トス
- 各分隊ハソレ迄作業準備ヲ完了シアルベシ

(二) 破壊口を通過して突撃を実施する場合の著意すべき要件を記述せられたもので、新操典に於ては草案に比し一層具體的に懇切に明示せられて居る。即ち操典に於ては突撃の實施を小隊長の意圖の如く統轄するの趣旨に基き各分隊の通過地點、其の順序等を示すと同時に所要の火力、煙等を以て通過掩護の處置を講ずべきことを要求せられ、且突撃實行の滯滞を除去する爲に常に作業手を先頭に進むるの著意を強調せられて居る。蓋し一旦開設した破壊口も敵が忽ち補修したり或は移動障碍物を以て閉鎖したり或は作業不十分の點を發見すること屢なるを以て、此等の除去又は作業補足の爲に作業手を必要とするものであるからである。

破壊口を通過して行ふ突撃實施の一例



- 第〇分隊ハ右ノ破壊口ヨリ(イ)火點ノ右側ニ突入
- 第〇分隊ハ左ノ破壊口ヨリ(イ)火點ノ左側ニ突入爾後(ロ)火點攻撃
- 第〇分隊ハ先ヅ短刀火器射撃 爾後右ノ破壊口通過
- 第〇分隊(イ)火點ニ集中射撃各筒六發 爾後左ノ破壊口通過、射撃開始ノ時機ハ後命ス
- MG 小隊ハ主トシテ(ロ)火點ヲ射撃ス
- 突入發起直前(イ)火點及短刀火器ニ發射發煙筒ヲ發射シ突撃ヲ掩護セシム

註 本條項に記述しある破壊口とは、中隊長より配當せらるゝ場合もあれば又小隊自ら處理したる場合もあり兩者を含んだものである。

(三) 本條項は本事變の經驗に鑑み新操典に新しく設けられたものであつて、強度比較的脆弱なる障碍物處理に對する要領を記述せられたものである。

大疎開戦法の法則に従つて廣正面長縦深に疎開し敵火を避けつゝ近迫したる小隊が、突撃直前至近距離に於て狭小なる破壊口より密集して突撃することは、自動火器の著しく増加せる現代戦に於ては、如何に我が砲兵、重火器等の掩護射撃、煙の利用等ありとするも、相當の損害を蒙むることを覺悟せねばならぬのである。従つて狀況

例へば敵が我が攻撃により著しく萎縮し浮足立つて居る場合とか、特に障碍物の強度が脆弱であつて而も之が處理の爲の器材が豊富に準備し得られたる場合に於ては、分隊は散開隊形のまま勉めて廣き正面を保持しつゝ突破するを有利とするものである。此の場合に於ては散兵をして個々に或は若干名毎に強行破壊を實施せしめ、一意自己の正面に向つて邁進せしめ以て敵陣地に突入するものである。

第二百五十六(214)

新 小隊長ハ突撃發起後敵ノ側防機能不意ニ現出スルコト多キヲ顧慮シ豫メ重火器ト連絡シ且所要ニ應ジ煙ヲ使用シ或ハ臨機ノ必要ニ應ジ得ル如ク擲彈筒、發煙筒等ヲ準備セシム此ノ際敵ヲ欺騙シテ側防機能ノ位置ヲ暴露セシメ事前ニ之ヲ破壊スルヲ得バ有利ナリ

草 小隊長ハ敵前至近ノ距離ニ於テ不意ニ現出スル敵ノ自動火器等ニ對シ要スレハ機ヲ失セス擲彈筒分隊ヲシテ射撃セシムヘシ

説明 突撃發起後現出する敵の側防機能處理に關する小隊長の部署に關し記述せられた條項であつて、草案に比し一層具體的に明瞭に記述せられてある。

突撃發起に方り我の最も痛痒を感じるものは不意に現出する敵の側防 能即ち短刀火器である。従つて突撃發起に方り豫め之に對する處理法を準備し置くことは、我が突撃を成功せしむる上に於て極めて緊要なることである。而して此等側防機能(短刀火器)に對する處理法は、中隊長以上の指揮官に於ては重火器、砲兵等を以て豫め準備すべきことは勿論であるが、此等短刀火器の現出と云ふものは不意且瞬間的であり、目視亦甚だ困難なるを常態とするを以て、重火器や砲兵等の處理は適時に期待し得ることが多い。従つて小隊長も亦自ら自己の火器、煙等を以て豫め臨機適應の處理法を準備し、機を失することなく其の威力を撲滅又は封じ得なければならぬのである。而して